

広島市報

第99号

発行
昭和29年7月20日
(火曜日)

発行所
広島市役所
広島市国泰寺町三九

【目次】

警察法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例	二
職員に対する退職手当の臨時特例に関する条例	三
広島市農業委員会の選挙による委員の定数条例	三
規 則	三
広島市職員住宅貸与規則の一部改正	三
広島市の公務員に対する特別手当の支給に関する条例施行規則の一部改正	三
警察法の改正に伴う関係規則の整理に関する規則	四
告 示	四
出納事務の一部委任について	四
建築許可に関する公開聴聞について	四
緊急臨時市議会の招集について	四
六月二十三日招集の緊急臨時市議会に付する事件について	五
道路の位置の指定について	五
昭和二十九年広島市出入予算追加について	五
本業所統計調査の調査区番号、区域及び統計調査員について	七
第十四回仮換地予定地指定取消、第四十六回仮換地予定地変更指定中未発表のもの及び第四十七回仮換地予定地変更指定の発表について	二

◎訓 令

警察本部長並びに消防局長専決規程の一部改正	二
社会保険広島市民病院処務規程の一部改正	二
水道局事項	二
広島市水道局臨時職員の手当に関する特別の一部を改正する規程	二
広島市水道局職員の特殊勤務手当に関する規程の一部改正	二
広島市水道局職員文庫及び職場雑誌運営委員会規程	二
広島市水道局請負工事執行規程の一部改正	二
◎教育委員会事項	二
選挙運動のためにする個人演説会開催のために必要な設備の程度(昭和二十六年五月二十二日広島市教委告示第五号)の一部改正	二
選挙運動のためにする個人演説会施設の公営のために納付すべき費用の額について	二
◎公安委員会事項	二
道路の交通に関する必要な制限(昭和二十三年三月七日広島市公安委員会告示第一号)の一部改正	二
◎選挙管理委員会事項	二
選挙運動のためにする個人演説会の施設の使用及びその使用による演説会の開催のために必要な施設の公営に関する規則の一部改正	二
農業委員会等に関する法律第十一条において準用す	二

◎公職選挙法第三十三条の規定に基づく広島市農業委員会の選挙による委員の一般選挙の期日について

昭和二十九年七月十六日執行の広島市農業委員会の選挙による委員の一般選挙における開票の事務については、昭和二十九年七月十六日執行の広島市農業委員会委員選挙における選挙長の選任については、昭和二十九年七月十六日執行の広島市農業委員会委員選挙における投票管理者の選任については、広島市農業委員会委員選挙の投票区並びに開票区を定める告示の一部改正について、広島市農業委員会委員選挙に用いる投票用紙の様式を定める告示の一部改正、昭和二十九年七月十六日執行の農業委員会の選挙による委員の選挙における投票用紙並びに同封筒の交付及び投票について、昭和二十九年七月十六日執行の農業委員会の選挙による委員の選挙における選挙立会人、立候補の届出等に関する事務について、広島市農業委員会委員候補者の推薦届出について、広島市農業委員会委員候補者の届出について、広島市農業委員会委員候補者の届出について、広島市農業委員会委員候補者の辞退届出について、広島市農業委員会委員候補者の候補者届出書の本籍を訂正する届出による昭和二十九年七月五日広島市選挙長告示第四号の一部改正について、昭和二十九年七月十六日執行の広島市農業委員会の選挙による委員の選挙の日時及び場所について、昭和二十九年七月十六日執行の広島市農業委員会の選挙による委員の選挙における選挙立会人の「くじ」の場所及び日時について、広島市農業委員会候補者の候補者届出書の本籍を訂正する届出による昭和二十九年七月六日広島市農

選挙長告示の一部改正について……………
 広島市農業委員会委員候補者の辞退の届出について……………
 ◎市議会事項
 市議会議決事項……………

◎辞 令
 ◎雜 報

広島市教職員組合の役員改任について……………
 出張所管区別人口及び世帯状況について……………
 戸籍上の市勢について……………

◎条 例

警察法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。
 昭和二十九年六月二十四日
 広島市長 浜 井 信 三

警察法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例
 第一条 左に掲げる条例は、廃止する。
 一 広島市警察表彰条例(昭和二十四年四月一日広島市条例第十四号)
 二 広島市公安委員会が行う許可等手数料徴収条例(昭和二十四年八月一日広島市条例第三十五号)
 三 広島市警察条例(昭和二十四年十二月三十一日広島市条例第六十二号)
 四 広島市警察賞しゅつ条例(昭和二十七年広島市条例第五十六号)
 五 警察官吏に協力援助した者の災害給付に関する条例(昭和二十七年広島市条例第六十九号)

第二条 広島市報酬並びに費用弁償条例(昭和二十二年七月二十八日広島市条例第十号)の一部を次のように改正する。
 第一条中「公安委員会」を削る。
 第二条中「公安委員会委員 月額一万二千元」を削る。
 第五条中「公安委員会委員 一日につき 千円 月額六千元」を削る。
 別表中「一公安委員会」を削る。
 第三条 広島市共済組合条例(昭和二十四年四月一日広島市条例第十六号)の一部を次のように改正する。
 第一条中「警察職員」を削る。
 第四条 広島市吏員退職料、退職給与金、遺族扶助料及び死亡給与金条例(昭和二十四年四月二十八日広島市条例第二十七号)の一部を次のように改正する。
 第二条第一項各号列記以外の部分中「警察法(昭和二十二年法律第九十六号)附則第七條」を削り、同項第二号中「警察官吏」を削り、同条第三項を次のように改め、同条第四項中「警察」を削る。
 3 この条例で「消防職員」とは、消防司令補、消防士長及び消防士である消防吏員をいう。
 第十条第四項及び第五項、第十条の二、第十四条の二、第二十条、第二十一条第一号並びに第二十七条第一項中「警察」を削る。
 第五条 議会の議決すべき事件に関する条例(昭和二十四年九月十二日広島市条例第四十六号)の一部を次のように改正する。
 木則各号を次のように改める。
 一 消防職員のうち吏員を除く他の職員の定数を定めること。
 二 農業委員会の事務部局の職員のうち書記を除く他の職員の定数を定めること。
 三 退職手当に関すること。
 第六条 広島市職員定数条例(昭和二十六年三月三十日広島市条例第五十九号)の一部を次のように改正する。
 第二条第一項中第六号を削り、第七号を第六号とし、以下一号ずつ繰り上げ、同項中「合計三、二八八人」を改める。

「合計二、六四〇人」に改める。
 第七条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年三月三十日広島市条例第六十二号)の一部を次のように改正する。
 第三条第三項第二号及び別表第二中「警察」及び「警察長」を削る。
 第八条 職員の勤務の宣誓に関する条例(昭和二十六年三月三十日広島市条例第五十四号)の一部を次のように改正する。
 附則第三項を削る。
 第九条 職員の特種勤務手当に関する条例(昭和二十六年八月十一日広島市条例第二十一号)の一部を次のように改正する。
 附則第二項中「警察職員及び」を削る。
 第十条 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和二十六年八月十一日広島市条例第二十三号)の一部を次のように改正する。
 附則第二項中「警察職員及び」を削る。
 第十一条 広島市の公務員に対する特別手当の支給に関する条例(昭和二十七年広島市条例第八十一号)の一部を次のように改正する。
 第二条第二項中「公安委員会委員」を削る。
 附則
 1 この条例は、昭和二十九年七月一日から施行する。
 2 この条例の施行の際、改正前の広島市吏員退職料、退職給与金、遺族扶助料及び死亡給与金条例の規定により、退職料又は遺族扶助料の支給を受ける警察職員又はその遺族に対する退職料又は遺族扶助料の支給については、なお従前の例による。
 職員に対する退職手当の臨時特例に関する条例をここに公布する。
 昭和二十九年六月二十四日
 広島市長 浜 井 信 三

「合計二、六四〇人」に改める。
 第七条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年三月三十日広島市条例第六十二号)の一部を次のように改正する。
 第三条第三項第二号及び別表第二中「警察」及び「警察長」を削る。
 第八条 職員の勤務の宣誓に関する条例(昭和二十六年三月三十日広島市条例第五十四号)の一部を次のように改正する。
 附則第三項を削る。
 第九条 職員の特種勤務手当に関する条例(昭和二十六年八月十一日広島市条例第二十一号)の一部を次のように改正する。
 附則第二項中「警察職員及び」を削る。
 第十条 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和二十六年八月十一日広島市条例第二十三号)の一部を次のように改正する。
 附則第二項中「警察職員及び」を削る。
 第十一条 広島市の公務員に対する特別手当の支給に関する条例(昭和二十七年広島市条例第八十一号)の一部を次のように改正する。
 第二条第二項中「公安委員会委員」を削る。
 附則
 1 この条例は、昭和二十九年七月一日から施行する。
 2 この条例の施行の際、改正前の広島市吏員退職料、退職給与金、遺族扶助料及び死亡給与金条例の規定により、退職料又は遺族扶助料の支給を受ける警察職員又はその遺族に対する退職料又は遺族扶助料の支給については、なお従前の例による。
 職員に対する退職手当の臨時特例に関する条例をここに公布する。
 昭和二十九年六月二十四日
 広島市長 浜 井 信 三

広島市条例第二十八号

職員に対する退職手当の臨時特例に関する条例

(この条例の目的及び効力)
 第一条 この条例は、警察法(昭和二十九年法律第六十二号)の施行に伴い退職する警察職員に対して支給する退職手当の額に、職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年広島市条例第六十二号)の特例を定めることを目的とする。
 (退職手当の額)
 第二条 退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額にその者の勤続期間を左の各号に区分して当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額に百分の二百を乗じて得た額とする。
 一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の六十
 二 十一年以上二十年以下の期間については、一年につき百分の六十五
 三 二十一年以上三十五年以下の期間については、一年につき百分の七十
 四 三十六年以上の期間については、一年につき百分の六十五

2 前項に規定する者で左の各号に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の給料、扶養手当及び勤務地手当の月額の合計額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額に満たないときは、同項の規定にかかわらずその乗じて得た額をもつて退職手当の額とする。
 一 勤続期間一年未満の者 百分の二百七十
 二 勤続期間一年以上二年未満の者 百分の三百六十
 三 勤続期間二年以上三年未満の者 百分の四百五十
 四 勤続期間三年以上の者 百分の五百四十
 (その他の事項)
 第三条 この条例に定めるものの外、退職手当の支給に必要事項は、職員の退職手当に関する条例の例による。

この条例は、公布の日から施行する。
 昭和二十九年六月二十四日
 広島市長 浜 井 信 三

附則
 1 この条例は、公布の日から施行する。
 2 この条例は、昭和二十九年六月三十日限りその効力を失う。
 広島市農業委員会の選挙による委員の定数条例をここに公布する。
 昭和二十九年六月二十四日
 広島市長 浜 井 信 三
 広島市条例第二十九号
 広島市農業委員会の選挙による委員の定数条例
 附則
 この条例は、公布の日から施行し、農業委員会法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第八十五号)の施行後最初に広島市農業委員会の選挙による委員となる者の選挙から適用する。
 広島市職員住宅貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 昭和二十九年一月五日
 広島市長 浜 井 信 三
 広島市規則第一号の二
 広島市職員住宅貸与規則の一部を改正する規則
 広島市職員住宅貸与規則(昭和二十六年三月二十二日広島市規則第八十九号)の一部を次のように改正する。
 第三条第二号を第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 社会保険広島市民病院職員住宅
 第五条第一項第二号を第三号とし、同条同項第一号の次に次の一号を加える。
 二 社会保険広島市民病院職員住宅は社会保険広島市民病院事務局長
 第六条の次に次の一条を加える。
 第六条の二 社会保険広島市民病院職員住宅は、社会保険広島市民病院に勤務する職員であつて、市長が必要と認める者に有料で貸与する。
 別表中「
 八 一般鶴見町アロック三七八二、五〇〇
 九 一般鶴見町ブロック三七八一、〇〇〇
 十 一般鶴見町アロック三七八二、五〇〇
 十一 一般鶴見町ブロック三七八一、〇〇〇
 十二 一般鶴見町アロック三七八二、五〇〇
 十三 一般鶴見町ブロック三七八一、〇〇〇」を「
 八 病院 鶴見町三七八 一、五〇〇
 九 病院 鶴見町三七八 一、〇〇〇
 十 病院 鶴見町三七八 一、〇〇〇
 十一 病院 鶴見町三七八 一、〇〇〇」に改める。
 附則
 この規則は、公布の日から施行する。
 広島市の公務員に対する特別手当の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 昭和二十九年六月十九日
 広島市長 浜 井 信 三
 広島市規則第四十九号
 広島市の公務員に対する特別手当の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則
 広島市の公務員に対する特別手当の支給に関する条例施行規則(昭和二十七年広島市規則第八十五号)の一部を次のように改正する。
 第一条中「第五条第二項」を削る。
 第四条の見出しを「(期末手当の在職期間)」に改め、

同条同項中「条例第五条第一項」を「条例第五条」に改め

第五条を削り、第六条を第五条とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

警察法の改正に伴う関係規則の整理に関する規則

昭和二十九年六月三十日

広島市長 浜 井 信 三

広島市規則第五十号

警察法の改正に伴う関係規則の整理に関する規則

第一条 左に掲げる規則は、廃止する。

一 広島市公安委員会委員服務規則（昭和二十三年三月五日広島市規則第四十号）

二 広島市警察職員の宣誓、教育訓練、礼式及び服制に関する規則（昭和二十四年十二月三十一日広島市規則第六十号）

三 広島市警察吏員給与品及び貸与品規則（昭和二十六年七月一日広島市規則第二十六号）

四 広島市警察表彰条例施行規則（昭和二十八年広島市規則第二十三号）

第二条 広島市有財産事務取扱規則（昭和二十四年十月十日広島市規則第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「警察本部」を削る。

第三条 広島市予算、決算及び会計規則（昭和二十五年八月十四日広島市規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「広島市公安委員会」を削る。

第四条 広島市職員公務災害補償条例施行規則（昭和二十六年十一月一日広島市規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号を削り、第七号を第六号とし、以下一号

つ繰り上げる。

第五条 広島競輪場入場者及び入場料並びに場内取締規則（昭和二十七年広島市規則第七十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第四号中「及び警察吏員」を削る。

第六条 広島市貸しゆつ審査委員会規程（昭和二十八年広島市規則第七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「広島市警察賞しゆつ条例（昭和二十七年広島市条例第五十六号）第七條及び」を削り、「広島市条例第五十八号」の下に「以下「条例」という。」を加える。

第二条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第三条各号列記以外の部分を次のように改める。

市長は、条例に基き貸しゆつ金を授与する必要があると認めるときは、別記様式第一号の貸しゆつ金授与審査請求書に左に掲げる書類を添えて、審査委員会の委員長に提出しなければならない。

第三条第一号イ及び第二号イ中「広島市警察賞しゆつ条例第二條又は広島市消防賞しゆつ条例」を「条例」に改める。

別記様式第一号中「広島市公安委員会」を削る。

別記様式第二号中「広島市警察賞しゆつ条例」を削る。

附則

この規則は、昭和二十九年七月一日から施行する。

告示

広島市告示第七十号の二

広島市収入役の権限に属する事務のうち、広島市工芸指導所における広島市収入証紙売捌に伴う現金の収納事務を、広島市工芸指導所に勤務する出納員に委任させた。

昭和二十九年五月二十日

広島市長 浜 井 信 三

広島市告示第七十九号の二

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十九条第一項但書及び第二項但書の規定による建築許可について、同法第五十四条第一項の規定に基き次のように公開による陳聞を行う。

昭和二十九年六月十九日

広島市長 浜 井 信 三

一 開催日時 昭和二十九年六月二十三日午前十時

二 開催場所 広島市庁舎内市長公室

三 申請者住所 広島市宇品町三九番地の一

四 申請者氏名 浦手ハル

五 建築場所 広島市宇品町三九番地の一

六 用途概要 製綿工場 延べ面積七、五坪

七 地 域 住居地域

八 理由 当該建築物は、建築基準法第四十九条第一項（別表第一号）（項第三号）の建築制限に該当するものであるが、同条同項但書の規定により許可しようとする

による。

一 開催日時 昭和二十九年六月二十三日午後二時

二 開催場所 広島市庁舎内市長公室

三 申請者住所 広島県佐伯郡廿日市町三五九番地

四 申請者氏名 豊田正夫

五 建築場所 広島市基町一番地

六 用途概要 給油場（移動槽）

容量 第一石油 六〇〇リットル

第二石油 二〇〇リットル

第三石油 六〇〇リットル

七 地 域 商業地域

八 理由 当該建築物は、建築基準法第四十九条第一項（別表第一号）（項第一号）（項第二号）

による。

置を左記のとおり指定した。

なお、この関係図書は、建設局建築指導課において一般の縦覧に供する。

昭和二十九年六月二十三日

広島市長 浜 井 信 三

一 指定番号 第三号

二 指定年月日 昭和二十九年六月十六日

三 道路の位置 広島市旭町字四ノ割一、二六〇番地

四 幅員及び延長 幅員四、〇メートル延長一三、六〇メートル

五 表示図面 別紙のとおり

（別紙省略）

（）の建築制限に該当するものであるが、同条同項但書の規定により許可しようとする。

広島市告示第八十号

昭和二十九年六月二十一日

広島市長 浜 井 信 三

地方自治法第百一条第二項但書の規定により、左記の通り緊急臨時広島市議会を招集する。

記

一 招集日時 昭和二十九年六月二十三日午後二時

二 招集場所 広島市役所

広島市告示第八十一号

広島市告示第八十三号

六月二十三日市議会の議決を経た昭和二十九年年度広島市歳入出予算追加の要領は、次の通りである。

この予算は、即日施行する。

昭和二十九年六月二十三日

広島市長 浜 井 信 三

昭和29年度広島市歳入出予算追加

歳

款 項	目 的	前 回 計 額	追 加 予 算 額	各 目 別		明 細
				金 額	附 記	
2 地方交付税		283,729,000	810,000	284,539,000		
1 地方交付税		283,729,000	810,000	284,539,000		
11 雑 収 入		68,755,000	490,000	69,245,000		
2 井 汲 金 及 び 2 歳 債 金		3,663,000	490,000	4,153,000		
1 井 汲 金		3,363,000	490,000	3,853,000	① 井 汲 金	490,000
2 歳 債 金		3,363,000	0	3,363,000	② 保 險 料 納 付 金	490,000
合 計		2,665,698,000	1,300,000	2,666,998,000		

款 項	目	前 回 計 額	追 加 予 算 額	計	各 目 別 類 別		
					節 金 額	附 明 細	
7 養老院費	1 旅 費	3,038,000	1,000	3,867,000	① 旅 費	1,000	市内出張旅費
					② 消耗品費	4,000	文 具 費
					③ 諸 負 費	700,000	備 品 費
					④ 備 品 費	120,000	庁用器具費
12 選挙費	4 需 用 費	11,849,000	470,000	12,319,000	⑤ 原 材 料 費	5,000	諸 資 材 費
					⑥ 旅 費	1,000	市内出張旅費
					⑦ 消耗品費	4,000	文 具 費
					⑧ 諸 負 費	700,000	備 品 費
					⑨ 備 品 費	120,000	庁用器具費
					⑩ 旅 費	1,000	市内出張旅費
					⑪ 報 償 費	71,000	謝金及び賞与金
					⑫ 報 酬	59,000	管理費及び立会費
					⑬ 報 酬	59,000	人 員 費
					⑭ 旅 費	1,000	市内出張旅費
					⑮ 報 償 費	71,000	臨時雇員給
					⑯ 貸 金	9,000	人 員 費
6. 需 用 費	6. 需 用 費	194,000	194,000	194,000	⑰ 食 糧 費	35,000	食 糧 費
					⑱ 印刷製本費	31,000	印刷製本費
					⑲ 食 糧 費	35,000	食 糧 費
					⑳ 印刷製本費	31,000	印刷製本費
					㉑ 食 糧 費	35,000	食 糧 費
					㉒ 印刷製本費	31,000	印刷製本費

歳 入 出 出

大

調査区番号	調査担当地域	調査員氏名	歳 出	歳 入	各 目 別 類 別			
					節 金 額	附 明 細		
一 新庄町三滝町、打越町の一部	一 新庄町三滝町、打越町の一部	山本拓造	2,665,698,000	1,300,000	2,666,998,000	① 光熱水料	1,000	光熱水料
						② 通信運搬費	1,000	通信運搬費
						③ 借料及び賃料	62,000	倉庫上
						④ 備 品 費	15,000	庁用器具費
						⑤ 光熱水料	1,000	光熱水料
						⑥ 通信運搬費	1,000	通信運搬費
						⑦ 借料及び賃料	62,000	倉庫上
						⑧ 備 品 費	15,000	庁用器具費
						⑨ 光熱水料	1,000	光熱水料
						⑩ 通信運搬費	1,000	通信運搬費
						⑪ 借料及び賃料	62,000	倉庫上
						⑫ 備 品 費	15,000	庁用器具費
二 打越町の一部、山手町一円	二 打越町の一部、山手町一円	落合 誠			⑬ 光熱水料	1,000	光熱水料	
三 横川町二丁目一円	三 横川町二丁目一円	田中五郎			⑭ 通信運搬費	1,000	通信運搬費	
四 横川町二丁目一部	四 横川町二丁目一部	吉村寅夫			⑮ 借料及び賃料	62,000	倉庫上	
五 横川町二丁目一部	五 横川町二丁目一部	北山 豊			⑯ 備 品 費	15,000	庁用器具費	
六 横川町二丁目一部、三丁目一部	六 横川町二丁目一部、三丁目一部	小田 滝一			⑰ 光熱水料	1,000	光熱水料	
七 打越町一部、横川町三丁目一部	七 打越町一部、横川町三丁目一部	山中 清			⑱ 通信運搬費	1,000	通信運搬費	
八 横川町三丁目一部	八 横川町三丁目一部	若佐 夏三			⑲ 借料及び賃料	62,000	倉庫上	
九 三篠本町二丁目一部、三丁目一部	九 三篠本町二丁目一部、三丁目一部	今田 雅雄			⑳ 備 品 費	15,000	庁用器具費	
一〇 三篠本町二丁目一部、三丁目一部	一〇 三篠本町二丁目一部、三丁目一部	高崎 兵次			㉑ 光熱水料	1,000	光熱水料	
一一 三篠本町二丁目一部、三丁目一部	一一 三篠本町二丁目一部、三丁目一部	土井 盛登			㉒ 通信運搬費	1,000	通信運搬費	
一二 三篠本町二丁目一部、三丁目一部	一二 三篠本町二丁目一部、三丁目一部	土井 盛登			㉓ 借料及び賃料	62,000	倉庫上	
一三 三篠本町四丁目一円、大芝町一円	一三 三篠本町四丁目一円、大芝町一円	飯田 義男			㉔ 備 品 費	15,000	庁用器具費	
一四 三篠本町四丁目一円、三丁目一円	一四 三篠本町四丁目一円、三丁目一円	松島 一			㉕ 光熱水料	1,000	光熱水料	
一五 三篠本町四丁目一円、三丁目一円	一五 三篠本町四丁目一円、三丁目一円	丹良 木保夫			㉖ 通信運搬費	1,000	通信運搬費	
一六 三篠本町四丁目一円、三丁目一円	一六 三篠本町四丁目一円、三丁目一円	田 上 次郎			㉗ 借料及び賃料	62,000	倉庫上	
一七 三篠本町四丁目一円、三丁目一円	一七 三篠本町四丁目一円、三丁目一円	和田 重江			㉘ 備 品 費	15,000	庁用器具費	
一八 三篠本町四丁目一円、三丁目一円	一八 三篠本町四丁目一円、三丁目一円	尾田 守宏			㉙ 光熱水料	1,000	光熱水料	
一九 三篠本町四丁目一円、三丁目一円	一九 三篠本町四丁目一円、三丁目一円	角 谷 悟			㉚ 通信運搬費	1,000	通信運搬費	
二〇 三篠本町四丁目一円、三丁目一円	二〇 三篠本町四丁目一円、三丁目一円	石田 元治			㉛ 借料及び賃料	62,000	倉庫上	
二一 三篠本町四丁目一円、三丁目一円	二一 三篠本町四丁目一円、三丁目一円	植木 俊夫			㉜ 備 品 費	15,000	庁用器具費	
二二 三篠本町四丁目一円、三丁目一円	二二 三篠本町四丁目一円、三丁目一円	宮本 勝二			㉝ 光熱水料	1,000	光熱水料	
二三 三篠本町四丁目一円、三丁目一円	二三 三篠本町四丁目一円、三丁目一円	坂村 博			㉞ 通信運搬費	1,000	通信運搬費	
二四 三篠本町四丁目一円、三丁目一円	二四 三篠本町四丁目一円、三丁目一円	木多 博			㉟ 借料及び賃料	62,000	倉庫上	
二五 三篠本町四丁目一円、三丁目一円	二五 三篠本町四丁目一円、三丁目一円	土屋 大作			㊱ 備 品 費	15,000	庁用器具費	
二六 三篠本町四丁目一円、三丁目一円	二六 三篠本町四丁目一円、三丁目一円	緒上 六郎			㊲ 光熱水料	1,000	光熱水料	
二七 三篠本町四丁目一円、三丁目一円	二七 三篠本町四丁目一円、三丁目一円	下枝 金之輔			㊳ 通信運搬費	1,000	通信運搬費	
二八 三篠本町四丁目一円、三丁目一円	二八 三篠本町四丁目一円、三丁目一円	山 沖 司			㊴ 借料及び賃料	62,000	倉庫上	
二九 三篠本町四丁目一円、三丁目一円	二九 三篠本町四丁目一円、三丁目一円	三宅 高二			㊵ 備 品 費	15,000	庁用器具費	
三〇 三篠本町四丁目一円、三丁目一円	三〇 三篠本町四丁目一円、三丁目一円	牧村 文恵			㊶ 光熱水料	1,000	光熱水料	
三一 三篠本町四丁目一円、三丁目一円	三一 三篠本町四丁目一円、三丁目一円	竹升ノヲ			㊷ 通信運搬費	1,000	通信運搬費	
三二 三篠本町四丁目一円、三丁目一円	三二 三篠本町四丁目一円、三丁目一円	綿部 年美			㊸ 借料及び賃料	62,000	倉庫上	
三三 三篠本町四丁目一円、三丁目一円	三三 三篠本町四丁目一円、三丁目一円	渡辺 重郎			㊹ 備 品 費	15,000	庁用器具費	
三四 三篠本町四丁目一円、三丁目一円	三四 三篠本町四丁目一円、三丁目一円	富 弘			㊺ 光熱水料	1,000	光熱水料	
三五 三篠本町四丁目一円、三丁目一円	三五 三篠本町四丁目一円、三丁目一円	渡部 喜作			㊻ 通信運搬費	1,000	通信運搬費	
三六 三篠本町四丁目一円、三丁目一円	三六 三篠本町四丁目一円、三丁目一円	加藤 与作			㊼ 借料及び賃料	62,000	倉庫上	
三七 三篠本町四丁目一円、三丁目一円	三七 三篠本町四丁目一円、三丁目一円	三谷 直吉			㊽ 備 品 費	15,000	庁用器具費	
三八 三篠本町四丁目一円、三丁目一円	三八 三篠本町四丁目一円、三丁目一円	尼塚 未吉			㊾ 光熱水料	1,000	光熱水料	
三九 三篠本町四丁目一円、三丁目一円	三九 三篠本町四丁目一円、三丁目一円	堀尾 護人			㊿ 通信運搬費	1,000	通信運搬費	
四〇 三篠本町四丁目一円、三丁目一円	四〇 三篠本町四丁目一円、三丁目一円	手島 秀夫			㊱ 借料及び賃料	62,000	倉庫上	
四一 三篠本町四丁目一円、三丁目一円	四一 三篠本町四丁目一円、三丁目一円	佐藤 シゲ			㊲ 備 品 費	15,000	庁用器具費	
四二 三篠本町四丁目一円、三丁目一円	四二 三篠本町四丁目一円、三丁目一円	高野 一三			㊳ 光熱水料	1,000	光熱水料	
四三 三篠本町四丁目一円、三丁目一円	四三 三篠本町四丁目一円、三丁目一円	的 場 弘			㊴ 通信運搬費	1,000	通信運搬費	

歳入出差引残金なし

広島市告示第八十四号

昭和二十九年事業所統計調査規則（昭和二十九年総理府令第二十二号）第十三条の規定に基づき、事業所統計調査の調査区番号、区域及び担当事業所統計調査員の氏名を左記のとおり告示する。

昭和二十九年六月三十日

広島市長 浜 井 信 三

一三三	舟入川口町一部	天野龜三
一三四	舟入川口町一部	丸山音吉
一三五	江波町一部	土井雪生
一三六	江波町一部	小畑与一
一三七	江波町一部	柳木元行
一三八	中島本町一部	堂面英之
一三九	中島本町一部	堂面英之
一四〇	元柳町、材木町、天神町、木波町、中島新町	朝見修藏
一四一	水主町一部	中村学
一四二	水主町一部	西本直次郎
一四三	吉島町	小林誠次郎
一四四	吉島羽衣町	高島政次
一四五	吉島本町一部	柴田好郎
一四六	吉島本町一部	山田敏雄
一四七	鳥屋町、横町、細工町	新田島助
一四八	猿楽町	川本福一
一四九	大手町一丁目	小泉慶吉
一五〇	大手町二丁目、三丁目、塩屋町	永井智
一五一	大手町四丁目、五丁目、六丁目	木田千吉
一五二	大手町七丁目、八丁目一部	花岡大市
一五三	大手町八丁目一部	三原節二
一五四	大手町九丁目	吉原孫三
一五五	國榮寺町	土井田仁平

一三六	小町、袋町	新田行太
一三七	魚屋町、革屋町	福井重次郎
一三八	紙屋町、研屋町一部	三村昇一
一三九	研屋町一部	中野信一
一四〇	立町一部	児玉享
一四一	立町一部、東魚屋町	住吉頼明
一四二	平田屋町	福間正彦
一四三	播磨屋町	有江操
一四四	中町、鉄砲屋町	玉井哲雄
一四五	下中町、新川場町一部	早瀬喜久藏
一四六	新川場町一部、雑魚場町、竹屋町	荒谷輝雄
一四七	富士見町	馬野七登
一四八	三川町	福永盛雄
一四九	下流川町一部	小林敏雄
一五〇	下流川町一部	安藤寛治
一五一	下流川町一部	未広 恒
一五二	粟研堀町	已斐央道
一五三	彌生町	増田卓一
一五四	平塚町一部	大下直平
一五五	平塚町一部、田中町	友田八郎
一五六	宝町一部	村田元照
一五七	宝町の一部、昭和町の一部	竹島戸野一
一五八	鶴見町、昭和町の一部	室脇清英

一五九	平野町、南竹屋町	立田寿
一六〇	東千田町、千田町二丁目一部	武智清市
一六一	千田町二丁目	早川義則
一六二	千田町三丁目一部	津山三夫
一六三	千田町三丁目一円	宮本福松
一六四	南千田町一円	加藤勤
一六五	合屋町	井上敏雄
一六六	京橋町一部	赤井喜市
一六七	京橋町一部	松井猪之介
一六八	的場町一部	藤塚実
一六九	的場町一部	永尾玄珠
一七〇	金屋町	松原征市
一七一	比治山町、稻荷町	森下泉
一七二	土手町、松川町、段原町一部	齊藤友次郎
一七三	段原町一部、桐木町	児玉助人
一七四	段原大畑町一部	原田静夫
一七五	段原大畑町一部	岡田静
一七六	段原東浦町一部、比治山公園	増原一人
一七七	段原新町一部	中島孟
一七八	段原末広町	玉沖俊夫
一七九	大須賀町一部	和田当熊
一八〇	大須賀町一部	秋年悟
一八一	大須賀町一部	為広哲郎

四四	石見屋町、山口町	原田種吉
四五	銀山町、斜屋町	上田正一
四六	東胡町	保本邦之
四七	堀川町一部	岩崎七郎
四八	堀川町一部	栗栖敏人
四九	胡町	武永三太郎
五〇	広瀬北町	小林熊一
五一	寺町	中原光親
五二	空箱町、隣匠町一部	高本光信
五三	隣匠町一部	川本富作
五四	西引御堂町	利倉止
五五	広瀬元町	田上篤稜
五六	北横町、横堀町	柴田澄衛
五七	新市町	得能英雄
五八	錦町、西九軒町	坪井鉄夫
五九	十日市町、油屋町	土井正雄
六〇	左官町、鍛冶屋町	田中敏昭
六一	塚本町、猫屋町	吉田茂
六二	西大工町、榎町	太田哲三
六三	塚町四丁目、三丁目、小網町一部	中村倉一
六四	塚町二丁目、一丁目	藤井 肇
六五	西地方町、西新町一部	伊藤保次郎
六六	西新町一部	佐藤慶次

六七	小網町一部	角中一美
六八	舟入町一部	田中正隆
六九	舟入町一部、河原町一部	前田政之
七〇	舟入町一部、河原町一部	藤本為吉
七一	舟入仲町	河内繁実
七二	舟入本町一部	土屋義信
七三	舟入本町一部	松尾増太郎
七四	中広町一部	真田憲一
七五	中広町一部	二井俊太郎
七六	上天満町	霜津正男
七七	上天満町一部	川本 卓
七八	上天満町一部	吉川益三
七九	西天満町	田上佳作
八〇	南三篠町一円	神崎常夫
八一	福島町一部	真砂訳男
八二	福島町一部	齊藤貫一
八三	福島町一部	河原正夫
八四	已斐町一部	名柄規四郎
八五	已斐町一部	沢村隆雄
八六	已斐町一部	多々野弘義
八七	已斐町一部	小山タミヨ
八八	已斐町一部	饗庭藤一
八九	已斐町一部	佐村河内謙一

九〇	已斐町一部	藤田貞一
九一	已斐町一部	遠茂谷政人
九二	庚午北町三丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、七丁目、八丁目、九丁目	田口 鶴
九三	古田町高須	佐々木きく
九四	庚午北町十丁目、十一丁目、十二丁目、十三丁目、十四丁目、十五丁目	網岡 唯
九五	古田町古江山田、田方	金沢伊三郎
九六	草津南町一部	岡本久雄
九七	草津南町一部	石川栄一
九八	草津浜町	大浜金右衛門
九九	草津木町	船本一松
一〇〇	草津東町	野間清竹
一〇一	西観音町一丁目	下津卯多夫
一〇二	東観音町一丁目、二丁目一部	藤原喜一
一〇三	東観音町二丁目一部	山根寿美男
一〇四	西観音町二丁目一部	田賀源三
一〇五	観音木町一部	上野万平
一〇六	西観音町二丁目一部	森田 隆
一〇七	南観音町一部	木村幸男
一〇八	南観音町一部	高月英二
一〇九	南観音町一部	田中隆登
一一〇	南観音町一部	金本 徳
一一一	舟入幸町	平下新太郎
一一二	舟入川口町一部	齊藤 好

町名	ブロック番号	画地番号	土地所有者氏名
東白島町	五ノ四	六ノ一	広島市
同	五ノ四	六ノ二	同
同	五ノ四	六ノ三	同
同	一六	四ノ三	同
同	一六	九ノ一	同
同	一六	九ノ二	同
同	二七	二ノ二	同
同	二七	二ノ三	同
同	四四	六	同
比治山本町	B四九	二二〇一	同

広島市告示第八十五号
昭和二十九年七月二日
広島市長 浜井信三

第十四回仮換地予定地指定取消、第四十六回仮換地予定地変更指定中未発表のもの、第四十七回仮換地予定地変更指定の発表について

一 仮換地予定地指定取消
広島平和記念都市建設事業東部復興土地地区画整理施行に伴い、指定した左記仮換地予定地は、土地地区画整理委員会の諮問を経て、指定を取り消すことに決定したから、関係者は、東部復興事務所まで詳細承知されたい。

二 仮換地予定地変更指定
1 広島平和記念都市建設事業東部復興土地地区画整理施行に伴う左記の土地は、土地地区画整理委員会の諮問を経て、仮換地予定地が変更し決定したから、関係者は東部復興事務所まで詳細承知されたい。
2 土地所有者に対する仮換地予定地の指定通知書は、土地所有届を提出済のもののみ送達する。なお、土地所有届をまだ提出していないものは、至急提出されたい。
3 今回発表の土地を売却又は譲渡するときは、事前に必ず東部復興事務所と協議の上取り運び願いたい。万一連絡がない場合は、決定した仮換地予定地を取り消すことになることがあるから是非連絡方実行されたい。
4 前記仮換地予定地の使用開始の時期及び借地権その他の権利については、追って指定する。

町名	土地地区画整理番号	土地所有者氏名
段原大畑町	三ノ一	松浦剛三
同	三ノ二	月下儀平
同	一ノ四外一筆	吉田祥三

2 第四十七回仮換地予定地変更指定

町名	土地地区画整理番号	土地所有者氏名
堀川町	四七外二筆	江口治之
胡町	三六ノ一外二筆	村田富治郎

1 第四十六回仮換地予定地変更指定中未発表のもの

1 仮換地予定地変更指定
1 広島平和記念都市建設事業東部復興土地地区画整理施行に伴う左記の土地は、土地地区画整理委員会の諮問を経て、仮換地予定地が変更し決定したから、関係者は東部復興事務所まで詳細承知されたい。
2 土地所有者に対する仮換地予定地の指定通知書は、土地所有届を提出済のもののみ送達する。なお、土地所有届をまだ提出していないものは、至急提出されたい。
3 今回発表の土地を売却又は譲渡するときは、事前に必ず東部復興事務所と協議の上取り運び願いたい。万一連絡がない場合は、決定した仮換地予定地を取り消すことになることがあるから是非連絡方実行されたい。
4 前記仮換地予定地の使用開始の時期及び借地権その他の権利については、追って指定する。

町名	土地地区画整理番号	土地所有者氏名
同	一ノ七	木本滋
同	二外二筆	久保田精一
同	三〇ノ一外一筆	岡田光彦
同	九ノ一	沢崎嘉衛
同	一三五ノ一	田中孟夫
同	一三五ノ二	富永貞子
同	五一外二筆	北川一男
同	五ノ二	北川一昭
同	五〇ノ四外一筆	佐伯外一
同	四九ノ九外一筆	池野深
同	四一ノ二外一筆	信森徳市
同	四一ノ二外一筆	大橋友行
同	八九ノ二外二筆	三宅ア子
同	八四ノ二外二筆	真名志輝雄
同	一〇五ノ五	賀茂酒造株式会社
同	一〇五ノ四	株式会社共和ビル
同	一〇五ノ三	田上励造
同	二七ノ一外二筆	財間明
同	三〇外二筆	高田秀次
同	三四ノ一	沖博
同	三四ノ二	木本数夫

1 第四十六回仮換地予定地変更指定中未発表のもの

1 仮換地予定地変更指定
1 広島平和記念都市建設事業東部復興土地地区画整理施行に伴う左記の土地は、土地地区画整理委員会の諮問を経て、仮換地予定地が変更し決定したから、関係者は東部復興事務所まで詳細承知されたい。
2 土地所有者に対する仮換地予定地の指定通知書は、土地所有届を提出済のもののみ送達する。なお、土地所有届をまだ提出していないものは、至急提出されたい。
3 今回発表の土地を売却又は譲渡するときは、事前に必ず東部復興事務所と協議の上取り運び願いたい。万一連絡がない場合は、決定した仮換地予定地を取り消すことになることがあるから是非連絡方実行されたい。
4 前記仮換地予定地の使用開始の時期及び借地権その他の権利については、追って指定する。

町名	土地地区画整理番号	土地所有者氏名
一八二	松原町一部	鈔治力
一八三	松原町一部	川村茂
一八四	松原町一部	大野茂
一八五	松原町一部	津田卓二
一八六	松原町一部	沖田浩志
一八七	松原町一部	小田菊蔵
一八八	松原町一部	山脇清助
一八九	猿橋町一部	前岡左近
一九〇	猿橋町一部	金国本三
一九一	猿橋町一部	遠坂郡司
一九二	荒神町一部	光沖幸雄
一九三	荒神町一部	吉田殿
一九四	荒神町一部	八田美恵子
一九五	荒神町一部	栗田勝登
一九六	西蟹屋町一部	川本勉
一九七	西蟹屋町一部	深川秀二
一九八	段原中町一部	吉田濟
一九九	南蟹屋町	久保田繁夫
二〇〇	大洲町一部	島田定夫
二〇一	大洲町一部	加藤律義
二〇二	大洲町一部	馬場吉之助
二〇三	段原東浦町一部	松橋勇
二〇四	南段原町一部	木村秀雄

町名	土地地区画整理番号	土地所有者氏名
二〇五	段原中町一部	横田信一
二〇六	段原山崎町一部	齊藤剛作
二〇七	段原日之出町一部	山口喜一
二〇八	東雲町一部	外島博
二〇九	段原新町一部	小早川盛人
二一〇	仁保町一部	児玉よし子
二一一	仁保町一部	長曾我部正
二一二	仁保町一部	堀川隆
二一三	仁保町一部	原実三
二一四	仁保町一部	神崎悟
二一五	仁保町一部	津田重人
二一六	東雲町一部(柞木一円)	吉岡哲太郎
二一七	仁保町一部(淵崎一円)	中尾順造
二一八	仁保町一部(本浦一円)	米本喜代次
二一九	仁保町(日字那、補那)	大西一義
二二〇	仁保町大河	和泉川アサコ
二二一	旭町、霞町一部	奥本徳一
二二二	出汐町一部	河口祉三
二二三	霞町一部(県庁内)	神後寛之
二二四	出汐町一部、比治山本町	江川文吉
二二五	皆実町一丁目	福原一
二二六	皆実町二丁目一部	福本秀雄
二二七	皆実町二丁目一部	倉田太一

町名	土地地区画整理番号	土地所有者氏名
二二八	皆実町二丁目一部	川本榮之進
二二九	皆実町三丁目一部	政光静夫
二三〇	皆実町三丁目一部	田上正夫
二三一	皆実町三丁目一部	向井榮次郎
二三二	皆実町三丁目一部	宮迫新一
二三三	翠町一部	荒木寛
二三四	翠町一部	服部宣元
二三五	字品町一部	岡林積次
二三六	字品町一部	吉岡一郎
二三七	字品町一部	山本未一
二三八	字品町一部	香川軍二
二三九	字品町一部	内村照政
二四〇	字品町一部	門田春一
二四一	字品町一部	服部清
二四二	字品町一部	西村喜太郎
二四三	字品町一部	佐竹昇
二四四	字品町一部	西丸理一
二四五	字品町一部	村岡守
二四六	字品町一部	木下良蔵
二四七	字品町一部	友国善量
二四八	字品町一部、金輪島	小林雅雄
二四九	元字品町	手島悟
二五〇	似島、時島、カクマ島	浜本フジ子

大須賀町	一〇六九ノ八外一筆	丸広産業株式会社
同 町	二七四ノ一外六筆	加藤悦蔵
鉄砲屋町	四二ノ一外三筆	富士洋紙店
中島本町	一〇五ノ八六	広島市
研屋町	四ノ一外一筆	中国電気工事株式会社
同 町	四ノ二外五筆	古本秀雄
的場町	二ノ二外三筆	渡部ミキエ
的場町	二ノ二外二筆	福島一久
胡 町	五二	永照寺
堀川町	一六外二筆	龍永隆合
白鳥九軒町	一八二ノ一外三筆	大藏省
同 町	一八二ノ五外一筆	宗政美三
大手町九丁目	一六一ノ二	倉田アヤマ
同 町	一六一ノ一	栗栖七郎
小 町	四〇ノ一外二筆	河原稔
同 町	四〇ノ一四	有田庄一
同 町	四〇ノ一三	西木尊夫
大手町七丁目	一六外一筆	長久寺
同 町	一九ノ三	広島県管工事工業協同組合外一名
同 町	一九ノ四	大旗正二
千田町二丁目	六五二ノ一外一筆	桑田栄次
千田町二丁目	六五二ノ一四外一筆	安部朝雄
新川場町	四二ノ七	中村英男

同 町	四四外一筆	小島利範
千田町二丁目	六三三ノ一外一筆	国広秀吉
皆実町二丁目	一八九六ノ五	砂田 広
荒 神町	四〇外一筆	日本通運株式会社
大手町九丁目	二二四ノ四外一筆	中国民生デイゼン株式会社
同 町	二二四ノ三	三浦益登
同 町	二二四ノ外二筆	広島県木材株式会社
比治山本町	一〇六二ノ一	広島県

訓 令

広島市訓令第二十号
 消防局
 警察本部長並びに消防局長専決規程(昭和二十六年広島市訓令第七号の三)の一部を次のように改正する。
 昭和二十九年七月一日
 広島市長 浜 井 信 三
 題名を次のように改める。
 消防局長専決規程
 第一条中「警察本部長並びに」削る。
 第三条を削る。
 広島市訓令第二十一号
 社会保険広島市民病院
 社会保険広島市民病院処務規程(昭和二十八年広島市訓令第四十一号)の一部を次のように改正する。
 昭和二十九年七月一日

水道局事項

第一条第一項第五号から第十号までを次のように改める。
 五 皮膚泌尿科
 六 耳鼻咽喉科
 七 眼科
 八 放射線科
 九 齒科
 十 薬劑室
 十一 病理室
 広島市長 浜 井 信 三
 昭和二十九年四月一日
 広島市水道事業管理者
 広島市水道局長 寺 西 正 雄
 広島市水道局規程第一号
 改正する規程
 広島市水道局臨時職員の手当に関する特例の一部を改正する規程
 広島市水道局臨時職員の手当に関する特例の一部を改正する規程
 1 この規程は、昭和二十九年四月一日から施行する。
 2 広島市水道局就業規則(昭和二十八年広島市水道局規程第一号)の附則(昭和二八、一〇、一規程第二十七号)第二項並びに広島市水道局職員の特殊勤務手当に関する規程(昭和二十七年広島市水道局規程第二十号)の附則(昭和二八、一〇、一規程第二八号)第二項を削る。
 広島市水道局職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

昭和二十九年四月一日
 広島市水道事業管理者
 広島市水道局長 寺 西 正 雄
 広島市水道局規程第二号
 広島市水道局職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程
 部を改正する規程
 広島市水道局職員の特殊勤務手当に関する規程(昭和十七年広島市水道局規程第二十号)の一部を次のように改正する。
 第二条を次のように改める。

- 水道料金徴収事務従事職員(以下「集金員」という。)に対する特殊勤務手当の額は、別表第一に掲げるとおりとする。
- 集金員に対する特殊勤務手当は、水道料金集金事務従事実績簿(様式第一号及び様式第二号)に所収事項を記録し、これに基づいて支給するものとする。
- 集金員が、担当区域外の集金の応援をした場合は、集金済領収証一枚につき二円の割で計算した金額を支給する。
- 正当の理由がなく、別表第二に掲げる集金責任件数に満たない場合は、当該集金員の受けるべき手当金のうちから一件につき十円の割による金額を減額する。但し、その額は、手続集金員の受けるべき手当金額を超えることとはできない。
- 集金区は、過去の実績による集金の難易の度に応じ、これを一級地ないし二級地に分つことができる。
- 集金期間終了の翌月三日(この間に休日がある場合は順次繰り延べる。)までを集金整理期間とし、集金整理期間内に集金を終つたものは、その集金期間内の集金とみなして手当を支給する。
- 集金員に対する特殊勤務手当は、集金済領収証に対するものはその月分を翌月十日に、集金実績割合に対するものは期間終了の翌月十日にそれぞれ支給するものとする。

様式第一号の二を別紙のように改める。
 附 則
 この規程は、公布の日から施行する。
 別表第一
 (イ) 集金済領収証に対するもの

区 分	支給額
集金済領収証千枚まで	一円
集金済領収証千枚以上	二円
一集金期間実績件数の一級地は百分の九十以上より二級地は百分の八十九以上より各百分の百まで	十円

(ロ) 集金実績割合に対するもの

種 別	集 金 実 績 割 合	支給額
第一種	一級地 百分の九十七以上 二級地 百分の九十五以上	千円
第二種	一級地 百分の九十八以上 二級地 百分の九十六以上	三千円
第三種	一級地 百分の九十九以上 二級地 百分の九十八以上	四千元

備 考

「集金実績割合」とは、集金期間(二ヶ月間)のうちの実績集金件数(告知書の件数)と集金実績件数との割合及び同期間中の実績集金額(告知書の合計額)と集金実績額の割合の比較において低い方の割合をいふ。
 別表第二
 集金責任件数

広島市水道局職員文庫及び職場雑誌運営委員会規程を次のように定める。
 昭和二十九年五月一日
 広島市水道事業管理者
 広島市水道局長 寺 西 正 雄
 広島市水道局規程第三号

級 地 別	一 級 地	二 級 地
集金責任件数	実績件数の百分の九十二	実績件数の九十

- 職員文庫の管理及び職場雑誌の発行について調査審議し、職員の職務遂行及び教養の向上に資するため、広島市水道局職員文庫及び職場雑誌運営委員会(以下「委員会」という。)を設ける。
- 委員会は、管理者の諮問に応じて文庫及び職場雑誌の運営に対して調査審議する。
- 委員会は、前項の事項につき管理者に建議することができる。
- 委員会は、委員若干人で組織し、そのうち一人を委員長とする。
- 委員は、水道局職員の中から管理者が任命する。
- 委員は、委員が互選する。
- 委員長は、会務を総理する。
- 委員長に事故あるときは、委員長の指名した委員がその職務を代理する。
- 委員の任期は、二年とする。但し、補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 委員会は、委員長が招集する。
- 委員会は、委員が出席する。
- この規程に定めるものの外、委員会に必要な事項は委員長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。
広島市水道局請負工事執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。
昭和二十九年六月一日

広島市水道事業管理者
広島市水道局長 寺 西 正 雄
広島市水道局規程第四号
広島市水道局請負工事執行規程の一部を改正する規程
広島市水道局請負工事執行規程（昭和二十八年広島市

◎ 教育委員会事項

広島市教育委員会告示第十一号の二
選挙運動のために個人演説会開催のために必要な設備の程度（昭和二十六年五月二十二日広島市教育告示第五号）の一部を次の通り改める。
昭和二十九年六月三十日
広島市教育委員会
委員長 吉 中 良 雄

広島県広島千田高等学校	を
広島県広島市工業高等学校	を
第一条の一照明中似島中学校の項の次に改める。	
広島市立大手町中学校 普通教室	廊下を使用する
井士控室	一〇坪につき六〇しよく光二灯
便 所	一九坪につき六〇しよく光一灯

水道局規程第二十五号の一部を次のように改正する。
第六条第二項中「別記第一号様式に準ずる」を「別記第一号様式の二による」に改める。
別記第一号様式の次に第一号様式の二を加える。
附 則
この規程は、公布の日から施行する。
別記第一号様式の二（第六条第二項関係）
工事請負契約変更契約書
一 工 事 名
二 工 事 場 所
三 工 事 内 容 の 変 更 別 冊 該 計 書、図 面 及 び 仕 様 書 の 通 り

設計変更による金
請負代金増減額
四 期 完 成 昭 和 年 月 日 と する。
五 右 の 通 り 昭 和 年 月 日 締 結 し た 請 負 契 約 の 一 部 を 変 更 す る。
右 の 契 約 の 証 と して 本 書 二 通 を 作 り、当 事 者 記 名 押 印 の 上 各 自 一 通 を 保 有 す る。
昭 和 年 月 日
注 文 者
請 負 者

同条の二演段中二葉中学校の項の次に加える。	広島市立大手町中学校 普通教室	卓子一椅子一湯呑一水差し黒板拭一白墨五
同条の三職衆中二葉中学校の項の次に加える。	広島市立大手町中学校 普通教室	廊下を使用する 腰掛六〇脚
同条の四井士控室中二葉中学校の項の次に加える。	広島市立大手町中学校	準備室をこれに充てる 卓子一合椅子三脚
同条の五会場表示場所及び表示方法中二葉中学校の項の次に加える。	広島市立大手町中学校	一階東側
同条の六便所中二葉中学校の項の次に加える。	便 所	一階東側

を加える。
第二条広島市立二葉中学校の項の次に
広島市立大手町中学校
普通教室、準備室
を加える。

この告示は、公布の日から施行する。
附 則
広島市教育委員会告示第十一号の三
公職選挙法施行令第二百二十一条第一項の規定による選挙運動のために個人演説会の施設の公営のために納付すべき費用の額を次の通り定める。
昭和二十九年六月三十日
広島市教育委員会
委員長 吉 中 良 雄

種 別	演 説 会 場	納付すべき費用の額		備 考
		昼間 午前八時三十分から 午後五時まで	夜間 午後五時から 翌日午前八時三十分まで	
牛田小学校 普 教	二五坪	四九〇	〇九九	配線
荒神町小学校 講 堂	一〇八	四九〇	〇九九	配線
尾長小学校 普 教	一八	四九〇	〇九九	配線
矢賀小学校 普 教	一六	四九〇	〇九九	配線
青崎小学校 普 教	四二	四九〇	〇九九	配線
駿原小学校 講 堂	二八	四九〇	〇九九	配線
比治山小学校 講 堂	三六	四九〇	〇九九	配線
皆実小学校 普 教	一五	四九〇	〇九九	配線
仁保小学校 普 教	二二	四九〇	〇九九	配線
大河小学校 講 堂	二七	四九〇	〇九九	配線

楠那小学校 普 教	三六	四九〇	〇九九	配線
宇品小学校 普 教	二〇	四九〇	〇九九	配線
似島小学校 普 教	二〇	四九〇	〇九九	配線
白島小学校 普 教	一九	四九〇	〇九九	配線
職町小学校 普 教	三五	四九〇	〇九九	配線
袋町小学校 普 教	一七	四九〇	〇九九	配線
竹屋小学校 普 教	一八	四九〇	〇九九	配線
千田小学校 普 教	二二	四九〇	〇九九	配線
中島小学校 普 教	二五	四九〇	〇九九	配線
広瀬小学校 普 教	一八	四九〇	〇九九	配線
本川小学校 普 教	三六	四九〇	〇九九	配線
神崎小学校 普 教	四四	四九〇	〇九九	配線
舟入小学校 普 教	一九	四九〇	〇九九	配線
江波小学校 普 教	二〇	四九〇	〇九九	配線
天満小学校 普 教	二〇	四九〇	〇九九	配線
観音小学校 普 教	三〇	四九〇	〇九九	配線
南観音小学校 普 教	三六	四九〇	〇九九	配線
大芝小学校 普 教	三六	四九〇	〇九九	配線
三篠小学校 普 教	二〇	四九〇	〇九九	配線
己斐小学校 普 教	二六	四九〇	〇九九	配線
古田小学校 普 教	二七	四九〇	〇九九	配線

草津小学校	講堂	一五二	四九〇	一二二六
元字品小学校	普教	二〇〇	四九〇	〇九九
似島学園小学校講堂	堂	六〇〇	四九〇	〇九九
段原中学校	普教	三〇〇	四九〇	〇九九
觀音中学校雨天体操場	普教	四二二	四九〇	〇九九
翠町中学校	工業室	九六	四九〇	〇九九
宇品中学校	普教	一九七	四九〇	〇九九
磯町中学校	裁縫室	二四	四九〇	〇九九
江波中学校	普教	二〇〇	四九〇	〇九九
庚午中学校	普教	二〇〇	四九〇	〇九九
中広中学校	普教	二〇〇	四九〇	〇九九
国泰寺中学校	普教	三八	四九〇	〇九九

青崎中学校	〇九九	〇九九
似島中学校	〇九九	〇九九
二葉中学校	〇九九	〇九九
大手町中学校	〇九九	〇九九
基町高等学校生徒集会所	〇九九	〇九九
舟入高等学校講堂	〇九九	〇九九
廣島市工業高等学校普教	〇九九	〇九九
廣島市中央公民館ホール	〇九九	〇九九

公安委員会事項

廣島市公安委員会告示第四号

道路交通取締法及び道路交通取締法施行令による道路の交通に関する必要な制限(昭和二十三年三月七日廣島市公安委員会告示第一号)の一部を次のように改正する。昭和二十九年六月二十二日 廣島市公安委員会

- 一の10の次に次のように一項を加える。
- 11 廣島市横川町一丁目一〇五五番地先より同市横川町三丁目九〇一番地先までの間車馬(但し、軽自動車、原動機付自転車及び自転車を除く。)の北行禁止

選挙管理委員会事項

選挙運動のために個人演説会の施設の使用及びその

使用による演説会の開催のために必要な施設の公営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。昭和二十九年六月二十八日 廣島市選挙管理委員会 委員長 平井憲太郎

選挙運動のために個人演説会の施設の使用及びその使用による演説会の開催のために必要な施設の公営に関する規則(昭和二十五年五月四日規則第一号)の一部を次のように改正する。

- 第十三条第八号様式中「四七〇円」を「四九〇円」に、「一、〇三八円」を「一、〇九九円」に、「一、〇八六円」を「一、一四七円」に、「百二十円」を「百六十円」にそれぞれ改める。

附則 この規則は、公布の日から施行する。

廣島市選挙管理委員会 委員長 平井憲太郎

廣島市選挙管理委員会 委員長 平井憲太郎

廣島市選挙管理委員会 委員長 平井憲太郎

廣島市選挙管理委員会 委員長 平井憲太郎

廣島市選挙管理委員会 委員長 平井憲太郎

住	氏名
廣島市已斐町五一	遠藤 俊三

廣島市選挙管理委員会 委員長 平井憲太郎

廣島市選挙管理委員会 委員長 平井憲太郎

投票区名	住	投票所	氏名
尾崎	廣島市尾崎町字大原	三、〇四〇	沢井 博
尾長	尾長町	五七三	石木 二一
仁保	仁保町(淵崎)	八六	中尾 順造
翠町	宇品町	五一五	万谷交次郎
似島	廣島市似島町字家下	六四三	川崎 武雄
牛田	牛田町(早稲田区)	九〇八	岸本 嘉一
中央	吉島本町	七八七	竹内 武一
江波	舟入南町一丁目一、〇〇六	〇〇六	大野龜太郎
観音	西観音町一丁目二三の一	〇〇一	寺田 利一
三篠	打越町	二九六	渡部 信

已斐	〇九九	〇九九
古田	〇九九	〇九九
草津	〇九九	〇九九

廣島市選挙管理委員会 委員長 平井憲太郎

廣島市選挙管理委員会 委員長 平井憲太郎

廣島市選挙管理委員会 委員長 平井憲太郎

廣島市選挙管理委員会 委員長 平井憲太郎

廣島市選挙管理委員会 委員長 平井憲太郎

廣島市選挙管理委員会 委員長 平井憲太郎

廣島市選挙管理委員会 委員長 平井憲太郎

廣島市選挙管理委員会 委員長 平井憲太郎

廣島市選挙管理委員会 委員長 平井憲太郎

廣島市選挙管理委員会 委員長 平井憲太郎

市農選挙告示第二号

左の通り廣島市農選挙委員会委員候補者の推薦届出があつた。

昭和二十九年七月二日

廣島市農選挙委員会委員選挙選挙長

遠藤俊三

受付月日時	氏名	本籍	住居	生年月日(満年齢)	職業	党派	氏名	住居
七月二日 午後四時十七分	植木俊夫	廣島市矢賀町一〇二番地ノ一	廣島市矢賀町一〇二番地ノ一	明治四十三年一月二十三日 (四十四才)	業農	無所属	宮川丈一	廣島市矢賀町九三三番地

市農選挙告示第三号

左の通り廣島市農選挙委員会委員候補者の届出があつた。

昭和二十九年七月三日

廣島市農選挙委員会委員選挙選挙長

遠藤俊三

受付月日時	氏名	本籍	住居	生年月日(満年齢)	職業	党派	氏名	住居
七月三日 午前十一時五十分	西木義見	廣島市牛田町六十一番地	廣島市牛田町六十一番地	明治三十年九月一日 (五十六才)	業農	無所属	農業	無所属

市農選挙告示第四号

左の通り廣島市農選挙委員会委員候補者の届出があつた。

昭和二十九年七月五日

廣島市農選挙委員会委員選挙選挙長

遠藤俊三

受付月日時	氏名	本籍	住居	生年月日(満年齢)	職業	党派	氏名	住居
七月五日 午前八時四十五分	大下孫一	廣島市已斐町一、九二五番地	廣島市已斐町一、九二五番地	明治三十六年六月二十日 (五十一才)	業農	無所属	村木昌吉	廣島市東雲町一、六一三番地
七月五日 午前十時三十分	天方昇造	廣島市東雲町九〇七番地	廣島市東雲町九〇七番地	明治二十七年十一月十五日 (五十九才)	業農	無所属	川崎武男	廣島市似島町字家下六四三番地
七月五日 午前十一時五十分	堀口修一	廣島市似島町字家下二〇番地	廣島市似島町字家下二〇番地	大正五年七月三十日 (三十八才)	業農	無所属		
七月五日 午後一時三十分	三保生一郎	廣島市仁保町字柞木八四四番地ノ一	廣島市仁保町字柞木八四四番地ノ一	明治三十年十一月六日 (五十六才)	業農	無所属		

市農選挙告示第五号

左の通り廣島市農選挙委員会委員候補者の届出があつた。

昭和二十九年七月六日

廣島市農選挙委員会委員選挙選挙長

遠藤俊三

受付月日時	氏名	本籍	住居	生年月日(満年齢)	職業	党派	氏名	住居
七月五日 午後二時五十分	富田弘	廣島県賀茂郡東志和村大字志和東三九五四番地	廣島市大洲町五四番地	明治三十三年一月二日 (五十四才)	業農	無所属		
七月五日 午後三時二十分	山本茂夫	廣島市南三條町一、二七四番地ノ二	廣島市南三條町一、二七四番地ノ二	大正元年十一月二十七日 (四十一才)	業農	無所属	中田興男	廣島市庚午町一、三七六番地
七月五日 午後三時三十分	藤田信義	廣島市庚午町一、三二二番地ノ一	廣島市庚午町一、三二二番地ノ一	大正十二年十一月一日 (三十才)	業農	無所属		
七月六日 午前十一時	大下貢	廣島市已斐町一、〇八四番地	廣島市已斐町一、〇八四番地	大正十三年一月三日 (三十才)	業農	無所属		
七月六日 午前十一時	田口佐織	廣島市古田町大字古江七二二番地	廣島市已斐町二、五三九番地	明治三十二年七月十一日 (五十五才)	業農	無所属		
七月六日 午後一時二十分	今村有	廣島市翠町一、五七九番地	廣島市翠町一、五八八番地	明治三十六年四月十一日 (五十一才)	業農	無所属		
七月六日 午後三時三十五分	中藤健一	廣島市庚午町一、三二二番地ノ八	廣島市庚午町一、三二二番地ノ八	明治三十二年七月二十日 (五十三才)	業農	無所属		
七月六日 午後三時四十分	藤田巖	廣島市已斐町二、三二二番地	廣島市已斐町二、三二二番地	明治四十年七月二十五日 (四十七才)	業農	無所属	橋本調二	廣島市已斐町二、二三二番地
七月六日 午後四時四十分	前理一	廣島市古田町大字山田九六番地	廣島市古田町大字山田九六番地	明治三十五年三月十日 (五十二才)	業農	無所属	講元英雄	廣島市古田町大字古江五九一番地
七月六日 午後四時四十分	淺川秀雄	廣島市古田町大字古江五八五番地	廣島市古田町大字古江五八五番地	明治四十二年六月六日 (四十五才)	業農	無所属	講元英雄	廣島市古田町大字古江五九一番地
七月六日 午後四時五十分	宮本正	廣島市似島町字家下六六九番地	廣島市似島町字家下六六九番地	大正六年十二月十四日 (三十六才)	業農	無所属		

廣島市農選長告示第六号
左の通り廣島市農選委員会委員候補者の辞退届出があつた。
昭和二十九年七月九日
廣島市農選委員会委員選挙選挙長 遠藤俊三

受日付	氏名	補者	事由
七月九日午後二時十五分	田口 佐織	一身上の都合により	

廣島市農選長告示第七号
廣島市農選委員会委員候補者天方昇造から候補者届出書の本籍を訂正する旨届出があつたので昭和二十九年七月五日廣島市農選長告示第四号中左記の如く改める。
昭和二十九年七月七日
廣島市農選委員会委員選挙選挙長 遠藤俊三

廣島市農選長告示第八号
昭和二十九年七月十六日執行の廣島市農選委員会委員の選挙による委員の選挙につき選挙会の日時及び場所を左記のとおり定める。
昭和二十九年七月十一日
廣島市農選委員会委員選挙選挙長 遠藤俊三

廣島市農選長告示第九号
昭和二十九年七月十六日執行の廣島市農選委員会委員の選挙による委員の選挙における選挙立会人の「くじ」を左記の場
記
選挙会の日時 昭和二十九年七月十六日午後八時
選挙会の場所 廣島市役所(選挙管理委員会事務局)
廣島市農選長告示第九号

所及び日時において行ふ。
昭和二十九年七月十一日
廣島市農選委員会委員選挙選挙長 遠藤俊三

廣島市農選長告示第十号
廣島市農選委員会委員候補者今村有から候補者届出書の本籍を訂正する旨届出があつたので昭和二十九年七月六日廣島市農選長告示第五号中左記の如く改める。
昭和二十九年七月十三日
廣島市農選委員会委員選挙選挙長 遠藤俊三

廣島市農選長告示第十一号
左の通り廣島市農選委員会委員候補者の辞退の届出があつた。
昭和二十九年七月十五日
廣島市農選委員会委員選挙選挙長 遠藤俊三

受日付	氏名	補者	事由
七月十五日午前九時四十分	宮本 正	一身上の都合により	

市議会議決事項
(六月二十三日)
一、第七十一号議案 昭和二十九年廣島市才入出予

算追加 原案可決
警察法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定について 原案可決

一、第七十三号議案 廣島市農選委員会委員の選挙による委員の定数条例制定について 原案可決
一、第七十四号議案 職員に対する退職手当の臨時特例に関する条例制定について 原案可決

一、請第三十四号 廣島県新聞館建設に対し助成金下付について 閉会中審査
一、請第三十六号 元相生橋通貫通存置について 採択
一、請第五十二号 駅前五十米道路の早期完成について 採択
一、請第五十三号 元宇品町乙の三池先道路變更について 閉会中審査
一、請第九号 公有水面埋立について条件付支障なしと決定
一、請第五十五号 皆実地区下水溝の整備について 建設委員会付託閉会中審査
一、請第五十六号 身体障害者福祉の為市民病院並びに浅野図書館内に自転車置場及び売店の設置について 厚生委員会付託閉会中審査

市議會議決事項
(市長の事務部局)
市議會議員 村田 良一
八百 千頭 夫
中 下 勝
内 藤 徳 松

◎ 辞 令

廣島市同和対策推進審議会委員を委嘱する
(各通)
田頭 新太郎
星野 民雄
上田 一雄
建林 正喜
今堀 誠二
土岡 喜代一
吉中 良雄
伊藤 正子
宮川 造六
上栗 頼夫
和佐 武夫
福田 苗次

廣島市同和対策推進審議会委員を委嘱する
(各通)
助 役 坂田 修
事務吏員 江口 松
丹羽 謙
佐々木 正
寺 西 正雄

廣島市同和対策推進審議会委員を命ずる
(以上四月一日)
西村 武雄
保田 二郎
佐々木 久一

廣島市中央卸売市場運営委員会委員を命ずる
(各通)
寺田 中佐
多賀 義俊
田中 又雄
松川 卓一
川 卓一

廣島市中央卸売市場運営委員会委員を委嘱する
(各通)
事務吏員 浅川 勝
技術吏員 沖村 勝

事務吏員 高田 秀忠
土肥 幹三
廣島市中央卸売市場運営委員会書記を命ずる
(以上五月一日)
事務吏員 山手 光
廣島市医療監視員を命ずる
(六月五日)
事務吏員 石田 貞夫
廣島市職員住宅建設運営委員会委員を命ずる
(六月十日)
事務吏員 河村 正三
廣島市出納員を免ずる
事務吏員 山手 光
廣島市出納員を命ずる
(以上六月十二日)
廣島市技術吏員に任命する
技師に補する
十級三号給を給する
社会保険廣島市市民病院皮膚泌尿科部長を命ずる
十二級六号給を給する
願により本職を免ずる
事務吏員 龍 藤
総務局市民税課長事務取扱を命ずる
(以上六月十五日)
事務吏員 和田 石五郎
廣島市技術吏員に任命する
技師に補する
八級特一九、一〇〇円を給する
建設局警備課勤務を命ずる
事務吏員 手島 悟
主事に補する

技術吏員 立上 正男
立川 恒義
事務吏員 笹野 裕
事務吏員 脇田 芳雄
休職の期間を昭和二十九年九月三十日まで更新する
一般職の職員に關する条例第十三条の二第二項により昭和二十九年九月三十日まで給料、扶養手当及び勤務地手当のそれぞれ百分の八十を支給する
事務吏員 石橋 精進
地方公務員法第二十八條第二項第一号により昭和三十年六月三十日まで休職を命ずる
一般職の職員に關する条例第十三条の二第二項により昭和三十年六月三十日まで給料、扶養手当及び勤務地手当のそれぞれ百分の八十を支給する
今川 卓治
廣島市東保健所結核検査協議会委員を解く
廣島市西保健所結核検査協議会委員を解く
廣島市東保健所結核検査協議会委員を命ずる
技術吏員 甲斐 太郎
廣島市東保健所結核検査協議会委員を委嘱する
於保 源作
廣島市東保健所結核検査協議会委員を命ずる
島友 雄
原田 東
北岡 虎之輔
廣島市西保健所結核検査協議会委員を委嘱する
大泉 周藏
廣島市町界町名地番整理審議会委員を委嘱する
西村 徳一
廣島市町界町名地番整理審議会委員を解く

廣島市町界町名地番整理審議会委員を命ずる
西村 徳一

出張所別	人口	同上前月との比較	世帯	同上前月との比較
牛田	10,123	△	2,522	△
尾長	10,123	△	2,522	△
崎	10,123	△	2,522	△

出張所管区別人口及び世帯状況について
(二九、七、一現在)

八級特に二三、六〇〇円を給する
願により本職を免する
(六月三十日)

◎ 雑 報

広島市教職員組合の役員改任について昭和二十九年七月十三日次のおり登録事項を変更した。

執行委員長	多 幾 山
副執行委員長	城 実
書記長	三 浦 夫
書記次長	坂 野 子
執行委員	佐 田 秀 雄
	平 川 逸 実
	藤 田 正 実
	吉 岡 正 晴
	長 岡 文 正
	清 水 博 子
	南 本 隆 博
	吉 田 文 正
	安 藤 正 俊
	重 田 勝 夫
	関 本 治

種別	件数	同上	最大	最小	一日平均	前年同	増減
結婚	1,111	↑	1,181	1	1,111	1,111	0
離婚	612	↓	612	1	612	612	0

戸籍上の市勢について
(二九、六月分)

段原	比治山	仁保	大河	皆実	宇品	似島	基町	本庁直轄	区	十日市	舟入	観音	己斐	三篠	草津	合計
2,159	1,876	5,288	3,204	1,812	2,684	2,222	2,215	4,977	2,213	2,213	1,090	2,102	1,977	1,718	1,074	27,774
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
5,891	4,591	1,844	3,033	4,738	7,033	5,000	8,806	1,000	6,132	4,482	5,122	5,122	5,122	4,452	3,392	87,775
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

一、市内の出生と死亡から見た増減
男、一三〇人 女、一一九人 計二四九人
一日平均 八、三人

一、前年右同
男、一六二人 女、一八三人 計三四四人
一日平均 一一、四人

一、() は事件発生地から本籍地である本市へ郵送届出たもの
婚姻、出生、死亡は三十日分その他は二十六日分を計算したもの

出生	死亡	住転入	民転出	登記
男 1,111 女 1,111 計 2,222	男 1,111 女 1,111 計 2,222	男 1,111 女 1,111 計 2,222	男 1,111 女 1,111 計 2,222	男 1,111 女 1,111 計 2,222

広島市町界町名地番整理審議会委員を委嘱する
(各通) 井上 康夫 江口 松芳 加藤 政夫

広島市農業生産施設再建融資諮問委員会委員を命ずる
市議會議員 田頭 新太郎 谷本 正則 富田 弘一 多田 野昇 加藤 貞一 山本 茂夫 中村 年夫 藤手 武夫

市農業委員会委員 (各通) 藤手 武夫

広島市東保健所運営協議会委員を委嘱する
(以上七月一日) 事務吏員 和田 石五郎 事務吏員 福本 徹夫 事務吏員 藤田 千代登 事務吏員 箕村 知道 事務吏員 橋本 真吾 事務吏員 竹升 潮 事務吏員 佐々木 弘 事務吏員 佐伯 寛 事務吏員 佐伯 寛 事務吏員 岡崎 篤 事務吏員 岡崎 篤

皆実出張所事務係長を命ずる 河村 正三
福祉事務所事務係長を命ずる 新田 明
総務局徴収課勤務を命ずる 桂 時雄
中央卸売市場業務課勤務を命ずる 倉橋 俊雄
会計課勤務を命ずる 長行 事勝
総務局職員課勤務を命ずる 網井 信昭
総務局財務課勤務を命ずる 藤井 坦
舟入出張所勤務を命ずる 佐久間 信夫
総務局市民税課勤務を命ずる 波田 武夫
(各通) 中村 敏則 高橋 安子 山岡 中子 森岡 友利 金川 友保 永江 務
総務局徴収課勤務を命ずる 書記に補する 事務吏員 永江 務
総務局徴収課勤務を命ずる 書記に補する 事務吏員 永江 務
社会保険広島市民病院会計課勤務を命ずる 事務吏員 小池 友直
中央卸売市場管理課勤務を命ずる 事務吏員 藤井 友直 技術吏員 長直

建設局東部復興事務所庶務課勤務を命ずる
(以上七月五日) 事務吏員 有松 喜一
九級特に二三、六〇〇円を給する
願により本職を免する 技術吏員 前川 武之
と畜場長を命ずる 技術吏員 甲 厚大
西保健所予防課衛生係長を命ずる 西村 徳一
西保健所予防課衛生係長を命ずる 山本 勢津
(各通) 赤木 ヨシ 佐藤 進
広島市東保健所運営協議会委員を委嘱する
広島市西保健所運営協議会委員を委嘱する
(各通) 反田 林次 壺 周 造
広島市東保健所運営協議会委員を委嘱する
(以上七月十三日) 坪谷 照雄
(水道局) 広島市事務吏員 坪谷 照雄
地方公務員法第二十八条第二項第一号により昭和二十九年十二月二十三日まで休職を命ずる
一般職の職員に給与に関する条例第十三条の二第二項により昭和二十九年十二月二十三日まで給料及び勤務地手当のそれぞれ百分の八十を支給する
(六月二十四日) (教育委員会) 広島市教育委員会 中西 新一 事務局事務職員

広島市報

第100号

発行

昭和29年8月20日

(金曜日)

発行所

広島市役所

広島市国泰寺町三九

【目次】

○規 則	頁
広島市家畜人工授精実施規則の一部改正	一
広島市税条例施行規則の一部改正	二
傷い疾病に因る退職等の場合の退職手当に関する規則	三
広島市工業指導所使用料及び手数料条例施行規則の一部改正	三
○告 示	
建築基準法に基づく道路の位置の指定について	三
建築許可に関する公開聴聞について	三
定例市議会の招集について	三
計器定期検査について	四
建築許可に関する公開聴聞について	四
第十五回仮換地予定地指定取消及び第四十八回仮換地予定地変更指定の発表について	五
社団法人全国市有物件災害共済会の事業経営状況報告書の公表について	六
○水道局事項	
広島市水道局行政査察規程	六
広島市水道局直営工事執行規程	六
広島市水道局職員文庫及び職場雑誌運営委員会規程の一部改正について	六
広島市水道局臨時職員の手当の特例の一部改正	七

◎選挙管理委員会事項

広島市農業委員会委員選挙における投票管理者の選任の変更について	二六
広島市農業委員会委員選挙における投票管理者の選任の変更について	二六
広島市農業委員会の選挙による委員の選挙につき投票記載所に掲示する候補者の氏名等の掲示の順序を定める「くじ」の場所及び日時について	二六
広島市農業委員会の選挙による委員の選挙において当選した者の住所及び氏名について	二六
広島市農業委員会の選挙による委員の選挙における当選人にして当選証書を附与した者の住所及び氏名について	二六
安芸海区漁業調整委員会委員選挙の広島市開票区における開票管理者の選任について	二六
安芸海区漁業調整委員会委員選挙の広島市開票区における投票管理者の選任について	二六
安芸海区漁業調整委員会委員の選挙における投票用紙並びに同封筒の交付及び場所について	二六
政治資金規正法の規程による報告書の要旨について	二六
安芸海区漁業調整委員会委員選挙における委員候補者の氏名及び党派別の掲示順位を定める「くじ」の日時及び場所について	二六
安芸海区漁業調整委員会委員選挙につき広島市開票区の開票の場所及び日時について	二六

安芸海区漁業調整委員会委員選挙における向洋投票区投票所の場所について	二六
安芸海区漁業調整委員会委員選挙における仁保投票区投票所の場所について	二六
安芸海区漁業調整委員会委員選挙における備那投票区投票所の場所について	二六
安芸海区漁業調整委員会委員選挙における宇品投票区投票所の場所について	二六
安芸海区漁業調整委員会委員選挙における似島投票区投票所の場所について	二六
安芸海区漁業調整委員会委員選挙における江波投票区投票所の場所について	二六
安芸海区漁業調整委員会委員選挙における江波投票区投票所の場所について	二六
安芸海区漁業調整委員会委員選挙における草津投票区投票所の場所について	二六
安芸海区漁業調整委員会委員選挙における中央投票区投票所の場所について	二六
○市議会事項	
市議会議決事項	二六
○辞 令	
○雑 報	
戸籍上の市勢について	二六
住民登録人口及び世帯数について	二六
出張所管区別人口及び世帯状況について	二六
○規 則	
広島市家畜人工授精実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。	二六
昭和二十九年七月一日	二六
広島市長 浜 井 信 三	二六
広島市規則第五十一号	二六
広島市家畜人工授精実施規則の一部を改正する	二六

規則
広島市家畜人工授精実施規則(昭和二十八年広島市規則第三十三号の二)の一部を次のように改正する。

- 第三条を次のように改める。
(人工授精料の額及び納付等)
第三条 広島市家畜人工授精料条例(昭和二十八年広島市条例第三十一号)第二条に規定する家畜人工授精料の額は、別表第一のとおりとする。

Table with 2 columns: 家畜の種類 (人工授精料) and 精液料 (一回分につき). Rows include 乳牛 (500円), 高等登録牛 (800円), and その他 (600円).

Table with 2 columns: 区分 and 精液料 (一回分につき). Rows include 和牛 (300円), 馬 (400円), めん羊 (200円), やぎ (200円), and 豚 (300円).

この規則は、公布の日から施行する。
広島市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和二十九年七月一日
広島市長 浜井信三

いう。を「昭和二十九年広島市条例第二十五号。以下「条例」という。」に改める。
第五条を次のように改める。
(市税調定簿の整理)
第五条 市税を賦課し、又は賦課額を増額若しくは減額するときは、市税調定簿により整理しなければならない。

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十九年年度の市税から適用する。

傷、疾病に因る退職等の場合の退職手当に関する規則をここに公布する。
昭和二十九年八月三日
広島市長 浜井信三

規則
職員が退職手当に関する条例(昭和二十八年広島市条例第六十二号。以下「条例」という)第四条第一項の規定の適用を受けるものに対する退職手当の額は、その者の給料月額に、その者の勤続期間に応じた同条同項に規定する割合を乗じて得た額の合計額に、左の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- 一 傷、疾病に因り退職した者 百分の百
二 死亡に因り退職した者 百分の百
三 退職の日以前二十年以上禁、以上の刑に処せられることなく、且つ、懲戒処分を受けることなく勤続し、勤しうを受けて退職した者であつて条例第五条第一項の規定の適用を受け得ないもの 百分の百
四 定数の減少、職制の改廃又は勤務公署の移転に因り退職した者で、任命権者が市長の承認を得て定めるものに該当する者であつて条例第五条第一項の規定の適用を受け得ないもの 百分の百
イ 勤続期間二十年以上の者で勤務成績が良好の場合 百分の百
ロ 勤続期間十年以上二十年未満の者で勤務成績が良好の場合 百分の九十
ハ 勤続期間一年以上十年未満の者で勤務成績が良好の場合 百分の八十
ニ その他の場合 百分の七十五

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十九年四月一日から適用する。

広島市工芸指導所使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和二十九年八月十日
広島市長 浜井信三

規則の一部を改正する規則
広島市工芸指導所使用料及び手数料条例施行規則(昭和二十二年二月五日広島市告示第十五号)の一部を次のように改正する。

Table with 2 columns: 四呎旋盤 (1100円) and 二六吋形削盤 (2100円). Includes various machine specifications and prices.

この規則は、公布の日から施行する。

告示
建設基準法第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を左記の通り指定した。
なお、この関係図書は、建設局建築指導課において一般の縦覧に供する。
昭和二十九年七月二十六日
広島市長 浜井信三

- 一 指定番号 第四号
二 指定年月日 昭和二十九年七月十九日
三 道路の位置 広島市江波町字横切市位新開一、二
四 幅員及び延長 東西幅員 四メートル、南北幅員 三メートル、延長 一七、〇九メートル
五 表示図面 別紙の通り

五 建築場所 広島市西蟹屋町二四三番地
六 用途概要 給油場(地下槽) 容量 六〇〇リットル
七 地 域 商業地域
八 理由 当該建築物は、建築基準法第四十九条第二項(別表第一の項第一号(四項第二号))の建築制限に該当するものであるが同条同項但書の規定により許可しようとするものである。

広島市告示第八十八号
左記の通り定例広島市議会を招集する。
昭和二十九年七月三十一日
広島市長 浜 井 信 三

一、招集日時 昭和二十九年八月七日午前十時
一、招集場所 広島市役所

広島市告示第八十九号
計量法(昭和二十六年法律第二百七号)の規定に基づき、広島市東部地区の計量器定期検査を次のように実施する。
昭和二十九年七月三十一日
広島市長 浜 井 信 三

検査実施区域	検査実施期日	検査実施場所	備考
仁保町(青崎、向洋、堀越)	九月一日	青崎小学校	
大洲町、南蟹屋町	二日	農林省広島食糧事務所前	
西蟹屋町、荒神町	三日	荒神小学校	
猿猴橋町、松原町	六日	広島市場	
松原町、大須賀町	七日	広島市場	
尾長町、矢賀町、曙町、東蟹屋町、愛宕町、若草町、矢賀新町	八日	尾長小学校	

台東町、京橋町、的場町	十三日	段原小学校
金屋町、比治山町	十四日	段原小学校
段原大畑町、段原町、桐木町、土手町、松川町	十五日	段原中学校
段原東浦町、段原新町、南段原町、東雲町(西部)	十六日	段原中学校
段原末広町、段原中町、段原日出町、段原山崎町	十七日	仁保出張所
仁保町(本浦、淵崎、梓木)、東雲町(東部)	二十二日	楠那小学校
仁保町(日字那、楠那、丹那)	二十四日	大河小学校
旭町	二十七日	皆実小学校
皆実町一、二丁目、比治山本町	二十八日	皆実出張所
皆実町三丁目、翠町、宇品町(北部)	二十九日	宇品出張所
宇品町	三十日	宇品小学校
宇品町、元宇品町	十月一日	宇品マール前
牛田町	七日	牛田小学校
白島北町、白島中町、白島東中町、白島九軒町、白島西中町、西白島町、東白島町、二葉の里、基町(北部)	八日	白島小学校
基町	十一日	基町配給所
基町(南部)、猿楽町、細工町、大手町一、二丁目、紙屋町	十二日	公民館前
上柳町、下柳町、磯町、石見屋町、山口町、橋本町、銀山町、東胡町、胡町、斜屋町	十三日	職町小学校
上流川町、鉄砲町、八丁堀、基町(東部)	十四日	職町小学校

東魚屋町、西魚屋町、立野町、研屋町、平田屋町、播磨屋町、川場町、中町、下中町、袋町、尾道町、大野町、三、四、五丁目、堀川町

十九日 袋町小学校

弥生町、下流川町、平塚町、薬研堀、三川町、昭田町、和町、鶴見町、宝町、中町、東千田町、千田町一、二丁目、南千田町、平野町、南竹屋町

二十日 竹屋小学校

中央市場内

二十一日 千田小学校

中島本町、中島新町、材木町、天神町、木挽町、元柳町、水主町

二十二日 中央市場

吉島町、吉島羽衣町、吉島本町

二十三日 吉島羽衣配給所

大手町六、七、八、九丁目、国泰寺町、雑魚場町

二十七日 広島市役所

似島町

三十日 似島出張所

市内(東部地区)

十一月八日 広島市役所

市内(東部地区)

九日 広島市役所

受付時間 午前九時三十分から午後四時まで
計量法第四百四十二条に規定する計量器の定期検査実施の期日及び場所

一、実施期日 昭和二十九年十一月十日から昭和二十九年十二月九日まで

一、実施場所

1 同法同条第一号に定めるものにあつては、その土地又は建物その他の工作物の所在の場所

2 同法同条第二号に定めるものにあつては、その計量器の所在の場所

広島市告示第九十号
建築基準法(昭和二十五年法律第二十七号)第四十九条

第一項但書の規定による建築許可については、同法第五十四条第一項但書の規定に基づき次のように公開による聴聞を行う。

昭和二十九年八月二日
広島市長 浜 井 信 三

一 開催日時 昭和二十九年八月五日午前十時
二 開催場所 広島市国泰寺町三九番地
広島市庁舎内 市長公室
三 申請者住所 広島市中広町六七一番地
四 申請者氏名 西本 元 記
五 建築場所 広島市中広町六七一番地
六 用途概要 鑄物工場木造二階建(一部鉄骨)
延二七二、〇五坪
七 地 域 準工業地域
八 理由 当該建築物は、建築基準法第四十九条第三項(別表第一の項第一号(四))の建築制限に該当するが同条同項但書の規定により、許可しようとするによる。

広島市告示第九十一号
昭和二十九年八月四日
広島市長 浜 井 信 三

第十五回仮換地予定地指定取消及び第四十八回仮換地予定地変更指定の発表について

一、仮換地予定地指定取消

広島平和記念都市建設事業東部復興土地地区画整理施行に伴いさきに指定した左記仮換地予定地は、土地地区画整理委員会の諮問を経て、指定を取り消すことに決定したから、関係者は、東部復興事務所で、詳細承知されたい。

町名	ブロック番号	画地番号	土地所有者氏名
皆火町一丁目	B五九	一ノ一	広島市
同	B五九	一ノ三	同

二 仮換地予定地変更指定

1 広島平和記念都市建設事業東部復興土地地区画整理施行に伴う左記の土地は、土地地区画整理委員会の諮問を経て、仮換地予定地が変更決定したから、関係者は、東部復興事務所で、詳細承知されたい。

2 土地所有者に対する仮換地予定地の指定通知書は、土地所有届を提出済のもののみ送達する。なお、土地所有届をまだ提出していないものは、至急提出されたい。

3 今回発表の土地を売却又は譲渡するときは、事前に必ず東部復興事務所と協議の上取り運び願いたい。万一連絡がない場合は、決定した仮換地予定地を取り消すことになることがあるから、是非連絡方実行されたい。

4 前記仮換地予定地の使用開始の時期及び借地権その他の権利については、追つて指定する。

町名	地 所 在	番 号	土地所有者氏名
新川場町	二ノ一	妙 慶 院	
同 町	二ノ二	植 木 厚	
大手町七丁目	四ノ五外四筆	徳 永 芳 枝	
同 町	四ノ七	津 田 謙 一	
東白島町	二ノ九ノ一外一筆	中 田 米 三	
同 町	二ノ九ノ二外一筆	九 子 外 一 名	

大手町九丁目	四三外二筆	森田百太郎
同 町	四六ノ二	石崎第四郎
千田町二丁目	七四五ノ二外一筆	武田 恂 三
同 町	七四七ノ五外一筆	沖 増 哲 造
南竹屋町	二六六ノ四	津 田 馨
大手町九丁目	五〇外一筆	沖 増 一 爾
千田町一丁目	五七二ノ一	米 田 正 幸
千田町一丁目	五七一ノ一四	嶋 田 清
千田町二丁目	六五七ノ四外一筆	田 九 金 市
同 町	六五七ノ一	小 田 美 徳
出汐町	五二ノ一	広 島 市
東白島町	二〇九ノ一外一筆	鴉 田 五 一
同 町	四二外一筆	盛 田 栄 藏
同 町	四一ノ一外一筆	新 延 佳 一
同 町	四一ノ五外一筆	森 派 登 備 子
堀川町	一〇〇ノ一	林 飛 隆 之
同 町	一〇〇	川 崎 清 隆
白島中町	甲六四ノ一	保 田 広 市
同 町	甲六四ノ五	中 村 角 太 郎
同 町	一五二ノ一外一筆	住 田 シ ゲ
平塚町	一五二ノ一外一筆	堀 内 琢 一
同 町	五五ノ一外一筆	香 川 国 吉
富士見町	七八ノ一	香 川 卓 二
三川町	四〇ノ一	

Table with columns: 市別, 物件名, 罹災戸数等, 原因, 災害共済金, 支払月日. Includes entries for 北 市別, 六・二美 市立病院, 七・二九 室蘭病院, etc.

一六六、八五三、四五一円―二二一件に比較して、金額において一三、一七八、二〇五円、件数において二件を減少しているが、自動車損害共済においては出納閉鎖期までに請求のなかつた七件を除いても、なお逆に五、八五二、〇八六円―二三五件の事故増加となつてゐる。しかし自動車損害共済は昭和二十七年八月より実施したもの

であり、前年度が八箇月の短期実績であるから平年度としては比較の対象とならない。六、かくて支払共済金総額の共済基金分担金総額に対する事故割合は四二・三％、総収入に対する割合は三六・四％であり、更にこれを細分すると、火災共済の支払共済金総額の共済基金分担金総額に対する割合は、前年度の五

Table with columns: 市別, 物件名, 罹災戸数等, 原因, 災害共済金, 支払月日. Includes entries for 東 市別, 四・一七 関 沢内市管住, 四・二二 米沢 興譲小学校, etc.

〇・六％に対し四二・三％すなわち八・三％の減率であり、自動車損害共済のそれは四二・一％であるが、これは既に事業計画の当初において測定された損害率圏内のものであり、固より事業の基礎に何等の動搖を与えるものでない。

Table with columns: 町名, 筆番, 高橋鉄郎, 企業組合たかや, 吉見丈太, 大蔵省, 広島市, 中保三男, 石井義信, 加藤悦蔵.

関係図書縦覧場所 広島市基町一番地 広島市建設局東部復興事務所 広島市告示第九十二号 社団法人全国市有物件災害共済会から、昭和二十八年年度事業経営状況について、左記報告書を受けたので、地方自治法第二百六十三条の第二第三項の規定に基づき、これを公表する。

全国市有物件災害共済会昭和二八年年度事業経営状況報告書

本会が、昭和二十四年一月一日地方自治法第二六三條の二の規定により、内閣総理大臣の許可を受け同月一八日より火災共済の業務を開始し、次で昭和二十七年七月二二日内閣総理大臣の認可を受け、同年八月一日より市有自動車損害共済の業務を開始して、ここにこれ等を包括した第五年度の決算を報告し得ることは誠に同慶の至りに堪えない。

二、しかしこれを、市部対那部の割合より観察すると、那部の火災九、一一二件(三五・五％)に対し、市部の火災は一六、五六五件(六四・五％)であり、市部の火災件数が町村のそれよりも約二割九分も多く、また逐年その開きを大きくしていることは、たとえその間に新市の増加ありとするも、われわれのたいに留意しなければならぬ点である。

四、昭和二八年年度における市有物件の火災原因は、次表の如く類焼よりも自火、しかも原因不明の失火によるもの若しくは残火の不始末・煙突の過熱・漏電・放火及び煙草の吸殻等に起因するものが比較的多く、殊に最近では学校給食室又は炊事場にこれ等の事故が多くなつてゐる。また自動車損害共済の同年度における事故原因は、各種自動車を運ぶ多くハンドルの操作不確実・優先交通権の無視及び追越の不注意等に起因してゐるようである。

全国火災件数累年比較

Table with columns: 年次, 実数, 指数. Includes data for 大正15, 昭和2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28.

三、翻つて、自動車損害共済の対象である市有自動車は、最近公私自動車数の激増に伴い各市の自動車事故も比年増加し、その原因・損害とも漸く多角的にならうとしてゐる。すなわち国家地方警察本部の調査によると、全

五、設立五年度を終え未だ試験期にある本会は、かかる状況下に於いて市有物件に火災その他の事故の少なからんことを神かけて祈つた。しかし天災ならぬこの災害は年度中に次表の如く惹起され、これが災害共済金の支出は総額金一六一、四五四、六〇一円―三七三件(内訳・火災共済金一五三、六七五、二四六円―一九九件・自動車損害共済金七、七七九、三五五円―二五四件)に達した。この数額は火災共済については幸に前年度の支出額

一、昭和二十八年は、全国的に火災の多かつた年で次表のように件数としては、二五、六七七件に達する多事な年であつた。

Table of fire incidents in Hiroshima City, including columns for location (e.g., 光, 島), incident type (e.g., 漏電, 火災), damage amount, and date.

Table of fire incidents in Hiroshima Prefecture (広島県), including columns for location (e.g., 高知, 徳島), incident type, damage amount, and date.

Table of fire incidents in Hiroshima City, including columns for location (e.g., 東三條, 堀川), incident type (e.g., 火災, 漏電), damage amount, and date.

Table of fire incidents in Hiroshima Prefecture (広島県), including columns for location (e.g., 高知, 徳島), incident type, damage amount, and date.

Table of vehicle accidents in Hiroshima, including columns for location (e.g., 北信, 近畿), date, vehicle type, damage description, and compensation amount.

Table of vehicle accidents in Hiroshima, including columns for location (e.g., 四・二八高田), date, vehicle type, damage description, and compensation amount.

Table of vehicle accidents in Hiroshima, including columns for location (e.g., 東北, 北海道), date, vehicle type, damage description, and compensation amount.

Table of vehicle accidents in Hiroshima, including columns for location (e.g., 四・二川崎), date, vehicle type, damage description, and compensation amount.

(備考) 原因欄に失火としてある中には、放火の疑あるもの又は原因不明のもの等を含んでいる。

(二) 自動車損害共済

Table with 10 columns: No., Location, Vehicle Type, Damage Description, Accident Type, Date, Time, Date, Date. Includes entries for 七・八岩国, 七・一〇三原, 七・二〇岩国, etc.

Table with 10 columns: No., Location, Vehicle Type, Damage Description, Accident Type, Date, Time, Date, Date. Includes entries for 五・三〇同, 五・二一同, 五・一九同, etc.

Table with 10 columns: No., Location, Vehicle Type, Damage Description, Accident Type, Date, Time, Date, Date. Includes entries for 九・二六布施, 九・二八尼崎, 一〇・一神戶, etc.

Table with 10 columns: No., Location, Vehicle Type, Damage Description, Accident Type, Date, Time, Date, Date. Includes entries for 一・二八姫路, 二・一枚方, 二・六姫路, etc.

九・二八	鳴門	同	相手方物件	接	四、〇〇〇	一〇月二十九日
一〇・三	徳島	同	相手方物件	接	二九三	二月二十四日
一〇・三	同	同	相手方物件	接	一、八一五	二月二十四日
一〇・五	同	同	相手方物件	接	六九	二月二十四日
一〇・六	同	同	相手方物件	接	七二八	二月二十四日
一〇・七	同	同	相手方物件	接	七二八	二月二十四日
一〇・九	同	同	相手方物件	接	八六、一五四	五月十四日
一〇・一二	同	同	相手方物件	接	二、二五〇	二月十四日
一〇・一六	同	同	相手方物件	接	一五五	二月十四日
一〇・二四	同	同	相手方物件	接	二二五	二月十四日
一〇・二五	徳島	乗合自動車	相手方物件	接	三、一五〇	二月十三日
一〇・二七	同	同	相手方物件	接	三七、九五〇	二月十四日
一〇・三一	同	同	相手方物件	接	三〇〇	二月十四日
一一・一三	同	同	相手方物件	接	七五〇	二月十四日
一一・一三	同	同	相手方物件	接	九七五	二月一日
一一・二五	同	同	相手方物件	接	二、四〇五	二月一日
一一・三一	同	同	相手方物件	接	三七五	二月一日
一一・三一	同	同	相手方物件	接	五三	二月一日
一一・二八	同	同	相手方物件	接	四五八	四月二三日
一一・一七	鳴門	同	相手方物件	接	二二五	二月一日
一一・一七	徳島	同	相手方物件	接	一、二〇〇	二月六日
一一・一七	徳島	同	相手方物件	接	九七五	三月一日

九	計	四市	九九件	七五一・七九三	出納閉鎖期日までに未請求につき繰越	
四・九	宮崎	消防自動車	相手方物件	接	九四〇	四月二〇日
四・九	宮崎	消防自動車	相手方物件	接	二二、二五三	四月二〇日
五・二	九宮崎	消防自動車	相手方物件	接	三四、二二四	六月二五日
六・八	宮崎	消防自動車	相手方物件	接	九四、九五七	九月二九日
七・三	福岡	消防自動車	相手方物件	接	九六、七五〇	七月二三日
七・一六	福岡	消防自動車	相手方物件	接	二四八、五六六	八月五日
一・一八	同	貨物自動車	相手方物件	接	九、五八〇	五月十四日
一・二七	同	同	相手方物件	接	二、二五〇	三月一日
二・一八	同	同	相手方物件	接	一八八	三月一日
二・二九	同	同	相手方物件	接	一六二	三月一日
二・二九	同	同	相手方物件	接	三二六	三月一日
二・二九	同	同	相手方物件	接	一一、九五六	四月二五日
二・二九	同	同	相手方物件	接	七八	四月二三日
二・二九	同	同	相手方物件	接	二、三一〇	五月十四日
二・二九	同	同	相手方物件	接	一、五〇〇	四月二三日
三・一七	同	同	相手方物件	接	三三三	四月二三日
三・一七	同	同	相手方物件	接	六、七五〇	三月二五日
三・一七	同	同	相手方物件	接	三三三	四月二三日
三・一七	同	同	相手方物件	接	六〇〇	四月二三日
三・一七	同	同	相手方物件	接	六〇〇	四月二三日

六・二	同	同	相手方物件	接	六七五	六月二四日
六・三	同	同	相手方物件	接	五四、八五〇	二月二三日
六・五	高松	貨物自動車	相手方物件	接	五九、四一〇	一月五日
六・五	徳島	乗合自動車	相手方物件	接	七五〇	一月五日
六・六	同	同	相手方物件	接	三七五	六月二四日
六・九	同	同	相手方物件	接	二、二七七	一月五日
六・一〇	同	同	相手方物件	接	一、五〇〇	一月五日
六・一二	同	同	相手方物件	接	六八三	六月二四日
六・一四	同	同	相手方物件	接	四〇	六月二四日
六・一九	同	同	相手方物件	接	七二八	七月八日
六・一九	同	同	相手方物件	接	七五〇	七月八日
七・一	同	同	相手方物件	接	七五〇	七月八日
七・二	同	同	相手方物件	接	三七五	一月五日
七・三	同	同	相手方物件	接	一、五〇〇	二月一日
七・三	同	同	相手方物件	接	一五五	一月五日
七・七	同	同	相手方物件	接	三三三	一月五日
七・一〇	同	同	相手方物件	接	一八〇	一月二日
七・一二	同	同	相手方物件	接	一五〇	一月五日
七・一二	同	同	相手方物件	接	三七五	一月五日
七・一四	同	同	相手方物件	接	五二五	一月五日
七・一六	同	同	相手方物件	接	七五	一月五日
七・一六	同	同	相手方物件	接	二六、八四二	二月一日
七・一九	同	同	相手方物件	接	二二五	一月五日

七・一九	徳島	乗合自動車	相手方物件	接	八二、六一三	五月十四日
七・二五	同	同	相手方物件	接	二六、〇〇〇	一月五日
七・二六	同	同	相手方物件	接	一、五〇〇	二月一日
八・二	同	同	相手方物件	接	二六、五五八	一月五日
八・三	同	同	相手方物件	接	二二五	一月五日
八・三	同	同	相手方物件	接	二五二	二月一日
八・七	同	同	相手方物件	接	一九九	一月五日
八・八	同	同	相手方物件	接	一、〇三	一月五日
八・八	同	同	相手方物件	接	四〇六	一月五日
八・八	同	同	相手方物件	接	三六八	一月五日
八・八	同	同	相手方物件	接	一、四九三	一月五日
八・九	同	同	相手方物件	接	八、一一八	二月二四日
八・一〇	同	同	相手方物件	接	一、〇七〇	一月五日
八・一〇	同	同	相手方物件	接	三一六	一月五日
八・二	高松	オート三輪車	相手方物件	接	一〇、〇〇〇	一月八日
八・二	徳島	乗合自動車	相手方物件	接	七五〇	一月五日
八・二六	同	同	相手方物件	接	二二五	一月五日
九・七	同	同	相手方物件	接	二、二五〇	二月二四日
九・一三	同	同	相手方物件	接	七八	二月二四日
九・二四	同	同	相手方物件	接	七五	二月二四日
九・二五	同	同	相手方物件	接	六九〇	二月二四日
九・二五	同	同	相手方物件	接	二、七一六	二月二四日
九・二七	同	同	相手方物件	接	二、四四九	二月二四日

九、二二佐賀 乗合自動車 相手方傷害 接 触 一、六一三 二月二日

九、二二都 消防指揮自動車 車体各部破損 頰 覆 三三八、三三四 一〇月二三日

九、二二佐賀 乗合自動車 相手方物損 頰 落 三三三、八三〇 二月二日

一一、三三同 同 相手方物損 頰 落 五、七五〇 二月二日

昭和二九年福岡 貨物自動車 車体後部破損 接 触 八、一四〇 二月二五日

（三） 共済基金分担金

七、次に共済委託の申込状況であるが、これは創業以来極力事業の普及に努めた結果、この経費集中使用の経済的効果について一層各方面の認識を深め共済委託の市数は比年増加し、本年一月末日においては一応全市加入の域に到達したが、その後における新市の増加により年度末現在の委託市は二八八市（全国三三六市の八五・七％）である。しかしこの事業が全国都市共同の経済制度である限り、爾余の各市が全物件を挙げて本会を活用せられるのも時間の問題であると信じている。

八、火災共済基金分担金の基率は、本会の基礎と一般の営利保険料率ならびに基率の低下によつて生ずる諸般の影響とをにらみ合せ事情の許す限り、これが低減に努力している。すなわち、本年度においては昭和二八年六月一日をもつて市営住宅物件の基率を平均二割方低減し、なお同年十一月一日より普通物件・工場物件等の基率を平均一割五分方低減した。

九、かく火災共済については、創立以来八回に亘つて基率の低減を履行したが、この低減は多く共済責任額の増額に反映し、結局昭和二八年度においては、自動車損害共済を合せ、次表の如く共済基金分担金総額三八一、三七八、八五五円に達する共済委託の申込を受け、ここに深甚の謝意を表する。

一〇、しかし、右総受託物件の中、共済基金分担金総額二六一、九二八、一五五円に相当するものは（火災共済二四六、〇四〇、〇七〇円）自動車損害共済一五、八八八、〇八五円）、当二八年度中に共済期間が満了し填補義務の免脱を受けた金額であり、その余の一、四五〇、七〇〇円は（火災共済一六、八六三、七三二円）自動車損害共済二、五八六、九六八円）、未だ若干共済期間の残存するものである、だがそれは日、一日と免責されつつあることはいままでもない。

（四） 経 費

一一、昭和二八年度の経費は、総額一八、五七一、一八七円九七銭である。それは共済基金分担金総額の四・八％に当り、分担金・利子・雑収入を合せた収入総額に対する割合は四・一％に過ぎない。これは会務の運営に当り居常設立の基礎精神を恪守して経費の節省に努め、他面資金の運用に留意して利子及び信託収入の増収を図つた結果である。

一二、しかも本年度においては利子及び信託収入のみをもつて経費を支弁して、なお四二、二二八、七六三円三銭を剰し得る余力を生じたことであり、これは分担金収入以外に非常の災害に役立つ有力な財源である。以上の事實は内外の営利保険が本会の共済に比して損害率が低いにも拘らず、今なお各社平均五〇％程度の経費を使つてゐることに比較して、その経費率の低い点が当共済会独特の基礎的強味である。本会はこの機会において支部の事務を引受けられてゐる八市ならば各会員市、その他関係各方面の不断の御支援に對し、深く謝意を表する次第である。

（五） 繰 括

一三、されば創業五年目の決算はどのような結果となつたか、それは以上述べたところの数字により繰括して、次表の如く収支差引三八一、七〇八、九五八円八四銭の繰越し得る剰余を見るに至つたのである。

昭和二八年度収支総括計算

収 入		円
共 済 基 金 分 担 金		381,378,855.00
火 災 共 済		352,903,802.00
内 既 経 過		246,040,070.00
内 未 経 過		116,863,732.00
自 動 車 損 害 共 済		18,475,053.00
内 既 経 過		15,888,085.00
内 未 経 過		2,586,968.00
利 子 及 び 信 託 収 入		60,799,951.00
雑 収 入		687,404.81
諸 費 戻 入		438,000.00
職 員 退 職 手 当 積 立 金 戻 入		341,560.00
前 年 度 責 任 準 備 金 繰 入		120,045,307.00
計		563,691,077.81
支 出		円
災 害 共 済 金		161,454,601.00
内 火 災 共 済		153,675,246.00
内 自 動 車 損 害 共 済		7,779,355.00
解 約 そ の 他 返 戻 金 費		1,908,274.00
経 減 備 償 却		18,571,187.97
計		48,056.00
差 引 ・ 繰 越 剰 余		181,982,118.97
		381,708,958.84

一四、すなわち本会は、営利保険料率の四割ないし五割引の低廉な基率をもつて、市有物件の火災ならびに自動車等の事故による共済行為を引受け、これによつて、この五年度間に各会員市の財政に延総額八億九千万円以上の利益を捧げて保険料の合理的節減に寄与し、なお且つ前掲の収支決算をなし得るに至つたことは、経費の集中使用がその方法のいかんにより個々の分散使用に比較して、いかに経済的であるかを現実に証明したものとて誠に同慶に堪えない。

一五、しかし、右の繰越剰余すなわち三八一、七〇八、九五八円八四銭の中より、前年度と同様に共済期間の残存部分に相当する分担金一一九、四五〇、七〇〇円は、これを責任準備金として保留し、残額すなわち二六二、二五八、二五八、八四銭を準備積立金に編入することとした。これにより準備積立金の積立総額は延七〇二、一〇二、〇〇二円となり、これに上記の責任準備金を加えると昭和二八年度末において、

一六、しかしながら、わが国都市の現状において、木造建築物を主たる対象に置かなければならないこの火災共済事業に対する備えとしては、この程度の準備金をもつて万全であるとはいえない。ますますこれが備えを固くして相互救済の災を挙げ各市の繁栄に貢献するところがなければならぬ。それには各市が共済精神に徹してこの会がより基礎を充実に得るよう、挙つて本会を十分に活用せられることであり、それはまた結果において各市の利益となるからである。

◎ 水道局事項

昭和二八年度共済委託物件別数額表

共済受託物件	件 数	坪数又は 台 数	共 済 責 任 額	共 済 基 金 分 担	
				円	円
火 災 共 済	中学校以上	2,281	1,339,091	15,945,565,579	70,589,817
	小 学 校	4,396	2,738,703	28,757,490,345	126,240,139
	市 営 住 宅	112,195戸	1,290,666	14,968,719,311	46,216,189
	医 療 施 設	821	248,360	4,581,126,702	22,679,862
	庁 舎 そ の 他	15,356	1,679,490	24,795,075,119	97,247,795
	計	112,195戸	7,314,310	89,048,977,056	362,903,802
自 動 車 損 害 共 済	貨物自動車	912	557	268,420,000	3,739,205
	乗合自動車	1,103	635	516,830,000	5,501,477
	消 防 等 特 殊 自 動 車	1,509	889	586,078,324	5,606,013
	乗用自動車	605	395	331,190,000	2,715,878
	オートの三輪他	426	264	66,220,000	912,480
	計	4,555	2,740	1,765,738,324	18,475,053
合 計	27,409	7,314,310	90,814,715,380	381,378,855	
	112,195戸	2,740			

昭和二九年	同	同	同	同	同
二月二五日	二月二日	二月二日	二月二日	二月二日	二月二日
八、一四〇	五、七五〇	三三三、八三〇	三三八、三三四	一〇月二三日	一、六一三

合計	計	計	計	計	計
四九市	六市	三・二八日	一・二八長崎	一・二四佐賀	乗合自動車
二五四件	一四件	乗用自動車	消防自動車	相手方傷害	接 触
		車体右側破損	車体前部大破	車体前部大破	接 触
		輪 突	頰 落	頰 落	接 触
		七、七九、三五五	一、一九六、九九五	二二〇、二五一	三、六八〇
				九八、七二七	三月一六日
				五月一四日	三月一六日

広島市水道局行政監察規程を次のように定める。
昭和二十九年七月一日
広島市水道事業管理者
広島市水道局長 寺 西 正 雄
広島市水道局規程第五号
広島市水道局行政監察規程

(この規程の目的)
第一条 局長の行う行政監察(以下「監察」という。)に
関しては、別に定めがあるものを除く外、この規程の定
めるところによる。

(監察の定義)
第二条 監察は、行政の成果をあげその執行の適正を期す
るため、行政の実績及び状況並びに職員の仕事遂行の状
況を査察し、行政の失態を防止するとともに行政の刷新
改善の方途を講ずる外、職員の職務を厳正にし、もつて
行政運営の能率と公正を確保することを目的とする。

(監察の種類)
第三条 監察は、総合査察、一部査察及び特命査察とす
る。
(総合査察)
第四条 総合査察は、次に掲げる事項の全部につき、総合
的に行うものとする。

- 一 法規の運用、服行の状況
- 二 行政執行の統一保持の状況
- 三 企画とその執行との適否の状況
- 四 行政の市民に対する適応の状況
- 五 財産の取得、管理及び処分状況
- 六 行政処分の適否及びその状況
- 七 職員の配置及び事務分担の適否
- 八 職員の規律、監督及び教育研修の状況
- 九 経理事務の執行の適否
- 十 現金、証券及び材料等の出納保管の状況
- 十一 予算の執行並びに決算の状況
- 十二 庁舎その他の物的施設の整備及び効率的運営の状況

十三 部内の融和並びに市及び関係機関との連絡の状況
十四 その他査察上必要と認める事項
(一部査察)
第十五条 一部査察は、前条各号に掲げる事項のうち、必要
な事項について部分的に行うものとする。

(特命査察)
第十六条 特命査察は、特別の命令により行うものとする。
(査察資料の提出)
第十七条 査察に必要があるときは、関係職員から調
査書、報告書、帳簿その他の資料を提出させ又は立会若
しくは説明させることができる。

(査察の担当者)
第十八条 査察は、査察員が行う。
第十九条 査察員には、必要な査察補助員を附することができ
る。

第三 査察員及び補助査察員は、局長が任免する。
(査察の実施計画)
第九條 査察担当者は、査察の実施にあたり、査察実施計
画を作成し、局長の決裁を得なければならない。

第十條 査察の結果は、すべて局長に復命しなければならない。
(査察結果の復命)
第十條 査察の結果は、改善を要する事項があるときは、
査察担当者は、上司の指揮を受けて、当該課長又は関係
職員に対し、文書で指示する等適当な処置を講じなければ
ならない。
(査察成績の概評)
第十二條 査察担当者は、査察を終了したとき、現地にお
いて改善又は推奨のために、査察成績を概評することができる。

(職員)の法規違反又は義務違反等の処置)
第十三条 査察の結果、職員に法規に違反した事実又は責
任を負うような事故が判明したときは、直ちに、必要な
処置を講じなければならない。
(監査委員の行う監査等との関係)
第十四条 査察は、監査委員の行う監査、検査等に対し効
果があるように考慮しなければならない。

2 査察実施にあつては、監査委員の行う監査、検査等
と重複して行つてはならない。
3 監査委員の監査、検査等の結果、指摘された重要な事
項の処置状況については、査察を行うことができる。

附 則
この規程は、公布の日から施行する。
広島市水道局直営工事執行規程を次のように定める。
昭和二十九年七月一日
広島市水道事業管理者
広島市水道局長 寺 西 正 雄
広島市水道局規程第六号
広島市水道局直営工事執行規程

(この規程の趣旨)
第一条 局費をもつて支弁する直営工事(以下「工事」と
いう。)の執行については、法令その他別に定めのある
ものを除く外、この規程の定めるところによる。
(直営の原則)
第二条 左に掲げる場合に直営とする。

- 一 請負に付することを不適当と認めるとき。
 - 二 急施を要し請負に付するいとまがないとき。
 - 三 請負契約を締結することができないとき。
 - 四 特に直営とする必要があるとき。
- (工事施行の手続)
第三条 工事を施行しようとするときは、工事施行伺(別
紙様式第一号)に関係図書を添え管理者に提出しなけれ
ばならない。

2 特許権その他第三者の権利に影響を及ぼす施行方法を
もつて工事を実施する場合は、これがため紛争が生じな
いようあらかじめ措置を講じなければならない。
(工事の着手)
第四条 工事の着手は、決裁の日から七日以内とする。但
し、やむを得ない事由が生じたときは、この限りでな
い。

2 工事に着手しようとするときは、その三日前までに工
事着手届(広島市水道局請負工事執行規程(昭和二十八
年広島市水道局規程第二十五号)別記第四号様式)を
管理者に提出しなければならない。
(工事監督員)
第五条 工事監督員(以下「監督員」という。)は担当工
事の施行について設計書及び図面に定められた事項の範
囲内で、工事現場の取締及び工事に関する一切の処理に
任じ、期限内に完全に竣工する責務をもつものとする。

2 監督員は、左の簿冊を当日限り整理しなければならない
い。
一 工事 日報(別記様式第二号)
二 就労点検表(別記様式第三号)
三 賃 金 台 帳(別記様式第四号)
四 現場材料受払簿(別記様式第五号)
五 工事 日 誌(別記様式第六号)

3 監督員は、所定の工期内に工事を完成することができ
ないと認めるときは、工事延期届(別記様式第七号)
を管理者に提出しなければならない。
4 監督員は、所定の設計金額で工事を完成することができ
ないとき認めるときは、直ちに、課長に報告し指示を受
けなければならない。

5 工事施行にあたり、図面と工事現場とが一致しないとき
又は設計書及び図面に誤り若しくは脱落があるとき又は
地盤等について予期することのできない状態が発見され
たときは、直ちに、課長に報告し指示を受けなければな
らない。但し、軽易なものは監督員が状況を判断し、臨
機の措置をとることができる。

6 工事の中止、休止又は廃止をするときは、工事中止届
(別記様式第八号)又は工事廃止届(別記様式第九号)
を管理者に提出しなければならない。
7 監督員に更迭があつたときは、直ちに、工事監督員事
務引継書(別記様式第十号)を課長に提出しなければならない。
8 監督員の任免は、任免簿(別記様式第十一号)によ
る。

9 監督員は、工事の施行にあたり当該地区の市民と直接
又は間接に発生する事項については、円満且つ良識ある
態度をもつて当ることは勿論、重要事項については、課
長に報告し指示を受けなければならない。
(工事の竣工)
第六条 監督員は、工事が竣工したときは、十五日以内に
当該工事の精算書(広島市水道局会計規程附属諸様式を
定める規程(昭和二十八年広島市水道局規程第一三三
号)に定める第五十号様式)並びに所要の図面を調整
し、工事竣工届(広島市水道局検収事務取扱規程(昭和
二十八年広島市水道局規程第十八号)に定める第五号様
式)とともに管理者に提出しなければならない。
2 工事を廃止したときも又前項に進ずるものとする。
(工事検査員及び工事検査)
第七条 工事検査員(以下「検査員」という。)の任命は
広島市水道局検収事務取扱規程(昭和二十八年広島市水
道局規程第十八号)第四条による。

3 検査員は、検査を完了した日から三日以内に工事検査
完了報告書(広島市水道局検収事務取扱規程(昭和二十
八年広島市水道局規程第十八号)に定める第五号様式)
を管理者に提出しなければならない。

(労働者の採用、解雇並びに就業)
第八条 労働者の採用、解雇並びに就業については、緊急
失業対策法(昭和二十四年法律第八十九号)及び広島市
公共事業労働者就業規則(昭和二十五年十月二十四日広
島市規則第五十一号)による外、本条の定めるところに
よる。

2 労働者を採用又は解雇しようとするときは、臨時現
業員採解簿により課長の承認を受けなければならない。
3 監督員は、休日又は時間外に作業する必要があると認
めるときは、休日作業届(別記様式第十二号)を課
長に提出しなければならない。
4 監督員は、工事現場に出勤簿を備え付け、労働者に自
ら押印させなければならない。

(賃 金)
第九条 賃金の増給並びに昇給又は減給をしようとする
ときは、書面により課長の承認を受けなければならない。
(安全及び衛生)
第十条 監督員は、労働者の安全の確保及び衛生の維持の
ため、必要な措置を講じなければならない。
第十一条 監督員は、労働者が、業務上負傷し又は疾病に
かかり若しくは死亡したときは、応急処置を講じ、現認
証及び診断書を添え速帯なく課長に報告しなければならない。

(災害その他緊急事態の処置)
第十二条 監督員は、天災その他不測の事故により工事に
異常を来し又はそのおそれがあるときは、すみやかに課
長に報告し、指示を受けなければならない。但し、指示を
受けるいとまがないときは、応急処置を講じその結果を
課長に報告しなければならない。
(損害に対する処置)
第十三条 工事の施行により、第三者に損害を及ぼしたと

九

きは、直ちに、課長に報告し指示を受けなければならぬ。
 (断水及び制水等に対する処置)
 第十四条 工事の施行に伴う断水及び給水制限又は水圧が低下するときは、当該地区の市民に対し掲示、ラジオ、新聞その他の方法をもつてその旨を周知させなければならない。

2 前項の場合、課長は二日前までに広島市消防局長に通知しなければならない。但し、緊急の場合は口頭をもつて速報するものとする。
 (材料及び器具機械)
 第十五条 工事に必要な材料及器具機械(以下「材料」という。)は、広島市水道局会計規程(昭和二十八年広島市水道局規程第三号の四)により処理しなければならない。

2 材料は、必要に応じ請求伝票により貯蔵品取扱主任から受けなければならない。
 3 材料を受納するときは、貯蔵品取扱主任の立会の上現品と対照し、員数、品質及び形状を確認しなければならない。
 4 材料の保管、維持又は使用については、常に、万全の注意をなすとともに当該工事以外にこれを使用し又は貸与してはならない。但し、課長の承認を得たときはこの限りでない。
 5 課長は、工事上急施を要すると認めるときは、工事現場において材料を検収し、使用することができる。但し事後すみやかにその理由を付し、成規の手続を履行しなければならない。

6 監督員は、工事現場において材料を亡失又は損したときは、直ちに、その原因、年月日、品名、数量その他所要の事項を記載し、課長に報告しなければならない。
 7 工事の施行後、残余の材料は、すみやかに貯蔵品取扱主任に返納しなければならない。

8 工事の施行により生じた発生物、掘上物等は、入庫伝票により、貯蔵品取扱主任に納品しなければならない。
 (精算による変更設計)
 第十六条 設計変更にして相当理由を有し、且つ、急を要するものにして、あらかじめ課長の承認を受けて工事を施行したときは、その理由を付し精算により変更設計を

別記様式第一号

決裁区分

総務課長
 課長
 課長
 課長
 財務係長
 係長
 係長
 係長
 係
 係
 係
 係

昭和 年 月 日 発議

工 事 名 称	工 事 場 所	工 事 金 額	費 目	工 事 施 行 方 法
		金		
右工事を施行いたしたい。				

することが出来る。

附 則

1 この規程は、公布の日から施行する。
 2 この規程施行前に施行しているものについては、なお、従前の例による。

別記様式第二号

課 長	庶務係長	係 員	工 事 係 長	工 事 係 長	工 事 担 当 者	係 員
			拡張係長			

工 事 名	昭 和 年 月 日	工 事 場 所	工 事 名

設 計	実 施	果 計	残 量	摘 要	費 目		工 事 場 所	工 事 名
					数	額		
工	工	工	工					
種	種	種	種					
別	別	別	別					
単	単	単	単					
位	位	位	位					
数	数	数	数					
量	量	量	量					
単	単	単	単					
価	価	価	価					
金	金	金	金					
額	額	額	額					
摘	摘	摘	摘					
要	要	要	要					
票	票	票	票					

材 料 及 勞 力	名 称	形 質	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	作 業 別	職 員	数	定 額	給 付	出 発		業 務	金 額	摘 要	
													早 出	時 間				

別記様式第十二号

区決分裁 係長 昭和 年 月 日 係長 係 係長	課長 係長 係	工 事 名 給 日 時 間 外 作 業 届	施 行 方 法 工 事 場 所	作 業 日 月 年 昭 和 年 月 日 (曜 日)	就 業 人 員 男 人 女 人	就 業 人 員 内 訳 職 種 別 人 員 職 種 別 人 員 職 種 別 人 員	時 間 自 時 分 至 時 分	等 由 右の通り作業実施いたしますからお届けする。 昭和 年 月 日 工事監督員 職・氏名 課長殿
		係長 係	係長 係	係長 係	係長 係	係長 係	係長 係	係長 係
		係長 係	係長 係	係長 係	係長 係	係長 係	係長 係	係長 係
		係長 係	係長 係	係長 係	係長 係	係長 係	係長 係	係長 係

別記様式第十号

区決分裁 係長 昭和 年 月 日 係長 係	課長 係長 係	工 事 名 給 日 時 間 外 作 業 届	施 行 方 法 工 事 場 所	作 業 日 月 年 昭 和 年 月 日 (曜 日)	就 業 人 員 男 人 女 人	就 業 人 員 内 訳 職 種 別 人 員 職 種 別 人 員 職 種 別 人 員	時 間 自 時 分 至 時 分	等 由 右の通り作業実施いたしますからお届けする。 昭和 年 月 日 工事監督員 職・氏名 課長殿
係長 係	係長 係	係長 係	係長 係	係長 係	係長 係	係長 係	係長 係	係長 係
係長 係	係長 係	係長 係	係長 係	係長 係	係長 係	係長 係	係長 係	係長 係
係長 係	係長 係	係長 係	係長 係	係長 係	係長 係	係長 係	係長 係	係長 係

広島市水道局職員文庫及び職場雜誌運営委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。
 昭和二十九年七月一日

広島市水道事業管理者
 広島市水道局長 寺 西 正 雄

広島市水道局規程第七号

広島市水道局職員文庫及び職場雜誌運営委員会規程の一部を改正する規程

広島市水道局職員文庫及び職場雜誌運営委員会規程（昭和二十九年広島市水道局規程第三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

広島市水道局職場雜誌運営委員会規程

第一条中「職員文庫の管理及び」と「職員文庫及び」を削る。

第二条中「文庫及び」を削る。

附 則
 この規程は、昭和二十九年七月一日から施行する。

広島市水道局臨時職員の手当に関する特例の一部を改正する規程を次のように定める。
 昭和二十九年七月一日

広島市水道事業管理者
 広島市水道局長 寺 西 正 雄

広島市水道局規程第八号

広島市水道局臨時職員の手当に関する特例の一部を改正する規程

広島市水道局臨時職員の手当に関する特例（昭和二十八年広島市水道局規程第三十号）中「昭和二十九年四月一日現在において」を「昭和二十九年七月一日現在において」と改める。

附 則
 この規程は、昭和二十九年七月一日から施行する

◎選挙管理委員会事項

広選管告示第二十二号
昭和二十九年七月十六日執行の広島市農業委員会委員選挙における投票管理者を左記のとおり選任を変更する。
昭和二十九年七月四日
広島市選挙管理委員会
委員長 平井憲太郎

似島投票区投票管理者 広島市似島町字家下六四三
三篠 同 川崎武雄
草津 同 打越町二九六
同 渡部信
同 草津東町二一五
竹本梅一
右の者を解任し左の者を選任する
似島投票区投票管理者 広島市似島町字家下六六四
三篠 同 谷岡不吉
同 打越町一六五
品川 勝
同 草津本町七五七ノ二
吉田福一

広選管告示第二十三号

昭和二十九年七月十六日執行の広島市農業委員会委員選挙における投票管理者を左記のとおり選任を変更する。
昭和二十九年七月七日
広島市選挙管理委員会
委員長 平井憲太郎

古田投票区投票管理者 広島市古田町字古江八二五
土井 謙
右の者を解任し、左の者を選任する
古田投票区投票管理者 広島市古田町字古江四六八
湯尻伊得

広選管告示第二十四号

昭和二十九年七月十六日執行の広島市農業委員会委員選挙による委員の選挙につき投票記録所に掲示する候補者の氏名等の掲載の順序を定める「くじ」を左記の日時場所において行う。
昭和二十九年七月十六日
広島市選挙管理委員会
委員長 平井憲太郎

一、日時 昭和二十九年七月十四日午前十時
一、場所 広島市役所(広島市選挙管理委員会)
広選管告示第二十五号
昭和二十九年七月十六日執行の広島市農業委員会委員選挙による委員の選挙において、当選した者の住所及び氏名は、左記のとおりである。
昭和二十九年七月十六日
広島市選挙管理委員会
委員長 平井憲太郎

広島市東雲町九〇七 天方昇造
広島市矢賀町一、〇二一ノ一 植木俊夫
広島市已斐町一、〇八四 大下孫一
広島市已斐町一、九二五 大下孫一
広島市大洲町五四 富田弘一
広島市似島町字家下二〇 堀口修一
広島市仁保町字柞木八四ノ一 三保生一郎
広島市古田町大字古江五八五 浅川秀雄
広島市古田町大字山田九六 前本義一
広島市牛田町六一 西本義見
広島市已斐町二、三二一 藤田茂巖
広島市南三篠町一、二七四ノ二 山本茂夫
広島市江波町六一四 加藤寅一
広島市翠町一、五八八 今村健一
広島市庚午町一、三二二ノ八 中脇健一

広選管告示第二十六号

昭和二十九年七月十六日執行の広島市農業委員会委員選挙による委員の選挙における当選人にして、本日当選証書を附与した者の住所及び氏名は、左記のとおりである。
昭和二十九年七月十七日
広島市選挙管理委員会
委員長 平井憲太郎

広島市東雲町九〇七 天方昇造
広島市矢賀町一、〇二一ノ一 植木俊夫
広島市已斐町一、〇八四 大下孫一
広島市已斐町一、九二五 大下孫一
広島市大洲町五四 富田弘一
広島市似島町字家下二〇 堀口修一
広島市仁保町字柞木八四ノ一 三保生一郎
広島市古田町大字古江五八五 浅川秀雄
広島市古田町大字山田九六 前本義一
広島市牛田町六一 西本義見
広島市已斐町二、三二一 藤田茂巖
広島市南三篠町一、二七四ノ一 山本茂夫
広島市江波町六一四 加藤寅一
広島市翠町一、五八八 今村健一
広島市庚午町一、三二二ノ八 中脇健一

広選管告示第二十七号

昭和二十九年八月十二日執行の安芸海区漁業調整委員会委員選挙の広島市開票区における開票管理者を次のように選任した。
昭和二十九年七月二十三日
広島市選挙管理委員会
委員長 平井憲太郎

Table with columns: 開票区, 住, 開票, 管理, 氏名. Includes entries for 広島市西観音町二丁目三三二 加藤八代蔵.

広選管告示第二十八号

昭和二十九年八月十二日執行の安芸海区漁業調整委員会委員選挙の広島市開票区における投票管理者を次のように選任した。
昭和二十九年七月二十三日
広島市選挙管理委員会
委員長 平井憲太郎

Table with columns: 投票区, 住, 投票, 管理, 氏名. Includes entries for 広島市仁保町大字大原 土手保次郎, 似島町字家下一五 堀口義照, etc.

広選管告示第二十九号

昭和二十九年八月十二日執行の安芸海区漁業調整委員会委員の選挙において、漁業法施行令第九條において準用する公職選挙法施行令第五十三條の規定による投票用紙並びに同封筒の交付及び場所は、左記により、これを取り扱ふ。
昭和二十九年七月二十三日
広島市選挙管理委員会
委員長 平井憲太郎

広島市役所
(参考)
昭和二十九年七月二十三日から昭和二十九年八月十日

広選管告示第三十号

一日の間毎日午前八時三十分から午後五時まで
政治資金規正法第十二條の規定による報告書の要旨は次の通りである。
昭和二十九年七月二十六日
広島市選挙管理委員会

Large table with columns: 政党協会その他の団体名, 寄附及び収入又は総額, 一件千円以上の寄附件数, 一件千円以上の支出件数, 報告書の受理年月日. Includes rows for various political groups like 日本電気産業労働組合, 日本電気産業労働組合, etc.

四 主要な寄附者及び支出
(一) 寄附者 該当 なし
(二) 支出 該当 なし

広選管告示第三十一号
 昭和二十九年七月十六日付県選第四〇四号による広島県選挙管理委員会の通牒に基づき、八月十二日執行の安芸海区漁業調整委員会委員選挙における委員候補者の氏名及び党派別の掲示順位を定めるくじを、左記日時場所において行う。

昭和二十九年八月二日
 広島市選挙管理委員会
 委員長 平井憲太郎

一、日時 昭和二十九年八月五日午前十時
 一、場所 広島市役所(選挙管理委員会)

広開管告示第一号
 昭和二十九年八月十二日執行の安芸海区漁業調整委員会委員選挙につき広島市開票区の開票の場所及び日時を左記のとおり定める。

昭和二十九年八月七日
 安芸海区漁業調整委員会委員選挙広島市開票区
 開票管理者 加藤八代蔵

一、開票の日時 昭和二十九年八月十二日 午後七時三十分
 一、開票の場所 広島市役所 (選挙管理委員会事務局)

広向洋投管告示第一号
 昭和二十九年八月十二日執行の安芸海区漁業調整委員会委員選挙における向洋投票区投票所を左記の場所に設置する。

昭和二十九年八月七日
 安芸海区漁業調整委員会委員選挙
 向洋投票区投票管理者
 広島市仁保町 土手保次郎

一、投票所 青崎小学校

広宇品投管告示第一号
 昭和二十九年八月十二日執行の安芸海区漁業調整委員会委員選挙における宇品投票区投票所を左記の場所に設置する。

昭和二十九年八月七日
 安芸海区漁業調整委員会委員選挙
 宇品投票区投票管理者
 広島市元宇品町 石森三次郎

一、投票所 宇品小学校

広仁保投管告示第一号
 昭和二十九年八月十二日執行の安芸海区漁業調整委員会委員選挙における仁保投票区投票所を左記の場所に設置する。

昭和二十九年八月七日
 安芸海区漁業調整委員会委員選挙
 仁保投票区投票管理者
 広島市仁保町 高尾芳蔵

一、投票所 仁保小学校
 一、投票時間 午前七時から午後六時まで

広楠那投管告示第一号
 昭和二十九年八月十二日執行の安芸海区漁業調整委員会委員選挙における楠那投票区投票所を左記の場所に設置する。

昭和二十九年八月七日
 安芸海区漁業調整委員会委員選挙
 楠那投票区投票管理者
 広島市仁保町 香川善光

一、投票所 楠那小学校
 一、投票時間 午前七時から午後六時まで

広草津投管告示第一号
 昭和二十九年八月十二日執行の安芸海区漁業調整委員会委員選挙における草津投票区投票所を左記の場所に設置する。

昭和二十九年八月七日
 安芸海区漁業調整委員会委員選挙
 草津投票区投票管理者
 広島市草津浜町 川崎福一

一、投票所 市草津出張所

広江波投管告示第一号
 昭和二十九年八月十二日執行の安芸海区漁業調整委員会委員選挙における江波投票区投票所を左記の場所に設置する。

昭和二十九年八月七日
 安芸海区漁業調整委員会委員選挙
 江波投票区投票管理者
 広島市江波町 山科辰司

一、投票所 似島町公民館
 一、投票時間 午前七時から午後六時まで

広中央投管告示第一号
 昭和二十九年八月十二日執行の安芸海区漁業調整委員会委員選挙における中央投票区投票所を左記の場所に設置する。

昭和二十九年八月七日
 安芸海区漁業調整委員会委員選挙
 中央投票区投票管理者
 広島市水主町 中村清

一、投票所 大手町中学校
 一、投票時間 午前七時から午後六時まで

市議会事項

市議会議決事項
 (八月七日)
 一、第七十五号議案 契約締結の同意について 同意
 一、第七十六号議案 契約締結の同意について 同意

辞令

(市長事務部局)
 (各通) 福本徹夫 倉橋俊雄 網井信昭
 広島市固定資産評価補助員を解任する
 事務吏員 福本徹夫
 広島市市有財産評価委員会臨時委員を免する
 事務吏員 藤田千代登
 広島市市有財産評価委員会臨時委員を命ずる
 (以上七月五日) 高槻紀美雄
 広島市事務吏員に任命する
 主事に補する
 十一級四号給を給する

宇品出張所長を命ずる
 事務吏員 佐々木勇
 願により本職を免する
 事務吏員 高槻紀美雄
 広島市出納員を命ずる
 (以上七月十六日)
 (各通) 中村英年 講元勉 河内隆之 松岡正之

(各通) 中川行雄 米重文 田中利男 内山利男 福本兼行 大場兼行 八島秋次 辻岡正之 松岡正之
 広島市性病予防防吏員を命ずる
 (七月二十一日) 向井秀夫 技術吏員 向井秀夫
 舟入病院兼務を命ずる
 (七月二十二日) 津田真行 市議会事務局長 津田真行
 広島市職員住宅建設運営委員会委員を委嘱する
 (七月二十三日) 笹野口裕 事務吏員 笹野口裕
 撤換の期間を昭和二十九年九月三十日まで更新する
 (八月一日) 円道茂

広島市東保健所運営協議会委員を委嘱する
 広島市西保健所運営協議会委員を委嘱する
 広島市東保健所運営協議会委員を解く
 広島市西保健所運営協議会委員を解く
 円道茂 永田正雄

広似島投管告示第一号
 昭和二十九年八月十二日執行の安芸海区漁業調整委員会委員選挙における似島投票区投票所を左記の場所に設置する。

昭和二十九年八月七日
 安芸海区漁業調整委員会委員選挙
 似島投票区投票管理者
 広島市似島町 堀口義照

一、投票所 似島町公民館
 一、投票時間 午前七時から午後六時まで

広江波投管告示第一号
 昭和二十九年八月十二日執行の安芸海区漁業調整委員会委員選挙における江波投票区投票所を左記の場所に設置する。

昭和二十九年八月七日
 安芸海区漁業調整委員会委員選挙
 江波投票区投票管理者
 広島市江波町 山科辰司

一、投票所 似島町公民館
 一、投票時間 午前七時から午後六時まで

広草津投管告示第一号
 昭和二十九年八月十二日執行の安芸海区漁業調整委員会委員選挙における草津投票区投票所を左記の場所に設置する。

昭和二十九年八月七日
 安芸海区漁業調整委員会委員選挙
 草津投票区投票管理者
 広島市草津浜町 川崎福一

一、投票所 市草津出張所

広江波投管告示第一号
 昭和二十九年八月十二日執行の安芸海区漁業調整委員会委員選挙における江波投票区投票所を左記の場所に設置する。

昭和二十九年八月七日
 安芸海区漁業調整委員会委員選挙
 江波投票区投票管理者
 広島市江波町 山科辰司

一、投票所 似島町公民館
 一、投票時間 午前七時から午後六時まで

広島市東保健所運営協議会委員を委嘱する
 広島市西保健所運営協議会委員を委嘱する
 (以上八月三日)
 事務吏員 大場兼行
 広島市性病予防防吏員を免する
 事務吏員 植野徳雄
 広島市性病予防防吏員を命ずる
 技術吏員 前川武之
 広島市環境衛生監視員を免する
 広島市食品衛生監視員を免する
 (以上八月十二日)
 技術吏員 本永数恵
 広島市職員衛生管理規程第十一条により昭和二十九年十月三十一日まで療養を命ずる
 (八月十三日)
 (教育委員会事務局)
 広島市社会教育委員を解く
 円道茂 石崎時夫
 広島市社会教育委員を委嘱する
 (以上七月二十一日)
 広島市教育委員会事務局事務職員
 立花一

雑報

戸籍上の市勢について (二九、七月分)

種別	件数	同上	一日分	前年同	増減	出生		死亡		離婚	婚姻
						計	男女	計	男女		
婚姻	109	123	1	103	△	2,499	2,499	2,499	2,499	19	109
離婚	59	77	1	53	△	2,499	2,499	2,499	2,499	19	109
出生	2,499	2,499	1	2,499	△	2,499	2,499	2,499	2,499	19	109
死亡	2,499	2,499	1	2,499	△	2,499	2,499	2,499	2,499	19	109
転入	2,499	2,499	1	2,499	△	2,499	2,499	2,499	2,499	19	109
転出	2,499	2,499	1	2,499	△	2,499	2,499	2,499	2,499	19	109
転居	2,499	2,499	1	2,499	△	2,499	2,499	2,499	2,499	19	109

一、市内の出生と死亡から見た増数
 男、一八二人 女、一七八人 計三六〇人
 一日平均 一一・六人

一、前年右同
 男、一九五人 女、一六五人 計三六〇人
 一日平均 一一・六人

一、()は事件発生地から本籍地である本市へ郵送届出

たもの
 婚姻、離婚、出生、死亡は、三十一日分その他は二十七
 日分で計算したもの
 住民登録人口及び世帯数について
 総人口 男 女 世帯
 六月分 28,077 13,714 14,363 6,844 (六月末日現在)
 七月分 28,171 13,801 14,370 6,868 (七月末日現在)

出張所所管区別人口及び状況について (八、一現在)

出張所別	人口	同上前月 較分の比	世帯	同上前月 較分の比
牛田	10,311	▲	2,233	▲
尾長	15,100	▲	3,200	▲
青崎	10,333	▲	2,233	▲
段原	2,766	▲	589	▲
比治山	18,766	▲	4,701	▲
仁保	5,999	▲	1,233	▲
大河	11,000	▲	2,079	▲
皆実	18,766	▲	4,701	▲
宇品	26,766	▲	7,079	▲
似島	2,233	▲	500	▲
基町	3,233	▲	844	▲
中央直轄区域	4,333	▲	1,344	▲
十日市	3,233	▲	633	▲
舟入	17,077	▲	4,500	▲
観音	2,499	▲	522	▲

己斐	三篠	草津	合計
2,077	1,711	2,377	37,866
▲	▲	▲	▲
5,500	4,500	3,211	87,866
▲	▲	▲	▲
5,500	4,500	3,211	37,866

(受配人口による)

広島市報目録 (第九十三号から第九十九号まで)

◎条 例

番号 件 名 月日 市報 号数 頁

四 広島市税条例の一部改正 三、一八 六三 一

三 広島市保健所結核検査協議会委員の報酬及び費用弁償条例の一部改正 三、一八 六三 二

二 広島市の公務員に対する特別手当の支給に関する条例の一部改正 三、一八 六三 二

一 広島市報酬並びに費用弁償条例の一部改正 三、一八 六三 三

三 広島市の公務員に対する特別手当の支給に関する条例の一部改正 三、二二 六三 三

二 保健所の名称、位置及び所管区域に関する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 三、二二 六三 三

一 広島市と畜場条例 三、二二 六三 四

二 広島市と畜場使用料条例 三、二二 六三 四

三 保健所の名称、位置及び所管区域に関する条例 三、二二 六三 四

四 広島市保健所運営協議会条例 三、二二 六三 五

五 広島市職員定数条例の一部改正 三、二二 六三 五

六 地方自治法第八十条第一項の規定による市長の専決処分事項に関する条例 三、二二 六三 五

七 広島市職員退職料、退職給与金、遺族扶助料及び死亡給与金条例の一部改正 三、二二 六三 五

八 職員の退職手当に関する条例 三、二二 六三 五

九 広島市役所出張所設置条例の一部改正 三、二二 六三 五

一〇 一般職の職員の給与に関する条例 三、二二 六三 五

一一 一般職の職員の給与に関する条例 三、二二 六三 五

一二 一般職の職員の給与に関する条例 三、二二 六三 五

一三 一般職の職員の給与に関する条例 三、二二 六三 五

一四 一般職の職員の給与に関する条例 三、二二 六三 五

一五 一般職の職員の給与に関する条例 三、二二 六三 五

一六 一般職の職員の給与に関する条例 三、二二 六三 五

一七 一般職の職員の給与に関する条例 三、二二 六三 五

一八 一般職の職員の給与に関する条例 三、二二 六三 五

一九 一般職の職員の給与に関する条例 三、二二 六三 五

三 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正 三、三三 六二 二

二 広島市教育長の給与等に関する条例の一部改正 三、三三 六二 七

一 広島市競輪条例の一部改正 三、三三 六二 七

二 広島市証明及び閲覧手数料条例の一部改正 三、三三 六二 七

三 広島市職員定数条例の一部改正 三、三三 六二 七

四 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正 三、三三 六二 八

五 広島市児童文化会館条例の一部改正 三、三三 六二 八

六 広島市立学校授業料並びに入学料 三、三三 六二 八

七 広島市中央公民館条例の一部改正 三、三三 六二 八

八 広島市火葬場使用料の一部改正 三、三三 六二 九

九 広島市運動場使用料の一部改正 三、三三 六二 九

一〇 広島市保育園条例の一部改正 三、三三 六二 九

一一 広島市診療所使用料及び手数料条例の一部改正 三、三三 六二 一〇

一二 広島市畜産院使用料及び手数料条例の一部改正 三、三三 六二 一〇

一三 広島市定期家畜市場使用料の一部改正 三、三三 六二 一〇

一四 中央卸売市場業務条例の一部改正 三、三三 六二 一〇

一五 地方自治法第八十条第一項の規定による市長の専決処分事項に関する条例の一部改正 三、三三 六二 一〇

一六 広島市公益質屋条例の一部改正 三、三三 六二 一〇

一七 広島市事務分掌条例の一部改正 三、三三 六二 一〇

一八 職員の退職手当に関する条例の一部改正 三、三三 六二 一〇

一九 広島市事務分掌条例の一部改正 三、三三 六二 一〇

二〇 広島市立学校授業料並びに入学料 三、三三 六二 一〇

二一 広島市立学校授業料並びに入学料 三、三三 六二 一〇

二二 広島市立学校授業料並びに入学料 三、三三 六二 一〇

二三 広島市立学校授業料並びに入学料 三、三三 六二 一〇

二四 広島市立学校授業料並びに入学料 三、三三 六二 一〇

二五 広島市立学校授業料並びに入学料 三、三三 六二 一〇

二六 広島市立学校授業料並びに入学料 三、三三 六二 一〇

二七 広島市立学校授業料並びに入学料 三、三三 六二 一〇

二八 広島市立学校授業料並びに入学料 三、三三 六二 一〇

二九 広島市立学校授業料並びに入学料 三、三三 六二 一〇

三〇 広島市立学校授業料並びに入学料 三、三三 六二 一〇

三三 広島市税条例 六、一八 九二 二

三二 広島市火葬場使用料の一部改正 六、二〇 九二 六

三一 警察法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例 六、二四 九二 二

三〇 職員に対する退職手当の臨時特例に関する条例 六、二四 九二 三

二九 広島市農業委員会の選挙による委員の定数条例 六、二四 九二 三

二八 広島市労働者就業規則の一部改正 三、一八 九二 八

二七 広島市公共事業労働者就業規則の一部改正 三、一八 九二 九

二六 広島市火葬場建設委員会規則 三、一八 九二 九

二五 広島市の公務員に対する特別手当の支給に関する条例施行規則の一部改正 三、二二 九二 九

二四 保健所の名称、位置及び所管区域に関する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則 三、二二 九二 九

二三 広島市保健所組織規程 三、二二 九二 一〇

二二 広島市手数料規則の一部改正 三、二二 九二 一〇

二一 広島市と畜場業務規則 三、二二 九二 一〇

二〇 広島市と畜場業務規則 三、二二 九二 一〇

一九 広島市護国神社建設対策委員会規則 三、二二 九二 一〇

一八 広島市職員住宅建設運営委員会規程 三、二二 九二 一〇

一七 広島市職員住宅建設運営委員会規程 三、二二 九二 一〇

一六 広島市職員住宅建設運営委員会規程 三、二二 九二 一〇

一五 広島市職員住宅建設運営委員会規程 三、二二 九二 一〇

一四 広島市職員住宅建設運営委員会規程 三、二二 九二 一〇

一三 広島市職員住宅建設運営委員会規程 三、二二 九二 一〇

一二 広島市職員住宅建設運営委員会規程 三、二二 九二 一〇

一一 広島市職員住宅建設運営委員会規程 三、二二 九二 一〇

一〇 広島市職員住宅建設運営委員会規程 三、二二 九二 一〇

九 広島市職員住宅建設運営委員会規程 三、二二 九二 一〇

八 広島市職員住宅建設運営委員会規程 三、二二 九二 一〇

七 広島市職員住宅建設運営委員会規程 三、二二 九二 一〇

六 広島市職員住宅建設運営委員会規程 三、二二 九二 一〇

五 広島市職員住宅建設運営委員会規程 三、二二 九二 一〇

四 広島市職員住宅建設運営委員会規程 三、二二 九二 一〇

三 広島市職員住宅建設運営委員会規程 三、二二 九二 一〇

二 広島市職員住宅建設運営委員会規程 三、二二 九二 一〇

六 広島市復興土地区画整理問題処理 対策審議会規則	一、一六	九四	一	一六	一
七 失業者の退職手当支給規程	一、一〇	九四	一	一〇	一
八 広島市仏舎利塔建設対策委員会規則	三、一八	九五	一	一八	一
九 広島市供養塔建設対策委員会規則	三、一八	九五	二	一八	二
一〇 広島市公印保管使用規則の一部改正	三、一八	九五	二	一八	二
一一 広島市尿尿汲取手数料条例施行規則の一部改正	二、一〇	九五	三	一〇	三
一二 広島市営住宅入居者選考審議会規則の一部改正	二、一〇	九五	四	一〇	四
一三 広島市中央卸売市場業務条例施行細則の一部改正	三、一	九五	四	一	四
一四 広島市有財産取得管理処分条例施行細則の一部改正	三、一	九五	五	一	五
一五 広島市汚物処理対策委員会規則	三、三三	九六	一	三三	一
一六 広島市生活保護対策委員会規則	三、三三	九六	二	三三	二
一七 広島市失業対策委員会規則	三、三三	九六	二	三三	二
一八 広島市職員昇給規則の一部改正	三、三三	九六	三	三三	三
一九 広島市競輪競馬特別会計規則の一部改正	三、三三	九六	三	三三	三
二〇 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正	三、三三	九六	三	三三	三
二一 広島市児童文化会館条例施行規則を廃止する規則	三、三三	九六	三	三三	三
二二 広島市火葬場使用条例施行細則の一部改正	三、三三	九六	三	三三	三
二三 広島市運動場使用条例施行規則の一部改正	三、三三	九六	三	三三	三
二四 広島市保育園条例施行細則の一部改正	三、三三	九六	三	三三	三
二五 広島市隣保館条例施行細則の一部改正	三、三三	九六	三	三三	三
二六 広島市国有財産私下対策委員会規則	三、三三	九六	三	三三	三
二七 広島市職員等の旅費に関する条例	三、三三	九六	三	三三	三
二八 施行規則の一部改正	四、一	九六	一	一	一
二九 一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部改正	四、一	九六	一	一	一
三〇 広島市公益質屋条例施行細則の一部改正	四、一	九六	一	一	一
三一 広島市中央卸売市場取引改善委員会規則を廃止する規則	四、一	九六	一	一	一
三二 広島市産院使用料及び手数料条例施行規則	四、一	九六	一	一	一
三三 広島市市有財産評価委員会規則	四、一	九六	一	一	一
三四 広島市市有財産使用料及び手数料条例施行規則の一部改正	四、一	九六	一	一	一
三五 広島市保健所使用料及び手数料条例施行規則の一部改正	四、一	九六	一	一	一
三六 広島市競輪場内特別席使用規則	四、一	九六	一	一	一
三七 広島市競輪競馬特別会計規則の一部改正	四、一	九六	一	一	一
三八 広島市中央卸売市場業務条例施行細則の一部改正	四、一	九六	一	一	一
三九 広島市中央卸売市場醸酵室使用料の特例に関する規則の一部改正	四、一	九六	一	一	一
四〇 広島市中央卸売市場運営委員会規則の一部改正	四、一	九六	一	一	一
四一 則の一部改正	五、一	九六	一	一	一
四二 広島市危険物取締条例施行規則の一部改正	五、一	九六	一	一	一
四三 広島市住宅対策委員会規則	五、一	九六	一	一	一
四四 広島市被服貸与規則の一部改正	五、一	九六	一	一	一
四五 広島市職員住宅建設運営委員会規程の一部改正	五、一	九六	一	一	一
四六 広島市建設工事執行規則の一部改正	五、一	九六	一	一	一
四七 広島市町界町地名番整理審議会規則の一部改正	五、一	九六	一	一	一
四八 広島市火葬場使用条例施行細則の一部改正	五、一	九六	一	一	一
四九 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正	五、一	九六	一	一	一
五〇 広島市職員住宅貸与規則の一部改正	五、一	九六	一	一	一
五一 広島市の公務員に対する特別手当の支給に関する条例施行規則の一部改正	五、一	九六	一	一	一
五二 警察法の改正に伴う関係規則の整理に関する規則	五、一	九六	一	一	一
五三 昭和三十七回未指定地補充換地予定地指定並びに第四十一回仮換地予定地変更指定中未発表のもの及び第四十二回仮換地予定地変更指定の発表について	五、一	九六	一	一	一
五四 議決追加更正予算について(一般会計)	五、一	九六	一	一	一
五五 議決追加更正予算について(公益質屋費)	五、一	九六	一	一	一
五六 議決追加更正予算について(建設費)	五、一	九六	一	一	一

告 示

昭和三十七回未指定地補充換地予定地指定並びに第四十一回仮換地予定地変更指定中未発表のもの及び第四十二回仮換地予定地変更指定の発表について

議決追加更正予算について(一般会計)

議決追加更正予算について(公益質屋費)

議決追加更正予算について(建設費)

一四 議決追加更正予算について(市民病院費)	三、三三	九六	一	三三	一
一五 議決追加更正予算について(水道事業会計)	三、三三	九六	一	三三	一
一六 出納員に対する事務の委任について	三、三三	九六	一	三三	一
一七 広島都市計画事業草津町附近地区画整理施行規程	三、三三	九六	一	三三	一
一八 第十五回仮換地予定地借地権指定第四十三回仮換地予定地変更指定の発表について	三、三三	九六	一	三三	一
一九 建築基準法に基づく公開聴聞について	三、三三	九六	一	三三	一
二〇 土地立入について	三、三三	九六	一	三三	一
二一 建築基準法に基づく公開聴聞について	三、三三	九六	一	三三	一
二二 市道路線認定について	三、三三	九六	一	三三	一
二三 市道路区域決定について	三、三三	九六	一	三三	一
二四 市道路線変更について	三、三三	九六	一	三三	一
二五 市道路線廃止について	三、三三	九六	一	三三	一
二六 市道路区域決定について	三、三三	九六	一	三三	一
二七 市道の供用開始について	三、三三	九六	一	三三	一
二八 市道の供用開始について	三、三三	九六	一	三三	一
二九 建築基準法に基づく公開聴聞について	三、三三	九六	一	三三	一
三〇 建築基準法に基づく公開聴聞について	三、三三	九六	一	三三	一
三一 広島市水道事業に係る現金を預け入れる金融機関の変更について	三、三三	九六	一	三三	一
三二 建築基準法に基づく公開聴聞について	三、三三	九六	一	三三	一
三三 第四十四回仮換地予定地変更指定の発表について	三、三三	九六	一	三三	一
三四 建築基準法に基づく公開聴聞について	三、三三	九六	一	三三	一
三五 緊急臨時市議会招集について	三、三三	九六	一	三三	一
三六 緊急臨時市議会付議事件について	三、三三	九六	一	三三	一
三七 建築基準法に基づく公開聴聞について	三、三三	九六	一	三三	一
三八 建築基準法に基づく公開聴聞について	三、三三	九六	一	三三	一
三九 建築基準法に基づく公開聴聞について	三、三三	九六	一	三三	一
四〇 計量法に基づく広島西部地区の計量器定期検査について	三、三三	九六	一	三三	一
四一 吏員証票の紛失による無効について	三、三三	九六	一	三三	一
四二 建築基準法に基づく公開聴聞について	三、三三	九六	一	三三	一
四三 建築基準法に基づく公開聴聞について	三、三三	九六	一	三三	一
四四 建築基準法に基づく公開聴聞について	三、三三	九六	一	三三	一
四五 定例市議会の招集について	三、三三	九六	一	三三	一
四六 建築基準法に基づく公開聴聞について	三、三三	九六	一	三三	一
四七 建築基準法に基づく公開聴聞について	三、三三	九六	一	三三	一
四八 狂犬病予防法に基づく昭和二十九年度畜犬登録及び定期狂犬病予防注射(前期分)の実施について	三、三三	九六	一	三三	一
四九 建築基準法に基づく公開聴聞について	三、三三	九六	一	三三	一
五〇 換地予定地指定通知書について	三、三三	九六	一	三三	一
五一 昭和二十九年固定資産課税台帳の縦覧について	三、三三	九六	一	三三	一
五二 出納事務の委任について	三、三三	九六	一	三三	一
五三 出納事務の委任について	三、三三	九六	一	三三	一
五四 出納事務の委任について	三、三三	九六	一	三三	一
五五 出納事務の委任について	三、三三	九六	一	三三	一
五六 建築基準法に基づく道路の位置の指定について	三、三三	九六	一	三三	一
五七 建築許可に関する公開聴聞について	三、三三	九六	一	三三	一
五八 昭和二十八年歳入出予算追加更正について	三、三三	九六	一	三三	一
五九 昭和二十八年特別会計建設費歳入出予算追加について	三、三三	九六	一	三三	一
六〇 換地予定地指定通知書公示送達について	三、三三	九六	一	三三	一
六一 仮換地予定地変更指定の発表について	三、三三	九六	一	三三	一
六二 土地立入について	三、三三	九六	一	三三	一
六三 昭和二十八年歳入出予算追加更正について	三、三三	九六	一	三三	一
六四 昭和二十八年歳入出予算追加更正について	三、三三	九六	一	三三	一
六五 昭和二十八年歳入出予算追加更正について	三、三三	九六	一	三三	一
六六 昭和二十八年歳入出予算追加更正について	三、三三	九六	一	三三	一
六七 昭和二十九年歳入出予算追加更正について	三、三三	九六	一	三三	一
六八 昭和二十九年歳入出予算追加更正について	三、三三	九六	一	三三	一
六九 昭和二十九年歳入出予算追加更正について	三、三三	九六	一	三三	一
七〇 昭和二十九年歳入出予算追加更正について	三、三三	九六	一	三三	一
七一 昭和二十九年歳入出予算追加更正について	三、三三	九六	一	三三	一
七二 昭和二十九年歳入出予算追加更正について	三、三三	九六	一	三三	一
七三 昭和二十九年歳入出予算追加更正について	三、三三	九六	一	三三	一
七四 昭和二十九年歳入出予算追加更正について	三、三三	九六	一	三三	一
七五 昭和二十九年歳入出予算追加更正について	三、三三	九六	一	三三	一
七六 昭和二十九年歳入出予算追加更正について	三、三三	九六	一	三三	一
七七 昭和二十九年歳入出予算追加更正について	三、三三	九六	一	三三	一
七八 昭和二十九年歳入出予算追加更正について	三、三三	九六	一	三三	一
七九 昭和二十九年歳入出予算追加更正について	三、三三	九六	一	三三	一
八〇 昭和二十九年歳入出予算追加更正について	三、三三	九六	一	三三	一

昭和二十九年広島市特別会計社 会保険広島市民病院費歳入出予算 について	三三三 六四五	建設許可に関する公開聴聞につ いて	三三三 六四三	昭和二十九年広島市歳入出予算 追加更正について	五、三 六二〇
昭和二十九年広島市特別会計競 輪事業費歳入出予算について	三三三 六四五	五の二 出納事務の委任について	四、二 六四三	昭和二十九年広島市特別会計社 会保険広島市民病院費歳入出予算 追加について	五、三 六二〇
昭和二十九年広島市水道事業費 計予算について	三三三 六四五	五の三 出納事務の委任について	四、三 六四三	追加について	五、三 六二〇
昭和二十九年度広島市歳入出予算 の追加について	三三三 六四五	五の四 出納事務の委任について	四、四 六四三	市金庫事務のうち収納事務の委任 について	五、三 六二〇
昭和二十九年度広島市特別会計建 設費歳入出予算の追加について	三三三 六四五	広島市競輪条例に基づく広島競輪場 の特別席使用料の額について	四、六 六四三	七の二 建築基準法に基づく公開聴聞につ いて	六、七 六二四
昭和二十九年度特別会計社会保険 広島市民病院費歳入出予算追加に ついて	三三三 六四五	市道路線変更に関する告示	四、八 六四三	七の三 換地予定地指定通知書の公示送 達について	六、九 六二四
昭和二十七年広島市歳入出決算 について	三三三 六四五	市道路線廃止に関する告示	四、八 六四三	七の四 道路の区域の変更について	六、二 六二四
昭和二十七年広島市特別会計公 益賃屋費決算について	三三三 六四五	市道の供用開始に関する告示	四、八 六四三	七の五 建築基準法に基づく道路の位置の変 更について	六、二 六二四
昭和二十七年広島市特別会計換 学資金決算について	三三三 六四五	市道路線認定に関する告示	四、八 六四三	七の六 パラチオン製剤による農作物害虫 防除について	六、四 六二四
昭和二十七年度広島市特別会計天 満町外部落有財産決算について	三三三 六四五	市道の供用開始に関する告示	四、八 六四三	七の七 出納事務の一部委任について	五、三 六二四
昭和二十七年度広島市特別会計用 品調達費決算について	三三三 六四五	道路区域決定に関する告示	四、八 六四三	七の八 緊急臨時市議会の招集について	六、二 六二四
昭和二十七年度広島市特別会計失 業対策事業適格者就職貸付資金決 算について	三三三 六四五	市道の供用開始に関する告示	四、八 六四三	七の九 六月二十三日招集の緊急臨時市議 会に付する事件について	六、二 六二四
昭和二十七年度広島市特別会計競 馬事業費決算について	三三三 六四五	道路区域決定に関する告示	四、八 六四三	八の二 道路の位置の指定について	六、三 六二四
昭和二十七年度広島市特別会計 競輪事業費決算について	三三三 六四五	市道の供用開始に関する告示	四、八 六四三	八の三 昭和二十九年度広島市歳入出予算 追加について	六、三 六二四
昭和二十九年広島市特別会計社 会保険広島市民病院費決算について	三三三 六四五	建築基準法に基づく公開聴聞につ いて	四、八 六四三	八の四 昭和三十九年度広島市歳入出予算 追加について	六、三 六二四
昭和二十九年広島市特別会計建 設費決算について	三三三 六四五	定例市議会の招集について	四、二 六四三	八の五 事業所統計調査の調査区番号、区 域及び統計調査員について	六、三 六二四
昭和二十九年広島市特別会計競 輪事業費決算について	三三三 六四五	第四十六回仮換地予定地変更指 定及び第二十八回未指定地補充換地 予定地指定の発表について	五、七 六四三	八の六 第十四回仮換地予定地指定取消第 四十六回仮換地予定地変更指 定中未発表のもの及び第四十七回仮換 地予定地変更指定の発表について	七、二 六二四

令の整理に関する規程	三三三 六三三	一 青年学級に関する規則	二、三 六三三	一 選挙管理委員会告示	二、三 六三三
社会保険広島市民病院長及び同専 務局長専決規程の一部改正	三三三 六三三	二 広島市中央公民館条例施行規則	四、一 六三三	二 選挙管理委員会開催について	二、三 六三三
下水道使用料徴収事務委任に關す る規程	一一一 六三三	三 広島市児童文化会館条例施行規則	四、一 六三三	三 広島市における選挙権を有する者 の総数の五分の一の数並びに三 分の一の数について	二、三 六三三
水道事業管理者が行う事務の専決 事項に関する規程	三三三 六三三	四 広島市教育委員会事務局事務分掌 規則の一部改正	四、二 六三三	四 広島市選挙管理委員会開催につ いて	二、五 六三三
広島市事務決裁規程の一部改正	四、一 六三三	五 広島市教育委員会事務局事務分掌 規則の一部改正	四、二 六三三	五 広島市選挙管理委員会委員選挙人名簿 の縦覧について	一、六 六三三
広島市事務組織規程及び広島市役 所事務決裁規程の一部を改正する 規程の施行に伴う関係訓令の整理 に関する規程	四、三 六三三	六 広島市教育委員会事務局事務分掌 規程の一部改正	四、二 六三三	六 政治資金規正法の規定による報告 書の要旨について	三、五 六三三
広島市役所出張所規程の一部 改正	四、三 六三三	七 館長事務決裁規程の一部改正	四、五 六三三	七 政治資金規正法の規定による報告 書の要旨について	三、五 六三三
警察本部長並びに消防局長専決規 程の一部改正	七、一 六三三	八 選挙運動のために必要な個人演説会 開催のために必要な設備の程度(昭 和三十六年五月二十二日広島市教委 告示第五号)の一部改正	六、五 六三三	八 広島市選挙管理委員会規程の一部 を改正する規程	二、九 六三三
社会保険広島市民病院処務規程の 一部改正	七、一 六三三	九 選挙運動のために必要な個人演説会 告知第五号)の一部改正	六、五 六三三	九 広島市選挙管理委員会委員選挙人名簿 の確定による広島市における選挙 権を有する者の総数の二分の一の 数について	三、五 六三三
◎消防局規程		一〇 選挙運動のために必要な個人演説会 告知第五号)の一部改正	六、五 六三三	一〇 政治資金規正法の規定による報告 書の要旨について	三、五 六三三
一 広島市消防署設置規程の一部改正	四、一 六三三	二 昭和三十九年広島市公安委員会告 示第二号の一部改正について	三、三 六三三	一一 政治資金規正法の規定による報告 書の要旨について	三、五 六三三
◎水道局規程		三 昭和三十九年広島市公安委員会告 示第一号の一部改正について	三、一 六三三	一二 政治資金規正法の規定による報告 書の要旨について	三、五 六三三
一 広島市水道局臨時職員の手当に關 する特例について	三、三 六三三	四 昭和三十九年広島市公安委員会告 示第一号の一部改正について	三、一 六三三	一三 政治資金規正法の規定による報告 書の要旨について	三、五 六三三
二 広島市水道局職員の特殊勤務手当 に關する規程の一部改正	四、一 六三三	五 昭和三十九年広島市公安委員会告 示第一号の一部改正について	三、一 六三三	一四 政治資金規正法の規定による報告 書の要旨について	三、五 六三三
三 広島市水道局職員文庫及び職場雑 誌運営委員会規程	六、一 六三三	六 昭和三十九年広島市公安委員会告 示第一号の一部改正について	三、一 六三三	一五 政治資金規正法の規定による報告 書の要旨について	三、五 六三三
四 広島市水道局請負工事執行規程の 一部改正	六、一 六三三	七 昭和三十九年広島市公安委員会告 示第一号の一部改正について	三、一 六三三	一六 政治資金規正法の規定による報告 書の要旨について	三、五 六三三
◎教育委員会事項		八 昭和三十九年広島市公安委員会告 示第一号の一部改正について	三、一 六三三	一七 政治資金規正法の規定による報告 書の要旨について	三、五 六三三
一 昭和三十九年広島市特別会計社 会保険広島市民病院費決算について	三三三 六四五	九 昭和三十九年広島市公安委員会告 示第一号の一部改正について	三、一 六三三	一八 政治資金規正法の規定による報告 書の要旨について	三、五 六三三
二 昭和三十九年広島市特別会計競 輪事業費歳入出予算について	三三三 六四五	一〇 昭和三十九年広島市公安委員会告 示第一号の一部改正について	三、一 六三三	一九 政治資金規正法の規定による報告 書の要旨について	三、五 六三三
三 昭和三十九年広島市水道事業費 計予算について	三三三 六四五	一一 昭和三十九年広島市公安委員会告 示第一号の一部改正について	三、一 六三三	二〇 政治資金規正法の規定による報告 書の要旨について	三、五 六三三
四 昭和三十九年度広島市歳入出予算 の追加について	三三三 六四五	一二 昭和三十九年広島市公安委員会告 示第一号の一部改正について	三、一 六三三	二一 政治資金規正法の規定による報告 書の要旨について	三、五 六三三
五 昭和三十九年度広島市特別会計建 設費歳入出予算の追加について	三三三 六四五	一三 昭和三十九年広島市公安委員会告 示第一号の一部改正について	三、一 六三三	二二 政治資金規正法の規定による報告 書の要旨について	三、五 六三三
六 昭和三十九年度特別会計社会保険 広島市民病院費歳入出予算追加に ついて	三三三 六四五	一四 昭和三十九年広島市公安委員会告 示第一号の一部改正について	三、一 六三三	二三 政治資金規正法の規定による報告 書の要旨について	三、五 六三三
七 昭和三十七年度広島市歳入出決算 について	三三三 六四五	一五 昭和三十九年広島市公安委員会告 示第一号の一部改正について	三、一 六三三	二四 政治資金規正法の規定による報告 書の要旨について	三、五 六三三
八 昭和三十七年度広島市特別会計公 益賃屋費決算について	三三三 六四五	一六 昭和三十九年広島市公安委員会告 示第一号の一部改正について	三、一 六三三	二五 政治資金規正法の規定による報告 書の要旨について	三、五 六三三
九 昭和三十七年度広島市特別会計換 学資金決算について	三三三 六四五	一七 昭和三十九年広島市公安委員会告 示第一号の一部改正について	三、一 六三三	二六 政治資金規正法の規定による報告 書の要旨について	三、五 六三三
一〇 昭和三十七年度広島市特別会計天 満町外部落有財産決算について	三三三 六四五	一八 昭和三十九年広島市公安委員会告 示第一号の一部改正について	三、一 六三三	二七 政治資金規正法の規定による報告 書の要旨について	三、五 六三三
一一 昭和三十七年度広島市特別会計用 品調達費決算について	三三三 六四五	一九 昭和三十九年広島市公安委員会告 示第一号の一部改正について	三、一 六三三	二八 政治資金規正法の規定による報告 書の要旨について	三、五 六三三
一二 昭和三十七年度広島市特別会計失 業対策事業適格者就職貸付資金決 算について	三三三 六四五	二〇 昭和三十九年広島市公安委員会告 示第一号の一部改正について	三、一 六三三	二九 政治資金規正法の規定による報告 書の要旨について	三、五 六三三
一三 昭和三十七年度広島市特別会計 競輪事業費決算について	三三三 六四五	二一 昭和三十九年広島市公安委員会告 示第一号の一部改正について	三、一 六三三	三〇 政治資金規正法の規定による報告 書の要旨について	三、五 六三三

の施設の使用及びその使用による演説会の開催のために必要な施設の公営に関する規則の一部改正	六、六	九、一六		
農業委員会等に関する法律第三十一条において進用する公職選挙法第三十三条の規定に基づく広島市農業委員会の選挙による委員の一般選挙に関する開票の事務について	七、一	九、一六		
昭和二十九年七月十六日執行の広島市農業委員会委員選挙における選挙長の選任について	七、一	九、一七		
昭和二十九年七月十六日執行の広島市農業委員会委員選挙における投票管理者の選任について	七、一	九、一七		
広島市農業委員会委員選挙の投票区並びに開票区を定める告示の一部改正について	七、一	九、一七		
広島市農業委員会委員選挙に用いる投票用紙の様式を定める告示の一部改正	七、一	九、一七		
昭和二十九年七月十六日執行の農業委員会の選挙による委員の選挙における投票用紙並びに同封筒の交付及び投票について	七、一	九、一七		
昭和二十九年七月十六日執行の農業委員会の選挙による委員の選挙における選挙立会人、立候補の届出等に関する事務について	七、一	九、一七		
広島市農業委員会委員候補者の推薦届出について	七、二	九、一八		
三 広島市農業委員会委員候補者の届出について	七、三	九、一八		
四 広島市農業委員会委員候補者の届出について	七、四	九、一八		
五 広島市農業委員会委員候補者の届出について	七、五	九、一八		
六 広島市農業委員会委員候補者の辞退届出について	七、六	九、一九		
七 広島市農業委員会委員候補者の候補者届出書の本籍を訂正する届出による昭和二十九年七月五日広島市農業選挙長告示第四号の一部改正について	七、七	九、二〇		
八 昭和二十九年七月十六日執行の広島市農業委員会の選挙による委員の選挙における選挙立会人の「くじ」の場所及び日時について	七、八	九、二〇		
九 広島市農業委員会委員候補者の候補者届出書の本籍を訂正する届出による昭和二十九年七月六日広島市農業選挙長告示の一部改正について	七、九	九、二〇		
二 広島市農業委員会委員候補者の辞退の届出について	七、一〇	九、二〇		
◎その他				
監査公表	四、三〇	号外第一号		
財政事情公表	五、三	号外第二号		
広島市水道事業の業務状況報告の公表	五、三〇	号外第三号		

広島市報

号外第3号

発行
昭和29年9月9日
(木曜日)

発行所
広島市役所
広島市国線三九

【目次】

- 1 頁 広島市東京事務所.....
- 2 頁 社会保険広島市民病院.....
- 3 頁 警察本部, 東, 西, 宇品各警察署
- 4 頁 消防局, 東, 西各消防署, 消防団本部
- 5 頁 東部復興事務所.....

監査公表第3号

地方自治法第199条第3項の規定により、昭和28年度及び昭和29年度定期監査を執行したので、同条第7項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

昭和29年8月26日

広島市監査委員

三宅 肇
鈴木 三
上原 三
浦 三

第1 広島市東京事務所

- 1 監査の種類 昭和28年度定期監査
- 2 監査の時期 昭和29年5月14日
- 3 監査の対象 広島市東京事務所 (旧出張所)
- 4 監査の結果

概 要

本市東京事務所 (旧出張所) は、昭和24年4月東京都千代田区日比谷公園東京市政会館内に開設し、爾來中央官庁に対する請願陳情或は交渉等に関する連絡機関として活動を続けつつあるのであるが、開設以來5年余を経過した今日特に政界の動向と本市財政の逼迫に伴い、中央との連絡をより密接にする必要が痛感せられ、又これが活動について

は常に市民も深い関心を寄せているところなので、今回はこれが状況を把握すると共に、併せて前回の監査における指摘事項が果して改善されているか否かの点に主眼をおき実施したのである。

監査の結果は所長以下職員の努力により、よくその機能を発揮し情報の蒐集等についても常に諸官庁との連絡を図る等、市政運営上相当の成果を納めつつあるものと認められ、又前回の指摘事項についても改善の跡が見受けられ、その労を多とするものがあつたが、なお、一部の点については将来の改善を要望するものがあり以下これを記述する。

1 職員の勤務状況

職員は所長 (嘱託)、主事、書記、事務員の4名と外に主事2名が当所に籍をおき自治大学に入学して、何れも健在で夫々の業務に精励していたが、何分にも本市関係者の出入が頻繁であり、然もこれが直接は昼夜を問わない実情であつて極めて不規則な勤務状態となつていたが、職員の健康及び待遇等については充分意を用いられた。

2 事務の処理状況

(一) 書類の編纂及び文書の保存整理については一部記載されたものがあつた他は概して良好と認められた。なお、昭和28年度中における文書の取扱状況及び事務の処理事項は次の通りである。

文書の取扱状況

区分	取		受		発		送	備	考
	封書	葉書	封書	葉書	封書	葉書			
28年度	81	91	53	11	167	125	26	700	発送中その他には年賀郵便を含む。

事務処理事項

区分	陳情照会情報		連絡事項		市関係者来所者数		備	考	
	封書	葉書	封書	葉書	市長	市長以下			
28年度	241	93	82	195	100	36	74	1	来所者数は当所において判明したのみで出張者数ではない。

(二) 乗車券及び郵便切手等金品の受払は正確に行われ、消耗品の受払状況もよく又備品の保管整理についても台帳と現品が合致し良好であつた。なお、古い官報を書類

箱の上に多数重重ねておつたが、これは図替費で購入している関係上実行の物品会計規則では一応本庁会計課に返納を要することになつており、これが処分についていたが、これらについては事務繁雑を避ける上からも当所において処分出来得るよう考案すべきである。

(2) 中央諸官庁に対する事情、請願及び申請事項等については、当所としても常に事務の進捗状況を把握しておく必要がある。各事件毎にそのてん末を明確に処理するよう前回の監査においても指摘したところであるが、未だ十分に処理が出来ていなかった。これは独り当所のみ問題でなく、本庁各局期間における彼の連絡に欠けることが主因をなしていると思考せられるので今後中央に対する事情、請願、殊に起債及び補助申請等に関し、職員が上京する際は必ず当所に連絡をなし用務の内容を説明すると共に関係庁に提出する書類の写、その他参考書類を提供し、関係庁より事務上の連絡があつた場合は所長において容易に説明し得るような態勢を整えておくことが必要である。

3 予算関係について

昭和28年度における予算の経理状況は次の通りであつて予算額に対する執行率は約80%となつてゐる。この中旅費及び事務所借上料等は直接本庁より支払されているが、その他はすべて資金前渡の方法により当所において支出されていた。

次に支出済額について検討するに際しては本庁から上京する際、資金前渡を受け持参した額が120,320円含まれているが、これは市交際費より支出するが適当であり、又庁用器具費中には1,200,000円の乗用車購入費が含まれてゐるが、本庁において使用する乗用車購入費を本予算より支出することは妥当と認め難い。なお、当所としては中央・本庁間の緊密なる連絡を保つ上からも通信費の増額を必要と認めた。即ち、中央よりの各種情報連絡等についてはその性質上文書のみでは意思疎通が不充分であると共に、時機を失し爾後の事務処理に支障を来す虞れなしとしないので将来予算編成に当つては、この点特に留意の要がある。

昭和28年度予算執行状況 (東京事務所費)

Table with 4 columns: 科目 (附記), 予算額, 支出済額, 残額, 備考. Rows include 市内出張旅費, 交際費, 文具費, 燃料費.

Table with 4 columns: 食糧, 粗水料, 通信, 搬費, 家屋その他借上料, 修繕, 庁用器具費, 図書費, 計. Rows show various expense categories and their amounts.

4 資金前渡金の取扱状況

昭和28年度における資金前渡金の取扱状況は次の通りであつて出納簿の整理も良く別段異状は認められなかつた。

なお、現在前渡金を精算する場合、精算書内訳に土産品等の贈呈先(中央関係官庁係官の職氏名)を記入しているが、これは当所のみでなく本庁各課においても同様一考を要するものと認めた。

5 公舎の管理については前回の監査において適正と認め難い点があつたので、これが善処方を要望しておいたがその後適当な措置が講ぜられ、現在職員2名が入居しているが、これが維持管理に遺憾なきを期せられたい。

結語

以上監査結果の概要を述べたが、所長始め職員一同真摯な態度で職務を遂行していることは、心強き限りであり、今後市政の進歩に伴い中央との連絡交渉は益々増加の傾向にある折柄、且又、本庁職員の出張節減を図る上からも積極的に当所の活用が望まれるのであつて、将来職員の事務的指導と相俟つて市政運営に、より効果をもたらすよう切望して止まない次第である。

第2 社会保険 広島市民病院

- 1 監査の種類 昭和28年度定期監査
2 監査の対象 社会保険広島市民病院
3 監査の時期 昭和29年4月5日から昭和29年4月12日まで
4 監査の結果

本病院は円滑なる社会保険診療を実施し、保険医に対し、積極的な診療を垂範し、以つて公衆衛生思想の普及及び健康の増進に寄与することを目的とするものであつて、政

府の管理するところの社会保険病院の経営について、昭和27年8月1日より広島市がその委託を受け市長の責任において、これを経営し、建物拡充及び多額の費用を要する補修又は園において必要と認める施設に要する費用を除く他は、総て本市の負担となるものであつて、その事業の収入、支出を明確にし、且つ、その均衡を保つため病院特別会計を設定している。

病院総敷地は4,000坪にして、内1,228坪024は昭和27年度までに建設完了したが、昭和28年度建設分431坪875は目下工事中で、これ等が竣工すれば合計1,659坪899となり、総建設費は99,048,940円となつてゐる。

既設の病室は23室にして145病床を有し、近く竣工の新病棟に設けられる101病床を加えれば、246病床を保有することになり、現在の如きは、1ヶ月平均51人の入院待機者があるが、これら病床不足も解消されるものと思われる。

本病院の診療対象は、法に基づいて設定された保険団体との間に契約を締結して発効するものであつて、その保険団体契約別は次表のとおりである。

診療契約一覧表 (29.3.31現在)

Table with 4 columns: 契約番号, 契約年月日, 契約種類, 備考. Rows include 政府管掌健康保険診療契約, 船員保険診療契約, 元警察予備隊職員離職後の継続診療契約, etc.

Table with 4 columns: 番号, 指定年月日, 件名, 備考. Rows include 日本通運健康保険組合員家族の法定分以外, 広島銀行健康保険組合員家族の法定分以外, etc.

更に本病院は、下記の指定をうけているのでこれに伴うよう医療を施さねばならない。

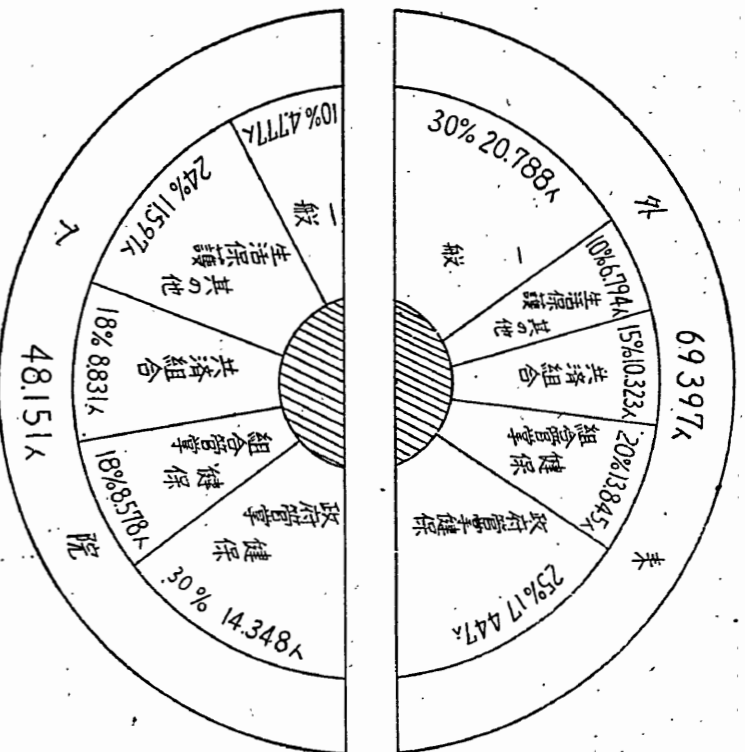
指定医療機関として指定されたもの

Table with 4 columns: 番号, 指定年月日, 件名, 備考. Rows include 結核予防法指定医療機関の指定, 生活保護法指定医療機関の指定, etc.

一般市民の診療

診療科目中皮膚、泌尿科は未だ開始されていないが、近かく開設の機運にあるので、これが実現の際は九科を備えることになり、社会保険病院としての役割を一応整えるわけである。

昭和28年1月より同年12月までの管掌別患者利用状況は次のとおりである。



備考 本表の人員は昭和28年中の延人員である。

以上は本病院の施設並びに診療状況の概要であるが、開院後1年7ヶ月を経過しその間における事業、事務の執行につき監査を行ったのであるが、開院当時の不足部分設備と制約せられた予算及び人員により今日の基礎を築きあげたことについては、院長以下職員の方の努力が顕著であるのである。又事務処理においても概ね良好と認められたが、将来なお、注意改善を要する事項もまた存するので次にこれを記述する。

1 庶務関係

(1) 職員は、院長以下定員149名に対し、現在員104名にして、39名の欠員となつており、事務室職員及び看護技術員において特に手不足が感じられた。予算の関係もあつてこれ等全部を充足することは困難と思料するが、重点的な人員配置による若干の補充は認められるべきであり、又副院長については、診療並びに病院管理上必要と認められるのでその任命について早急考慮すべきであると思料する。

患者瓦斯使用料金の取扱については前項において指摘した通り取扱に困難な面があるが一層改善に努力せられたい。

電話(私用)使用を許されている場所は、受付各精検事務室(三ヶ所)及び守衛室の五ヶ所となつていて、私用通話の取扱は相当困難な状態である。精検においては「メモ」受付及び守衛室では使用機にて整理する等その取扱が統一せられていない。

一方交換室においては私用、公用の通話区分について注意を払い記載することになつてはいるが、それでも正確な処理は困難のようである。従つて現状においては確実に私用通話料を徴収することは、困難な実情にあるので、将来病院内に公衆電話の設置方につき、その筋へ接渉する等これが改善に努められたい。

なお、結核精検の電話は、消毒の励行と特別の取扱方法を講ずる等病院内電話の使用については特に留意せられたい。

公舎は市有公舎と借上公舎があり市有公舎は二棟四戸、借上公舎は五戸にして、部長以上の職員住宅になつており現在これが公舎使用料は、毎月給料支給の差引徴収しているが適当と認められないから、今後は公舎使用料台帳を整備し、使用料納額告知書を発行して徴収するよう改善せられたい。

(4) 昭和27年度の滞納額は約42万7千余円にして、内23万6千余円は昭和23年度に過年度収入としたが、残額14万1千余円の未収入中には退院後住所不明のため徴収不能となつたものもあるが、一面退院者の住所保証人共に明瞭なものもある。これらについては可及的速やかに不払の事由、本人及び保証人の資力等を調査し、適切な回収方法について、交渉、協議を行い、できるだけ穏和にして有効な方法によつて、しかも滞納回収の支をあげるように特に配慮せられたい。

(5) 使用料及び手数料、収入票及び領収票の取扱責任を明らかにするため、取扱者印なきものは無効となることを明示してあるにも拘らず、これが捺印したものは殆んどなく適当でない。

3 業務関係

(1) 診療報酬請求書は当月分を取まとめ翌月これを基金事務所に提出し審査委員の審査を受けるのであるが、審査の結果、増点、減点、計算の誤謬、重複請求、被保険者でないものの請求、などに関するものは夫々理由を付して返戻されるので、再調査の上其の翌月提出した請求書はその委員審査の結果によつて、増減異動が生ずる原因は個々の請求書(又は控書)により明確に整理しておかなければならないし、請求点数変更分増点、減点、差引決定点数の明細は帳簿により明瞭な処理をな

(2) 文書の整理は漸次良好となりつゝあつたが、公印使用簿では主務課名の記入洩れ、公文番号の記入洩れが多数あり、金品配付簿では、受領者印のなきもの、発元の記入不明瞭なものがあつたが、金品配付については特に慎重に取り扱ひ要あり、自動車運転日誌にその用務の記載が無く、文書整理簿に收受、発送の日付記入の洩れたもの及び米型番号の記入してないものがあつた。出張命令簿中発令月日、旅行者の受印のないものがあつたが、全て洩れなく整理するよう注意されたい。

其の他一般に取扱者印の洩れたものが多数あるから、捺印して取扱責任の所在を明らかにしておかれない。

(3) 社会保険広島市民病院附看護婦宿舎規程の制定についての何を、昭和28年1月5日付で発議し、27年12月1日に趣つて実施しているが、これは単に院長決裁に止めており適当でない。只単に日常のきまつた規律の遵守について、院長がその心得方を示すに止まるものならばよいが、一定の規律を定めるところのこれ等規程、規則の制定については、本市条例の定めるところにより市長の承認を得て定めるべきであり、また労働基準法第95条により労働基準監督署に届出を必要とするは当然のことである。

2 経理関係

(1) 現金収納の使用料及び手数料は一日平均4~5万円にして、窓口収入係は収入票と共にこれを出納員に提出し、その当日は事務室金庫に保管し翌日市金庫取扱銀行よりの集金人に託して納付せしめているが、多額現金を夜間病院に保管することは危険であるから、でき得れば銀行取扱時間以内の中間簡切を行い、其の後の入金だけ保管するか、或は取扱時間経過後直後の特別受入方について協定をするか、当日分の収入は当日納付するよう取扱銀行とも接渉をし、これが取扱に遅滞なきを期せられたい。

(2) 病院収入中の雑収入は、薬剤容器損料、患者の瓦斯使用料、同私用電話通話料、手付け接産手数料、付添人格食料、公舎使用料、残飯売私代等であつて、窓口その他より収納した現金はその都度銀行預金となし、月末一括払い戻しの市金庫へ納付しているが、これが預金に関する出納簿の備付がないため一見してその内訳が明らかでなかつた。これらについては速かに現金出納簿を備付けて明確に処理しなければならぬ。

(3) 雑収入中薬剤容器損料は日計表によつて、予納金収入と返還金支出とを窓口料金係において仕訳をなし、経理係へ現金と共に送付しており、経理係は1~3ヶ月分を取まとめて収入命令書を発行し、現金を市金庫へ納付しているが、日計表に記載された金額に誤記があつたため月計金額と、収入命令書記載の金額と合致しないものがあつたから今後の処理に充分注意せられたい。

すべきである。既往におけるこれ等の整理は人員不足の関係もあつて充分とは言えなかつたが、病院経営上主要な財源であることに鑑み、これが事務処理に一段の研究改善を要するものと認められた。

(2) 業務係が作成した請求金額は、経理係においては直ちに収入調定額となるのであるが、この調定額は前号に述べたように異動があるため、収入とは一致せず調定減或は調定に対する未収入の理由も経理係では煩雑をさけるつもりで収入済額をそのまま調定額として記載しているが、かくては未収入は帳簿上には現われないのみか、業務係のみにおいて自由に裁量し得る極めて消極的なものなる虞れがある。業務と経理は相互の連携を密にし、請求より収入に至るまでの過程が円滑、迅速且つ正確に進行するよう措置せられるべきである。

(3) 業務係における基金への診療報酬請求事務は一ヶ月約20万点にも及び請求金額は約150万円で相当の事務量となり現在員をもつては完全なる事務遂行が期待されたい実情にあるから、人員配置と事務量の配分につき再検討を要するものと認められた。

(4) 健康保険の被保険者及び診療契約による者は、入院についての誓約書を、その他の者は入院願を提出して院長の承認を受けるのであるが、この誓約書並びに入院願に記載された保証人は、単に願書の形式を充すだけでなく願書の第2号に記載してある如く、諸費用の負担につき願者が納付しない場合は保証人が其の責を負うものである以上、保証人は身元確実でこれ等負担能力のあるものと認められる確実な保証人の選定に留意する必要がある。従来保証人が不確実なため諸費用未納のまま退院しその後行先不明となりたる事例もあるので今後には保証人の実態調査をなす等取扱に遅滞なきを期する必要がある。

(5) 統計は、経営の指針として極めて大切であるが、入院外来各患者に関する昭和27年8月【開院の時】から同年12月までの統計には患者利用数に誤謬があるので今後統計資料の蒐集には充分注意を要する。

なお、統計資料中主事医、患者係、料金係その他関係者にも閲覧の要ありと認められた。

(6) 死亡診断書は、診断医師においてこれを確認して発行することは勿論であるが、その控書にも責任を明らかにするため診断医師名を明記すると共に、診断年月日も洩れなく記入しおかれたい。

(7) 昭和27年8月開院より翌28年末までの入院死亡の状況は次表のとおりであつて、入院に対する退院の割合は27年においては61.5%、28年では89.0%となつてい

なお、退院はその殆んどが全治であつて【一部自宅療養や、他の医療機関に移つ

たものを含む。] 死亡は初年度の2.9%に対し次年は2.1%にして治療成績も上昇していた。

入院退院死亡患者表

月別	入院	退院	死亡	摘	要	月別	入院	退院	死亡	摘	要
昭和二十七年	8月	57	2	1	前年の総数100人 を加える。	昭和二十八年	1月	160	53	43	1
	9月	52	41	2			2月	53	48	60	1
	10月	53	41	4			3月	44	42	42	3
	11月	44	44	1			4月	44	47	47	1
	12月	75	45	1			5月	44	44	47	1
	計	281	173	8			6月	79	76	76	5
							7月	75	74	74	1
							8月	86	87	87	2
							9月	87	86	86	2
							10月	85	85	89	
							11月	61	56	56	1
							12月	79	89	89	2
							計	901	802	19	

4 給食関係

- (1) 患者の食糧伝票は各病棟にて取まとめ提出され、給食係はこれにより調理日報を作成し、調理係に回付しているも、食糧伝票締切後の追加申込み或は静返等に起因して給食人員に相違を生じているものがあつた。各病棟においては相互の連絡を密にし給食人員に過不足の生じないよう充分なる注意を払い、以つて業務の煩雑を避け、食糧資材の不経済を生ずることのないよう努力せられたい。
- (2) 患者入院の際には直ちに転入手続をなし、主食米の配給を受けるのであるが、入院後早急にこれ等の手続が完了しないため、患者給食における主食米に不足を生じているものがあつたが、急患の他は入院予告と同時に転入手続についても予め準備しておくよう指導し、患者給食を円滑に運行すべく努力されたい。

- (3) 保有米農家の患者中入院後持参米給食を希望する向もあり病院としても取扱上困難しているようであるが、持参米給食は認められないから、これら患者に対し主旨の徹底を期するよう努力せられたい。
- (4) 給食物質買入元帳の記載を賸りなし、受払簿ではキログラムを用いていたが、同一物質については阿繁冊非経理上賸りな関係にあるので一致した取扱をせられたい。

なお、即日消費の給食物質は買入元帳に朱印を付して区分し、受払簿には記帳を省略していたが、このような事務処理は適当でないから受払の正確を期するためには必ず記帳を励行せられたい。

- (5) 患者給食の他に、職員及び準世帯〔病院寄宿舎に転入し配給を受ける看護婦等〕並びに附添人に対しても給食を実施しているが、患者給食とはその会計経理においては無論別途に処理しているとはいへ、調理その他は患者給食施設に便乗しており、その事務量も実を隠しものがある。現在の段階においてかかる福利施設まで手の及ばないのが病院の実情である点からして患者間においても互角誤解を招く因ともなりやすく、また病院本来の業務能力をこの面に注がれるが如き事があつてはならないので、これ等給食の方法については、公私の一線画して別途計画をたて実施するを適当と認めた。

- (6) 入院患者の給食用食糧品については開院当初は小売業者から購入していたが、価格及び新年度等を考慮し、現在では卸売業者の中から特に取扱いの上、仮指定をなし期間も3ヶ月毎に更新する等改善に努力を続けていた。現在仮指定をなした業者数は、44店であつて、だいたい同業者2店宛となつていて、魚類のみは未だ小売業者となつていた。これらについても他の食糧品同様の取扱が望ましい。

なお、業者を仮指定する際は資格条件等本庁会計課の取扱に準じ取り扱つていくが、将来入札方法、或は中央卸売市場内業者より一括購入等の良否についても充分考へるべき要があるものと認めた。

- (7) 現在第3病棟〔胸部疾患〕においては、患者が自治会を設け毎月一回合し給食その他につき委員の意見を取まとめ病院長へ希望を申し述べているようであるが、病棟側においてもこれらの点については特に意を用い、合会には職員を出席せしめて患者側の意見を聴く等、細心の注意を払つておりその取扱は適当であると認められた。

次に残飯の処理については28年度までは月300円で糞尿業者に売却していたが、29年度より入札となし、年間21,565円で契約を締結し全て本市の雑収入としていた。なお、残飯処理については従来他の病院等においても、病院と患者側間に賸り紛

糾を起している例もあるが、給食実施後、廃物として病院が処理したものであることは市の雑収入とすべきは当然のことと思ふものである。

以上監査の結果 主たる点について掲記したのであるが、本病院は今なお建設途上にあるも、施設においては、市並びに病院当局の配慮によつて逐日完備しつつあり、診療においては職員の研究と努力によつて、社会保険病院としての実を挙げつつあること顕著なるものあり、もつて社会の上望に応ふ診療の成果を収めていふことはとにも及びするものである。

第3 警察及び消防局

- 1 監査の種類 昭和29年度定期監査
- 2 監査の時期 昭和29年4月5日から4月27日まで
- 3 監査の対象 警察本部、東、西、宇品各警察署、消防局、東、西各消防署、消防団本部
- 4 監査の結果 I 警察について

本市警察は、昭和23年3月警察制度の画期的改革に伴い、自治体警察として発足し親しめる警察として市民の権利と自由を保護するため鋭意努力を続け、爾来5ヶ年民主警察の基礎を堅実に培つて来たもので地方自治行政の民主的運営に資するところ甚だ大なるものがある。

今回の監査は、自警として発足以来第4回目の監査であつて予算の執行状況、特に物品会計に重点を置いて執行したのであるが、監査の結果は全般的に見て能率向上に本部長以下の披まざる努力の跡を窺ふことができ、殊に予算面で圧縮されたながらもよく創意工夫、専ら警察任務の遂行に遺憾なきを期しているものと認められた。

然しながら、警察に対する唯一の協力団体である治安協力会よりりの財政的援助は市政の運営に鑑みしむを得ざるものとはいへ、将来市民の批判的となり或は警察を弱体化する原因とならないよう敢て注意すると共に特に給食費面においては判然たる処理をしておかれたい。

以下監査の結果将来改善を要するものについて記述する。

- 1 全国自治体警察連絡協議会並びに広島県自治体警察公安委員連合会の用務による出張が相当数あるが、共に連合会用務のみの出張旅費も全て市費負担となつていて、協議会並びに連合会にて負担するよう折衝すべきである。
- 2 本部並びに各署の備付自動車は次次の通りである。

区	乗用車	オート	トラック	オート	オート	オート	オート	オート	オート
本	2	△2	1	△1	1	1	1	2	
東	×1		×1	1	△1	×1			
西	×1		×1	1	△1	×1			△1
宇	1			1		1			
計	5	2	3	3	3	4	1	2	1

△ 故障未使用のもの × 市備品となつていないもの

本表に示す通り故障のため使用していないもの6台あり、この中には多額の修理費を要したにも拘らずそれだけの価値がなく2年間も故障のまま放置しているものもあつたがこれら使用不能のものは速やかに整理すべきである。

又、本市の備品として台帳に登載されていない6台の自動車についても燃料及び修繕費等は全て市予算により賄われている実情でありこれらについては速やかに事務手続をなし市備品として台帳に登載しなればならない。

3 職務上常時私服を使用し官服は全く使用しない者が相当数あるが此等の者も一律に被服給付規則により官服を支給されているが、これらは使用せず個人負担により被服を購入しなればならない苦衷を考慮し将来改善を要する。

4 文書の保存整理については現在明確な取扱規程がなく従つて各署の備付簿冊名が統一されていかぬが規程を明確にして取扱を統一する必要がある。

5 本市警察吏員を常時市内に居住せしむることについては前回監査においても指摘したところであるが、尚現在約50名の市外からの通勤者がいた。これらについては住宅ローンの折損早急なる市内転入は極めて困難な実情にあるも非常時に対処する上からも適当でないから今後共これが対策に充分意を用いたらう。

警察本部

- 1 市民の声を聞くため昭和26年度において一派出所の管内に1〜2箇、全市で55箇の連絡箱(R.P.P.)を設置し、当初は相当利用者があつたが漸次これが利用者減少し、昭和28年度においては僅か一件の利用者に過ぎない実情である。これらについては折角設置されたものであるから大いに活用するよう一般市民に呼びかける等これが啓蒙に努める必要がある。
- 2 全自警連事務局より購入のけん銃88,000発に対し未納品17,000発を国警中野工場へ戻すべく保管しているものとして預り証を徴し完納として事務処理をしていたが、これが

受取については特に明確にし形式的な処理とならないよう注意せられたい。

3 東警察公舎敷地は治安協力会より附財庫として受納しているが区画整理に伴う換地に対する精算金を本市負担金として本部長決裁により処理しているが、本件に因しては市長決裁を適当と認める。

4 東警察公舎敷地として財務局より貸与されている北町地内の土地一部70坪を昭和27年11月某石油店に何等支障なきものとして昭和28年3月31日まで転貸したるも、70坪を超えて不当に使用されているので昭和28年4月継続使用願出の際、使用坪数の点で意見がましまらず、一方財務局よりも転貸するは契約不履行であるとして契約解除の通告を受けているのであるが、其の後未解決のまま現在に至っており、これらについても改善されたい。

5 服制改革により将来使用見込のない特別ズボン、女警服等が在庫数となつていながら早急に整理されたい。

6 昭和28年6月貸借金8,400円の貸金前渡を受け各人に支給したるも、10月23日に至りこの取扱は適当でないとしてこれを一旦取消したことになり普通の支出方法により支給しているの、これらについては一応貸金戻入の形式をとるべきである。

東 警 察 署

1 留置場の外側に柵がないため一般道路に面し留置人と外部との連絡が容易にでき得る状態にあるので、保安及び事故防止の面からも進みかに堅牢なる柵を設ける必要がありと認められた。

2 拾得品原簿の金額の誤記、拾得者氏名及び権利放棄の有無の記載されていないものがあつたが処理に注意を要する。

3 拾得品関係現金出納簿、保管金差引簿、保管金領収簿等は園警当時のものをそのまま使用しており、出納簿においても預金利子及び翌月後の出入を記載していないため預金通帳との照合が困難であるから帳簿組織として自己抜書を可能ならしむるよう記載方法の改善につき考究の要がある。

なお、拾得品中定期乗車券、株主乗車券等は遺失者名が判明しているため、発行先に対し往復乗車券により照会し未回答のものについては拾得品倉庫内に保管しているが、これらの中には保管中に通用期限が満了し無効となるものも多数あるので、将来これが発行先に対し今少し警察に協力するよう注意を喚起する要があると認められた。

4 留置人借費の請求に当り借原簿と差入請負業者の請求総数と相違するものがあつたが今後の処理に充分注意せられたい。

なお、一ヶ月の総食数は借原簿と差入業者と一致していても日々の明細に相違している

るものがあるから原簿の適正なる処理が望ましい。

西 警 察 署

1 紛失、盗難届出済証明書は、補償の傾向にありその主なるものは改印届或は消費世帯用主要食糧購入手帳再交付願等に添付し市へ提出するものであるがこれは唯単に警察に届出たことを証明するものであつて紛失、盗難の事実を証明するものではなく従つて市がこれを受理しても何等効果のないものであり、むしろ悪用防止方面からすれば保証人を介入せしむることが適当であると思考するので将来本市並びに警察事務簡素化の面からも充分配慮を要すると認められた。(この理は、他の警察署についてもこれを援用する。)

2 拾得品関係簿冊は東署同僚照合困難なる組織となつており枚数の上将来改善を要する。

3 昭和28年12月3日福島町派出所において現金500円の拾得及び遺失届を受理し、これを本署に送達せず、然も領証証は12月11日に至り本件は遺失届のあつた現金であるとして渡しているが領証証は直ちに発行すべきであり、又本署への送達も進みやかに行わなければならないことは理の当然であるから、将来拾得品時に現金の取扱については慎重な取扱が望ましい。

宇 品 警 察 署

1 拾得品中白米等少量のため換価処分困難のものは一般拾得品同様倉庫内に現物保管をしてきたが、これについては比較的取扱件数の多い東西阿智に処分を依頼する等相互の連絡を密にし、処理に遅延なきを期せられたい。

2 拾得品関係現金出納帳の記載が事後一括整理となつていながら受付の都度記録し脱漏のないよう取扱に注意せられたい。

出 所

1 派出所備付用品には、地元市民の寄付によるもの治安協力会で購入したもの等があり、又従来引継品目に入つてはいるが員数外のもの、或は市予算により購入したもの等各種のものがあるが出来得る限りこれが帰属を明確にして台帳を整理しておかれない。

2 大正橋派出所は本年4月地元市民の協力により新築され備品等もすべて整備されていたが、従来使用していた旧備品については署長の決裁も受けず勝手に売却又は焼却したことであつたが、これら備品中には地元民の寄付によるものもあり寄付者に対する影響もありこのようにより一方的に処理することは適当でなく、又派出所全体の状態も考え売却焼却等の処分は適切でない。

3 拾得品の運付簿中記載されたもの、或は領証証を発行し即日相対授受をなしたるものを誤記として抹消したるものがあつたが一担受理したるものについては、例え相対授受のものといへども、簿書を抹消することは適当でなく、今後の処理に充分注意を要する。

4 各派出所を通じて建物建具等老朽の著しきもの、備品中自転車等で使用不能のもの等が

多数あつたが、勤務に支障のないよう予算の許す限りにおいて修理又は新調する等考感が望ましい。

5 古江駐在所を廃止せるため田方(18戸)山田(34戸)が古田派出所の受持管内となつていてこれが巡回には相当長時間を要し、現在の実働人員4名にては、さきか勤務過重の感があり、同地域は地理的には草津部長派出所の受持管内とするが適当であると思考せられるので将来これが管轄区域の変更について考査すべき要がある。

II 消 防 に つ い て

昭和28年12月公布された消防組織法により、昭和28年3月自治消防として出発した本市消防は、爾來6年、機軸に裝備に漸次充実を計つて来たが、最近5年間の火災統計によつても如実にその努力の一端がうかがえる如く、局長以下全職員の不断の努力に対し深く敬意を表すると共に今後益々消防態勢の強化充実を図り、市民の与望に応えらるるよう切望するものである。

年 度	件 数	損害件数	一件平均	損害金額	一件当損害金	備 考
24	114	7,036	61	292,946,600	2,569,707	67,393,
25	166	6,062	36	132,364,080	797,374	72,672
26	144	7,469	52	179,420,920	1,245,978	76,532
27	105	2,746	26	102,575,893	976,913	80,423
28	182	4,073	21	98,963,292	543,754	86,464

今回の監査は昭和28年度における予算の執行状況特に物品会計に重点を置き、殊に前回の定期監査における指摘事項の改善状況につき監査を実施したのであるが、概ね適正に処理せられており、前回の指摘事項も消防団を除いてはそれぞれ改善せられていて良好であつた。

共 通 事 項

1 警察における治安協力会と同様消防においても消防自治会があり、消防に対し積極的援助を与えているが主として消防団に対する裝備の強化及び財政的援助に力が注がれている状態である。然して消防団と消防自治会の限界については、明確な一線を画し、かりそめにも消防団と自治会或は、消防局と自治会等が混同され、市民より種々の批判を受けることのないように注意しなければならぬ。

2 昭和28年10月11日並びに昭和29年2月と相次いで自動車による交通事故を起しているが、近時交通量の増加に鑑み消防車優先通行の概念を一掃し、特に交通法規を遵守しなければならぬ。殊に過去における事故原因を探究するとき機関員の経歴年数が短

いこと及び技術能力の拙劣等が原因をなしている点に思いを馳せ、これが置置編成には慎重を期し、事故の絶無を計らねばならぬ。

3 職務上消防職員が市外より通勤することは適当でないが住宅その他の関係もあつて、現在、なお、54名あり非常演習にも等々の者は除外されているが災害の際、支障を来す慮れなしとしないので充分考慮せられたい。

4 昭和28年12月8日甲号演習を実施しているが、これに不参加もしくは遅参した者は合計5名となつていた。この内3名の者は係員における平常の整理不良のため本人に伝達不能のためであつたが、特に消防職員の住居変更その他、動静については詳細把握し非常時における態勢を整えておかなければならぬ。

5 局東西阿智を通じて幹部の超過勤務が多く火災出動夜間巡視等幹部の率先勤務は賞されるが定例的な幹部会議、決裁事務等は出来得る限り、定時内に行い経費節約に努められたい。

6 本部の火災原因調査班が火災原因を判定して各署に通告するのは、火災後1、2ヶ月を要しているが出来限り速かに原因を調査判定し、爾後の予防対策に資するよう努力せられたい。

7 警報機の火災による火災が28年度に3件発生しているが火災等はあらかじめ各署に連絡して来るのであるが、単に日時のみの連絡でなく自己の予防対策についても注意を促し、実施せしむることが肝要である。

8 事務の簡素化については機構整備と共に常に研究されているようであるが、なお、旧態依然たる形式的な事務が相当あり就中、各署職員が休暇を実施する場合は、本人の願出書に署長の副申書を副之局長に提出することになつていながら、これらについては署長に決裁権を委ねる等、簿冊の簡便化及び事務の合理化を計るよう努力せられたい。

9 都市計画による移築物に対する建築基準法第61条の適用緩和の限界は、同法第3条を準用して処置することに建築主事と消防局長との間で決定しているが、これがため都市計画事業遂行の遅延とならないよう充分留意の上処置せられたい。

消 防 局

1 老朽消防車2台を練習車として機関員の訓練用として使用しているが車庫もなく風雨に曝しているが、応急的施設をなしこれが保存に努められたい。

2 昭和28年4月已斐水防倉庫に保管中の片手ハンマー10本外6点が盗難に罹つているが、これが管理に十全を期すると共に不足器材の整備に努め、有事の際、失態なきよう注意されたい。

3 衛生管理者受験手続に必要なため現在消防吏員としての身分は昭和23年3月6日までの旧制度下における、広島県消防士補に該当するものであることを消防局長宛願出に対し、手数料100円を徴し局長名をもつて証明しているが、本件は、特定個人の利便のため

めの証明でなく、手数料徴収の根拠が認められない。
4 西消防署旧車庫材料として貸与されたことになった元広島陸軍兵器補給廠似島分隊の建物330坪に対する貸付料6,410.92及び8,334.24合計14,745.16に対する延滞料7,909.00を昭和29年3月16日付財務局より請求されていたが、納付書の発行が遅れていたのを理由として折衝の結果延滞料の支払は必要としないことに合意がついていた。これらについても爾後問題を残さないよう処理しておかされた。

5 昭和29年3月31日当財庫(295個277,300.00)及び作業帽(295個19,000.00)を購入在庫品となつているがこれが着用品を制定の上有効に利用すべきである。

6 建築確認申請について消防局の同意を求めた際、建築基準法第19条より第67条及び市火災予防条例第4条〜第30条に抵触するのでこれが改造を条件として同意せるもの(特に公共建築物は予算の関係が多い)が相当であるが、同意後の条件の履行について確認していないが、これについては出来得る限り実地検査をなし確認する必要があると認められた。
7 燃料受払簿の整理が充分でなかつた、即ち、機関日誌の走行料数により計算された数量と実際の消費量が合致しないため数字上差額を生じ、帳簿上残高がなくなつていくにも拘らず現品が残つており、従つて受払簿においては帳簿上の数量と現品の残高と二重の記載をなし、事実上現物の受払を伴わないものを受払簿に払出記載して整理していった。このような処理は適当と認め難いから今後事実に基づき処理が望ましい。

西 消防 署

1 建築確認申請書の条件付同意の誓約、条項及び報告については、一般予防警察の際これが履行状態を確認しているが出来得る限り別途査察として重点的に実施する必要がある。
2 本市火災予防条例第17条の規定による消火器設置基準に対し本市中央市場は所管単位114に対し僅か18単位で96単位不足となつている。本件について昭和26年頃より市当業者に対し再三勧告しているも予算関係もあり未だ完備するに至つていない実情であるが、市の營造物として且又火災予防上極めて重要な事であるから早急完備するよう市当業者の注意を喚起せしむる要がある。

3 火災損害調査は罹災者本人の申立を基礎とし調査しており従つて罹災証明書の損害額は本人の申立額そのままを記載発行しているが、損害額については確認したものでなく証明書に記載することは適当でない。
4 消防 署
1 火災予防法に対し署長以下積極的に対策を樹立し、予費の活用或は区域民の協力等により水槽の増設、河川、開濶の利用、その他宿直室の新設等著々実施しておりその努力は多とすべきものがあつた。
然しながら当署としては、なお、未解決の問題が相当あり特に都市計画区域外の消防

進入路の問題等早急に解決を要するものと認められた。
2 民生委員の証明した16名の集団罹災証明書を、民生委員が証明したものであるから間違いないものとして証明しているが、消防の被害調査班の調査記録によると罹災者でない6名が含まれており罹災者として便乗したとも思われるが、証明発行に当つては特に注意し爾後において事件となり証明書発行の責任を問われることのないようにしなければならぬ。
3 備品中員数外のものを分隊に借用しているも台帳には在庫となつていないもの等あり整理を要する。
なお、車庫の中に故障のため不能の私物乗用車一台を預つてはいるが、車庫が狭隘であり且つ、火急の場合消防活動に支障を生ずる感があるので早急に引取方交渉せられたい。
4 危険品運搬届の許可は署長が代決しているが年間約1,200件もあり実地調査等て事務的にも相当手数がかつており危険物反守蔵許可願、危険物小量取扱許可願等と共に手数料徴収の対象として研究の要がある。

各 分 隊

1 地元民の寄付による備品と市備品との整理区分が不十分のものがあつたが寄付物件について一応台帳に記入の上その旨註記しておく等の取扱が望ましい。
なお、備品中老廃品で廃棄処分をなすべきものも多数あるから整理されたい。
2 電話を私用に使用した場合の整理が出来ていない、延滞料金等明確に記載し料金徴収に遅滞のないよう注意されたい。

消 防 団

1 昭和27年8月20日受入の消火器は使用分団名2, 3ヶ所のみ記入し使用数の記載もなく、使用状況不明であつた。又分団にて使用中の備品は、全部本部職員の捺印により整理しているが、妥当と認められないので今後の処理に注意し備品の保存管理に遺憾なきを期せられたい。
2 消防団訓練積費の配分は訓練の予定人員によるものか実働人員によるものか不明であり、又徴収も委任された分団長に止め団員への配分任職型がないが妥当でない。
3 団員の任命は、市長の承認を得て団長が任命することとなつてはいるが市長の状況と団長の命が前後しているものがある。
又、団員の年手当は年2回4月より9月まで、10月より3月までの二期に分割支給しているが1月29日に任命され者が下半期分金額の支給を受けているもの、或は退職しているのに金額支給を受けているもの等あり、各分団にて不都合のないよう各人に支給つてはいるというも、その整理は甚しく杜撰であつた。
4 団員名簿の整理不十分で任免月日の記載遅れ多く、本簿は給与台帳と代るべきもので

あり、整理しておかねばならない。
5 団長個人負担による常置員の出張が命令簿に記載されていないが、本部長未決裁のまま出張したことになるが妥当でない。
6 出務手当は週一回分団長がまとめて本部長に報告するようになつてはいるが確実に履行されてはいるが、且つ、出勤の確認は本部長若しくは分団長が実施しているが審査資料の整理がなされておらず妥当でない。

監査公表第4号

地方自治法第199条第5項の規定により、随時監査を実施したので、その結果を同条第7項の規定により公表する。
昭和29年8月26日

広島市監査委員 三宅 孝 吉 貫 衛 一
同 同 同 上 原 三 浦 三 強 一

1 監査の種類 昭和29年度随時監査
2 監査の時期 昭和29年2月3日から6月24日まで
3 監査の対象 土地区画整理事業

今回の監査は、東部復興事務所が行う土地区画整理事業の中、未指定地の現状及び事業用地の運用管理並びに換地の状況を監査し、これら土地の適正なる管理運営により本市都市計画の円滑なる推進を図るため、事業の隘路を把握し、これが解決の方途に資せんとしたものである。
本市都市計画地域総面積 3,239,000坪の中、市内中央部を南北に流れる元安川を境界線として、西部(面積1,433,000坪)を広島県において、東部(面積1,756,000坪)を本市において、それぞれ担当区域として行っているものである。
本市の担当する地域内の未指定地、事業用地の現状は、次のとおりである。

種 類	面 積	口 数		不 当 使 用		売 却		貸 与		備 考
		件 数	件 数	面 積	件 数	面 積	件 数	面 積		
未 指 定 地	約 24,000	約 450	約 5	約 200						
事 業 用 地	7,100	48			35ヶ所		4,433		平成29年3月31日現在	
未指定地より市有地としたもの	5,335	166			343戸		24	1,050	大田川改修関係	

未指定地について

土地区画整理事業遂行上の隘路は種々あるが、就中、未指定地の不当使用並びに立退きの波瀾が主位を占め、この問題については取扱者においても苦慮しているところであることが看取せられる。
未指定地24,000坪は、公園、道路、学校等の設計変更に伴う縮小によるもの、過小宅地の取上げ、その他雑草等の関係等により生じたものであるが、この未指定地は、現在は用途は不明であるとは云え将来事業遂行上必ず必要となるものであつて、用途決定までは所謂ゾラソクとして何人もこれを使用することが許されないものである。
従つてこれを不当に使用することは、当然区画整理事業遂行の障害となるのは明らかであるが、前掲の表に示すとおり、現在5件200坪の不当使用があることは誠に遺憾とするところである。

- (1) 不当建築中に発見されたが、撤退至難の事情を訴え、有力者を介して願出でたため差当り保留としているもの
- (2) 自己の所有地に隣接する市有地と未定地のロット番号を誤認し、将来、市有地であるから払下を受けられるものとして漫然使用しているもの
- (3) 借地権者が地主の承諾なくして急いで換地先に建築しその後、換地変更により該地が未指定地となり不当使用となつたもの
- (4) 自己の使用している土地が他人の換地となり、立退きを命じられ、偶々、隣地が未指定地であることを知り窮余とありえず、建物を未指定地内に曳移転したもの
- (5) 悪ゾロカーに唆かされ、将来払下を受けられるものと誤認し、未指定地に曳移転したものの等々である。これ等は何れもそれそれにより幾らかのむりからぬ事情を伴うておいて結局不当使用に帰するのであつて、それにも拘わらず、払下を希望して容易に立ち退く気配もない実情である。

中には老翁にして且つ資力もなく、情においてまことに恐ろしいものがあるが、区画整理事業が市民全体の利益に係る点に鑑み、未指定地の原状回復について適切な措置を講ずべきものであり、時期を経過し、既成事実を益々強化するに至ることは、公の土地について不当のやり方をしても咎められず、不当のしがらみであるといらうような考え方を市民にいだかせることになり、市政運行上極端に問題であると思料するものである。なお、本件以外に自己の所有地(借地を含む)が換地により未指定地となり、立退きの必要に迫られているもの、即ち換地発表前より使用していたものは、

- (1) 移転先がないもの

- (2) 地主が先に使用しているもの
 - (3) 換地に第三者がいて立退かないもの
 - (4) 補償金の増額を予期して立退かないもの
 - (5) 換地についての紛争の未解決のもの
- 等の理由によるものが多く、これが早急解決に不断の努力が払われているが、事業完遂のため、なお一層尽力せられるよう要望する。
- 専 業 用 地 に つ い て
- 事業用地の管理運営については、昭和28年度の建設局定期監査において詳細要望しておいたもので本監査においては、これを省略する。

飛 換 地 に つ い て

東都復興事業所の所管する土地区画整理地区は、県の所管する西部区画整理地区の如く工区を分けず、全区を一工区として処理しているため、一の工区より他の工区への飛換地という問題は起り得ないが、中には例えば、市の周辺部より中央部、或は繁華街等へ換地されているもの等、何等特別の合理的事由がないのに常識上是認しがたいような換地の定め方がなされたと認められるものもあると認められる。

尤も、これらについては、家屋救済（崩壊回避等）のため、止むを得ず飛換地しななければならないものも多く、又坪数及び等級等の関係によるものもあり、且又、換地当時の状況と其の後社会情勢の変化に伴う地価変動の関係もあり、更に今後積算問題も度されており、従つて、現段階において適、不適を論ずることは時期尚早の感なしとしなが、本件に関しては特に市民も深い関心を寄せていることなので、将来とも確乎たる信念と公正なる判断に基づき、処理し、苟も、市民大衆をして疑念をいだかしめることのないように厳正公平を、なお、この上ながら期せられることを切に要望するものである。

監査の概要は、以上のとおりであるが、要するに、土地区画整理事業は、本市都市計画の主要部面をなし換地総面積1,132,024坪、9,500ロット12,000等に及ぶ事が土地及び建物に関するので市民のうける利害がまことに深刻であり、殊に公平公明の問題として、市民感覚に刺激を与えることが大きく、或は、不満不平となり、或は、疑心暗鬼を惹起す事等、これが完成までにはなお幾多の障害に達着することを予測せられるのであるが、将来どこまでも市民全体の利益擁護の観点に立ち困難を克服して本事業の迅速なる大成を期されんことを願う次第である。

広島市報

第101号

発行
昭和29年9月20日
(月曜日)

発行所
広島市役所
広島市国泰寺町三九

【目次】

◎規則

頁

広島市産院使用料及び手数料条例施行規則の一部改正……………一

広島市母子寮条例施行細則の一部改正……………三

広島市福祉事務所長に対する事務委任規則……………三

◎告示

出納事務の一部委任について……………四

建築基準法に基づく道路の位置の指定について……………四

昭和二十九年広島市歳入出予算追加改正の要領に……………四

ついて……………四

昭和二十九年広島市特別会計建設費歳入出予算追……………八

加改正の要領について……………八

建築基準法に基づく公開聴聞について……………一〇

犬又はその死体の移出禁止について……………一〇

犬のけい留命令について……………一〇

定期狂犬病予防注射について……………一〇

建築基準法に基づく公開聴聞について……………一〇

出納事務の一部委任について……………一〇

道路の区域の変更について……………一一

市道の供用開始について……………一一

市道の供用廃止について……………一一

建築基準法に基づく公開聴聞について……………一一

第四十一回仮換地予定地変更指定等の発表について……………一一

建築基準法に基づく公開聴聞について……………一一

◎訓令

社会保険広島市民病院処務規程等の一部改正……………三

広島市福祉事務所処務規程の一部改正……………三

◎教育委員会事項

広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正……………二

広島市教育委員会事務局課長専決規程の一部改正……………二

学校の設置及び廃止について……………二

◎選挙管理委員会事項

政治資金規正法の規定による報告書の要旨について……………三

広島市の投票区域及びその名称並びに開票区域及び……………三

その名称を定める告示の一部改正について……………三

◎市議会事項

市議会議決事項……………四

◎辞令

◎雑報

戸籍上の市勢について……………二六

住民登録人口及び世帯数について……………二六

◎規則

広島市産院使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十九年九月六日

広島市規則第五十五号

広島市産院使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則

広島市産院使用料及び手数料条例施行規則(昭和二十九年広島市規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の一条を加える。

第六条 使用料及び手数料の徴収は、別記様式第三号による収入票によりこれを行う。

別記様式第二号の次に次の様式を加える。

取 入 票

第 号	昭 和	年	月	日	種 別	点 数	回 数	金 額
廣島市産院	廣島市産院				診察料			
					注射料			
					分装料			
					沐浴料			
					入院料			
					器具使用料			
					洗濯料			
					手洗料			
					計			
					処方箋料			
					診断書料			
					証明書料			
					検査料			
					計			
					合計			

取 入 票

領 取 票

第 号	昭 和	年	月	日	種 別	点 数	回 数	金 額
廣島市産院	廣島市産院				診察料			
					注射料			
					分装料			
					沐浴料			
					入院料			
					器具使用料			
					洗濯料			
					手洗料			
					計			
					処方箋料			
					診断書料			
					証明書料			
					検査料			
					計			
					合計			

領 取 票

別記様式第三号

附則
この規則は、公布の日から施行する。

広島市母子寮条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和二十九年九月十四日
広島市長 浜 井 信 三

広島市母子寮条例施行細則の一部を改正する規則
広島市長 浜 井 信 三

広島市母子寮条例施行細則（昭和二十五年一月十二日広島市規則第六十一号の二）の一部を次のように改正する。
第三条中「十世帯」を「三十世帯」に改める。

附則
この規則は、公布の日から施行する。

広島市福祉事務所長に対する事務委任規則をここに公布する。
昭和二十九年九月十四日
広島市長 浜 井 信 三

広島市福祉事務所長に対する事務委任規則
広島市長 浜 井 信 三

広島市社会福祉事務委任に関する規則（昭和二十六年十一月十五日広島市規則第五十九号）の全部を改正する。
（生活保護法による委任事務）

第一条 生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第十九条第四項の規定に基づき、広島市福祉事務所長（以下「所長」という。）に左の事務を委任する。
一 生活保護法第二十四条の規定による保護の開始又は変更の申請に基づくその要否、方法等の決定並びにこれらの通知に関すること。

二 生活保護法第二十五条第一項及び第二項の規定による職権による保護の開始及び変更並びに変更の通知に関すること。

関すること。

三 生活保護法第二十六条第一項の規定による保護の停止及び廃止の決定並びにこれらの通知に関すること。

四 生活保護法第二十七条第一項の規定による指導及び指示に関すること。

五 生活保護法第二十八条第一項の規定による調査及び検診並びに同条第四項の規定による申請の却下又は保護の変更、停止若しくは廃止に関すること。

六 生活保護法第三十条第三項の規定による措置に関すること。

七 生活保護法第四十八条第四項の規定による届出の受理に関すること。

八 生活保護法第六十二条第三項及び第四項の規定による保護の変更、停止又は廃止に関すること。

九 生活保護法第六十三条の規定による被保護者が返還する費用の額の決定に関すること。

十 生活保護法第六十四条第一項及び第二項の規定による異知事に対する不服申立の受理及び送付に関すること。

十一 生活保護法第七十六条第一項の規定による遺留金の処分に関すること。

十二 生活保護法第七十七条第二項の規定による扶養義務者との協議及び家庭裁判所に対する申立に関すること。

十三 生活保護法第八十条の規定による保護金品返還の免除に関すること。

十四 生活保護法第八十一条の規定による後見人選任の請求に関すること。

（児童福祉法による委任事務）

第二条 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十二条第二項の規定に基づき、所長に左の事務を委任する。

一 児童福祉法第二十二條の規定による助産施設への入所措置に関すること。

二 児童福祉法第二十三条の規定による母子寮への入所措置に関すること。

三 児童福祉法第二十四条の規定による保育所への入所措置に関すること。

（身体障害者福祉法による委任事務）

第三条 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第九条第三項の規定に基づき、所長に左の事務を委任する。

一 身体障害者福祉法第十八条の規定による診査、更生相談及び援護に関すること。

二 身体障害者福祉法第十九条の規定による更生医療の給付又は更生医療に要する費用の支給に関すること。

三 身体障害者福祉法第二十条の規定による補装具の交付若しくは修理又は補装具の購入若しくは修理に要する費用の支給に関すること。

四 身体障害者福祉法第三十八条第一項の規定による負担額を指定医療機関又は業者に対し支払うべき旨の命令に関すること。

（その他の委任事務）

第四条 前三条に定めるものの外、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第五百五十三条第一項の規定に基づき、所長に左の事務を委任する。

一 民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）第七十七条第二項の規定による資料の作製命令及び必要な指示に関すること。

二 行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治三十二年法律第九十三号）第二条の規定による行旅病人及びその同伴者の救護に関すること。

三 行旅病人及行旅死亡人取扱法第三条第一項の規定による関係者への通知及び引取手續に関すること。

四 行旅病人及行旅死亡人取扱法第七条第一項の規定による行旅死亡人の仮土葬又は火葬に関すること。

五 行旅病人及行旅死亡人取扱法第八条第一項の規定による行旅死亡人の同伴者の救護に関すること。

- 六 行旅病人及行旅死亡人取扱法第九條の規定による告示及び公告に関する事。
- 七 行旅病人及行旅死亡人取扱法第十條第一項の規定による関係者への通知に関する事。
- 八 行旅病人及行旅死亡人取扱法第十二條の規定による遺留物件の保管及び処分に関する事。
- 九 行旅病人行旅死亡人取扱法第十三條第一項の規定による費用の弁償のない場合の措置に関する事。
- 十 行旅病人及行旅死亡人取扱法第十四條の規定による遺留物件の引渡しに関する事。
- 十一 行旅病人及行旅死亡人取扱法第十七條の規定による外国人である行旅病人、行旅死亡人及びその同伴者並びにその所持物件又は遺留物件の取扱に関する事。
- 十二 行旅病人、行旅死亡人及同伴者ノ救護並ニ取扱ニ関スル件(明治三十二年内務省令第二十三号)第八條第一項の規定による費用弁償の請求に関する事。

第五條 所長は、前第四條の事務に関し、処理した事項を毎月市長に報告しなければならない。

附則

この規則は公布の日から施行する。

◎ 告 示

広島市告示第六十七号の二

広島市収入役の権限に属する事務のうち、広島市住宅使用料収納事務を、広島市総務局財務課に勤務する出納員に委任させた。

昭和二十九年五月一日

広島市長 浜 井 信 三

広島市告示第九十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二條第一項第五号に規定する道路の位置を左記の通り指定した。

- なお、この関係図書は、建設局建築指導課において、一般の縦覧に供する。
- 昭和二十九年八月十七日
- 広島市長 浜 井 信 三
- 記
- 一 指定番号 第五号
 - 二 指定年月日 昭和二十九年八月三日
 - 三 道路の位置 広島市江波町一三三番地の九
 - 四 幅員及び延長 幅員 四メートル 延長 四一、九五四メートル
 - 五 表示図面 別紙の通り

広島市告示第九十四号
八月十九日市議会の議決を經た昭和二十九年年度広島市歳入出予算追加更正の要領は、次の通りである。
この予算は、即日施行する。

昭和二十九年八月十九日

昭和 29 年度 広島市 歳入出予算追加更正

広島市長 浜 井 信 三

款 項	目 目	前回までの 累計額 円	追加更正 額 円	計 計	各 各		附 附	明 明	細 細
					金 金	額 額			
2 地方交付税		284,539,000	△ 112,901,000	171,638,000					
1 地方交付税	1 地方交付税	284,539,000	△ 112,901,000	171,638,000			① 地方交付税	△ 112,901,000	
5 使用料及び手数料		157,256,000	△ 1,646,000	155,610,000					
2 手数料		37,860,000	△ 1,646,000	36,214,000					
1 手数料	1 手数料	37,860,000	△ 1,646,000	36,214,000			① 手数料	△ 1,646,000	
8 寄附金		5,501,000		9,501,000					
1 寄附金	2 指定寄附金	5,501,000		9,501,000			② 指定寄附金		
11 雑、収入		69,245,000	△ 327,000	68,918,000					
3 代 物品売払金	1 代 物品売払金	6,282,000	△ 197,000	6,085,000			③ 物品売払代金	△ 197,000	
6 雑 入	1 雑 入	47,278,000	△ 130,000	47,148,000			④ 雑 入	△ 130,000	
歳入合計		2,666,998,000	△ 110,874,000	2,556,124,000					
							運転免許証 交付手数料 銃砲所持 許可手数料 古物商許可 料 質屋営業免 許手数料 風俗営業免 許手数料		1,539,000 10,000 51,000 18,000 28,000
							寄 附 金		4,000,000
							保 管 物 品 代 金		197,000
							患 者 そ の 他 入 附 費		130,000

歳

出

水

款 項	目 目	前回までの 累計額	追加更正 額	計	各 目		附 明	細 記
					節	金額		
4 警察消防費		284,772,000	△ 117,598,000	167,174,000				円
		187,940,000	△ 117,598,000	70,342,000				
1 警察費	1 委員報酬	432,000	△ 324,000	108,000	① 報酬	△ 324,000		
	2 職員費	99,892,000	△ 74,443,000	25,449,000	② 吏員給 給	△ 69,516,000 △ 4,927,000		
	3 諸手当	58,390,000	△ 24,161,000	34,229,000	③ 職員手当 臨時給与 超過勤務当 手 特殊勤務 手当 災害補償費 退職手当 嘱託手当	△ 24,017,000 △ 144,000		
	4 旅 費	3,144,000	△ 2,230,000	914,000	④ 旅 費	△ 2,230,000		
	5 報 費	140,000	△ 108,000	32,000	⑤ 報 費	△ 108,000		
	6 賃 金	130,000	△ 103,000	27,000	⑥ 賃 金	△ 103,000		

7 交 際 費	520,000	△ 216,000	304,000	⑩ 交 際 費	△ 216,000	公安委員 交際費 長費	△ 66,000 △ 150,000	
8 需 用 費	20,007,000	△ 12,870,000	7,137,000	⑪ 消耗品費	△ 4,533,000	文具費	△ 456,000	
				⑫ 燃料費	△ 1,885,000	被服費	△ 4,156,000	
				⑬ 食糧費	△ 478,000	消耗材料費	△ 79,000	
				⑭ 印刷製本費	△ 661,000	燃料費	△ 1,885,000	
				⑮ 光熱水料	△ 962,000	留置人附費	△ 478,000	
				⑯ 通信運搬費	△ 2,058,000	印刷製本費	△ 661,000	
				⑰ 廣告料	△ 20,000	光熱水料	△ 962,000	
				⑱ 借及損料	△ 66,000	通信運搬費	△ 681,000	
				⑲ 委託料	△ 216,000	警察電話 料	△ 1,377,000	
				⑳ 修繕、料	△ 705,000	廣告料	△ 20,000	
㉑ 備品費	△ 761,000	借料及損料	△ 66,000					
㉒ 原材料費	△ 15,000	委託料	△ 216,000					
9 負担金補助 及び交付金	4,085,000	△ 3,050,000	1,035,000	㉓ 修繕、料	△ 705,000	修繕料	△ 705,000	
				㉔ 備品費	△ 761,000	請負費	△ 510,000	
10 施設費	1,200,000	△ 93,000	1,107,000	㉕ 廣告料	△ 20,000	片用器具費	△ 702,000	
				㉖ 備品費	△ 761,000	図書費	△ 59,000	
6 教育費	504,427,000	△ 15,426,000	599,853,000	㉗ 施設費	△ 93,000	藥品費	△ 15,000	
				負担金補助 及び交付金	△ 3,050,000	負担金 交付金	△ 270,000 △ 2,780,000	
				施設費	△ 93,000	船舶購入費	△ 93,000	

9 管 轄 費	4 需 用 費	374,898,000	7,000,000	381,896,000	② 請 負 費	7,000,000	請 負 費	7,000,000	旧市立工業専門 学校整備補修工 事費
	1 請 手 当	25,527,000	8,426,000	33,953,000	③ 職 員 手 当	10,000	超 過 勤 働 手 当	10,000	
	2 旅 費	16,000	16,000	32,000	④ 旅 費	16,000	普 通 旅 費	16,000	
	3 貸 金	72,000	26,000	98,000	⑤ 賃 金	26,000	人 夫 賃	26,000	1人250円 延100人分
11 図 書 館 費	4 需 用 費	25,409,000	8,374,000	33,783,000	⑥ 消 耗 品 費	10,000	文 具 費	10,000	
					⑦ 委 託 料	359,000	委 託 料	359,000	
					⑧ 請 負 費	8,000,000	請 負 費	8,000,000	茂野図書館三階 増築工事費
					⑨ 原 材 料 費	5,000	諸 資 材 費	5,000	
17 諸 支 出 金		343,627,000	8,702,000	334,925,000					
1 取 扱 費	1 需 用 費	1,103,000	1,674,000	2,777,000	⑩ 手 数 料	1,674,000	振 替 貯 金 手 数 料	1,674,000	
					4 特 別 会 計 出 金	198,069,000	13,376,000	184,693,000	⑪ 他 会 計 出 金
6 過 年 度 出 支	2 賠 償 及 び 追 償	4,435,000	3,000,000	7,435,000	⑫ 賠 償 及 び 追 償	3,000,000	過 誤 納 還 付 金 之 他	3,000,000	
					歳 出 合 計	2,666,998,000	110,874,000	2,556,124,000	

歳 入 出 差 引 残 金 な し

広島市告示第九十五号
 八月十九日市議会の議決を経た昭和二十九年広島市特別会計建設費歳入出予算追加更正の要領は、次の通りである。
 この予算は、即日施行する。
 昭和二十九年八月十九日
 広島市長 浜 井 信 三

昭 和 29 年 度 広 島 市 特 別 会 計 建 設 費 歳 入 出 予 算 追 加 正 正

歳 入 項 目	前 回 までの 累計 額 円	追 加 正 額 円	計 額 円	各 目 別 額 円		明 細 記 載	
				各 目 別 額 円	附 属 額 円		
1 公 企 業 及 び 財 産 収 入	1,000	42,000,000	42,001,000				
1 財 産 売 払 金	1,000	42,000,000	42,001,000	⑬ 財 産 売 払 金	42,000,000	土地売払代金	42,000,000
				⑭ 代 理 人 費			
4 繰 入 金	194,652,000	13,376,000	181,276,000				
1 繰 入 金	194,652,000	13,376,000	181,267,000	⑮ 一 般 会 計 上 繰 入 金	13,376,000	一 般 会 計 上 繰 入 金	13,376,000
				⑯ 繰 入 金			
歳 入 合 計	648,850,000	28,624,000	677,474,000				

出

歳 入 項 目	前 回 までの 累計 額 円	追 加 正 額 円	計 額 円	各 目 別 額 円		明 細 記 載	
				各 目 別 額 円	附 属 額 円		
1 建 設 費	491,856,000	28,624,000	510,490,000				
16 建 設 借 費	43,392,000	28,624,000	72,016,000	⑰ 旅 費	3,000	市内出張旅費	3,000
				⑱ 職 員 手 当	62,000	超 過 勤 働 手 当	62,000
				⑲ 消 耗 品 費	15,000	文 具 費	3,000
				⑳ 印 刷 製 本 費	29,000	消 耗 機 材 費	12,000
				㉑ 備 品 費	12,000	印 刷 製 本 費	29,000
5 工 務 費	28,501,000	28,501,000	28,501,000	㉒ 原 材 料 費	2,000	庁 用 器 具 費	12,000
				㉓ 請 負 費	28,500,000	諸 資 材 費	2,000
				㉔ 補 償 金 及 び 補 償 費	1,000	請 負 費	28,500,000
歳 出 合 計	618,850,000	28,624,000	677,474,000				

歳入出差引残金なし

廣島市告示第九十六号
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十九条第一項但書の規定による建築許可について、同法第五十四条第一項の規定に基づき次のように公開による聴聞を行う。
 昭和二十九年八月二十八日
 廣島市長 浜 井 信 三

- 一 開催日時 昭和二十九年九月一日午前十時
- 二 開催場所 廣島市国泰寺町三九
- 三 申請者住所 廣島市庁舎内市長公室
- 四 申請者氏名 廣島市紙屋町九番地
ゼネラル物産株式会社 廣島営業所
所長 野島 義 丸
- 五 建築場所 廣島市宇品町東有埋立地一三一八
- 六 用途概要 石油貯蔵庫、三基、容量
揮発油 一〇〇〇吨 木造平家建
軽油 一五〇〇吨 二四八、八
重油 一〇〇〇吨 平方米
- 七 地 域 商業地域
- 八 理 由 当該建築物は建築基準法第四十九条第二項(別表第一、(5)項第一号(6)項第二号)の建築制限に該当するものである。同条同項但書の規定による許可に關し行うものである。

廣島市告示第七十九号
 昭和二十九年八月二十七日廣島市西白島町四八番地に疑似狂犬病が発生したので、狂犬病予防法第十五条の規定に基づき、左記の期間、犬又はその死体を廣島市外へ移出することを禁止する。
 なお、この命令に従わない者は、同法第二十七条の規定に基づき三万円以下の罰金に処せられることがある。
 昭和二十九年八月三十日
 廣島市長 浜 井 信 三

廣島市告示第九十八号
 昭和二十九年八月二十七日廣島市西白島町四八番地に疑似狂犬病が発生したので、狂犬病予防法第十条の規定に基づき、廣島市内において犬を飼育する者は、左記の期間、犬をけい留することを命ずる。
 なお、この命令に従わない者は、同法第二十七条の規定により、三万円以下の罰金に処せられることがある。
 昭和二十九年八月三十日
 廣島市長 浜 井 信 三

廣島市告示第九十九号
 狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)第五條の規定による昭和二十九年定期狂犬病予防注射を左記により実施するから、犬の所有者は、所定の期間内に、その飼犬に対し漏れなく狂犬病予防注射を受けられたい。
 なお、登録を受けず、若しくは鑑札をつけていない犬、又は予防注射を受けず、若しくは注射済票をつけていない犬は捕獲され、その飼主は、狂犬病予防法第二十七条の規定により、それぞれ三万円以下の罰金に処せられる。
 昭和二十九年九月四日
 廣島市長 浜 井 信 三

月 日	曜 日	時 間	実 施 場 所
九月二十日	月	自 正 時 至 六 時	白島小学校 基町和光園 牛田小学校 母子寮
九 月 二 十 一 日	火	〃	職町小学校 袋町小学校 基町出張所
九 月 二 十 二 日	水	〃	中島小学校 西地方町 吉島青年会館
九 月 二 十 三 日	木	〃	中島中学校 三篠小学校 大芝小学校
九 月 二 十 四 日	金	〃	本川小学校 神崎小学校 廣瀬小学校
九 月 二 十 五 日	土	〃	〃

廣島市告示第一百号
 道路の区域の変更に関する告示
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、廣島市建設局土木課において一般の聴聞に供する。
 昭和二十九年九月七日
 廣島市長 浜 井 信 三

区 間	別 新 敷 地 の 延 長 備 考
三流町五四八番地	〃
地先から	〃
三流町四七三番地	〃
地先まで	〃

廣島市告示第一百二号
 市道の供用開始に関する告示
 左記の通り、道路の供用を開始するので道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき公示する。
 その関係図面は、廣島市建設局土木課において一般の聴聞に供する。
 昭和二十九年九月七日
 廣島市長 浜 井 信 三

廣島市告示第一百三号
 市道の供用廃止に関する告示
 左記の通り、道路の供用を廃止するので道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき公示する。
 その関係図面は、廣島市建設局土木課において一般の聴聞に供する。
 昭和二十九年九月七日
 廣島市長 浜 井 信 三

路 線 名	供 用 廃 止 の 区 間	供 用 廃 止 の 期 日	備 考
三流観音線	三流町五四八番地 地先から 三流町四七三番地 地先まで	昭和二十九年九月七日	〃

廣島市告示第一百四号
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十九条第一項但書の規定による建築許可について、同法第五十四条第一項の規定に基づき次のように公開による聴聞を行う。
 昭和二十九年九月八日
 廣島市長 浜 井 信 三

廣島市告示第一百五号
 昭和二十九年九月十四日
 廣島市長 浜 井 信 三

廣島市告示第一百六号
 廣島市元宇品町三五七番地 第四十一回仮換地予定地変更指定及び第四十三回仮換地予定地変更指定中未発表のもの第四十九回仮換地予定地変更指定、第二十八回未指定地補充換地指定の発表について

廣島市告示第一百七号
 廣島市元宇品町三五七番地 第四十一回仮換地予定地変更指定中未発表のもの

土地所在地	土地所有者氏名
尾長町 一三四七ノ一	湯沢綿行
尾長町 一三四六外一筆	吉田輝雄

土地所在地	土地所有者氏名
町名 地番	土地所有者氏名
猿猴橋町 一	大野邦男
白島中町 四ノ一外二筆ノ	大野邦男
西白島町 九七ノ一外二筆	村上長次郎
西白島町 九七ノ二外二筆	香川卯八
白島東中町 六〇ノ一	香川清子
西白島町 七外一〇筆	香川卯八

土地所在地	土地所有者氏名
町名 地番	土地所有者氏名
上流川町 五四ノ一	カトリック 広島司教区
同町 五四ノ四	松田恒次
平塚町 一〇一ノ二	原田静夫
同町 一〇一ノ五	友田ミ子ヨ 外一名
猿楽町 六一ノ四	近広佐蔵
同町 六一ノ一	大成火災海上保 険株式会社
宝町 四一〇ノ二	郵政省

土地所在地	土地所有者氏名
宝町 四二〇ノ一外一筆	隼田茂子
皆夷町一丁目 一九六ノ一外二筆	牛尾巖作

土地所在地	土地所有者氏名
町名 地番	土地所有者氏名
中島本町 一〇五ノ六二	広島市

第四十九回仮換地予定地変更指定
第四十八回未指定地補充換地予定地指定

宝町 四二〇ノ一外一筆 隼田茂子
皆夷町一丁目 一九六ノ一外二筆 牛尾巖作

第二十八回未指定地補充換地予定地指定

町名 地番 土地所有者氏名
中島本町 一〇五ノ六二 広島市

関係図書縦覧場所
広島市基町一番地
広島市建設局東部復興事務所

広島市告示第六十号
建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十九条第一項但書の規定による建築許可について、同法第五十四条第一項の規定に基き次のように公開による聴聞を行う。
昭和二十九年九月十五日

一 開催日時 昭和二十九年九月十八日
二 開催場所 広島市国泰寺町三九番地
三 申請者住所 広島市江波南町八六二番地
四 申請者氏名 中山実夫
五 建築場所 広島市江波本町七〇〇番地の六
六 用途概要 製氷工場木造平家建延一〇一、二五平方メートル 動力八九馬力
七 地域 住居地域
八 理由 当該建築物は、建築基準法第四十九条第一項(別表第一、(ウ)項第二号)の建築制限に該当するが同条同項の但書の規定による建築許可に關し行ふものである。

広島市訓令第二十六号の二
社会保険広島市民病院 処務規程等の一部を次のように改正する。
昭和二十九年九月一日
広島市長 浜井信三

第一条 社会保険広島市民病院 処務規程(昭和二十八年広島市訓令第四十一号)の一部を次のように改正する。
「事務局長」を「事務長」に改める。
第二条 社会保険広島市民病院長及び同病院事務局長専決規程(昭和二十七年広島市訓令第五十六号)の一部を次のように改正する。
題名中「事務局長」を「事務長」に改める。

広島市訓令第二十七号
庁中一般
広島市福祉事務所 処務規程(昭和二十六年十月一日広島市訓令第十九号の二)の一部を次のように改正する。
昭和二十九年九月七日
広島市長 浜井信三

第六条中第三号から第五号までを削り、第六号を第三号とする。

◎教育委員会事項
広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和二十九年九月一日
広島市教育委員会 副委員長 勝亦大平

広島市教育委員会規則第六号
広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則
広島市教育委員会事務局事務分掌規則(昭和二十六年二

月一日教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第一条中指導課の「指導係、保健教育係」を削り、体育課の下に「社会体育係、学校保健体育係」を加える。
第二条中指導課の事務分掌を次のように改める。
指導課

- 一 学校教育の指導に關すること
 - 二 教科課程及び教材研究に關すること
 - 三 教科用圖書の採扱及び教具の選定に關すること
 - 四 校長及び教員の研修に關すること
 - 五 学校教育諸行事の指導に關すること
 - 六 課内庶務に關すること
- 同条中体育課の係の事務分掌を次のように改める。
- 体育課

- 社会体育係
- 一 社会体育の育成に關すること
 - 二 体育施設の設置、管理及び廃止に關すること
 - 三 社会体育団体との連絡に關すること
 - 四 課内庶務に關すること
- 学校保健体育係
- 一 学校体育の指導に關すること
 - 二 学校保健衛生に關すること
 - 三 学校給食に關すること
 - 四 学校保健体育諸団体との連絡に關すること
- 附則
この規則は、公布の日から施行する。

広島市教育委員会訓令第三号
広島市教育委員会事務局課長専決規程(昭和二十六年四月十日教育委員会訓令第一号)の一部を次のように改正する。
昭和二十九年九月一日
広島市教育長 宮川造六
第四条第二号を削る。

第七条第一号を第三号とし、同条同号の前に次の三号を加える。
一 定例又は軽易な保健体育計画の樹立及び実施に關すること。
二 学校給食の実施に關すること。

広島市教育委員会告示第十六号の二
左記の通り学校を設置し、定時制課程を廃止する。
昭和二十九年八月三十一日
広島市教育委員会 副委員長 勝亦大平

一 設置

名称	所在地	設置年月日	備考
広島市 広島市基町一番地	広島市基町一番地	昭和二十九年九月一日	定時制
広島市 商業高等学校	広島市基町 高等学校内	昭和二十九年九月一日	定時制

四 主要な寄附者及び支出

団体名	寄附及び収入又は寄附の総額		一件千円以上の寄附		一件五百円以上の寄附		報告書の受理年月日
	件数	総額	件数	総額	件数	総額	
政党協会其他の団体	なし	なし	なし	なし	なし	なし	昭和二、八、三
広島市中央旅館	なし	なし	なし	なし	なし	なし	

広島市告示第三十三号
広島市の投票区域及びその名称並びに開票区域及びその

支 出
該当なし
該当なし

二 廃止

名称	所在地	廃止年月日	備考
広島市 広島市基町 定時制課程	広島市基町一番地	昭和二十九年八月三十一日	

◎選挙管理委員会事項
広島市告示第三十二号
政治資金規正法第十七条の規定による、報告書の要旨は、次の通りである。
昭和二十九年八月十八日
広島市選挙管理委員会 委員長 平井憲太郎

三 報告書の要旨

種類	支出の総額		一件千円以上の支出		報告書の受理年月日
	件数	総額	件数	総額	
一 政治資金規正法第十七条による報告書	なし	なし	なし	なし	昭和二、八、三
二 期間 昭和二十九年一月一日より昭和二十九年七月一日まで	なし	なし	なし	なし	

名称を定める告示(昭和二十五年十一月二十日広島市告示甲第六十二号)の一部を左記のとおり改正し、次の各種選挙から実施する。
昭和二十九年九月十五日
広島市選挙管理委員会 委員長 平井憲太郎
中部開票区中

「職町投票区 上柳町、橋本町、石見屋町及び電車道路以北に属する下柳町、山口町、上流川町、職町、鉄砲町、八丁堀の区域」を、
 「職町投票区 上柳町、橋本町、石見屋町、上流川町、職町、八丁堀、堀川町、胡町、東胡町、斜屋町、銀山町、下流川町(三川町以北の道路から下流川町通り西側以西に属する区域)弥生町、山口町、下柳町、鉄砲町」に改め、
 「堀川投票区 堀川町、胡町、東胡町、斜屋町、銀山町、薬研堀、三川町、下流川町、弥生町及び職町投票区に属しない下柳町、山口町、上流川町、職町、鉄砲町、八丁堀の区域」を削り、
 「竹屋投票区 平塚町、田中町、竹屋町、鶴見町、宝町、富士見町、昭和町」を、「竹屋投票区平塚町、薬研堀、田中町、竹屋町、富士見町、昭和町、宝町、鶴見町、下流川町(職町投票区に属しない区域)三川町」に改める。

市議会事項

市議会議決事項
 (八月十八日)
 一 議員提出第二十七号 覚せい剤対策樹立に関する意見書提出について 原案可決
 (八月十九日)
 一 第七十七号議案 契約締結の承認について 承認
 一 第七十八号議案 昭和二十九年年度広島市歳入出予算追加更正 原案可決
 一 第七十九号議案 広島市清掃条例制定について 厚生委員会付託
 一 第八十号議案 昭和二十九年年度広島市特別会計建設費歳入出予算追加更正

一 第八十一号議案 契約締結の同意について 同意
 一 第八十二号議案 財産の取得について 原案可決
 一 第八十三号議案 財産の取得変更について 原案可決
 一 第八十四号議案 市道路線の変更について 原案可決
 一 第八十五号議案 学校設置について 原案可決
 一 第八十六号議案 昭和二十九年年度広島市水道事業会計追加更正予算 水道委員会付託
 一 第八十七号議案 広島市水道使用条例の一部を改正する条例制定について 水道委員会付託
 一 第八十八号議案 昭和二十九年年度広島市水道事業会計公債方法中変更について 水道委員会付託
 一 第八十九号議案 自昭和二十七年年度広島市第四期水道拡張事業費継続年次及び支出方法中更正 水道委員会付託
 一 昭和二十八年年度 広島市水道事業決算の認定について 水道委員会付託
 (八月二十日)
 一 諮問第十号 公有水面埋立について 支障なしと決定
 一 常任委員会委員並びに正副委員長選任について 議長一任と決定
 一 第七十九号議案 広島市清掃条例制定について 閉会中審査
 一 第八十六号議案 昭和二十九年年度広島市水道事業会計追加更正予算 閉会中審査
 一 第八十七号議案 広島市水道使用条例の一部を改正する条例制定について 閉会中審査

一 第八十八号議案 昭和二十九年年度広島市水道事業会計公債方法中変更について 閉会中審査
 一 第八十九号議案 自昭和二十七年年度広島市第四期水道拡張事業費継続年次及び支出方法中更正 閉会中審査
 一 昭和二十八年年度広島市水道事業決算の認定について 閉会中審査
 一 第九十号議案 契約締結の同意について 同意
 一 第九十一号議案 公平委員会委員の選任の同意について 同意
 一 農業委員推薦について 議長一任と決定
 一 請第三十四号 広島県新開会館建設に対し助成金下附について 閉会中審査
 一 請第五十五号 皆実地区下水溝の整備について 閉会中審査
 一 請第五十六号 身体障害者福祉のため市民病院内及び浅野図書館内に自転車預り所売店設置の許可について 閉会中審査

◎ 辞令
 (市長の事務部長)
 市農業委員会委員 中 脇 健 一
 (各通) 西 本 義 一
 加 藤 寅 一
 三 保 生 一 郎
 広島市農業生産施設再建融資諮問委員会委員を委嘱する
 (七月二十日)
 吉 本 寿 一
 木 村 智

広島市農業委員会委員に選任する
 (七月二十三日)
 消防吏員 石 井 博
 広島市表彰審査委員会委員を命ずる
 (八月十八日)
 広島市公平委員会委員に選任する
 (八月二十五日)
 事務吏員 永 井 要
 十二級五号給を給する
 願により本職を免する
 事務吏員 船 倉 康 郎
 願により本職を免する
 事務吏員 森 脇 峰 三
 六級九号給を給する
 願により本職を免する
 (以上八月三十一日)
 大 原 弘
 広島市技術吏員に任命する
 技師に補する
 九級三号給を給する
 社会保険広島市民病院眼科部長心得を命ずる
 荒 卷 隆 義
 広島市事務吏員に任命する
 主事に補する
 十二級一号給を給する
 社会保険広島市民病院事務局長を命ずる
 事務吏員 沼 田 常 雄
 総務局職員課勤務を命ずる
 技術吏員 久 保 辰 二
 地方公務員法第二十八條第二項第一号により昭和二十九年十一月三十日まで休職を命ずる
 一般職の職員に給する条例第十三條の二第二項により昭和二十九年十一月三十日まで給料及び勤務地手当

のそれぞれ百分の八十を支給する
 (各通) 吉 岡 徳 二
 佐 藤 寿 三 郎
 広島市商工相談所専門委員を委嘱する
 (以上九月一日)
 事務吏員 砂 田 生 男
 書記に補する
 総務局徴収課勤務を命ずる
 事務吏員 灘 友 新
 中央卸売市場業務課勤務を命ずる
 (以上九月六日)
 技術吏員 住 田 春 男
 建設局東部復興事務所工務課長本永敦恵病氣療養中同課長事務代理を命ずる
 (九月十日)
 (水道局)
 広島市技術吏員 中 村 秀
 十級特に二六、二〇〇円を給する
 願により本職を免する
 退職手当金七三〇、九八〇円を給する
 (九月二日)
 広島市技術吏員 井 上 啓 三
 給水課工事係長を命ずる
 広島市技術吏員 白 石 賢 三
 給水課給水係長兼務を命ずる
 (以上九月十一日)
 (教育委員会)
 広島市教育委員会事務局事務職員
 願により本職を免する
 (八月三十一日)
 広島市教育委員会事務局事務職員
 小 田 俊 夫

指導主事に補する
 指導課主任を命ずる
 同 井 山 勝
 同 土 屋 大 作
 体育課社会体育係長を命ずる
 同 築 部 健 三
 地方公務員法第二十八條第二項第一号により三箇月間休職を命ずる
 一般職の職員に給する条例第十三條の二第二項により三箇月間給料、扶養手当及び勤務地手当のそれぞれ百分の八十を支給する
 同 築 部 健 三
 総務課経理係長を免し総務課勤務を命ずる
 同 竹 村 成 雄
 体育課勤務を命ずる
 (以上九月一日)
 広島市教育委員会事務局事務職員に任命する
 指導主事に補する
 十一級五号給を給する
 広島市教育委員会事務局事務職員
 林 弘
 体育課学校保健体育係長を命ずる
 兼ねて指導課勤務を命ずる
 (以上九月二日)
 広島市教育委員会事務局事務職員
 総務課経理係長を命ずる
 (九月十五日)
 (監査事務局)
 小 浜 隆

広島市監査事務局長
理事 佐野時良
十二級六号給を給する
願により本職を免する
(九月一日)

戸籍上の市勢について
(昭和二十九年八月分)

◎ 雑 報

種別	件数	同上 一日分			前年同期件数	増△減	摘 要
		最大	最少	平均			
離婚	(一三) 〇	(一三) 〇	(一) 〇	(一三) 〇	(一三) 〇	△ (一) 〇	
婚姻	(一三) 〇	(一三) 〇	(一) 〇	(一三) 〇	(一三) 〇	△ (一) 〇	
出生	(四三) 三	(四三) 三	(一) 五	(四三) 三	(四三) 三	△ (一) 五	
死亡	(四二) 七	(四二) 七	(一) 〇	(四二) 七	(四二) 七	△ (一) 〇	
計	(一三) 〇	(一三) 〇	(一) 〇	(一三) 〇	(一三) 〇	△ (一) 〇	

一、市内の出生と死亡から見た増数 男、二一六人 女、一七二人 計三八八人 一日平均二二・五一一人
 一、前年 右 同 男、一五三人 女、一七六人 計三二九人 一日平均一〇・六人
 一、() は事件発生地から本籍地である本市へ郵送届出たもの
 婚姻、離婚、出生、死亡は三十一日分、その他は二十五日分で計算したもの

男 三三五人
女 二九一人
計 六二六人
百才以上の高令者の職権
除籍件数

住民登録人口及び世帯数について
(八月三十一日現在)

出張所別	人口	前月分との比較増△減	世帯	前月分との比較増△減
本庁直轄区域	三三、九〇〇	△ 三〇	一四、一六一	△ 三三
基町	三、九二一	△ 二〇	一、七〇〇	△ 二五
草津	一四、一三二	△ 一五	三、三一一	△ 三
牛田	二、一四四	△ 三	二、六八二	△ 三
十日市	三、九〇〇	△ 一四	六、一九六	△ 二九
比治山	二〇、二二二	△ 一四	四、六八二	△ 七
宇品	三、八四〇	△ 一〇	七、三三三	△ 三
己斐	一、九八二	△ 七	一、四一四	△ 一
段原	三、九九九	(△) 四七	六、一四一	(△) 一〇
大河	二、五三四	△ 三	三、一八三	△ 三
仁保	一、九〇九	△ 三	一、四六六	△ 六
三篠	一、八七四	△ 一〇	〇、七四四	△ 三
似島	二、七三〇	△ 一七	〇、九〇七	△ 二
観音	二、〇六〇	△ 五	五、〇七七	△ 一〇
尾長	一、五〇〇	△ 三	三、七九六	△ 七
青崎	一、一〇〇	△ 四	三、九〇七	△ 二
舟入	一、七七〇	△ 七	四、五三四	△ 二
皆実	二、〇二五	△ 一〇	五、二二〇	(△) 一
計	三三、三三三	△ 一〇	一〇、八〇九	△ 一四

広島市報

第102号

発行

昭和29年10月20日

(水曜日)

発行所

広島市役所

広島市国泰寺町三九

【目次】

○条 例	頁
広島市税条例の一部改正	一
広島市立学校授業料並びに入学査料条例の一部改正	一
○規 則	
広島市京橋会館入居者選考審議会規則	一
○告 示	
出納事務の一部委任について	二
臨時市議会の招集について	二
臨時市議会に付する事件について	二
建築基準法に基づく公開聴聞について	二
建築基準法に基づく道路の位置の指定について	二
犬のけい留命令について	三
犬又はその死体の移出入禁止について	三
市金庫事務取扱銀行の指定について	三
市道路線の変更について	三
市道路線の決定について	三
道路区域の廃止について	三
道路区域の廃止について	三
市道の供用開始について	四
市道の供用廃止について	四
○訓 令	
広島市税外収入金の滞納金等徴収事務取扱規程	四

○選挙管理委員会事項
政治資金規正法の規定による報告書の要旨について……九

○市議会事項
市議会議決事項……九

○雑 報
戸籍上の市勢について……一〇
住民登録人口及び世帯数について……一一

◎条 例

政治資金規正法の規定による報告書の要旨について……九

市議会議決事項……九

戸籍上の市勢について……一〇

住民登録人口及び世帯数について……一一

○選挙管理委員会事項
政治資金規正法の規定による報告書の要旨について……九

○市議会事項
市議会議決事項……九

○雑 報
戸籍上の市勢について……一〇
住民登録人口及び世帯数について……一一

◎規 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和二十九年六月八日から適用する。

広島市立学校授業料並びに入学査料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和二十九年十月十一日
広島市長 浜 井 信 三

広島市条例第三十一号
広島市立学校授業料並びに入学査料条例の一部を改正する条例

広島市立学校授業料並びに入学査料条例(昭和二十七年広島市条例第六十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「広島県広島基町高等学校」を「広島県広島市商業高等学校」に改める。

附 則
この条例は、公布の日から施行し、昭和二十九年九月一日から適用する。

広島市京橋会館入居者選考審議会規則をここに公布す。

昭和二十九年十月十二日
広島市長 浜 井 信 三

広島市規則第五十八号
広島市京橋会館入居者選考審議会規則

(設置)
第一条 本市に広島市京橋会館入居者選考審議会(以下「審議会」という)を置く。

(任務)
第二条 審議会は、市長の諮問に応じて、広島市京橋会館(以下「会館」という)の入居者の選考について審議する。

(委員)
 第三条 審議会は、委員六人以上をもつて組織する。
 2 委員は、左に掲げる者について、市長が命じ、又は委嘱する。
 一 市職員 三人
 二 市議会議員 三人
 (委員長及び副委員長)
 第四条 委員のうち一人を委員長とし、一人を副委員長とする。
 2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。
 3 委員長は、会務を総理する。
 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
 (招集)
 第五条 審議会は、委員長が招集する。
 (議事)
 第六条 審議会は、半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。
 2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。
 (庶務)
 第七条 審議会の庶務は、建設局建築指導課において処理する。
 (委任規定)
 第八条 この規則に定めるものの外、審議会に關し必要な事項は、審議会が定める。
 附 則
 この規則は、公布の日から施行する。

告 示

広島市告示第百四号の二
 広島市収入役の権限に属する事務のうち、広島市公益質屋貸付業務に伴う貸付入金及び貸付金利子の収納事務

を、厚生局社会課に勤務する出納員に委任させた。
 昭和二十九年九月九日
 広島市長 浜 井 信 三
 広島市告示第百七号
 左記の通り臨時広島市議会を招集する。
 昭和二十九年九月二十一日
 広島市長 浜 井 信 三
 記
 一、招集日時 昭和二十九年九月二十八日午後二時
 一、招集場所 広島市役所

広島市告示第百八号
 九月二十八日招集の臨時広島市議会に付する事件は左記の通り。
 昭和二十九年九月二十一日
 広島市長 浜 井 信 三
 記
 一、広島市税条例の一部を改正する条例制定について
 一、広島市立学校授業料並びに入学考査料条例の一部を改正する条例制定について
 一、契約締結の同意について
 一、専決処分承認について
 一、契約締結の承認について
 一、市金庫事務取扱銀行の指定について

広島市告示第百九号
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十九条第一項及び第二項但書の規定による建築許可について、同法第五十四条第一項の規定に基づき次のように公開による聴聞を行う。
 昭和二十九年九月二十一日
 広島市長 浜 井 信 三

一 開催日時 昭和二十九年九月二十四日 午前十時
 二 開催場所 広島市国泰寺町三九番地
 広島市庁舎内市長公室
 三 申請者住所 広島市塩屋町一三番地の一
 四 申請者氏名 広島市交通株式会社 取締役 枝松達夫
 五 建築場所 広島市塩屋町一三番地の一
 六 用途概要 油庫、木造平家建延三一・五坪
 容量六〇〇リットル
 七 地 域 商業地域
 八 理 由 当該建築物は、建築基準法第四十九条第二項(別表第一(四)項第一号(四)項第二号)の建築制限に該当するが、同条同項の但書による許可は關し行ふものである。

二 開催日時 昭和二十九年九月二十七日 午前十時
 二 開催場所 広島市国泰寺町三九番地
 広島市庁舎内市長公室
 三 申請者住所 広島市東観音町二丁目一、二九九番地の七
 四 申請者氏名 牛 尾 由 雄
 五 建築場所 広島市東観音町二丁目一、二九九番地の七
 六 用途概要 製材工場、木造二階建、延六二・七五坪
 動力一〇馬力
 七 地 域 住居地域
 八 理 由 当該建築物は、建築基準法第四十九条第一項(別表第一(四)項第二号)の建築制限に該当するが、同条同項の但書による許可は關し行ふものである。

広島市告示第百十号
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次の通り指定した。
 昭和二十九年九月九日
 広島市長 浜 井 信 三

なお、この関係図書は、建設局建築指導課において一般の縦覧に供する。
 昭和二十九年九月二十四日
 広島市長 浜 井 信 三

一 指定番号 第六号
 二 指定年月日 昭和二十九年九月十三日
 三 道路の位置 広島市皆実町三丁目八八七番地
 四 幅員及び延長 幅員四メートル、延長一五三・九九メートル
 五 表示図面(別紙省略)

広島市告示第百十一号
 狂犬病のまん延の防止及びばく、減を期するため、狂犬病予防法第十条の規定に基づき、広島市内において犬を飼育する者に対し、次のように犬をけい、留することを命ずる。
 なお、この命令に従わない者は、同法第二十七条の規定により三万円以下の罰金に処せられる。
 昭和二十九年九月二十九日
 広島市長 浜 井 信 三

一 期間 昭和二十九年九月三十日から
 昭和三十年三月三十一日まで
 二 区域 広島市一円
 広島市告示第百十二号
 狂犬病のまん延の防止及びばく、減を期するため、狂犬病予防法第十五条の規定に基づき次のように犬及びその死体の移出入を禁止する。
 昭和二十九年九月二十九日
 広島市長 浜 井 信 三

一 期間 昭和二十九年九月三十日から
 昭和三十年八月二十六日まで
 二 区域 広島市の区域全部
 三 禁止事項
 広島市の区域から広島市の区域外へ犬及び犬の死体を移出すること並びに左の各郡県の区域から広島市の区域

へ犬及び犬の死体を移入することを禁止すること。
 但し、移出入しようとする以前六月以内に狂犬病予防注射を受け、注射済票を着けた犬であつて、当該都県知事(保健所法第一条の規定に基づく政令で定める市にあつては、当該市の長)又は広島市長の移出許可証があるものはこの限りでない。
 東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、群馬県、栃木県、静岡県、岡山県、福岡県
 広島市告示第百十二号の二
 市金庫事務取扱銀行の指定について
 本市の金庫事務は、昭和二十九年十月一日から昭和三十年九月三十日までの間、株式会社広島銀行をして取り扱わせる。
 昭和二十九年十月一日
 広島市長 浜 井 信 三

市道路線変更に関する告示
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十条第二項の規定に基づき、次のように市道の路線を変更する。
 その関係図面は、広島市建設局土木課において一般の縦覧に供する。
 昭和二十九年十月九日
 広島市長 浜 井 信 三

整理番号	路線名	終起	点	重
新第一〇二号	尾長町二〇五番地の三の地先	尾長町二〇五番地の一八の地先	延長	要
旧第一〇二号	尾長町二〇五番地の一八の地先	尾長町二葉中学校東北端	延長	要
新第一〇一〇号	尾長町二葉中学校正門前	尾長町二葉中学校正門前	延長	要

広島市告示第百十四号
 道路区域決定に関する告示
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。
 その関係図面は、広島市建設局土木課において一般の縦覧に供する。
 昭和二十九年十月九日
 広島市長 浜 井 信 三

路線名	区 間	敷地の	延長	備考
尾長町一〇一〇号	尾長町二葉中学校東北端から正門前まで	六	〇.〇〇五	

広島市告示第百十五号
 道路区域廃止に関する告示
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように廃止する。
 その関係図面は、広島市建設局土木課において一般の縦覧に供する。
 昭和二十九年十月九日
 広島市長 浜 井 信 三

路線名	区間	敷地の幅員	延長	備考
尾長町一〇一ノ号	尾長町二〇五番地の三の地先から一八の地先まで	五	〇・三九	

広島市告示第百十六号

市道の供用開始に関する告示

左記のとおり道路の供用を開始するので、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、その関係図面は、広島市建設局土木課において一般の縦覧に供する。

昭和二十九年十月九日

広島市長 浜井信三

記

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日備考
尾長町一〇一ノ号	尾長町二葉中学校東北端から正門前まで	昭和二十九年八月十九日

広島市告示第百十七号

市道の供用廃止に関する告示

左記のとおり道路の供用を廃止するので、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、その関係図面は、広島市建設局土木課において一般の縦覧に供する。

昭和二十九年十月九日

広島市長 浜井信三

記

路線名	供用廃止の区間	供用廃止の期日備考
尾長町一〇一ノ号	尾長町二〇五番地の三の地先から一八の地先まで	昭和二十九年八月十九日

訓令

広島市訓令第二十九号

広島市税外収入金の滞納金等徴収事務取扱規程を次のように定める。

昭和二十九年九月二十七日

広島市長 浜井信三

第一条 市営住宅家賃、道路占用料、下水道敷占用料その他納額告知書により徴収する税外収入金の滞納金及び督促手数料(以下「滞納金等」という。)の徴収事務の取扱に關しては、この規程の定めるところによる。

(徴収命令)

第二条 主管課長(当該滞納金等の徴収を主管する課の長をいう。以下同じ)は、滞納金等の徴収を滞納金等の徴収に従事する職員(以下「徴収員」という。)に命ずるときは、別記第一号様式による滞納金等徴収命令票を交付するものとする。

(領収証書)

第三条 徴収員が滞納金等を領収した場合において作成する領収証書は、別記第二号様式による三枚複写とし、甲票は原符、乙票は納付者への交付用、丙票は消込用とする。

2 前項の領収証書は、当該滞納金等の収納事務をつかさどる出納員(以下「出納員」という。)が、別記第三号様式による領収証書受払簿により、あらかじめ徴収員に交付するものとする。

付するものとする。
(滞納金等を徴収するときに納付義務者に対し告知すべき事項)
第四条 滞納金等を徴収するときには、徴収員は、納付義務者に対し、滞納金等の種目、年度、期別又は月別、金額、納付期限その他徴収に必要な事項を告げなければならない。

(領収証書の交付)

第五条 徴収員は、滞納金等を領収したときは、領収証書に所定の事項を記入して署名押印の上、これを納付者に交付しなければならない。

2 前項の領収証書に押す徴収員の印は、あらかじめ出納員に届け出たものでなければならない。

(領収した現金の取扱)

第六条 徴収員は、滞納金等を領収した場合は、一日ごとにこれを集計し、領収した現金に、領収証書(甲票・丙票)及び別記第四号様式による徴収日報を添え、直ちに、出納員に提出しなければならない。

(身分証明書)

第七条 徴収員は、別記第五号様式による身分証明書を常に携帯し、滞納金等を徴収するときは、これを納付義務者に呈示しなければならない。

(領収した現金、領収証書等を紛失した場合の届出)

第八条 徴収員が領収した現金、領収証書又は身分証明書を紛失したときは、直ちに、その旨を出納員に届け出なければならない。

(出張所における徴収事務)

第九条 広島市役所出張所(以下「出張所」という。)において滞納金等の徴収事務を行う場合においては、主管課長は、当該出張所の所管区域に係る滞納金等徴収命令票を出張所長に送付し、出張所長は、徴収員に滞納金等徴収命令票を交付して滞納金等の徴収を命ずるものとする。

2 出張所において滞納金等の徴収事務を行う場合において

- 1 出張所において滞納金等の徴収事務を行う場合においては、第五條第二項の規定による徴収員の印の届出は、出張所長を経由して行うものとする。
- 2 出張所において滞納金等の徴収事務を行う場合においては、徴収員の領収した現金、領収証書(甲票・丙票)及び徴収日報は、出張所長に提出するものとし、出張所長は、徴収員の提出した現金をとりまとめて、収納の日又はその翌日、市金庫、公金取扱所又は金庫収納店に払い込み、別記第六号様式による滞納金等徴収報告書に現金払込の領収証書及び領収証書(丙票)を添付し、すみやかに、出納員に提出するものとする。
- 3 出張所において滞納金等の徴収事務を行う場合においては、第八條の規定による領収した現金、領収証書又は身分証明書の紛失の届出は、出張所長を経由して行うものとする。

使用料(家賃)滞納金等徴収命令票

昭和 年 月 日		係長		係長		係長		徴収員		備考	
徴収番号(住宅番号)	年度	滞納金の額	使用料(家賃)の月額	督促料	手数料	備考	備考	備考	備考	備考	備考
		円	円	円	円						
滞納者の住所・氏名											
町											
番地											
滞納総額		円									

別記第一号様式

領収証書受払簿

別記第三号様式

交				付				返				納			
領収証書番号	冊数	交付年月日	係印	係長印	課長印	徴収員印	領収証書番号	冊数	返納年月日	係印	係長印	課長印	徴収員印		

徴収日 使用料 報

別記第四号様式

領収証書番号		始頁	終頁	徴収員		
昭和	年	月	日	曜日		
徴収金額						円
内 使 用 料 訳	年度	月別	件数	金額	現 金 内 訳	金額
				円	区分	枚数
					1,000円	
					500	
					100	
					50	
				10		
			計		5	
			督促手数料		1	
徴収状況	徴収命令受高	本日までの徴収済高	未徴収高	金 券		
	件数 金額	件数 金額	件数 金額			
	円	円	円	計		
摘 要						

領収証書 No. (甲)

(用紙甲票)

領収証書番号第 号 No.

町 丁目 番地 股

領収金額 拾万 千 百 拾 円 也

内 訳

上記の金額を領収しました。
昭和 年 月 日
広島市出納員

徴 収 員

出納員領収印

徴収員印

領収証書番号第 号

別記第二号様式 (表紙)

領 収 証 書

徴収員 局 課 職氏名 (出張所)

昭和 年 月 日交付

広島市役所

領収証書 No. (乙)

(用紙乙票)

領収証書番号第 号 No.

町 丁目 番地 股

領収金額 拾万 千 百 拾 円 也

内 訳

上記の金額を領収しました。
昭和 年 月 日
広島市出納員

徴 収 員

出納員領収印

徴収員印

領収証書番号第 号 No. (乙)

(用紙乙票)

領 収 証 書

徴収員

上記の金額を領収しました。
昭和 年 月 日
広島市出納員

(注意)
1 この証書に出納員の領収印及び徴収員の印のないもの又は金額を訂正したものは無効です。
2 この証書は、後日の証拠書類となりますから大切に保存して下さい。

務地手当のそれぞれ百分の八十を支給する
 事務吏員 安 本 正 雄
 地方公務員法第二十八條第二項第一号により昭和三十年九月三十日まで休職を命ずる
 一般職の職員の給与に関する条例第十三条の二第二項により昭和三十年九月三十日まで給料、扶養手当及び勤務地手当のそれぞれ百分の八十を支給する。
 療養を解く
 (以上十月一日)
 技術吏員 松 尾 星 一
 願により本職を免する
 (十月七日)
 事務吏員 久 保 田 務
 東京事務所勤務を命ずる
 竹 村 礼 三
 広島市工場設置委員会委員を解く
 河 野 義 信
 広島市工場設置委員会委員を委嘱する
 事務吏員 藤 田 千 代 登
 広島市工場設置委員会幹事を命ずる
 事務吏員 村 上 幸 彦
 広島市工場設置委員会書記を免する
 事務吏員 佐 々 木 英 男
 広島市工場設置委員会書記を命ずる
 事務吏員 村 上 幸 彦
 広島市事務改善委員会幹事を免する
 事務吏員 佐 々 木 英 男
 広島市事務改善委員会幹事を命ずる
 事務吏員 佐 々 木 英 男
 (以上十月十四日)
 総務局市民税課市民税係長兼務を命ずる
 事務吏員 波 田 武 樹
 三條出張所税務係長を命ずる
 武 樹

事務吏員 吉 村 隆 之
 佐 久 間 信 夫
 住 田 悦 造
 田 原 乙 夫
 井 村 敏 司
 中 本 卓 福
 沖 上 恒 夫
 村 野 恒 夫
 渡 野 三 郎
 西 井 三 郎
 向 井 三 郎
 保 田 義 雄
 事務吏員 保 田 義 雄
 青崎出張所勤務を命ずる
 広島県広島市公立学校事務職員 田 口 広 助
 広島市事務吏員に併任する
 広島市出納員を命ずる
 (以上十月十五日)
 (水道局)
 広島市技術吏員 橋 本 正 雄
 施設課拡張係長を命ずる
 広島市技術吏員 安 達 友 吉
 施設課工事係長を命ずる
 広島市技術吏員 前 田 時 夫
 施設課計画係長を命ずる
 (以上十月一日)
 広島市技術吏員 後 藤 和 男
 地方公務員法第二十八條第二項第一号により昭和三十年四月五日まで休職を命ずる。
 一般職の職員の給与に関する条例第十三条の二第二項の規定により昭和三十年四月五日まで給料及び勤務地手当のそれぞれ百分の八十を支給する。
 (十月六日)

広島市事務吏員 久 保 田 忠 義
 副企業出納員を命ずる
 (十月十八日)

◎ 雑 報

戸籍上の市勢について (昭和二十九年九月分)

種別	件数	同 上 一 日 分			前年同 期件数	差引 増△減
		最大	最少	平均		
婚 姻	(一六三)	(七三)	(一三)	(一四)	(一四)	
離 婚	(九四)	(三五)	(一)	(三)	(一)	
出 生	(三三)	(六)	(一)	(七)	(一)	
死 亡	(一五)	(四)	(一)	(一)	(一)	
計	(一〇五)	(一〇六)	(一)	(一〇五)	(一)	

一、市内の出生と死亡から見た増減
 男、一三二人 女、一三六人 計二五八人
 一日平均八・六人
 一、前年右同
 男、一八〇人 女、一六三人 計三四三人
 一日平均一一・四三人
 一、()は、事件発生地から本籍地である本市へ郵送届出たもの
 婚姻、離婚、出生、死亡は三十日分、その他は二十五日分計算したもの

住民登録人口及び世帯数について (昭和二十九年九月末日現在)

区分	八月末現在数		増	加	減	少	差引増	九月末現在数
	転入	出生						
世帯	八、六〇九	一、一八一	一	一、一八一	九五五	七	一、〇〇一	八、七〇八
人	一七四、七五九	一、二六四	三三〇	一、四四四	一、一七六	七	二二七	一七五、九七六
口	一七、七〇八	一、三三三	一、一四三	二、九〇九	一、〇九	一、一七〇	二四四	一七、九五二
計	三三、三二七	二、四九七	四一六	二、九〇五	二、二七五	一三九	一、〇七二	三三、九四八

広島市報

第103号

発行
昭和29年11月20日
(土曜日)

発行所
広島市役所
広島市国泰寺町三九

戸籍上の市勢について……………二〇
住民登録人口及び世帯数について……………二〇

◎規則

広島市営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和二十九年九月一日
広島市長 浜井信三

広島市規則第五十四号の二
広島市営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則

広島市営住宅管理条例施行規則(昭和二十七年広島市規則第五十四号)の一部を次のように改正する。
第七條の次に次の一条を加える。

第七條の二 家賃は、納付制により徴収する。但し、市長において特に必要と認めたる者については、集金制により徴収する。

2 前項但書の規定による集金制による徴収は、広島市予算、決算及び会計規則(昭和二十五年八月十四日広島市規則第三十七号)第二十五條第一項の規定にかかわらず、別記様式第三号の二による納額告知書兼領収証書により行う。
別記様式第三号の次に次の様式を加える。

【目次】

◎規則	頁
広島市営住宅管理条例施行規則の一部改正……………	一
広島市中央卸売市場業務条例施行細則の一部改正……………	二
広島市家畜人口授精実施規則の一部改正……………	二
広島市失業対策事業就労者就職資金貸付条例施行規則の一部改正……………	三
広島市京橋会館入居者選考審議会規則の一部改正……………	四
◎告示	
出納事務の一部委任について……………	四
臨時市議会招集について……………	四
臨時市議会付議事件について……………	四
第十六回仮換地予定地指定取消等の発表について……………	四
市金庫収納店の設置について……………	五
昭和二十九年度広島市歳入出予算追加の要領について……………	六
農林水産業統計調査員の任命について……………	八
建築基準法に基く公開聴聞について……………	二
◎訓令	
広島市園芸指導所長公印規程……………	二
広島市貸与被服着用規程……………	二
◎教育委員会事項	
広島市教育委員会事務局課長専決規程の一部改正……………	三
◎選挙管理委員会事項	

緊急広島市選挙管理委員会の招集について……………	三
基本選挙人名簿の縦覧について……………	三
安芸海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧について……………	三
補充選挙人名簿の調整縦覧異議の決定及び確定に関する期日並びに申請の方法及び期間を定める告示中別記登録申請書の改正について……………	三
農業委員会委員の繰上補充による当選者の決定について……………	三
農業委員会委員の繰上補充による当選者にして、当選証書を附与した者の住所及び氏名について……………	三
広島市選挙管理委員会の招集について……………	三
広島県知事選挙における開票管理者及びその職務代理者の選任について……………	三
広島県知事選挙における投票管理者及びその職務代理者の選任について……………	三
広島県知事選挙における投票用紙並びに同封筒の交付及び投票の期日場所について……………	七
広島市農業委員会委員の繰上補充の選挙会の日時及び場所について……………	七
◎市議会事項	
市議会議決事項……………	七
◎辞令	
◎雑報	

別記様式第三号の二

註

一 本証に出納員の領収印及び徴収員の印がないもの又は金額を訂正したものは無効です。

二 徴収員は身分証明をもつておりますから御覧の上お支払い下さい。

三 この領収証書は大切に保管して下さい。

四 市営住宅に關し御不審の点があれば最寄市役所出張所にお問合わせ下さい。

No. _____

廣島市営住宅使用料納額告知書兼領収証書

昭和 年度	月 分	町	住宅 号	廠
款 項		目		
使用料及び手数料		使用料	市営住宅使用料	
市営住宅使用料		万	千	百
拾		円	也	
摘要				
上記金額を納入して下さい。				
廣島市長 氏 名				
上記金額を領収しました。				
昭和 年 月 日				
廣島市出納員 氏 名				
徴 収 員 氏 名				

出納員領収印

徴収員印

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

廣島市中央卸売市場業務条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十九年十一月一日 廣島市長 浜 井 信 三

廣島市規則第五十九号

廣島市中央卸売市場業務条例施行細則の一部を改正する規則

廣島市中央卸売市場業務条例施行細則（昭和二十四年八月十一日廣島市規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号イを次のように改める。

イ 毎月十六日及び二十六日

同条第二号イを次のように改める。

イ 毎月第一日曜日、第三日曜日及び第四日曜日

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

廣島市家畜人工授精実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十九年十一月一日 廣島市長 浜 井 信 三

廣島市規則第六十号

廣島市家畜人工授精実施規則の一部を改正する規則

廣島市家畜人工授精実施規則（昭和二十八年廣島市規則第三十三号の二）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「別表第一」を「別表」に改め、同条第二項中「精液料の額は、別表第二のとおりとし、人工授精施術料の納付は要しない。」を「家畜人工授精料は、徴収しない。」に改め、同条第三項、第四項及び第五項中「人工授精料」を「家畜人工授精料」に改める。

別表第一を次のように改め、別表第二を削る。

別表

家畜の種類	人工授精施設料 (一回につき)	精液 (一回につき)
乳牛	六〇〇円	高等登錄牛・八〇〇円 その他 六〇〇円
和牛	その他 三〇〇円	高等登錄牛・五〇〇円 その他 三〇〇円

附 則

馬	四〇〇円
めん羊	二〇〇円
やぎ	二〇〇円
豚	三〇〇円

この規則は、公布の日から施行する。

廣島市失業対策事業就労者就職資金貸付条例施行規則の

一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十九年十一月四日 廣島市長 浜 井 信 三

廣島市規則第六十一号

廣島市失業対策事業就労者就職資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

廣島市失業対策事業就労者就職資金貸付条例施行規則（昭和二十七年廣島市規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「市金庫又は最寄の郵便局に払い込む」とする。「市金庫、公金取扱所、金庫収納店又は市内の郵便官署に払い込まなければならない。」に改める。

第五号様式を次のように改める。

第五号様式

領収証書

振替貯金口座 廣島市 加入者 廣島市 収入役 号

昭和 年度 番号 第 号

町 番地 廠

昭和 年 月 日

千圓拾円 也

内 金 項目 額

貸付戻入金 利子

貸付金 利息

払込期日 昭和 年 月 日

払込場所 廣島市公金取扱所 郵便局又は貯金局

廣島市長 浜井信三

領収通知書(正本)

振替貯金口座 廣島市 加入者 廣島市 収入役 号

昭和 年度 番号 第 号

町 番地 廠

昭和 年 月 日

千圓拾円 也

備考 金額

上記の金額を領収しましたから通知します。

廣島市公金取扱所 郵便局又は貯金局

領収通知書(副本)

振替貯金口座 廣島市 加入者 廣島市 収入役 号

昭和 年度 番号 第 号

町 番地 廠

昭和 年 月 日

千圓拾円 也

備考 金額

上記の金額を領収しましたから通知します。

廣島市公金取扱所 郵便局又は貯金局

領収証書

振替貯金口座 廣島市 加入者 廣島市 収入役 号

昭和 年度 番号 第 号

町 番地 廠

昭和 年 月 日

千圓拾円 也

内 金 項目 額

貸付戻入金 利子

貸付金 利息

上記の金額を領収しました。

廣島市公金取扱所 郵便局又は貯金局

務地手当のそれぞれ百分の八十を支給する

事務吏員 吉 本 隆 之

四

附 則

この規則は、公布の日から施行する。
広島市京橋会館入居者選考審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十九年十一月十日
広島市長 浜 井 信 三

広島市規則第六十二号
広島市京橋会館入居者選考審議会規則の一部を改正する規則

広島市京橋会館入居者選考審議会規則(昭和二十九年広島市規則第五十八号)の一部を次のように改正する。
第三条第一項中「六人以上」を「十人以上」に改め、同条第二項第一号及び第二号中「三人」を「五人」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

広島市告示第百十八号
広島市収入役の権限に属する事務のうち、広島県広島市商業高等学校における広島市立学校授業料並びに入学考査料の収納事務を、同校に勤務する出納員に委任させた。
昭和二十九年十月十五日
広島市長 浜 井 信 三

広島市告示第百十九号
左記の通り臨時広島市議会を招集する。
昭和二十九年十月二十三日
広島市長、浜 井 信 三

一、招集日時 昭和二十九年十月三十日午前十時
一、招集場所 広島市役所
広島市告示第百二十号
十月三十日招集の臨時広島市議会に付する事件は、左記

の通りとする。

昭和二十九年十月二十三日
広島市長 浜 井 信 三

記

- 一、昭和二十九年度広島市歳入出予算追加
- 一、昭和二十九年度広島市中央卸売市場増築事業費公債方法
- 一、契約締結の同意について
- 一、契約締結の同意について
- 一、契約締結の同意について
- 一、契約締結の承認について
- 一、財産の取得について
- 一、財産の取得について

広島市告示第百二十一号
昭和二十九年十月二十五日
広島市長 浜 井 信 三

第十六回仮換地予定地指定取消、第五十回仮換地予定地変更指定及び第二十九回未指定地補充換地予定地指定発表表について
第十六回仮換地予定地指定取消
広島平和記念都市建設事業東部復興土地地区画整理施行に伴いさきに指定した左記仮換地予定地は、土地地区画整理委員会の諮問を経てその指定を取り消すことに決定したから、関係者は、東部復興事務所で詳細承知されたい。

町 名	ブロック番号	画地番号	土地所有者氏名
中島本町	二七六	一一二〇二	広島市

- 1 広島平和記念都市建設事業東部復興土地地区画整理施行に伴う左記の土地は、土地地区画整理委員会の諮問を経て仮換地予定地が変更並びに、補充に決定したから、関係者は、東部復興事務所で詳細承知されたい。
- 2 土地所有者に対する仮換地予定地の指定通知書は、土地所有届を提出済のもののみ送達する。なお、土地所有届をまだ提出していないものは、至急提出されたい。
- 3 今回発表の土地を売却又は譲渡するときは、事前に必ず東部復興事務所に協議の上取り運び願いたい。万一連絡がない場合は、決定した仮換地予定地を取り消すことになるから是非連絡方実行されたい。
- 4 前記仮換地予定地の使用開始の時期及び借地権その他の権利については追って指定する。

第五十回仮換地予定地変更指定

町 名	地 所 在	土地所有者氏名
大町九丁目	一八六ノ一外三筆	皆川多米造
同 町	一六六ノ四外一筆	山本保吉
白島西中町	四一ノ二	古本邦宏
大手町七丁目	六二	阿部洵一
田中町	二ノ一外一筆	三和信用株式会社
中島本町	四〇ノ三外三筆	広島相互銀行
若草町	六九〇ノ四外一筆	宮崎一雄

同 町	六九〇ノ二	宮崎通
大手町九丁目	四ノ一外一筆	杉田藤吉
同 町	四ノ二外一筆	松本檀雄
鶴見町	五三七ノ七外一筆	中丸光子
同 町	五三七ノ一外一筆	熊野信義
同 町	五三七ノ五外一筆	青木秀信
新川場町	一〇四ノ一七外一筆	岡山研次
同 町	一〇四ノ二二	西藤三郎
猿楽町	二〇二	川地賢明
大手町一丁目	三九ノ一外三筆	久保道正
千田二丁目	七九五ノ六	宮川啓三
同 町	七九五ノ八	久保田千鶴子
元柳町	二ノ一外三筆	伊予銀行
研屋町	四ノ一	中国電気工事株式会社
昭和町	六三〇ノ一外一筆	松下モト二名
昭和町	六三〇ノ三外一筆	松下モト一名

大須賀町	一〇八五ノ九	山根勝
同 町	一〇八五ノ八	吉田博子
同 町	一〇八五ノ五外一筆	西林敏彦
同 町	二九八ノ六	山根政則
同 町	二九八ノ四	中川三郎
荒神町	一一四外一筆	南部庄平
同 町	一一二二ノ二外四筆	松本金太郎
平塚町	二七八ノ一外三筆	新居充暁
同 町	二七六ノ二	新居充暁
同 町	二七六ノ一	小方久一
同 町	二七九ノ二	西原勇
同 町	二七九ノ一	中谷ヌイ
織 町	一三六ノ一	内田安治
同 町	一三六ノ五	吉岡富美子
桐木町	九〇一ノ三外一筆	広島食糧株式会社
同 町	九〇一ノ一	広島県食糧協同組合連合会

2 第二十九回未指定地補充換地予定地指定

胡 町	三六ノ一外四筆	村田富次郎
同 町	五五外一筆	打海敬男
同 町	三六ノ二	秋山コタカ
堀川町	二ノ二外一筆	津田文男
土手町	七六ノ二外一筆	坂本常蔵
同 町	七六ノ一	三好定吉
八丁堀	六七ノ二外三筆	古川千代吉

土地所有者在

出汐町	五二ノ四	山口松造
-----	------	------

関係図書縦覧場所
広島市基町一番地
広島市建設局東部復興事務所

広島市告示第百二十二号
本市の金庫事務を取り扱う株式会社広島銀行は、次の店舗をして市金庫事務のうち収納事務を取り扱わせることとなった。
昭和二十九年十月三十日
広島市長 浜 井 信 三

店舗の名称 所在地
株式会社 広島相互銀行翠町支店 広島市翠町一五五〇番地の一

広島市告示第百二十三号

十一月二日市議会の議決を経た、昭和二十九年広島市歳入出予算追加の要領は、次の通りである。
この予算は、即日施行する。

昭和二十九年十一月二日

昭和29年度広島市歳入出予算追加
広島市長 浜井信三

款 項	目	前回までの 累計額	追加予算額	計	各 目		明 細	記
					節	金額		
1 市 税		1,025,167,000 円	1,580,000 円	1,026,687,000 円				
1 普 通 税		1,019,215,000	1,580,000	1,020,795,000				
	1 市 民 税	451,521,000	1,580,000	453,101,000 (1)	市 民 税	1,580,000	現年度調定分	1,580,000 法人税割 1,580,000
12 市 債		487,400,000	8,000,000	495,400,000				
	1 市 債	487,400,000	8,000,000	495,400,000				
	5 産業経済債		8,000,000	8,000,000 (1)	産業経済債	8,000,000	中央郵便市場 増築工事費	8,000,000
歳 入 合 計		2,556,124,000	9,580,000	2,565,704,000				

歳 出

款 項	目	前回までの 累計額	追加予算額	計	各 目		明 細	記
					節	金額		
9 産業経済費		67,405,000 円	8,150,000	75,555,000				

5 家畜市場費		921,000	150,000	1,071,000				
	1 需 用 費	609,000	150,000	759,000	請 負 費	150,000	請 負 費	150,000
11 中央郵便市場 増築工事費		5,308,000	8,000,000	13,308,000				家畜市場増築工事費
	3 需 用 費	3,830,000	8,000,000	11,830,000	⑩ 消耗品費	10,000	文 具 費	10,000
					⑪ 請 負 費	7,960,000	請 負 費	7,960,000
					⑫ 原材料費	30,000	諸 資 材 費	30,000
17 諸 支 出 金		334,925,000	1,430,000	336,355,000				
15 展覧會 料費			1,430,000	1,430,000				
	1 需 用 費		500,000	500,000	⑬ 印刷製本費	50,000	印 刷 製 本 費	50,000
					⑭ 通信運搬費	50,000	通 信 運 搬 費	50,000
					⑮ 委託料	400,000	委 託 料	400,000
	2 負担金補助 及び交付金		930,000	930,000	⑯ 負担金補助 及び交付金	930,000	負 担 金	930,000
歳 出 合 計		2,556,124,000	9,580,000	2,565,704,000				原簿資料展覧會 会館催負担金

歳入出差引残金なし

四四	古田町田下方組・中組	古田町田方	浅川福一
四三	古田町古江 分割	古田町古江	定森正人
四二		古田町古江	山川清人
四一	古田町古江	古田町古江	定森喜代三
四〇	庚午北町十一・十二丁目・庚午町	庚午本町	辻岡儀一
三九	庚午北町一丁目より十丁目まで	庚午北町六丁目	船本静雄
三八	古田町高須 農区分割	古田町高須	清水治三
三七		古田町高須	前田周一
三六	己斐町六部農区	己斐上町	神田人清
三五	己斐町五部農区の一部	己斐上町	山科誠
三四	己斐町五部農区の一部	己斐上町	岩原義夫
三三	己斐町四部 農区分割	己斐上町	田中清登
三二		己斐上町	台井和一
三一	己斐町三部農区 (鉄道線より山手側)	己斐中町	橋本博
三〇	己斐町三部農区 (鉄道線より東側)	己斐中町二、二三七	三谷務
二九	己斐町二部農区	己斐中本町	西本繁雄

四五	古田町田方奥組・小畑組	古田町田方二、三三一	小畑次郎
四六	古田町山田	古田町山田	前理一
四七	草津本町・南町	草津本町	吉田福一
四八	草津東町	草津東町	小田春松
四九	草津浜町	草津東町	竹本梅一
五〇	観音本町・東観音町一円	東観音町	竹村寅次郎
五一	西観音町一円	西観音町	古谷信吉
五二	南観音町一丁目	南観音町一丁目	住村礼二
五三	南観音町二丁目	南観音町二丁目	田中数太
五四	南観音町三丁目一部	南観音町三丁目	高橋精三
五五	南観音町三丁目一部	南観音町三丁目	中田次郎
五六	小網町・西新町・西地方町より舟入川口町の間の町一円	舟入川口町	大野亀太郎
五七	江波南町・江波本町	江波本町	小林豊
五八	江波港町・江波東町	江波町	土井雪生
五九	市役所中央・基町(白鳥町を除く)両出張所管内	基町一	川村正規
六〇	吉島町一円	吉島本町二丁目	竹内武一

二二	牛田町旭区・丹土区・神田区	牛田町丹土区一、四五	田部佐次郎
一一	牛田町東区・南区・本町	牛田町東区二七七	森田勇
一〇	牛田町早稲田区	牛田町早稲田区	武谷進
九	山手町	山手町	山中登
八	打越町東部・西部	打越町二九六	渡辺信
七	打越町南部・中部	打越町二二九	西本直一
六	三滝町上山手農区 (山手川を境に西側)	三滝町二七九	登繁雄
五	三滝町中原農区 (山手川を境に東側)	三滝町一、三三三	倉本悟
四	楠木町一円	楠木町三丁目一、三五	川野重一
三	大芝町	大芝町	西原嘉和
二	三篠本町一丁目・二丁目・三丁目 ・横川町一円	三篠本町三丁目一、四九三	部屋秋三
一	三篠本町四丁目・新庄町	三篠本町四丁目一、七六三	小川亀三

一三	牛田新町	牛田新町六一	西本義見
一四	尾長町字三本松・岩鼻・曙町一円	曙町五丁目一五〇九の四	吉田正義
一五	尾長町字片河	尾長町三本松	二井哲二郎
一六	尾長町西山根・東山根	尾長町西山根	藤田守登
一七	矢賀町(上農区)	矢賀町七三七	飯田篤之助
一八	矢賀町(中農区)	矢賀町七六一	飯田森一
一九	矢賀町(下農区)	矢賀町一、〇二二	植木俊夫
二〇	矢賀町(下農区)	矢賀町	中村勝一
二一	大須賀町・二葉の里・松原町・白鳥町一円	牛田町早稲田区	船越貞夫
二二	中広町一円	中広北町八二六	中村唯次郎
二三	天満町一円	天満町	西村富雄
二四	寺町・広瀬北町より堺町・塚本町間の町一円	横堀町	平砂保
二五	南三篠町	南三篠町一、二七四の二	山本茂夫
二六	福島町一円	福島町	藤井正勝
二七	己斐町一部 農区分割	己斐東中町	渡部正夫
二八	己斐町一部 農区分割	己斐東中町	西山達雄

広島市告示第百二十四号
 広島県農林水産業統計調査規則に基く農林水産業統計調査員の担当調査区域及び住所、氏名を左記の通り告示する。
 昭和二十九年十一月四日

広島市長 浜井信三

廣島市告示第百二十五号
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十九條
 第一項但書の規定による建築許可について、同法第五十四
 條第一項の規定に基き次のように公開による聴聞を行う。
 昭和二十九年十一月九日

一 開催日時 廣島市長 浜 井 信 三
 昭和二十九年十一月九日
 二 開催場所 廣島市国泰寺町三十九番地
 廣島市庁舎内市長公室
 三 申請者住所 廣島市吉島町官有無番地
 特殊法人非現業共済組合連合会吉島病院
 院長 中野祐
 四 申請者氏名
 五 建築場所 廣島市吉島町官有無番地
 六 用途概要 重油貯蔵庫(地上タンク)容量 五〇〇
 〇リットル
 七 地 域 住居地域

九三	宇品町金輪島	宇品町金輪島	珍部 正男
九四	似島町 (分割した一部)	似島町	竹田 和助
九五	似島町	似島町	谷岡 太吉
九六	似島町	似島町	河口才次郎
九七	似島町	似島町	川崎 武男
九八	似島町	似島町	堀川 繁夫
九九	似島町	似島町	浜本亥三二郎
一〇〇	似島町	似島町	松田 久市

訓令

八 理 由 当該建築物は、建築基準法第四十九條第
 一項(別表第一の項第一号(五)項第二
 号)の建築制限に該当するが、同条同項
 の但書による許可に關し行ふものであ
 る。

廣島市訓令第三十三号
 廣島市園芸指導所長公印規定を次のように定める。
 昭和二十九年十月二十五日
 廣島市長 浜 井 信 三

廣島市訓令第三十四号
 廣島市貸与被服着用規程を次のように定める。
 昭和二十九年十一月一日
 廣島市長 浜 井 信 三

使用 月日	件	名	提出先	扱者印	所長印

公印使用簿

ひな形	書体	寸法	印材	個数
廣島市園 芸指導所 長之印	ていん書	方二十五ミ リメートル	木印	一

別記様式

六一	市役所段原出張所管内	段原末広町	朝枝 静人
六二	東蟹屋・若草・荒神・愛宕・猿 橋各町	東蟹屋町	桑原 六夫
六三	南蟹屋・西蟹屋両町	南蟹屋町	久保田 繁男
六四	大洲町一円	大洲町	富田 弘
六五	東雲町上農区	東雲町	天方 昇造
六六	東雲町下農区	東雲町	三保 信治
六七	仁保町堀越	仁保町字青崎	神田 恭一
六八	仁保町青崎	仁保町向洋青崎一九三	松本 甚太郎
六九	仁保町向洋本町	仁保町向洋	児玉 督次
七〇	仁保町向洋中町	仁保町向洋中町	児玉 憲太郎
七一	仁保町向洋大原町一部	仁保町向洋大原町	佐々木 一郎
七二	仁保町向洋大原町一部	仁保町向洋大原町	沢井 博
七三	仁保町本浦	仁保町本浦	浜本 賀伝
七四	仁保町本浦	仁保町本浦	深山 芳三郎
七五	仁保町本浦	仁保町本浦	久保 定夫
七六	仁保町淵崎大町	仁保町淵崎	田中 平吉

七七	仁保町淵崎伏魔	仁保町淵崎	松井 民蔵
七八	仁保町淵崎地方	仁保町地方	北川 作吉
七九	仁保町柞木上の講	仁保町柞木	川崎 静夫
八〇	仁保町柞木皿山の講	仁保町柞木	村木 一郎
八一	仁保町柞木下の講	仁保町柞木	岡田 市郎
八二	仁保町柞木草田の講	仁保町柞木	河内 信人
八三	仁保町柞木中の講	仁保町柞木	池田 達夫
八四	仁保町日字那	仁保町日字那	平野 哲夫
八五	仁保町日字那	仁保町楠那	宮原 一登
八六	仁保町丹那	仁保町丹那	中野 緑
八七	仁保町大河北	仁保町大河三軒屋	浜本 正明
八八	仁保町大河南	仁保町大河大下	下村 信男
八九	旭町・出汐町・霞町	霞町四二四	奥野 一二
九〇	市役所皆実出張所管内	皆実町三丁目	満居 熊雄
九一	宇品町八・九・十・十一・十二各 区	宇品町十一区	万谷 交次郎
九二	宇品町区より七区まで・十区・元 宇品町	宇品町七丁目	村上 宗一

◎教育委員会事項

広島市教育委員会訓令第4号
広島市教育委員会事務局課長専決規程(昭和二十六年四月十日教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

昭和二十九年十月一日
広島市教育長 宮川 造 六
第二条第八号中「工事の施行伺」の下に「並びに着工及び竣工認定」を加える。

◎選挙管理委員会事項

広選管告示第三十五号
左記のとおり緊急広島市選挙管理委員会を招集する。
昭和二十九年十月三十日
広島市選挙管理委員会
委員長 平井 憲太郎

記
一、招集日時 昭和二十九年十一月一日午前十時
一、招集場所 広島市役所
一、議題 1 広島県知事選挙執行について
2 広島市農業委員会委員の繰上補充について
3 その他

広選管告示第三十六号
基本選挙人名簿を広島市役所において十一月五日から十五日間縦覧に供する。
昭和二十九年十一月二日
広島市選挙管理委員会
委員長 平井 憲太郎

安芸海区漁業調整委員会委員選挙人名簿を広島市役所において十一月五日から十五日間縦覧に供する。
広選管告示第三十七号

昭和二十九年十一月二日

広島市選挙管理委員会
委員長 平井 憲太郎

補充選挙人名簿の調整縦覧異議の決定及び確定に関する期日並びに申請の方法及び期間を定める告示(昭和二十八年三月二十九日広選管告示第一〇四号)中別記登録申請書を左記のように改正する。
昭和二十九年十一月四日
広島市選挙管理委員会
委員長 平井 憲太郎

Table with columns for registration details: 氏名 (Name), 住所 (Residence), 職業 (Occupation), etc. Includes a section for '選挙人名簿登録申請書' (Candidate Registration Application Form).

広選管告示第三十九号

昭和二十九年七月十六日執行した広島市農業委員会の選挙による委員の選挙について、農業委員会等に関する法律第十一條において準用する公職選挙法第十二條の規定に基く選挙会において当選した者の住所及び氏名は、次のとおりである。
昭和二十九年十一月六日

Table for election results: 氏名 (Name), 生年月日 (Date of Birth), 職業 (Occupation), etc. Includes a section for '備考' (Remarks).

広島市選挙管理委員会

委員長 平井 憲太郎
委員 山本 周次郎

広選管告示第四十号

昭和二十九年七月十六日執行した広島市農業委員会の選挙による委員の選挙について、農業委員会等に関する法律

第十一條において準用する公職選挙法第十二條の規定に基く選挙会における当選人にして、本日当選証書を附与した者の住所及び氏名は、次のとおりである。
昭和二十九年十一月六日
広島市選挙管理委員会
委員長 平井 憲太郎

広選管告示第四十一号
左記のとおり広島市選挙管理委員会を招集する。
昭和二十九年十一月八日
広島市選挙管理委員会
委員長 平井 憲太郎

一、招集日時 昭和二十九年十一月十一日午後三時
一、招集場所 広島市役所
一、議題 昭和二十九年十一月七日執行の広島県知事選挙における開票管理者及び投票管理者並びに開票管理者及び投票管理者の選任について
昭和二十九年十一月十二日
広島市選挙管理委員会
委員長 平井 憲太郎

Table for election management: 開票所 (Polling Station), 開票所長 (Polling Station Chief), 開票所員 (Polling Station Staff), etc.

段原第一	水道經理	主事	宮本基	段原山崎町	總務職員	書記	中谷ミサ子	段原日出町
段原第二	厚生社会	〃	吉田達雄	霞町	監査	主事	金子一真	段原末広町
段原第三	比治山出張所	〃	戸沢実登	基町	水道經理	〃	中村直弥	白島九軒町
牛田	水道給水	技師	野村秀夫	牛田町	總務資産税	〃	箕村知道	牛田町
白島	總務調査	主事	森弘助治	白島東中町	教委体育	〃	土屋大作	白島東中町
職町	自動車	〃	小林延恩	昭和町	會計	〃	三宅広三	下柳
竹屋町	東復	〃	桑田茂	平塚町	建設計画	技師	銀山匡助	西平塚町
皆夷	監査事務局	〃	上川実	皆夷町三丁目	厚生労政	主事	小林炭陽	皆夷町二丁目
翠町	基町出張所	〃	景山豊	翠町	産業商工	〃	村上幸彦	皆夷町二丁目
元宇品	總務資産税	〃	本田久一	宇品町	西保健所	書記	手島悟	元宇品町
宇品第一	建設下水	技師	丹羽賢象	宇品町	厚生福祉	主事	大玉茂	宇品町
宇品第二	建設下水	〃	大井博利	宇品町	監査	〃	井上卓美	宇品町
宇品第三	水道會計	理事	山田益雄	翠町	建設土木	技師	渡辺久雄	宇品町
似島	似島出張所	書記	浜本亥三郎	似島町	總務市民税	書記	西田展康	段原新町
基町	産業工業指導所	理事	田窪真吾	基町	厚生福祉	主事	国友栃男	基町

投票区	所属課名	職名	氏名	住所	所属課名	職名	氏名	住所
矢賀	東復工務	技師	住田春男	矢賀町	總務徴収	主事	川井政雄	尾長町
尾長	建設下水	主事	奥田弘	尾長町	水道經理	〃	山出清磨	若草町
愛宕	教委指導	〃	田中浩造	牛田町	總務財務	〃	岡田繁	若草町
二葉	總務徴収	〃	奥田一平	若草町	教委社教	書記	田中利三	尾長町
荒神	牛田出張所	〃	川本照男	西蟹屋町	厚生衛生	主事	水津美津男	西蟹屋町
大洲	皆突出張所	〃	渡辺良一	東雲町	市会事務局	〃	山田謙治	若草町
青崎	總務徴収	〃	梶井政次	安芸郡船越町	總務戸籍	〃	川崎俊三郎	仁保町
向洋	總務職員	〃	石田貞夫	安芸郡府中町	教委總務	書記	小浜隆	安芸郡府中町
仁保	仁保出張所	〃	馬場積	東雲町	總務調査	〃	池田甫	仁保町
淵崎	福祉事務所	〃	松本正爾	仁保町	會計	〃	大村繁見	仁保町
桶那	水道總務	〃	桑田一人	仁保町	水道經理	主事	奥村昌司	仁保町
大河	教委施設	〃	盛岡幹造	仁保町	總務職員	主事	高田卓男	仁保町

広選管告示第四十三号
 昭和二十九年十二月七日執行の広島県知事選挙における
 投票管理者及び投票管理者に故障があるとき、その職務を

代理すべき者を次のように選任した。
 昭和二十九年十一月十二日

広島市選挙管理委員会
 委員長 平井憲太郎

袋町	建設住宅	技師	奥井忠太郎	大手町	社	會	書記	山野忠治	基
大手	十日市出張所	主事	数佐春一男	雑魚場町	總務職員	主事	原一法	昭和町	昭
千田	教委体育	〃	山根力男	水主町	總務總務	〃	渡辺重郎	基	基
中島	青崎出張所	〃	池内邦政	吉島本町	東復	〃	植野那三	基	基
吉島	建設總務	〃	向井一貫	吉島本町	總務財務	〃	秋山福一	基	基
広瀬	己斐出張所	〃	今橋重雄	安佐郡三入村	厚生社会	〃	滝本熙	基	基
本川	厚生衛生	〃	井川満	基町	總務戸籍	〃	金川忠史	基	基
神崎	舟入出張所	〃	伊藤勇	舟入本町	建設計画	技師	藤永修	江波町	江
舟入	教委總務	〃	笹村弘志	舟入川口町	東復	〃	木下一	舟入南町	舟
江波	段原出張所	〃	平井武義	江波港町	總務戸籍	主事	前田新	江波南町	江
天満	總務調査	主事	中村正忠	基町	總務調査	書記	牧村武男	基	基
観音	建設建築指導	技師	住吉経雄	舟入川口町	建設計画	〃	井上一正	上天満町	上
南観音第一	厚生労政	主事	原田二郎	南観音町	産業農水産	〃	小畑繁	天満町	天
南観音第二	總務市民税	〃	福本徹夫	観音本町	産業農水産	技師	山内智徳	江波町	江
福島	屠畜場	〃	前川武之	観音本町	己斐出張所	書記	木村福三	福島町	福

大芝	宇品出張所	主事	高槻紀美雄	白島町	水道給水	主事	山崎利一	三滝町	三
三篠	建設總務	〃	新宅武雄	楠木町二丁目	福祉事務所	〃	佐伯武範	大芝町	大
己斐第一	總務總務	〃	正田四三男	古田町	教委總務	〃	井本重典	己斐町	己
己斐第二	尾長出張所	〃	岩原和一	己斐町	農水産	〃	西山寛	古田町	古
高須	東復	理事	寺崎幸助	古田町	福祉事務所	〃	土岐入郎	古田町	古
古田	總務戸籍	主事	徳永健三	庚午町	水道経理	〃	糸曾嘉成	庚午町	庚
庚午	總務財務	〃	小林整	庚午町	建設總務	〃	谷口次六	庚午町	庚
草津	大河出張所	〃	川上盾	佐伯郡平良村	水道経理	〃	益井裕式	草津本町	草

広選管告示第四十四号
 昭和二十九年十一月七日執行の広島県知事選挙において
 公職選挙法施行令第五十三条の規定による投票用紙並びに
 同封筒の交付及び投票の期日場所は、左記によりこれを取
 り扱う。

昭和二十九年十一月十二日
 広島市選挙管理委員会
 委員長 平井憲太郎

記
 広島市役所
 (参考)
 昭和二十九年十一月十二日から昭和二十九年十二月六
 日までの間毎日午前八時三十分から午後五時まで
 広島市選挙長告示第十二号
 昭和二十九年七月十六日執行の広島市農業委員会の選

市議会議決事項
 (昭和二十九年十月三十日)
 記
 一、選挙会の日時 昭和二十九年十一月六日午前十時
 一、選挙会の場所 広島市役所(選挙管理委員会)

◎市議会議決事項

市議会議決事項
 (昭和二十九年十月三十日)
 記
 一、選挙会の日時 昭和二十九年十一月六日午前十時
 一、選挙会の場所 広島市役所(選挙管理委員会)

一、教育委員会委員の選挙について 宮本正夫 当選
 一、第百十号議案 監査委員選任の同意について 同意
 一、第百十一号議案 広島市建築審査会委員を命ずる
 ことについて 同意
 一、議員提出第二十八号 世界連邦都市宣言についての決
 議案 原案可決
 (昭和二十九年十一月二日)

一、千田町貯溜池埋立に関する調査特別委員会設置につい
 て 設置に決定
 一、委員会名、委員定数、委員並びに正副委員長選任は議長
 一任、閉会中といえども調査することに決定
 一、第百号議案 昭和二十九年年度広島市歳入算追加
 原案可決

- 一、第百一号議案 昭和二十九年廣島市中央卸売市場増築事業費公債方法 原案可決
- 一、第百二号議案 契約締結の同意について 同意
- 一、第百三号議案 契約締結の同意について 同意
- 一、第百四号議案 契約締結の同意について 同意
- 一、第百五号議案 契約締結の同意について 同意
- 一、第百六号議案 契約締結の同意について 同意
- 一、第百七号議案 契約締結の同意について 同意
- 一、第百八号議案 契約締結の承認について 承認
- 一、第百九号議案 財産取得について 原案可決
- 一、報 第四号 専決処分報告について 議了
- 一、第七十九号議案 廣島市清掃条例制定について 原案可決
- 一、第八十六号議案 昭和二十九年廣島市水道事業会計追加更正予算 閉会中審査
- 一、第八十七号議案 廣島市水道使用条例の一部を改正する条例制定について 閉会中審査
- 一、第八十八号議案 昭和二十九年廣島市水道事業会計公債法中変更について 閉会中審査
- 一、第八十九号議案 自昭和二十七年至昭和三十一年度廣島市第四期水道拡張事業費継続年期及び支出方法中更正 閉会中審査
- 一、昭和二十八年廣島市水道事業決算の認定について 閉会中審査
- 一、請第五十六号 身体障害者福祉のための市民病院内及び浅野図書館内に自転車預り所売店設置の許可について 採択
- 一、請第三十四号 廣島新聞会館建設に対し助成金下附について 閉会中審査
- 一、請第五十三号 元宇品町乙の三地先道路変更について 閉会中審査
- 一、第五十五号 皆夷地区下水溝の整備について 閉会中審査
- 一、第五十七号 幟町中学校校舎増築について 閉会中審査

- 一、一般職員の給与に関する条例第十三条の二第二項により昭和三十年四月三十日まで給料、扶養手当及び勤務手当のそれぞれ百分の八十を支給する (十一月十一日)
- 厚生局衛生課係長を命ずる 手島 悟 厚
- 西保健所総務課係長を命ずる 松田 頼 登
- 己斐出張所庶務係長を命ずる 木山 香 寿 美
- 皆夷出張所庶務係長を命ずる 内藤 修
- 戦災児育成所事務長を命ずる 丹後 正
- 厚生局衛生課係長を免じ厚生局衛生課勤務を命ずる 吉田 幸 雄
- 西保健所総務課勤務を命ずる 遠茂 谷 政 人
- 厚生局労働課勤務を命ずる 平田 精 一
- 総務局市民税課勤務を命ずる 津田 野 裕 嗣
- 厚生局衛生課勤務を命ずる 吉松 清
- 東保健所予防課勤務を命ずる 山 路 監
- 建設局住宅課勤務を命ずる 河合 護 郎

◎ 雑 報

◎ 辞 令

- (市長事務部局) 永野 秀 雄
- 社会保険廣島市民病院運営委員会委員を解く 海老 谷 富 雄
- 社会保険廣島市民病院運営委員会委員を委嘱する 事務吏員 荒 卷 隆 義
- 社会保険廣島市民病院運営委員会委員を命ずる (以上 九月一日)
- 廣島市中央卸売市場運営委員会委員を解く 中 脇 健 一
- 廣島市中央卸売市場運営委員会委員を委嘱する (以上 十月十二日) 講 元 英 雄
- (各 通) 森 波 戸 田 侑 武
- 廣島市固定資産評価補助員を解任する (十月十五日) 裕
- 事務吏員 笹野 口
- 廣島市職員衛生管理規程第十一条により昭和三十年一月三十一日まで療養を命ずる (十月二十九日) 竹 中 公 夫
- (各 通) 監査委員 三宅 峰 吉
- 建築審査会委員 浜田 一 実
- 願により退職を承認する (十月三十日)
- 廣島市技術吏員に任命する 竹 中 公 夫
- 七級一号給を給する
- 社会保険廣島市民病院勤務を命ずる

- (各 通) 市議会議員 田 中 睦 三
- 廣島市監査委員に選任する 檜 垣 満
- (各 通) 浅 尾 義 光
- 廣島市建築審査会委員に選任する 大 横 田 義 一
- 技術吏員 本 永 数 恵
- 療養の期間を昭和三十年四月三十日まで更新する 加 勢 田 宮 久
- 廣島市固定資産評価補助員に選任する (以上 十一月一日) 石 井 博
- 廣島市賠償審査会委員を命ずる 江 口 松 芳
- 事務吏員 加 藤 政 夫
- (各 通) 技術吏員 佐々木 節 司
- 事務吏員 酒 井 実
- 技術吏員 宗 里 実
- 廣島市京橋会館入居者選考審議会委員を命ずる 網 本 芳 人
- (各 通) 八 百 千 頭 夫
- 廣島市京橋会館入居者選考審議会委員を委嘱する 猪 原 光 夫
- 技術吏員 伊 藤 忠 一
- 廣島市狂犬病予防員を命ずる 土 岡 喜 代 一
- 狂犬病予防法施行令第五条により評価人を命ずる (以上 十一月十日) 木 村 俊 雄
- 事務吏員 原 田 巖
- 休職の期間を昭和三十年四月三十日まで更新する 西 田 敏 雄

戸籍上の市勢について

種 別	件 数	同 上 一 日 分			前 年 同 其 差 引	摘 要
		最 大	最 小	平 均		
婚 姻	(九一)	(一一)	(一)	(六二)	(一九)	
離 婚	(三)	(三)	(一)	(〇)	(三)	
出 生	(四七)	(七六)	(一)	(六二)	(一五)	
死 亡	(三三)	(四六)	(一)	(七九)	(一七)	
計	(一三)	(一〇)	(一)	(一三)	(一)	

一、市内の出生と死亡から見た増減 男、一三七人 女、一四〇人 計二七七人 一日平均八、九人

一、前年 右 同 男、一五九人 女、一三六人 計二九三人 一日平均九、一人

一、() は、事件発生地から本籍地である本市へ郵送届出たもの

婚姻、離婚、出生、死亡は三十一日分、その他は二十六日で計算したもの

住民登録人口及び世帯数について

(昭和二十九年十月末日現在)

区 分	世 帯	人 口		増 加	減 少	差引増	十 月 末 現 在 数
		男	女				
九月末現在数	22,722	12,426	10,296				
転入	1,211	1,125	1,021				
出生	1	308	128				
計	1,212	1,433	1,149				
転出	221	90	244				
死亡	10	52	121				
計	231	142	365				
差引増	981	1,291	784				
十月末現在数	23,703	13,717	11,011				

◎ 財政事情の公表

広島市告示第132号

地方自治法第244条第1項及び広島市「財政事情」の作成及び公表に関する条例の規定により本市の「財政事情」を次のように公表する。

昭和29年11月30日

広島市長 浜井信三

目次		頁
まえがき		
一 本市の動向		1
二 昭和28年度の財政状況		3
1 収入支出の状況		3
(1) 昭和28年度収入支出の一覧表		3
(2) 昭和28年度収入支出状況調書		5
(3) 昭和28年度経費使途一覧表		9
2 市民の負担状況(市税)		10
三 昭和29年度財政状況		11
1 予算の概要並びに収入支出の状況		11
(1) 昭和29年度予算一覧表		11
(2) 昭和29年度予算財源調		12
(3) 昭和29年度予算概要並びに収入支出状況調書		12
2 市民の負担状況(市税)		16
3 財産・公債及び一時借入金の状況		18
(1) 市有財産		18
(2) 公債		18
(3) 一時借入金		18
むすび		19

まえがき

ここに第13回の広島市の財政事情を公表いたします。

前回は、主として昭和28年度予算の3月末日までの執行状況につき説明いたしましたので、今回は、昭和29年度予算並びに収入・支出の状況(昭和29年9月30日現在)及び昭和28年度決算の状況につき公表し、市民の皆さんに本市財政の実情をお知らせするとともに、今後の市政の運営に関し、なほ一層の御協力をお願いする次第であります。

1. 本市の動向

本市財政の状況については、毎年2回公表しております「財政事情」により、よく御了解願っていることと存じますが、御承知のごとく、近年ますます地方財政は窮迫の度を加え、本市も昭和28年度以来財政建直しのため懸命の努力をいたしているであります。

昭和29年当初予算編成に際しましても、極力赤字の累増を避ける方針を堅持し、歳入の増加と財源の培養、行政効率の樹い、経費の削減を実施して健全財政運営の方途を講じ、予算執行についても、収支の均衡保持に目標をおき、事業の効率化と財政確立を図るべく努力いたして参つたのであります。

昭和28年度決算の状況について申し述べますと

一般会計(建設費を含む。)

最終予算額	決算見込額		歳入出差引	繰上充用金	事業繰越充 当額	支払繰延額	合計
	歳入	歳出					
千円 3,157,673	千円 2,581,633	千円 2,652,270	千円 70,637	千円 70,640	千円 206,036	-	千円 276,676

で29年度歳入より7,064万円を繰上充用いたしますのと、事業繰越による実質的赤字206,036,000円とをあわせ財政赤字総額は276,676,000円となつております。

これを27年度決算と比較いたしますと



号外第5号

発行

昭和29年11月30日

(火曜日)

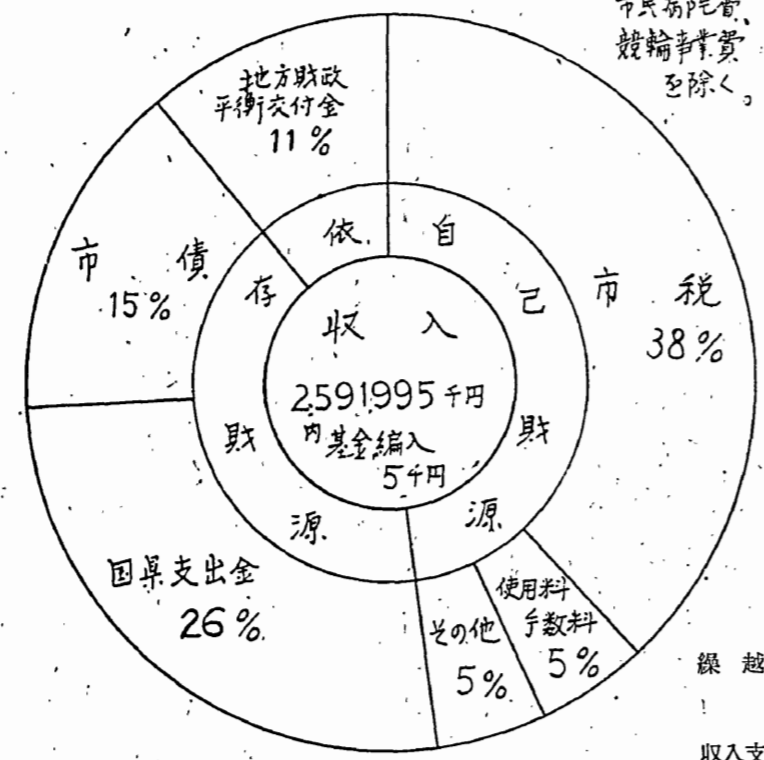
発行所

広島市役所

広島市国泰寺町三九

全会計収支一覽表 (純計)

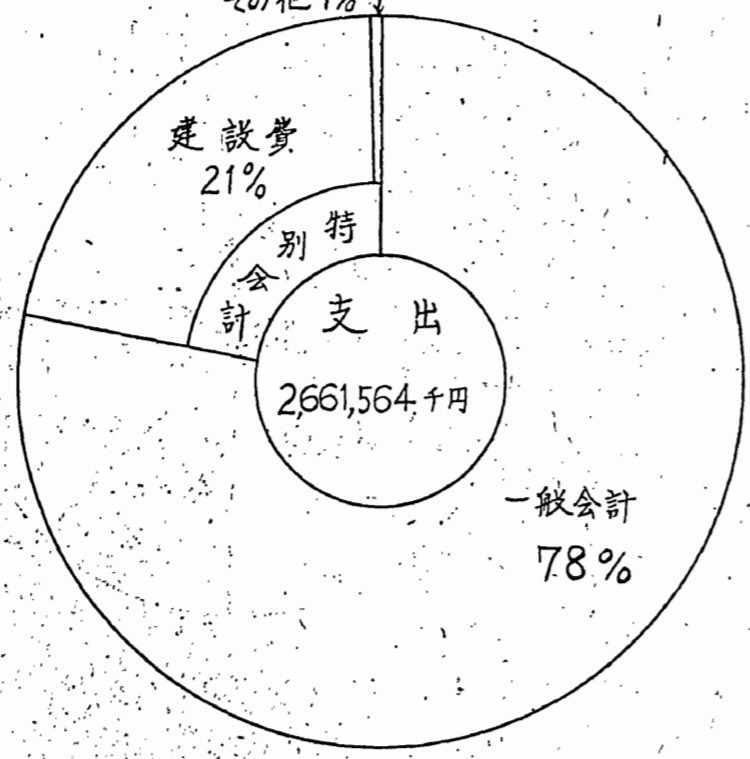
但し特別会計 公益貸屋費、市民病院費、競輪事業費を除く。



二、昭和二十八年度の財政状況
(一) 収入支出の状況
(1) 昭和二十八年度収入支出一覽表

繰越額 (用品調達費) 1,066千円
収入支出差引不足額 70,640千円

その他 1%



最終予算額	決算額		歳入出差引	繰上充用金 (イ)	事業繰越充額 (ロ)	支払繰延額 (ハ)	合計 (イ)+(ロ)+(ハ)
	歳入	歳出					
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2,372,672	2,127,940	2,245,067△	117,127	117,130	115,582	70,000	302,712

28年度において26,036,000円の赤字を解消した結果となつております。
次に27年度及び28年度の歳入状況について申し述べますと
昭和27年度28年度歳入状況調

区分	昭和27年度		決算総額に対する最終予算額 百分比	昭和28年度		決算総額に対する最終予算額 百分比	備考
	最終予算額	決算額		最終予算額	決算見込額		
市独自財源	千円 963,240	千円 930,542	43.7%	千円 1,279,736	千円 1,166,468	45.2%	
国庫依存財源	1,343,783	1,129,505	53.1	1,766,252	1,352,143	52.4	
その他	65,649	67,893	3.2	111,685	63,022	2.4	
計	2,372,672	2,127,940	100.0	3,157,673	2,581,633	100.0	

に示すように、昭和28年度においては市独自財源の根幹である市税並びに使用料・手数料等の増収計画再検討により27年度に比し1.5%の増となり、国庫依存財源については政府の財政圧縮と本市財政を勘案して事業の抑制を行った結果、27年度に比し0.7%の減となつております。

次に主なる特別会計について申し述べます。
第1は市民病院であります。開院してなお日が浅く施設並びに初度調弁費に相当多額の経費を要し、28年度においてなお歳入不足を生じておりますが、これを27年度の状況と比較いたしますと

年 度	最終予算額	決算 (見込) 額		差引過不足
		歳入	歳出	
27年度	千円 38,822	千円 12,963	千円 35,292	△ 22,329
28年度	57,587	39,624	51,941	△ 12,317

のように、漸次経営の健全化に移行しつつある状況であります。
第二は競輪事業であります

年 度	最終予算額	決算 (見込) 額		差引過不足
		歳入	歳出	
27年度	千円 525,290	千円 154,408	千円 194,363	△ 39,955
28年度	850,055	621,256	634,701	△ 13,445

本事業は、開設以来今日までにその建設経費を償還し、29年度においては相当額を利益金として収納し、各種諸施設の建設財源として充当しうる見込であります。

(2) 昭和28年度各会計別収入支出状況調査

一般会計
収入

科 目	当初予算額	最終予算額	予算総額に対する百分率	収入額	差 引		最終予算額に対する百分率	備 考
					増	減		
市 税	916,116	958,472	35	987,940	29,468	—	103	
普通 税	906,150	951,262	35	984,072	32,810	—	103	
旧法による税収入	9,966	7,210	—	3,868	—	3,342	54	
地方財政平衡交付金	238,965	296,397	11	296,465	68	—	100	
公企業及び財産収入	879	46,198	2	31,982	—	14,216	69	
分担金及び負担金	500	3,740	—	2,790	—	950	75	
使用料及び手数料	122,200	134,038	5	124,258	—	9,780	93	
国庫支出金	461,006	567,881	21	415,525	—	152,356	73	
県 支 出 金	16,760	39,037	1	36,703	—	2,334	94	
寄 附 金	1,301	9,945	—	4,851	—	5,094	49	
繰 入 金	25,000	25,000	1	5,000	—	20,000	20	
繰 越 金	1	1	—	—	—	1	—	
雑 収 入	61,033	199,417	7	66,874	—	132,543	34	
市 債	214,700	467,900	17	208,200	—	259,700	44	
合 計	2,058,461	2,748,026	100	2,180,588	—	567,438	79	基金へ編入 3千円

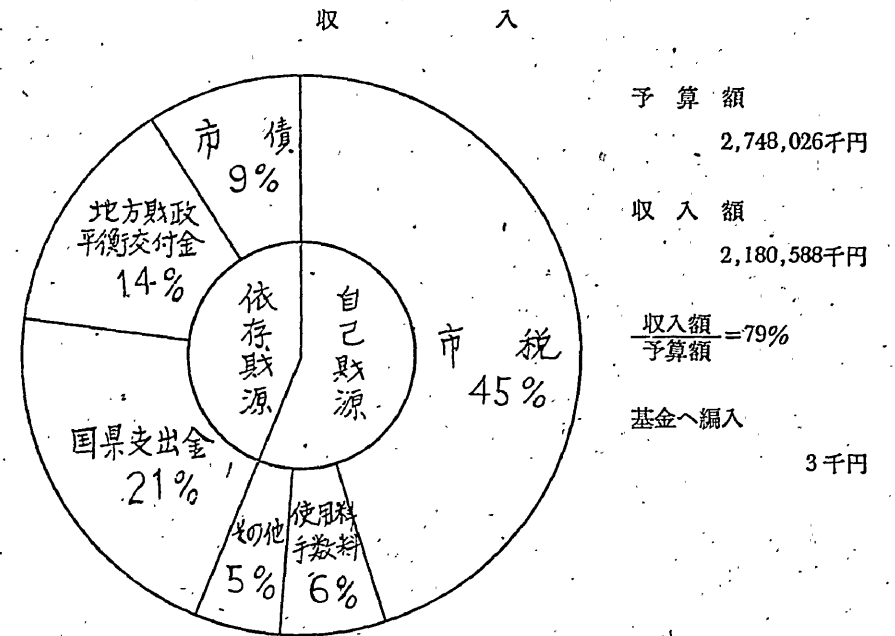
支出

科 目	当初予算額	最終予算額	予算総額に対する百分率	支出額	差 引		最終予算額に対する百分率	備 考
					増	減		
議 会 費	27,832	30,545	1	29,879	—	666	99	
役 所 費	378,402	369,270	13	358,099	—	11,171	97	
公平委員会費	504	504	—	326	—	178	65	
警察消防費	246,389	300,362	11	291,502	—	8,860	98	
土木費	131,079	188,507	7	159,658	—	28,849	85	
教育費	302,066	495,239	18	280,469	—	214,770	57	
社会労働施設費	542,303	574,232	21	511,576	—	62,656	89	
保健衛生費	82,070	132,158	5	89,043	—	43,115	67	
産業経済費	63,459	88,565	3	76,517	—	12,048	86	
財産費	18,165	18,858	1	16,982	—	1,876	90	
統計調査費	3,131	3,210	—	1,828	—	1,382	57	
選挙費	10,409	17,054	1	15,424	—	1,630	90	
公債費	60,052	81,057	3	75,617	—	5,440	93	
輸送費	4,500	4,500	—	4,145	—	355	92	
監査委員費	2,645	2,958	—	2,842	—	116	96	
災害復旧費	69,888	92,298	3	33,038	—	59,260	36	
雑 支 出 金	172,567	345,721	13	304,280	—	41,441	88	
予 備 費	3,000	2,988	—	—	—	2,988	—	
合 計	2,058,461	2,748,026	100	2,251,225	—	496,301	82	前年度繰上充用金 117,130千円 特別会計繰出金 167,551千円 収入支出差引不足額 70,640千円

特別会計 建設費
収入

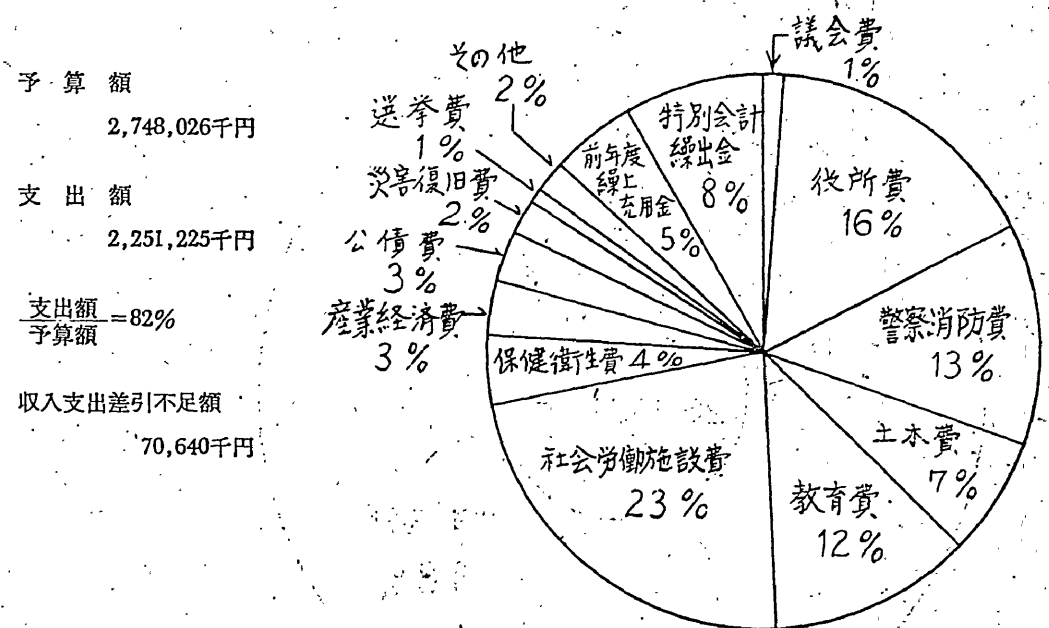
科 目	当初予算額	最終予算額	予算総額に対する百分率	収入額	差 引		最終予算額に対する百分率	備 考
					増	減		
公企業及び財産収入	1	578	—	260	—	318	44	

一般会計収支一覧表



予算額 2,748,026千円
 収入額 2,180,588千円
 収入額/予算額 = 79%
 基金へ編入 3千円

支出



予算額 2,748,026千円
 支出額 2,251,225千円
 支出額/予算額 = 82%
 収入支出差引不足額 70,640千円

科 目	当初予算額	最終予算額	予算総額に対する百分率	支出額	差 引		最終予算額に対する百分率	備 考
					増	減		
事務費	千円 1,228	千円 1,228	% 8	千円 1,120	千円 -	千円 108	% 91	
貸付金	12,000	13,500	91	6,658	-	6,842	49	
公債費	123	123	1	123	-	-	100	
諸支出金	1	1	-	-	-	1	-	
予備費	1	1	-	-	-	1	-	
合 計	13,353	14,853	100	7,901	-	6,952	53	翌年度へ繰越 1,490千円

特別会計 社会保険広島市民病院費 収 入

科 目	当初予算額	最終予算額	予算総額に対する百分率	収入額	差 引		最終予算額に対する百分率	備 考
					増	減		
国庫支出金	千円 1	千円 1	% -	千円 -	千円 -	千円 1	% -	
使用料及び手数料	48,787	57,109	99	39,103	-	18,006	68	
寄附金	1	1	-	-	-	1	-	
雑収入	476	476	1	521	45	-	109	
合 計	49,265	57,587	100	39,624	-	17,963	69	

支 出

科 目	当初予算額	最終予算額	予算総額に対する百分率	支出額	差 引		最終予算額に対する百分率	備 考
					増	減		
病院費	千円 48,765	千円 57,087	% 99	千円 51,941	千円 -	千円 5,146	% 91	
業務費	47,886	56,895	99	51,867	-	5,028	91	
過年度支出	687	-	-	-	-	-	-	
諸費	192	192	-	74	-	118	39	
予備費	500	500	1	-	-	500	-	
合 計	49,265	57,587	100	51,941	-	5,646	90	収入支出差引不足額12,317千円

特別会計 競輪事業費 収 入

科 目	当初予算額	最終予算額	予算総額に対する百分率	収入額	差 引		最終予算額に対する百分率	備 考
					増	減		
競輪事業収入	千円 850,055	千円 850,055	100	千円 621,256	千円 -	千円 228,799	% 73	
入場料収入	3,085	3,085	1	1,177	-	1,908	38	
車券売上収入	846,000	846,000	99	617,890	-	228,110	73	
雑収入	970	970	-	2,189	1,219	-	236	
合 計	850,055	850,055	100	621,256	-	228,799	73	

支 出

科 目	当初予算額	最終予算額	予算総額に対する百分率	支出額	差 引		最終予算額に対する百分率	備 考
					増	減		
競輪事業費	千円 849,455	千円 849,455	100	千円 634,701	千円 -	千円 214,754	% 75	
事務費	12,235	12,235	1	10,786	-	1,449	88	
開催費	84,208	84,208	10	81,605	-	2,603	97	
諸費	753,012	753,012	89	542,310	-	210,702	73	

国庫支出金	236,544	225,934	37	216,147	-	9,787	96	
県支出金	103	103	-	103	-	-	100	
繰入金	153,542	203,901	33	167,382	-	36,519	82	
繰入金	1,615	2,469	-	1,355	-	1,114	55	
繰入金	1	1	-	-	-	1	-	
徴収金	1	11,562	2	4,180	-	7,382	36	
市債	174,000	169,000	28	179,000	10,000	-	105	
合 計	565,807	613,548	100	568,427	-	45,121	93	

支 出

科 目	当初予算額	最終予算額	予算総額に対する百分率	支出額	差 引		最終予算額に対する百分率	備 考
					増	減		
建設費	千円 455,704	千円 468,310	% 77	千円 424,044	千円 -	千円 44,266	% 91	
区画整理費	98,613	106,867	17	97,124	-	9,743	91	
幹線街路費	9,288	9,295	2	9,294	-	1	100	
補助街路費	16,924	16,933	3	16,933	-	-	100	
ガス及び軌道費	11,449	11,457	2	11,456	-	1	100	
公共空地整備費	5,935	6,818	1	6,810	-	8	100	
水路費	3,982	3,986	1	3,986	-	-	100	
排水施設整備費	4,978	4,982	1	4,982	-	-	100	
橋梁費	54,753	54,840	9	54,838	-	2	100	
記念館建設費	40,940	32,007	5	31,958	-	49	100	
記念公園造成費	4,978	3,475	-	3,475	-	-	100	
都市公共施設整備費	180	2,474	-	2,473	-	1	100	
住宅建設費	156,600	144,754	24	130,504	-	14,250	89	
下水道施設費	5,850	4,602	1	4,601	-	1	100	
防火建築帯造成費	6,000	6,000	1	5,550	-	450	92	
建設諸費	35,234	41,527	7	39,805	-	1,722	96	
不良住宅改良費	-	18,293	3	255	-	18,038	1	
第一期下水道築造事業費本年度支出額	53,229	82,938	13	67,611	-	15,327	82	
下水道費	37,829	37,846	6	37,845	-	1	100	
下水道施設費	15,400	12,592	2	12,574	-	18	100	
下水道築造費	-	32,500	5	17,192	-	15,308	53	
公債費	56,874	62,300	10	61,786	-	514	99	
合 計	565,807	613,548	100	553,441	-	60,107	90	

特別会計 公益質屋費 収 入

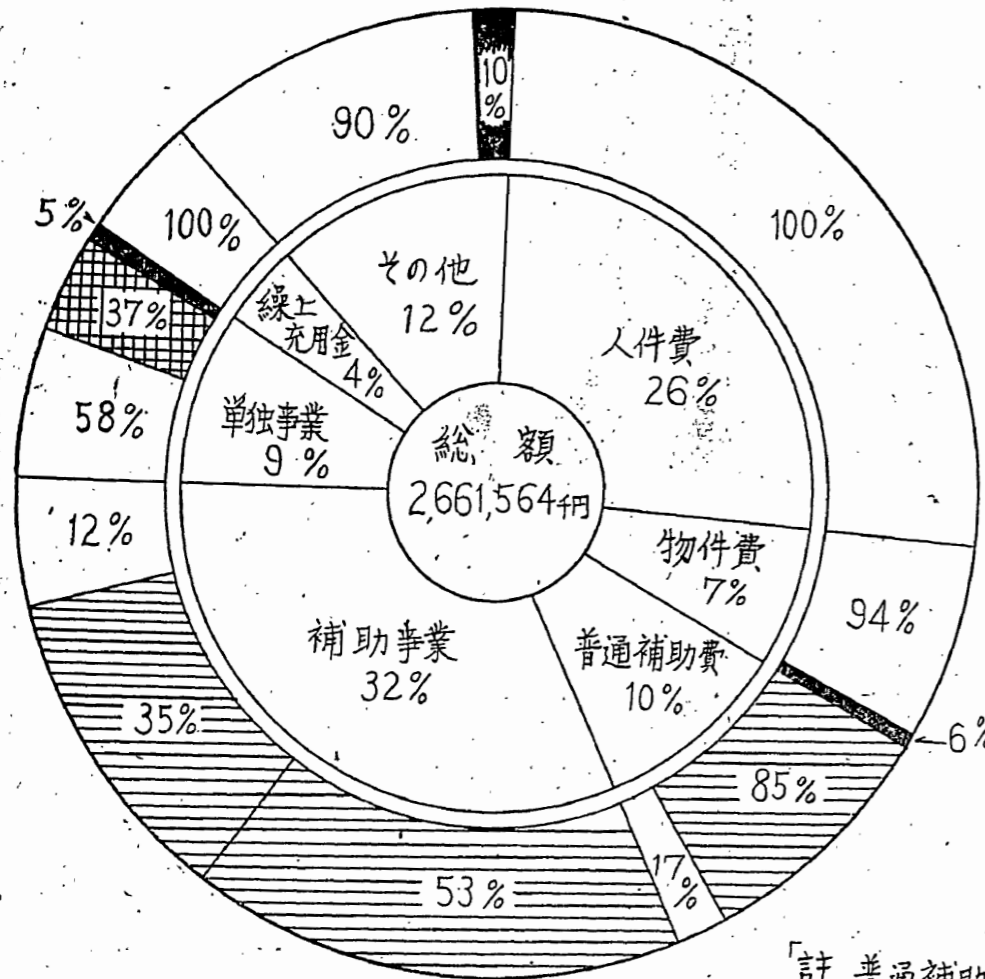
科 目	当初予算額	最終予算額	予算総額に対する百分率	収入額	差 引		最終予算額に対する百分率	備 考
					増	減		
貸付金より生ずる利	千円 1,350	千円 1,350	% 9	千円 873	千円 -	千円 477	% 65	
雑収入	1	1	-	-	-	1	-	
貸付金戻入金	12,000	12,000	81	7,006	-	4,994	58	
繰入金	1	1	-	-	-	1	-	
前年度繰越金	1	1	-	12	11	-	-	
市債	-	1,500	10	1,500	-	-	100	
合 計	13,353	14,853	100	9,391	-	5,462	63	

支 出

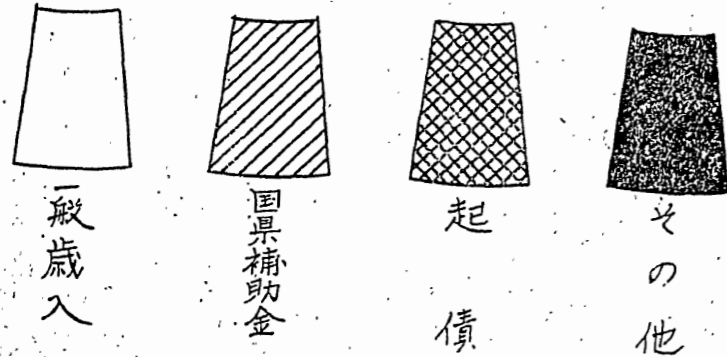
貸付金より生ずる利	千円 1,350	千円 1,350	% 9	千円 873	千円 -	千円 477	% 65	
-----------	----------	----------	-----	--------	------	--------	------	--

(3) 昭和28年度経費使途別一覽表

但し、公益質屋費、市民病院費、競輪事業費を除く。



註、普通補助費中には人件費を含みます。



予備費	600	600	-	-	-	600	-	
合計	850,055	850,055	100	634,701	-	215,354	75	収入支出差引不足額13,445千円

その他の特別会計 収入

科目	当初予算額	最終予算額	収入額	差引		最終予算額に対する百分比	備考
				増	減		
奨学資金	千円 2	千円 2	千円 2	-	-	94	基金へ編入2千円
天満町外部落有財産	1	1	-	-	1	-	
用品調達費	11,010	11,010	10,226	-	784	93	
失業対策事業適格者就職貸付資金	778	778	302	-	476	39	繰入金 168千円
合計	11,791	11,791	10,530	-	1,261	89	

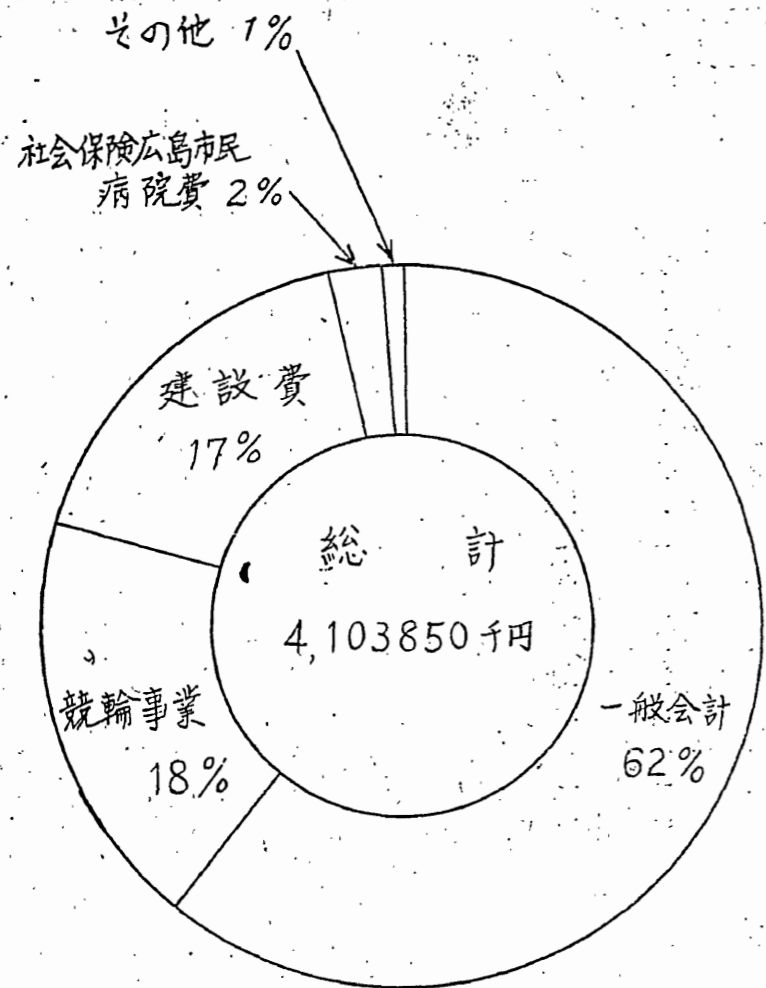
支出

科目	当初予算額	最終予算額	支出額	差引		最終予算額に対する百分比	備考
				増	減		
奨学資金	千円 2	千円 2	千円 -	-	2	-	
天満町外部落有財産	1	1	-	-	1	-	
用品調達費	11,010	11,010	9,160	-	1,850	83	翌年度へ繰越1,066千円
失業対策事業適格者就職貸付資金	778	778	302	-	476	39	
合計	11,791	11,791	9,462	-	2,329	80	

通次繰越分

特別会計建設費 第1期下水道築造事業費本年度支出額

科目	通次繰越額	支出額	翌年度繰越額	備考
下水道築造費	千円 18,428	千円 14,986	千円 3,442	



三、昭和二十九年財政概況

(一) 予算の概要並びに収入支出の状況

昭和二十九年度会計予算一覧表

総計 4,103,850千円

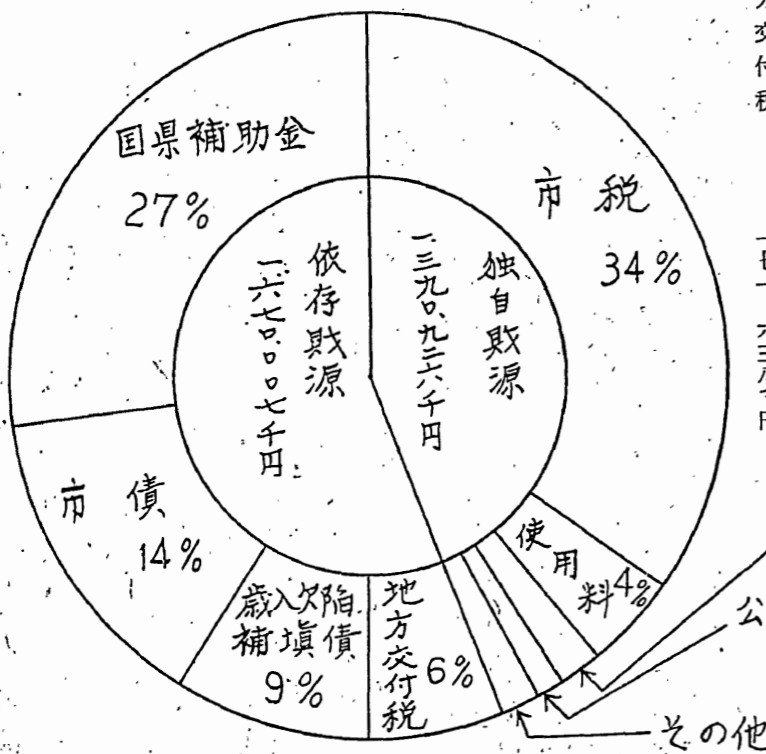
一般会計 2,546,400千円

競争事業 745,000千円

建設費 675,100千円

社会保険 17,000千円

その他 10,250千円



昭和二十九年財源調(統計)

但し、競争事業費、市民病院費、公益質屋費を除く。

市税 546,400千円

国庫補助金 267,000千円

市債 138,000千円

固定資産税 336,940千円

電気ガス税 98,794千円

社会保険 17,000千円

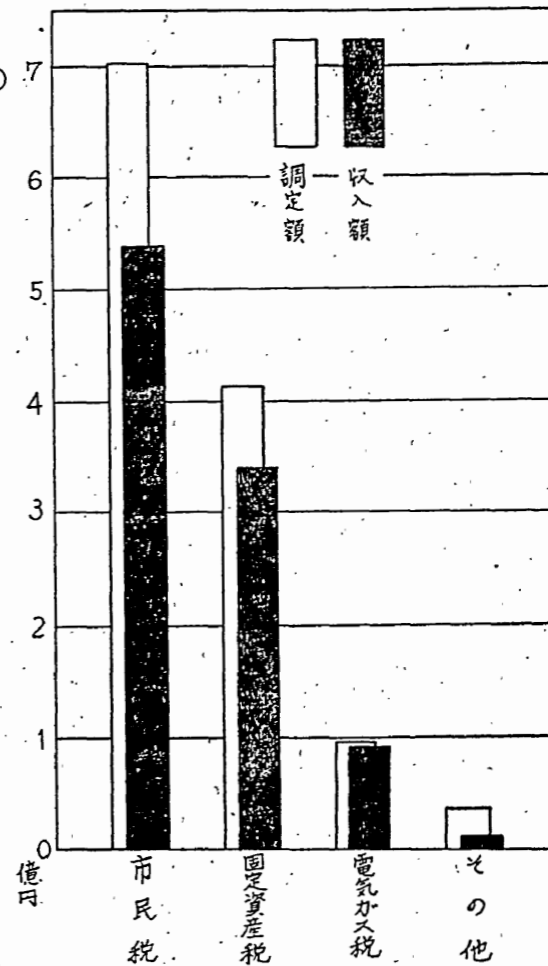
その他 10,250千円

(二) 市民の負担状況(市税)

予算額 958,472千円

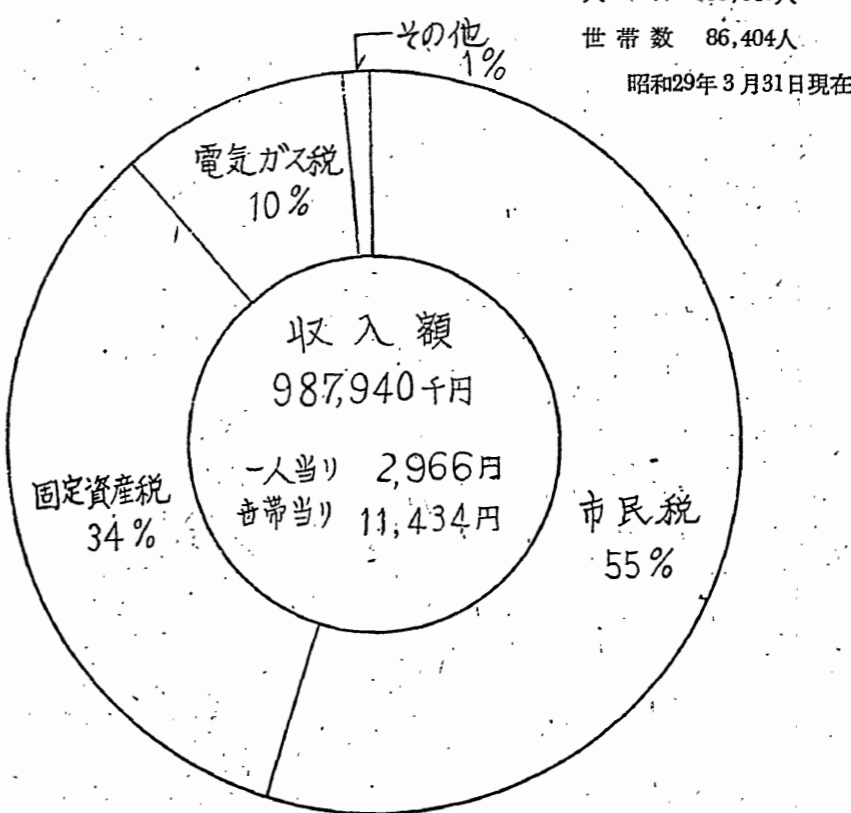
調定額 1,256,073千円

収入額 987,940千円



収入額 / 予算額 = 103%

収入額 / 調定額 = 79%



人口 333,048人

世帯数 86,404人

昭和29年3月31日現在

9 繰入金	34,184	—	34,184	1	—	—
10 繰越金	1	—	1	—	—	—
11 雑収入	68,755	163	68,918	3	34,595	50
12 市債	197,400	290,000	487,400	19	—	—
歳入合計	2,252,393	303,731	2,556,124	100	855,682	33

歳出

科目	当初予算額	自4月至9月追加算額	現在予算額	予算総額に対する現在予算額の百分率		備考	
				千円	%		
1 議会費	30,838	—	308,383	1	47	80千円予備費より補充	
2 役所費	380,238	890	381,208	15	47		
3 公平委員会費	527	—	527	—	29		
4 警察消防費	281,262	114,088	167,174	7	62		
5 土木費	70,807	2,219	73,026	3	10		
6 教育費	374,486	225,367	599,853	24	25		
7 社会労働施設費	547,269	9,391	556,660	22	45		
8 保健衛生費	99,468	37,361	136,829	5	32		
9 産業経済費	62,097	5,308	67,405	3	61		
10 財産費	32,056	—	32,056	1	20		
11 統計調査費	2,330	—	2,330	—	14		
12 選挙費	11,840	470	12,819	—	45		
13 公債費	92,869	—	92,869	4	48		
14 輸送費	4,250	—	4,250	—	20		
15 監査委員費	3,457	—	3,457	—	42		
16 災害復旧費	54,818	2,660	57,478	2	2		
11 諸支出金	200,772	134,153	334,946	13	23		21千円予備費より補充
18 予備費	3,000	—	2,899	—	—		101千円予備費補充 役所費~60千円 諸支出金~21千円
歳出合計	2,252,393	303,731	2,556,124	100	935,565	36	

特別会計建設費歳入

科目	当初予算額	自4月至9月追加算額	現在予算額	予算総額に対する現在予算額の百分率		備考
				千円	%	
1 公企業及び財産収入	—	42,000	42,001	6	4	
2 使用料及び手数料	100	—	100	—	—	
3 国庫支出金	228,591	9,568	238,159	35	14	
4 繰入金	172,052	9,224	181,276	27	—	
5 繰越金	1	—	1	—	—	
6 雑収入	2,265	—	2,264	1	55	
7 徴収金	23,672	—	23,672	3	24	
8 市債	190,000	—	190,000	28	1	
歳入合計	616,682	60,792	677,474	100	6	

歳出

科目	当初予算額	自4月至9月追加算額	現在予算額	予算総額に対する現在予算額の百分率		備考
				千円	%	
1 公企業及び財産収入	—	42,000	42,001	6	4	
2 使用料及び手数料	100	—	100	—	—	
3 国庫支出金	228,591	9,568	238,159	35	14	
4 繰入金	172,052	9,224	181,276	27	—	
5 繰越金	1	—	1	—	—	
6 雑収入	2,265	—	2,264	1	55	
7 徴収金	23,672	—	23,672	3	24	
8 市債	190,000	—	190,000	28	1	
歳入合計	616,682	60,792	677,474	100	6	

(2) 昭和29年度予算財源調

単位千円

科目	現在予算額	財源内訳							市債	一般歳入
		公企業及び財産収入	分担金及び負担金	使用料及び手数料	国庫支出金	県支出金	寄附金	雑収入		
議会費	30,838	—	—	—	—	—	—	—	—	30,838
役所費	381,128	—	1	16,769	—	5,141	1	7,519	—	351,697
公平委員会費	527	—	—	—	—	—	—	—	—	527
警察、消防費	167,174	—	—	514	—	—	—	115	—	166,545
土木費	73,026	—	—	5,764	300	—	2,000	1,008	10,000	53,954
教育費	599,853	—	—	16,502	151,660	888	7,500	317	104,000	318,979
社会労働施設費	556,660	—	—	34,099	352,258	10,492	—	16,857	66,000	76,954
保健衛生費	136,829	—	—	37,245	18,539	6,129	—	6,204	10,000	58,712
産業経済費	67,405	—	—	15,492	—	1,508	—	33,742	—	16,664
財産費	32,056	20,954	—	29,225	—	—	—	3,156	—	△21,279
統計調査費	2,330	—	—	—	—	904	—	—	—	1,426
選挙費	12,319	—	—	—	—	—	—	—	—	12,319
公債費	92,869	—	—	—	—	—	—	—	—	92,869
輸送費	4,250	—	—	—	—	—	—	—	—	4,250
監査委員会	3,457	—	—	—	—	—	—	—	—	3,457
災害復旧費	57,478	—	—	—	34,879	—	—	—	17,400	5,196
諸支出金	150,232	—	—	—	—	105	—	—	—	150,127
予備費	3,000	—	—	—	—	—	—	8,002	—	3,143
用品調達費	11,145	—	—	—	—	—	—	—	2	—
奨学資金	2	—	—	—	—	—	—	607	—	273
就職貸付資金	880	—	—	—	—	—	—	—	—	—
天満町外部落有財産建設費	1	—	—	—	—	—	—	—	1	—
建設費	677,474	42,001	—	100	238,159	—	—	25,938	190,000	181,279
計	3,060,933	62,955	1	155,710	795,802	25,167	9,501	103,468	397,400	1,510,929

一般歳入 1,510,929千円

内訳

市税 1,025,107千円
 地方交付税 171,638千円
 繰入金 34,184千円
 歳入欠陥補填債 280,000千円

(3) 昭和29年度予算概要並びに収支状況

一般会計

歳入

科目	当初予算額	自4月至9月追加算額	現在予算額	予算総額に対する現在予算額の百分率		備考
				千円	%	
1 市税	1,033,631	3,524	1,025,107	40	44	
普通税	1,028,728	9,513	1,019,215	—	44	
旧法による税収入	4,903	989	5,892,711	—	26	
2 地方交付税	226,613	54,975	6,638	7	48	
3 公企業及び財産収入	20,954	—	20,954	1	12	
4 分担金及び負担金	1	—	1	—	—	
5 使用料及び手数料	157,256	1,646	155,610	6	25	
6 国庫支出金	490,611	67,032	557,643	22	42	
7 県支出金	20,986	4,181	25,167	1	8	
8 寄附金	2,001	7,500	9,501	—	21	

特別会計 社会保健広島市民病院費

歳 入							
科 目	当初予算額	自4月至9月追加更正額	現在予算額	予算総額に対する現在の百分率	自4月至9月収入額	現在予算額に対する収入額の百分率	備 考
1 国庫支出金	千円 1	千円 1	千円 1	% 1	千円 1	% 1	
2 使用料及び手数料	87,168	3,340	90,508	99	21,176	23	
3 寄 附 金	1	—	1	—	—	—	
4 雑 収 入	545	—	545	1	340	44	
歳 入 合 計	87,715	3,340	91,055	100	31,416	23	

歳 出							
科 目	当初予算額	自4月至9月追加更正額	現在予算額	予算総額に対する現在の百分率	自4月至9月支出額	現在予算額に対する支出額の百分率	備 考
1 病 院 費	千円 87,215	千円 3,340	千円 90,555	% 99	千円 39,196	% 43	
業 務 費	72,961	3,340	76,301	83	26,793	35	
賭 費	14,254	—	14,254	16	12,403	87	
2 予 備 費	500	—	500	1	—	—	
歳 出 合 計	87,715	3,340	91,055	100	39,196	43	

特別会計 競輪事業費

歳 入							
科 目	当初予算額	自4月至9月追加更正額	現在予算額	予算総額に対する現在の百分率	自4月至9月収入額	現在予算額に対する収入額の百分率	備 考
1 競輪事業収入	千円 747,366	千円 1	千円 747,366	% 100	千円 139,804	% 18	
使用料及び手数料	1,168	—	1,168	—	373	31	
入場料収入	1,584	—	1,584	—	654	41	
車券売上収入	744,000	—	744,000	100	138,349	18	
雑 収 入	613	—	613	—	381	62	
過年度収入	1	—	1	—	47	—	
歳 入 合 計	747,366	—	747,366	100	139,804	18	

歳 出							
科 目	当初予算額	自4月至9月追加更正額	現在予算額	予算総額に対する現在の百分率	自4月至9月支出額	現在予算額に対する支出額の百分率	備 考
1 競輪事業費	千円 746,366	千円 1	千円 746,366	% 100	千円 135,511	% 18	
事 務 費	10,367	—	10,367	2	2,711	26	
開 催 費	99,179	—	99,179	13	18,287	18	
賭 費	63,620	—	63,620	85	114,513	17	
2 予 備 費	1,000	—	1,000	—	—	—	
歳 出 合 計	747,366	—	747,366	100	135,511	18	

その他の特別会計

歳 入						
科 目	当初予算額	自4月至9月追加更正額	現在予算額	自4月至9月収入額	現在予算額に対する収入額の百分率	備 考
用品調達費	千円 11,145	千円 1	千円 11,145	千円 2,978	% 23	

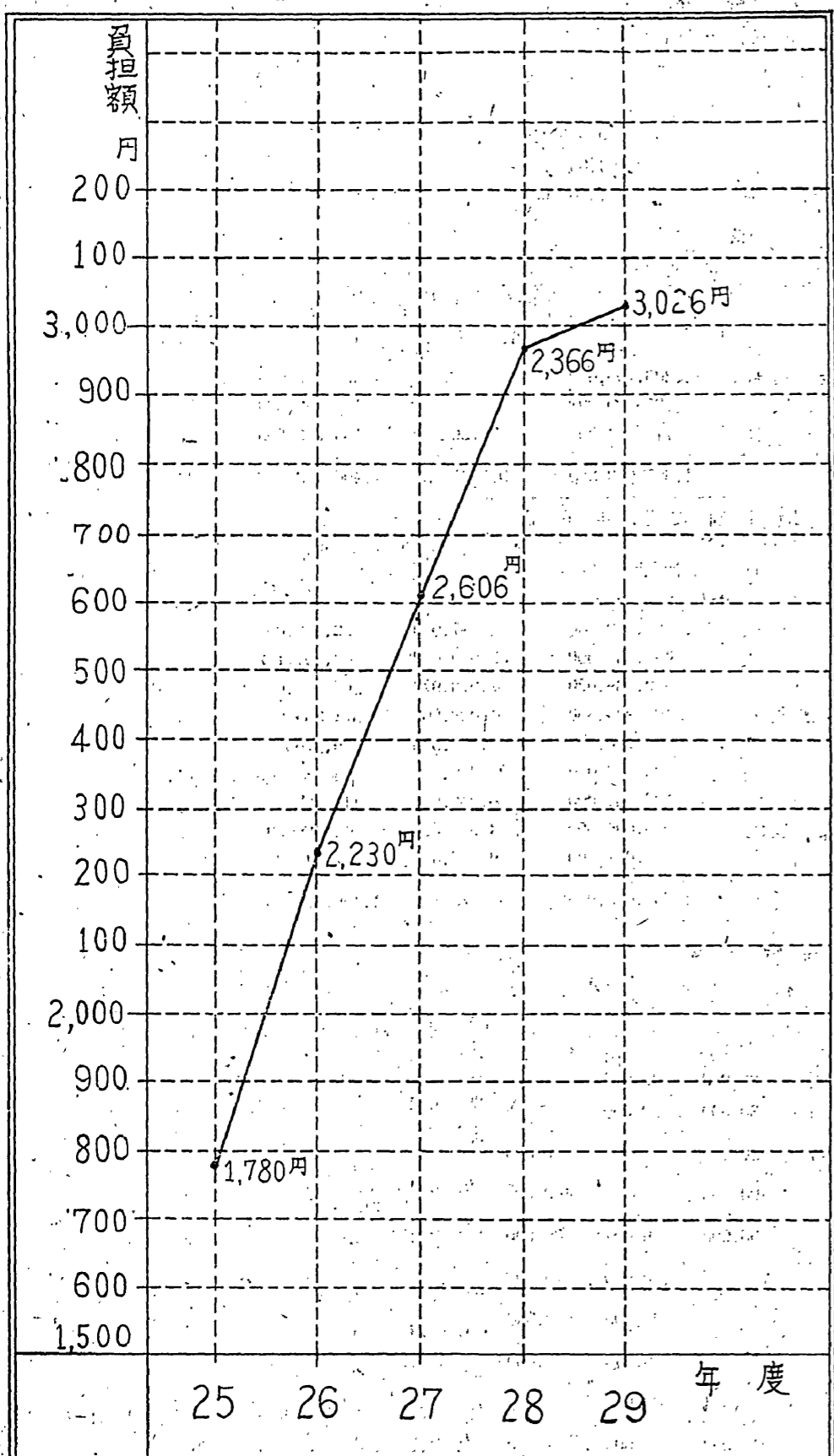
科 目	千円	千円	千円	%	千円	%
1 建設費	449,688	60,792	510,480	76	121,102	23
復興地区画整理費	76,562	—	76,562	11	29,640	38
庚午町附近地区画整理費	10,000	—	10,000	2	1,442	14
幹線街路費	4,992	—	4,992	1	405	8
補助街路費	11,952	—	11,952	2	1,689	14
ガス及び軌道費	16,626	—	16,626	2	11,019	66
公共空地整備費	3,950	—	3,950	1	280	7
水路費	3,020	—	3,020	—	35	11
排水施設整理費	3,986	—	3,986	1	40	1
橋梁費	43,830	—	43,830	6	20,637	47
記念館建設費	59,992	—	59,992	9	634	1
記念公園造成費	35,962	—	35,962	5	407	1
都市公共施設整備費	1,594	—	1,594	—	9	1
住宅建設費	126,830	14,131	140,961	21	21,548	15
下水道施設費	4,000	—	4,000	1	—	—
防火建築帯造成費	3,000	—	3,000	—	—	—
建築諸費	43,392	28,624	72,016	11	20,098	27
不良住宅改良費	—	18,037	18,037	3	13,219	73
2 第一期下水道築造事業本年度支出額	75,674	—	75,674	11	8,349	11
下水道費	32,674	—	32,674	5	8,276	25
下水道施設費	13,000	—	13,000	2	73	1
下水道築造費	30,000	—	30,000	4	—	—
3 公債費	91,320	—	91,320	13	44,572	48
元利償還金	89,520	—	89,520	13	44,572	49
利 子	1,800	—	1,800	—	1	—
歳 出 合 計	616,682	60,792	677,474	100	174,023	26

特別会計 公益質屋費

歳 入							
科 目	当初予算額	自4月至9月追加更正額	現在予算額	予算総額に対する現在の百分率	自4月至9月収入額	現在予算額に対する収入額の百分率	備 考
1 貸付金より生ずる収入	千円 1,800	千円 1	千円 1,800	% 9	千円 318	% 17	
2 雑 収 入	1	—	1	1	—	—	
3 貸付金戻入	18,000	—	18,000	91	2,715	15	
4 繰 入 金	1	—	1	—	—	—	
5 前年度繰越金	1	—	1	—	1,490	—	
歳 入 合 計	19,803	—	19,803	100	4,523	22	

歳 出							
科 目	当初予算額	自4月至9月追加更正額	現在予算額	予算総額に対する現在の百分率	自4月至9月支出額	現在予算額に対する支出額の百分率	備 考
1 事 務 費	千円 1,111	千円 1	千円 1,111	% 6	千円 330	% 29	
2 貸 付 金	18,000	—	18,000	91	6,100	33	
3 公 債 費	690	—	690	3	311	45	
4 諸 支 出 金	1	—	1	—	—	—	
5 予 備 費	1	—	1	—	—	—	
歳 出 合 計	19,803	—	19,803	100	6,741	34	

市民一人当りの市税負担額各年度比較表



奨学資金	2	—	2	2	100
就職貸付資金	880	—	880	50	8
天満町外部落有財産	1	—	1	—	—
計	12,028	—	12,028	3,030	—

科 目	当初予算額	歳 出		現在予算額	自4月至9月 支出額	現在予算額 に対する支出額 の百分率	備 考
		自4月至9月 追加更額	自4月至9月 正額				
用品調達費	11,145	—	11,145	11,145	3,476	31	
奨学資金	2	—	2	2	—	—	
就職貸付資金	880	—	880	880	96	10	
天満町外部落有財産	1	—	1	1	—	—	
計	12,028	—	12,028	12,028	3,572	—	

通次繰越分
第一期下水道築造事業本年度支出額

科 目	通次繰越額	下水道築造費		備 考
		自4月至9月 支出額	通次繰越額に 対する支出額 の百分率	
第一期下水道築造事業費 本年度支出額	—	—	—	
下水道築造費	18,750	16,601	89	

(二) 市民の負担の状況(市税)

昭和29年9月30日現在

人口 338,695人
世帯数 88,256世帯

区 分	現在予算額	負 担 額		負担額に 対する各 区分の 百分率	備 考
		1人当り	1世帯当り		
普 通 税	451,521,000円	1,333円	5,116円	44%	
固定資産税	354,395,000	1,046	4,016	35	
自転車荷車税	9,714,000	29	110	1	
たばこ消費税	102,193,000	302	1,158	10	
電気ガス税	101,392,000	299	1,148	10	
旧法による税収入	5,892,000	17	67	—	
計	1,025,107,000	3,026	11,615	100	

簡易保険局	30,000	—	30,000	29. 8. 3	日歩 1銭8厘	
広島銀行	40,000	20,000	20,000	29. 8. 20 29. 8. 24	〃 2銭4厘	一部繰上償還
		20,000	0	29. 8. 31	〃	
広島市 農協同組合	20,000	20,000	0	29. 8. 24 29. 9. 22	〃 〃	
簡易保険局	10,000	—	10,000	29. 9. 14	〃 1銭8厘	
大蔵省 資金運用部	30,000	—	30,000	29. 9. 20	〃	

起債前借金

借入先	借入金	長期資金に 借替又は償還	残額	借入 年月日 償還(借替)	利率	備	考
簡易保険局	千円 20,000	千円 —	千円 20,000	29. 9. 21	日歩 1銭8厘		

すび

以上が今回公表する財政状況であります。
 政府においても明年度地方財政計画案を発表し、地方財政建直しに相当強力な措置を講ずるべく地方財政再建促進特別措置法、地方道路税法、地方債証券公庫設置等の施策を考究中でありますが、本市としては、これら施策を待つまでもなく本市独自の再建計画を立案中であります。
 以上要するに財政確立のためには国・県の援助はいうまでもないことではありますが、市民の皆さんの御協力なくしては本市財政の確立も、広島平和都市の建設も、発展もできないのであります。
 市民の皆さんの熱烈な愛市の心に訴えるとともに本市市政運営に対する深き御理解と御協力をお願いする次第であります。

(三) 財産公債及び一時借入金

(1) 市有財産
財産の現在高調

種別	数量	備	考
土地	500,965坪190		
建物	104,833坪758		
基金、資金	2,428,768円		

(2) 公債
借入先別市債現在高調

借入先	当初借入額	昭和29年9月30日		百分比	備	考
		現在既償還額	現在未償還額			
大蔵省資金運用部	1,389,795,000	184,048,837	1,205,746,963	81%		
郵政省簡易保険局	185,000,000	—	185,000,000	12		
銀行その他	112,853,000	7,126,500	105,726,500	7		
計	1,687,648,800	191,175,337	1,496,473,463	100		

費目別市債現在高調

費目	当初借入額	昭和29年9月30日		百分比	備	考
		現在既償還額	現在未償還額			
警察、消防費	27,700,000	4,897,000	22,803,000	2%		
土木費	445,461,800	62,000,628	383,461,172	26		
教育費	320,639,000	12,973,972	307,665,028	20		
社会労働施設費	402,924,000	31,038,905	371,885,095	25		
産業経費	87,700,000	38,329,536	49,370,464	3		
保健衛生費	236,262,000	21,276,631	214,985,369	14		
災害復旧費	126,331,000	6,840,035	119,490,965	8		
建設費(戦災復旧)	19,000,000	4,531,000	14,469,000	1		
その他	21,631,000	9,287,630	12,343,370	1		
計	1,687,648,800	191,175,337	1,496,473,463	100		

(3) 一時借入金

財政調整資金

借入先	借入金	償還金	残額	借入 年月日 償還	利率	備	考
大蔵省 資金運用部	千円 25,000	千円 25,000	千円 0	29. 5. 1 29. 5. 20	日歩 1銭8厘		
簡易保険局	30,000	30,000	0	29. 5. 1 29. 7. 31	〃 〃		
大蔵省 資金運用部	30,000	—	30,000	29. 5. 12	〃		
広島銀行	100,000	—	100,000	29. 5. 31	〃 2銭3厘		
〃	90,000	10,000	80,000	29. 5. 31 29. 6. 1	〃 〃	一部繰上償還	
		10,000	70,000	29. 6. 4	〃	〃	
		20,000	50,000	29. 6. 21	〃	〃	
		10,000	40,000	29. 7. 1	〃	〃	
		20,000	20,000	29. 7. 26	〃	〃	8月31日より利率2銭4厘に引上げ
簡易保険局	10,000	10,000	0	29. 6. 30 29. 9. 11	〃 1銭8厘		
大蔵省 資金運用部	35,000	—	35,000	29. 6. 30	〃		

◎昭和29年度第1回広島市水道事業の業務状況

〔目次〕

まえがき	1頁
1 概況	1頁
2 工事	2頁
3 業務	2頁
4 会計	2頁
5 附帯事業	3頁
あしがき	4頁
附属諸表	
第1 広島市水道事業会計予算執行状況調書	
第2 広島市水道事業試算表	

広島市告示第133号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の規定に基づき、昭和29年4月1日から昭和29年9月30日までの広島市水道事業の「業務状況」を次のように公表する。

昭和29年11月30日

広島市長 浜井信三

まえがき

ここに、昭和29年度第1回本市水道事業の業務状況を公表いたします。今回は、本年4月1日から9月30日までの業務状況を説明し市民各位に水道事業の実状を十分認識していただくとともに、今後一層の御理解と御協力をお願いする次第であります。

第1 概況

1 総括事項

当期においては、昨年度に引き続き事業の合理化と能率的運営に努め、常に市民各位の福祉の向上発展に意を用いるとともに「水道サービス」の向上に鋭意努力いたしました。

しかしながら、昭和26年12月の水道料金改訂以来、2回に亘る電気料金と給与ベースの改訂、固定資産の減価償却費の法定計上並びに諸物価の高騰に加へ起債枠は減少等財政的悪条件が重つたため、昨年度は遂に赤字決算を招来し、料金改訂の必要が痛感されるに到りました。しかし出来得る限り現行料金を維持すべく、当期は極力経費の節減と収入財源の獲得に努力いたしましたが、支出面においては更に企業債に対する支払利息の増加、並びに本市の特異的な戦災復興及び拡張等建設改良費への充当額の増嵩により現行料金をもつては到底健全なる事業の運営は期し得ない状況となりましたので、目下市議会に対し料金改訂を提案いたしております。

事業施行につきましては、前述のとりの財政の現況に鑑み、事業の抑制を余儀なくされておりますが、継続事業である第四期水道拡張工事にあつては、前期において竣工をみた、薬品沈澱池、浄水池に対する附帯工事一切を完了し、1日約10,000000の配水量増強を致しております。

しかしながら、認証事業である区画整理に伴う配水管の移設及び増設工事等は財政の都会上遺憾ながら十分なる工事の施行はでき難い状況であります。なお、維持管理面については、最少の経費をもつて最大の効果をあげるべく努力いたしまして、漏水防止、修繕工事等皆様の御期待に沿うべく万全を期してまいりました。

以上当期における経理の状況は、別紙附属諸表第1及び第2に示すとおりであります。

2 議会議決事項

当期中の市議会において、次の議案が議決されました。

(1) 昭和29年8月定例市議会

昭和29年8月7日 第75号議案、急速戸過池築造工事請負契約の同意について

3 職員に関する事項

当期末日における職員の実員数は、次のとおりであります。

事務吏員	41名	} 386名	臨時職員	73名
技術吏員	57名			
その他の職員	288名			



号外第6号

発行

昭和29年11月30日

(火曜日)

発行所

広島市役所

広島市国泰寺町三九

契約事項 契約の方法 契約年月日 契約金額 契約の相手方
 急連汚過池築造工事 指名競争入札 昭和29年8月9日 44,580,000円 株式会社藤田組広島支店
 取締役支店長 山口慶三

2 資産、企業債及び一時借入金の概況

資産、企業債及び一時借入金の当期末現在高及び当期中の状況は、次のとおりであります。

(1) 資産の現在高及び増減状況調

資産別	現在高	備考
有形固定資産	1,226,060,157 円	種目別現在高は附属表第2、水道事業試算表参照
減価償却引当金	△ 21,708,137	
流動資産	61,746,910	
計	1,266,098,930	

(2) 企業債の現在高

目的別	29年4月1日現在高	当期中起債額	当期中償還額	29年9月30日現在高	総額に対する%	備考
第四期水道拡張事業	206,853,854 円	— 円	11,095,173 円	195,758,681 円	68.8 %	
戦災復興増補改良事業	57,261,609	—	1,237,232	56,024,377	19.9	
災害復旧事業	31,300,000	—	—	31,300,000	11.0	
配水管増設工事	1,500,000	—	—	1,500,000	0.3	
計	296,915,463	—	12,332,405	284,583,058	100.0	

(3) 一時借入金の現在高

借入目的	借入金額	返済金額	現在高	借入年月日 返済(予定)年月日	利率	借入先
支払資金	15,000,000 円	15,000,000 円	— 円	29. 4. 9	2銭3厘	株式会社広島銀行
〃	5,000,000	5,000,000	—	29. 7. 19	〃	〃
〃	5,000,000	5,000,000	—	29. 8. 14	〃	〃
〃	15,000,000	—	15,000,000	29. 9. 30 (29. 10. 15)	2銭4厘	〃
計	40,000,000	25,000,000	15,000,000			

第5 附帯事業

1 附帯事業の概況

船舶給水件数	岸壁	65件
給水工事件数	運搬	115件
	新設	1,500件
	増設その他	5,310件

第2 工 事

当期中に施行した主要工事の概況は、次のとおりであります。

1 建設工事の概況

(1) 第四期水道拡張工事

第一号薬品沈澱池及び薬品溶解室清掃工事		29. 5. 7 竣工
薬品沈澱池、緩連汚過池仮連絡管布設工事	铸铁管 800耗 180m 600耗 6m 布設	29. 8. 8 〃
薬品沈澱池、附属配管工事	铸铁管 500耗~900耗 342m 布設	29. 7. 12 〃
緩連汚過池浄水池連絡管布設工事	铸铁管 800耗 57m 布設	29. 9. 30 〃
薬品溶解槽給水管布設工事	铸铁管 100耗 159m 布設	29. 5. 13 〃
拡張事務所構内器材整理工事	整理鉄管 10屯	29. 6. 30 〃
緩速攪拌機支台製作並びに附属工事	翼軸支台 20台製作	29. 7. 17 〃
緩速攪拌機用電磁開閉器取付工事		29. 8. 20 〃
塩素溶解用給水管布設工事	亜鉛引鋼管 25耗 93m 布設 ボンベ取付台 2ヶ設置	29. 8. 25 〃
浄水池附近清掃整理工事		29. 7. 1 着工 施工中
急連汚過池築造工事	巾8,8m×長2,85m 8池 铸铁管 800耗 流出管 25m 〃 短絡管 47m } 布設 700耗 汚水管 40m }	29. 8. 10 着工 施工中

(2) 配水管増設工事

牛田町、打越町外配水管布設工事 24ヶ所	市内給水不良地域 布設延長 ビニール管 986m 鋼鉄管 2,399m 铸铁管 1,563m エタニット管 2,944m	竣工
----------------------	--	----

(3) その他の新設工事

大口径量水器試験室新築工事外2件		竣工
------------------	--	----

2 改良工事の概況

(1) 復興事業

区画整理に伴う配水管移設替工事	市内一円 100耗~125耗 布設 2,920m 撤去 2,907m	竣工
-----------------	---------------------------------------	----

(2) 建物改良工事

浄水課事務室応接室増築改良工事	事務室、応接室、便所 16坪	29. 7. 13 竣工
-----------------	----------------	--------------

(3) その他の改良工事

大田川改修に伴う打越町、配水管支管移設工事	铸铁管 100耗 延長120m 移設	竣工
-----------------------	--------------------	----

3 保存工事の概況

(1) 原水及び浄水設備維持補修工事	植木手入れ及び場内清掃作業外	竣工
(2) 配水設備補修工事	青崎一丁目配水管支管移設替工事他5件	竣工
	配水管破裂その他修理	825件
(3) 量水器補修取替		976件
(4) 漏水防止及び修理	給水管漏水防止及び修理作業	1,346件
	その他	1,511件

第3 業 務

当期中又は、当期末の業務量は、次のとおりであります。

配水量 (29,4,1~29,9,30)	16,585,000屯
給水戸数 9月末日	62,818戸
給水人口 9月末日	277,903人
水道料金徴収件数 (29,4,1~29,9,30)	
調定	178,375件
収入	170,754件

第4 会 計

1 重要契約の要旨

市議会の議決を経た工事請負契約を次のとおり締結いたしました。

附属表第2

廣 島 市 水 道 事 業 試 算 表

昭和29年9月30日

借 方		科 目	貸 方	
残 高	合 計		合 計	残 高
29,380,744	29,380,744	土 地		
124,000	124,000	立 木		
99,011,181	99,011,181	建 物		
931,796,301	931,796,301	構 築 物		
65,012,105	65,012,105	機 械 及 び 装 置		
20,787,544	20,787,996	盥 水 器	452	
10,247,062	10,324,266	車 輛 運 搬 具	77,204	
15,589,768	15,589,768	器 具 備 品		
32,403,315	33,637,245	建 設 仮 勘 定	1,233,930	
3,561,114	232,831,055	現 金 預 金	229,269,941	
14,388,102	148,782,086	未 収 入 金	134,393,984	
3,635,000	3,635,000	有 価 証 券		
39,854,511	62,101,947	貯 蔵 品	22,247,436	
32,560	48,840	前 払 費 用	16,280	
245,623	2,362,888	仮 払 金	2,117,265	
30,000	30,000	雑 流 動 資 産		
	25,000,000	一 時 借 入 金	40,000,000	15,000,000
	30,001,799	未 払 金	33,380,926	3,379,127
	30,750,740	未 払 費 用	37,097,042	6,346,302
	2,363,877	前 受 金	4,351,739	1,987,862
	4,873,690	預 り 金	6,011,858	1,138,168
		預 り 保 証 有 価 証 券	3,500,000	3,500,000
	2,190,465	仮 受 金	2,610,465	420,000

五

あ と が き

以上当期中における水道事業の業務状況を説明いたしました。請般の情勢は財政的行きづまりをきたし、現行料金による増収のみでは到底局面の打開ははかりがたく、やむを得ず料金改訂を市議会に提案いたしておるのであります。何卒事情御予察の上、市民各位の公正なる御批判と御指導をお願いする次第であります。

附属表第1

廣 島 市 水 道 事 業 会 計 予 算 執 行 状 況 調 査

収 益 的 収 入 及 び 支 出

科 目	予 算 額			9 月 末 日 執行済額	予 算 残 額	予 算 対 対 する執行 比率	備 考
	当初予算額	追加増 △減額	予備費 充用額				
収 入	円	円	円	円	円	%	
1 水道事業収入	232,067,000	—	—	232,067,000	115,028,799	117,038,201	49.5
(1) 営業収益	210,586,000	—	—	210,586,000	102,131,874	108,454,126	48.5
(2) 附帯事業収益	18,114,000	—	—	18,114,000	10,339,008	7,774,992	57.0
(3) 営業外収益	3,367,000	—	—	3,367,000	2,557,917	809,083	75.9
支 出							
1 水道事業費	230,132,000	—	—	230,132,000	83,924,716	146,207,284	36.5
(1) 営業費用	103,096,000	—	—	103,096,000	41,671,647	61,424,353	40.4
(2) 附帯事業費	19,386,000	—	—	19,386,000	10,328,150	9,057,850	53.3
(3) 一般管理費	77,818,000	—	—	77,818,000	22,562,968	55,255,032	29.0
(4) 営業外費用	28,832,000	—	—	28,832,000	9,361,951	19,470,049	32.5
(5) 予備費	1,000,000	—	—	1,000,000	—	1,000,000	—

資 本 的 収 入 及 び 支 出

科 目	予 額 算			9 月 末 日 執行済額	予 算 残 額	予 算 対 対 する執行 比率	備 考
	当初予算額	追加増 △減額	計				
収 入	円	円	円	円	円	%	
1 資本的収入	247,855,000	—	247,855,000	—	247,855,000	—	
(1) 企業債	227,800,000	—	227,800,000	—	227,800,000	—	
(2) 建設改良 補助金	7,815,000	—	7,815,000	—	7,815,000	—	
(3) 工事負担金	12,240,000	—	12,240,000	—	12,240,000	—	
支 出							
1 資本的支出	309,074,000	—	309,074,000	49,400,512	259,673,488	16.0	
(1) 改良費	16,130,000	—	16,130,000	7,387,373	8,742,627	45.8	
(2) 施設費	47,526,000	—	47,526,000	16,066,573	31,459,427	33.8	
(3) 拡張費	220,000,000	—	220,000,000	13,614,161	206,385,839	6.2	
(4) 企業債償還金	25,418,000	—	25,418,000	12,332,405	13,085,595	48.5	

四

	21,711	減価償却引当金	21,708,137	21,686,426
		自己資本金	827,430,336	827,430,336
	68,132,405	借入資本金	352,715,463	284,583,058
		資本剰余金	55,392,020	55,392,020
	50,393	利益剰余金	20,264,917	20,214,554
2,104,973	2,104,973	昭和28年度欠損金		
	5,341,351	營業主益	104,793,300	99,451,949
	54,780	營業雜益	2,734,705	2,679,925
	32,700	船般給水料	773,341	740,641
	129,638	給水工費収入	9,728,005	9,598,367
	11,105	營業外収益	1,681,918	1,670,813
6,250,950	6,251,970	原水費	1,020	
20,080,903	20,100,966	浄水費	20,063	
1,793,045	2,255,455	配水費	462,410	
15,423,935	15,490,454	固定資産保存費	66,519	
1,666,808	1,666,808	船舶給水費		
9,317,689	9,318,612	給水工事費	923	
13,457,665	13,467,399	総係費	9,734	
9,304,136	9,314,333	業務費	10,197	
9,426	9,426	柵卸資産減耗費		
9,711,088	9,716,457	營業外費用	5,369	
1,355,219,548	1,914,106,899	合計	1,914,106,899	1,355,219,548

広島市報

第104号

発行
昭和29年12月20日
(月曜日)

発行所
広島市役所
広島市国泰寺町三九

【目次】

◎条 例

広島市清掃条例……………頁

◎規 則

広島市清掃規則……………頁

広島市隣保館条例施行細則の一部改正……………頁

昭和二十九年十二月に広島市の公務員に支給する特別手当の支給日の特例を定める規則……………頁

◎告 示

緊急臨時市議会の招集について……………頁

市議会付議事件について……………頁

建築基準法に基づく公開聴聞について……………頁

昭和二十九年年度広島市歳入出予算追加について……………頁

第五十一回仮換地予定地変更指定の発表について……………頁

建築基準法に基づく公開聴聞について……………頁

定例市議会の招集について……………頁

建築基準法に基づく公開聴聞について……………頁

◎教育委員会事項

選挙運動のために個人演説会開催のために必要設備の程度の一部改正……………頁

公職選挙法施行令の規定に基づく選挙運動のためにする個人演説会の施設の公営のために納付すべき費用の額の一部改正……………頁

◎選挙管理委員会事項

広島市選挙管理委員会の招集について……………頁

広島県知事選挙における東部開票区開票の場所及び日時について……………頁

広島県知事選挙における中部開票区開票の場所及び日時について……………頁

広島県知事選挙における西部開票区開票の場所及び日時について……………頁

広島県知事選挙における矢賀投票区投票所の設置について……………頁

広島県知事選挙における尾長投票区投票所の設置について……………頁

広島県知事選挙における愛宕投票区投票所の設置について……………頁

広島県知事選挙における二葉投票区投票所の設置について……………頁

広島県知事選挙における荒神投票区投票所の設置について……………頁

広島県知事選挙における大洲投票区投票所の設置について……………頁

広島県知事選挙における青崎投票区投票所の設置について……………頁

広島県知事選挙における向洋投票区投票所の設置について……………頁

広島県知事選挙における仁保投票区投票所の設置について……………頁

広島県知事選挙における淵崎投票区投票所の設置について……………頁

広島県知事選挙における楠那投票区投票所の設置について……………頁

広島県知事選挙における大河投票区投票所の設置について……………頁

広島県知事選挙における段原第一投票区投票所の設置について……………頁

広島県知事選挙における段原第二投票区投票所の設置について……………頁

広島県知事選挙における段原第三投票区投票所の設置について……………頁

広島県知事選挙における牛田投票区投票所の設置について……………頁

広島県知事選挙における竹屋投票区投票所の設置について……………頁

広島県知事選挙における皆実投票区投票所の設置について……………頁

広島県知事選挙における白鳥投票区投票所の設置について……………頁

広島県知事選挙における磯町投票区投票所の設置について……………頁

広島県知事選挙における磯町投票区投票所の設置について……………頁

広島県知事選挙における元宇品投票区投票所の設置について……………頁

広島県知事選挙における宇品第一投票区投票所の設置について……………頁

広島県知事選挙における宇品第二投票区投票所の設置について……………頁

広島県知事選挙における宇品第三投票区投票所の設置について……………頁

広島県知事選挙における似島投票区投票所の設置について……………頁

期限を附して別記様式第五号による検査証を交付する。

3 施設及び器材は、前項の検査証の交付を受けた後でなければ、これを使用してはならない。

4 汚物取扱業者は、第二項の検査証を見易い個所に表示しておかなければならない。

(施設及び器材の検査の申請)

第九條 前条第一項の規定により、施設及び器材の検査を受けようとする汚物取扱業者は、別記様式第六号による検査申請書を市長に提出しなければならない。

(許可証及び検査証の譲渡等の禁止)

第十條 許可証及び検査証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(許可証及び検査証の返納等)

第十一條 汚物取扱業者は、許可証又は検査証の有効期間が満了し、又は営業の許可を取り消されたときは、直ちに、市長にその許可証又は検査証を返納しなければならない。

2 汚物取扱業者が廃業、死亡、合併又は解散したときは、それぞれ本人、相続人、合併後存続する法人又は清算人は、直ちに、その旨を市長に届け出て、許可証及び検査証を返納しなければならない。

(従業者の証)

第十二條 汚物取扱業者は、汚物の収集、運搬又は処分に従事する者(以下「従業者」という。)に別記様式第七号による従業者の証を携帯せなければならない。

2 従業者は、汚物の収集、運搬又は処分に従事するときは、前項の従業者の証を携帯し、且つ、市の衛生関係職員又は汚物の処分を依頼した者から求められたときは、これを呈示しなければならない。

(大掃除の実施)

第十三條 法第十六條第一項の規定による大掃除の日時、区域、方法等は、その都度告示する。

2 大掃除を実施した建物の占有者には、別記様式第八号による大掃除済証を交付する。

3 大掃除を実施しない建物の占有者には、別記様式第九号による指導票を交付する。

(手数料を減額できる燃えがらの量)

第十四條 条例第六條第四項の規定による燃えがらの量は、一日平均の排出量にあつては百五十キログラム、一時に排出される量にあつては三百キログラムとする。

(汚物の収集処分の申込)

第十五條 ふん尿の汲取又はごみ若しくは燃えがらの収集処分を受けようとする者は、別記様式第十号による申込書に、手数料に相当する金額の収入証紙をちよう附して提出しなければならない。

2 前項の規定により手数料を納付した者には、別記様式第十一号によるふん尿汲取券又はごみ燃えがら処分券を交付する。

(手数料の減免)

第十六條 条例第八條の規定により手数料の減免を受けようとする者は、別記様式第十二号による手数料減免願を市長に提出し、許可を受けなければならない。

2 手数料を減免した者には、別記様式第十三号による割引(無料)券を交付する。

3 交付を受けた割引(無料)券は、他人に譲渡してはならない。

4 前項の規定に違反して譲渡した割引(無料)券は、無効とする。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 左に掲げる規則及び告示は、廃止する。

一 広島市尿尿汲取手数料条例施行規則(昭和二十六年六月一日広島市規則第十号)

二 広島市掃除監視吏員規程(昭和六年五月広島市告示甲第四十一号)

3. ふん尿汲取券は、第十五條第二項の規定にかかわらず、当分の間、従前のものを使用することができる。

別記様式第一号

し、尿浄化そう、設置届

設置者の住所、氏名及び職業(法人にあつては、その名称、事務所の所在地及び代表者の氏名)

二 建築物の種類及び場所

三 一日平均処理対象人員

四 形式、構造及び設備

五 洗じょう水の使用計画

六 消毒の方法

七 放流の場所

八 使用開始予定年月日

右のとおり尿浄化そうを設置したいので、清掃法第十三條第一項本文の規定により届け出ます

昭和 年 月 日

届出者 住所 氏名

(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名)

印

広島市長 殿



別記様式第三号

汚物取扱業許可申請書

一 取扱業者の本籍地、住所、氏名及び生年月日(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

二 営業所の所在地

三 取扱汚物の種別

四 収集、運搬又は処分の別

五 汚物積換場、汚物処理場、車庫、けい、船場の所在地、構造、仕様書及び附近の見取図

六 船舶、自動車その他主たる作業用具の種類及び数量

七 従業員の数

八 収集、運搬及び処分の方法並びに作業計画

九 作業区域、受持戸数及び一日の作業能力

十 取扱料金

右により汚物取扱業の許可を受けたので、広島市清掃規則第五條第一項の規定により申請します。

昭和 年 月 日

申請者 住所 氏名

(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

印

広島市長 殿

別記様式第四号

広厚衛指令第 号

汚物取扱業許可証

取扱業者 氏名

(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

昭和 年 月 日付で申請のあつた汚物取扱業については左記のように許可します。

昭和 年 月 日

広島市長 氏 名 印

記

一 取扱業者の本籍地及び住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

二 営業所の所在地

三 取扱汚物の種別及び取扱の別

四 有効期限

五 条 件

別記様式第五号

検査番号第 号

施設検査証

一 汚物取扱業者の住所氏名(法人にあつて、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

二 施設の所在地

三 施設の種別

四 有効期限

昭和 年 月 日

広島市長 印

別記様式第六号

検査番号第 号

器材検査証

一 汚物取扱業者の住所氏名(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

二 器材の種類

三 車両番号又は船の登録番号

四 積載量

五 所有者の住所氏名

六 有効期限

昭和 年 月 日

広島市長 氏 名 印

別記様式第六号

施設検査申請書

一 施設の所在地

二 施設の種別及び個数

三 現有検査証の有効期限

四 地主及び所有者の住所氏名(地主及び所有者の承諾書を添附)

右の検査を受けたので、広島市清掃規則第九條の規定により申請します

昭和 年 月 日

汚物取扱業者 住所 氏名

(法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

印

器材検査申請書

- 器材の種類及び個数
- 車両番号又は船の登録番号
- 運搬汚物の種類
- 積載量
- 現有検査証の有効期限
- 所有者の住所及び氏名(所有者の承諾書を添付)

右の検査を受けたので、広島市清掃規則第九条の規定により申請します

昭和 年 月 日

汚物取扱業者 住所 氏名

(法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

印

別記様式第七号

汚物従業者の証

昭和 年 月 日 発行

汚物取扱業者 住所 氏名

生 年 月 日

氏 名

所 属

印

別記様式第八号

昭和 年度

大掃除済証

広島市役所印

昭和 年度 自 月 日 至 月 日

大掃除をいたしましたよう

広島市役所印

(赤紙)

別記様式第九号

別記様式第十号

ふん尿汲み取り収集処分申込書

燃えがら

申日	数量	手数料
円		

注意 ※印欄は記入しないで下さい。

受付	住所	職業	目 標	要 項
町 丁目 番地				※() 日ごと一回 (見込)

記入欄

汲み取り票

別記様式第十一号

ふん尿汲取券(一荷券)

広島市

ふん尿汲取券

取扱者印

裏

- 汲取を終ったときは、本券を汲取人に渡して下さい
- 本券に取扱者印のないものは、無効です

(三荷券)

広島市 三荷券 150円

ふん尿汲取券三の一	取扱者印	広島市
ふん尿汲取券三の二	取扱者印	広島市
ふん尿汲取券三の三	取扱者印	広島市

裏

- 汲取を終ったときは、三荷(六たる)につき本券一枚を汲取人に渡して下さい
- 汲取を終ったときは、一荷(二たる)の場合には三分の一を、二荷(四たる)の場合には三分の二を切り取って汲取人に渡して下さい
- 本券に取扱者印のないものは、無効です

(五荷券)

広島市 五荷券 250円

ふん尿汲取券五の一	取扱者印	広島市
ふん尿汲取券五の二	取扱者印	広島市
ふん尿汲取券五の三	取扱者印	広島市
ふん尿汲取券五の四	取扱者印	広島市
ふん尿汲取券五の五	取扱者印	広島市

裏

- 汲取を終ったときは、五荷(十たる)につき、本券一枚を汲取人に渡して下さい
- 汲取を終ったときは、一荷(二たる)の場合五分の一、二荷(四たる)の場合五分の二、三荷(六たる)の場合五分の三、四荷(八たる)の場合五分の四を切り取って汲取人に渡して下さい
- 本券に取扱者印のないものは無効です

表

広島市 五、燃えがら処分券

取扱者印

金 円

裏

- 処分を終了したときは、作業員に渡して下さい
- 本券に取扱者印のないものは無効です
- 本券は、一キログラムについて一円です

別記様式第十二号

汚物取扱手数料減免願
一 住所及び氏名(法人にあつては、その名称、主たる事務所及び代表者の氏名)
世帯の構成

氏名	続柄	願出人との年齢	職業	氏名	続柄	願出人との年齢	職業

三 汚物の種別
四 手数料の額
五 減免希望額
六 減免願出事由
右により手数料の減額を許可下さるようお願いします。

昭和 年 月 日
願出人 住所 氏名 職業

(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名及び事業種別)

廣島市長 殿
右の願出人の願出事由は、事実と相違ないことを証明します。

昭和 年 月 日
民生委員 住所 氏名

廣島市長 殿

印

別記様式第十三号

表

No. _____

昭和 年 月 日 発行

住所 氏名

ふん尿() 荷分) 割引「無料券」
ごみ() 燃えがら() キログラム分)

廣島市長 氏名 印

取扱者印

裏

一 本券は、他人に譲渡してはいけません
二 本券を他人に譲渡したときは無効です
三 汲取又は処分を終つたときは、本券を作業員に渡して下さい
四 本券に取扱者印のないものは、無効です

廣島市隣保館条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和二十九年十二月一日
廣島市長 浜井信三

廣島市規則第六十四号
廣島市隣保館条例施行細則の一部を改正する規則
日廣島市規則第五十二号の三の一部を次のように改正する。

本則の表西隣保館保育園の項受託数の欄中「九〇」を「一一〇」に改める。
附則
この規則は、公布の日から施行する。
昭和二十九年十二月十四日
廣島市長 浜井信三

昭和二十九年十二月に広島市の公務員に支給する特別手当の支給日の特例を定める規則をここに公布する。
昭和二十九年十二月十四日
廣島市長 浜井信三

昭和二十九年十二月に広島市の公務員に支給する特別手当の支給日の特例を定める規則
広島市の公務員に対する特別手当の支給に関する条例施行規則(昭和二十七年広島市規則第八十五号)第三条の規定にかかわらず、昭和二十九年十二月に広島市の公務員に支給する特別手当は、昭和二十九年十二月二十八日まで支給するものとする。

附則
この規則は、公布の日から施行する。

告示

廣島市告示第百二十六号
地方自治法第百一条第二項但書の規定により、左記の通り緊急臨時廣島市議会を招集する。

昭和二十九年十一月二十六日
廣島市長 浜井信三

招集日時 昭和二十九年十一月二十九日午前十時
招集場所 廣島市役所
廣島市告示第百二十七号
十一月二十九日招集の緊急臨時廣島市議会に付する事件は、左記の通りとする。
昭和二十九年十一月二十六日
廣島市長 浜井信三

一、昭和二十九年年度廣島市歳入出入予算追加
記
廣島市長 浜井信三

廣島市告示第百二十八号
建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十九条

第一項但書及び第二項但書の規定による建築許可については、同法第五十四条第一項の規定に基づき次のように公開による聴聞を行う。
昭和二十九年十一月二十七日
廣島市長 浜井信三

一 開催日時 昭和二十九年十一月二十九日午後二時
二 開催場所 廣島市国泰寺町三九番地
三 申請者住所 廣島市庁舎内市長公室
四 申請者氏名 豊田正夫
五 建築場所 廣島市西九軒町九七番地
六 用途概要 石油貯蔵庫(地下槽)容量
ガソリン五、一二五リットル
軽油三、七〇〇リットル
商業地域
当該建築物は建築基準法第四十九条第二項(別表第一(一)項第一号(四)項第二号)の建築制限に該当するが、同条同項但書による許可に関し行うものである。

一 開催日時 昭和二十九年十一月二十九日午前十時
二 開催場所 廣島市千田町一丁目四九〇番地
三 申請者住所 日本赤十字社広島支部長 大原博夫
四 申請者氏名 廣島市千田町一丁目四九〇番地の一
五 建築場所 自動車車庫、木造平家建一六坪
六 用途概要 住居地域
七 地域 住居地域
八 理由 当該建築物は、建築基準法第四十九条第一項(別表第一(一)項第四号)の建築制限に該当するが、同条、同項但書による許可に関し行うものである。

一 開催日時 昭和二十九年十一月二十九日午前十時
二 開催場所 廣島市国泰寺町三九番地
三 申請者住所 廣島市千田町一丁目四九〇番地
四 申請者氏名 日本赤十字社広島支部長 大原博夫
五 建築場所 廣島市千田町一丁目四九〇番地の一
六 用途概要 自動車車庫、木造平家建一六坪
七 地域 住居地域
八 理由 当該建築物は、建築基準法第四十九条第一項(別表第一(一)項第四号)の建築制限に該当するが、同条、同項但書による許可に関し行うものである。

5賃金	182,000	182,000	①賃金	182,000	臨時雇員給	182,000	1人260円 延700人分
6需用費	731,000	731,000	⑪消耗品費	150,000	文具費	49,000	
					消耗機材費	100,000	
					諸費	1,000	
			⑫燃料費	45,000	燃料費	45,000	
			⑬食糧費	85,000	食糧費	85,000	
			⑭印刷製本費	140,000	印刷製本費	140,000	
			⑮光熱水料	1,000	光熱水料	1,000	
			⑯通信運搬費	41,000	通信運搬費	41,000	
			⑰広告料	30,000	広告料	30,000	
			⑱借料及び損料	120,000	会場その他借上料	120,000	
⑲修繕料	20,000	修繕料	20,000				
⑳備品費	99,000	庁用器具費	98,000				
				図書費	1,000		
歳出合計	2,565,704,000	1,969,000	2,567,673,000				

歳入出差引残金なし

土地所在	町名	地番	土地所有者氏名
白鳥九野町	尾長町	一三〇ノ四	秋田千代子
富士見町	富士見町	二九四ノ一	津田野八郎
下流川町	下流川町	二外一筆	岩倉 毅
中島本町	中島本町	一〇五ノ一三	般舟寺
段原大畑町	段原大畑町	三ノ二外一筆	月下儀平
同町	同町	四七ノ二外一筆	木村常吉
平塚町	平塚町	四五ノ一外二筆	木村常吉

廣島市告示第百三十号
昭和二十九年十一月三十日
広島市長 浜井信三

第五十一回仮換地予定地変更指定の発表について
一 広島平和記念都市建設事業東部復興土地区画整理施行に伴う左記の土地は、土地区画整理委員会の諮問を経て仮換地予定地が変更決定したから、関係者は、東部復興事務所まで詳細承知されたい。

二 土地所有者に対する仮換地予定地の指定通知書は、土地所有者を提出済のもののみ送達する。なお、土地所有者がまだ提出していないものは、至急提出されたい。

三 今回発表の土地を売却又は譲渡するときは、事前に必ず東部復興事務所と協議の上取り運び願いたい。万一連絡がない場合は、決定した仮換地予定地を取り消すことになることがあるから、是非連絡方実行されたい。

四 前記仮換地予定地の使用開始の時期及び借地権その他の権利については追って指定する。

広島市告示第百二十九号

十一月二十九日市議会の議決を経た、昭和二十九年年度広島市歳入出予算追加の要領は次の通りである。この予算は即日施行する。

昭和二十九年十一月二十九日

広島市長 浜井信三

昭和29年度広島市歳入出予算追加

歳入

款項目	前回までの累計額	追加予算額	計	各目明細	
				節金額	附記
7 県支出金	25,167,000	1,969,000	27,136,000		
1 県交付金	11,213,000	1,969,000	13,182,000		
1 交付金	11,213,000	1,969,000	13,182,000	①交付金 1,969,000	県知事選挙公営交付金 200,000 県知事選挙執行交付金 1,769,000
歳入合計	2,565,704,000	1,969,000	2,567,673,000		

歳出

款項目	前回までの累計額	追加予算額	計	各目明細	
				節金額	附記
12 選挙費	12,319,000	1,969,000	14,288,000		
4 県知事選挙公営費	—	200,000	200,000		
1 諸手当	—	9,000	9,000	⑤職員手当 9,000	超過勤務手当 9,000
2 報償費	—	11,000	11,000	⑥報償費 11,000	謝金及び賞与 11,000
3 賃金	—	21,000	21,000	⑨賃金 21,000	臨時雇員給 21,000 1人260円延80人分
4 需用費	—	159,000	159,000		
				⑪消耗品費 61,000	文具費 29,000 消耗機材費 31,000 諸費 1,000
				⑫燃料費 16,000	燃料費 16,000
				⑭印刷製本費 1,000	印刷製本費 1,000
				⑮光熱水料 1,000	光熱水料 1,000
				⑯通信運搬費 5,000	通信運搬費 5,000
				⑰広告料 1,000	広告料 1,000
				⑱借料及び損料 55,000	会場その他借上料 55,000
				⑲修繕料 10,000	修繕料 10,000
				⑳備品費 9,000	庁用器具費 9,000
5 県知事選挙執行費	—	1,769,000	1,769,000		
1 報酬	—	88,000	88,000	①報酬 88,000	管理者及び立会人報酬 88,000
2 諸手当	—	300,000	300,000	⑤職員手当 300,000	超過勤務手当 300,000
3 旅費	—	8,000	8,000	④旅費 8,000	市内出張費 8,000
4 報償費	—	460,000	460,000	⑥報償費 460,000	謝金及び賞与 460,000

同町	一三〇ノ三	宮川公正
比治山本町	一四二ノ一	大藏省
皆実町一丁目	廣島	廣島県
大手町九丁目	二二四ノ二七	棚田三市
外一筆	一〇八五ノ七	岡田利曉

関係図書縦覧場所

廣島市基町一番地
廣島市建設局東部復興事務所

廣島市告示第百三十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十九条第一項但書及び第二項但書の規定による建築許可に付いて、同法第五十四条第一項の規定に基き次のように公開による聴聞を行う。
昭和二十九年十一月三十日
廣島市長 浜井信三

- 一 開催日時 昭和二十九年十二月三日 午前十時
開催場所 廣島市国泰寺町三十九番地
申請者住所 廣島市庁舎内市長公室
- 二 申請者住所 廣島市大芝町二、三三三番地
申請者氏名 田中太二郎
- 三 建築場所 廣島市大芝町二、三三三番地
- 四 用途概要 石油貯蔵庫(地下槽)
- 五 容量 ガソリン 三、四〇〇リットル
- 六 地域 住居地域
- 七 理由 当該建築物は、建築基準法第四十九条第一項(別表第一の項第一号(の項第二号))の建築制限に該当するが同条同項但書の規定に基き許可に關し行ふものである。
- 八 開催日時 昭和二十九年十二月三日 午後二時

- 二 開催場所 廣島市国泰寺町三十九番地
申請者住所 廣島市庁舎内市長公室
- 三 申請者住所 廣島市油屋町四六番地
- 四 申請者氏名 宮田一雄
- 五 建築場所 廣島市舟入町三九番地の二
- 六 用途概要 石油貯蔵庫(地下槽)
- 七 容量 ガソリン一〇、〇〇〇リットル
軽油 六、〇〇〇リットル
油 六、〇〇〇リットル
- 八 理由 当該建築物は建築基準法第四十九条第二項(別表第一の項第一号(の項第二号))の建築制限に該当するが同条同項但書の規定に基き許可に關し行ふものである。

廣島市告示第百三十四号

左記の通り定例廣島市議会を招集する。
昭和二十九年十二月十一日
廣島市長 浜井信三

- 一 開催日時 昭和二十九年十二月六日 午前十時
開催場所 廣島市国泰寺町三十九番地
申請者住所 廣島市庁舎内市長公室
- 二 申請者住所 廣島市似島町家下六二五番地
申請者氏名 沖野一市
- 三 建築場所 廣島市三川町二五の一番地
- 四 用途概要 石油貯蔵庫(地下槽増設)
- 五 容量 軽油 六、〇〇〇リットル
- 六 地域 商業地域
- 七 理由 当該建築物は建築基準法第四十九条第二項(別表第一の項第一号(の項第二号))の建築制限に該当するが同条同項但書の規定に基き許可に關し行ふものである。
- 八 開催日時 昭和二十九年十二月六日 午後二時
開催場所 廣島市国泰寺町三十九番地
申請者住所 廣島市庁舎内市長公室
- 九 申請者住所 廣島市西白鳥町一五一番地
申請者氏名 山崎金一
- 十 建築場所 廣島市西白鳥町一四一番地

- 六 用途概要 製材工場、木造平家建八九、五五六坪、動力延五・六馬力
- 七 地域 住居地域
- 八 理由 当該建築物は建築基準法第四十九条第一項(別表第一の項第二号)の建築制限に該当するが、同条同項但書に基き許可に關し行ふものである。

- 一 開催日時 昭和二十九年十二月十五日 午後二時
開催場所 廣島市国泰寺町三十九番地
申請者住所 廣島市庁舎内市長公室
- 二 申請者住所 廣島市紙屋町九番地
申請者氏名 ゼネラル物産株式会社
- 三 申請者氏名 廣島営業所長 荻野義丸
- 四 建築場所 廣島市宇品町東有埋立地一三二八
- 五 用途概要 自動車車庫、木造平家建三九平方メートル

◎教育委員会事項

廣島市教育委員会告示第二十二号

公職選挙法施行令第百二十一号第一項の規定による選挙運動のためにする個人演説会の施設の公營のために納付すべき費用の額(昭和二十九年六月三十日廣島市教育委員会告示第十一号の三)の一部を次の通り改める。
昭和二十九年十一月十一日
廣島市教育委員会 副委員長 勝亦大平

第一条の一、照明中、牛田、尾長、矢賀、青崎、段原、仁保、大河、宇品、似島、白鳥、磯町、袋町、中島、広瀬、江波、三條、大芝及び似島学園の各小学校並びに段原、江波、庚午、中広、国泰寺、青崎及び二葉の各中学校の項を次のように改める。

廣島市立牛田小学校 音楽教室	廊下を 使用しない	四九・五坪につき百しよく光八灯
廣島市立尾長小学校 図書館	廊下を 使用しない	二〇坪につき四〇しよく光七灯
併 士 控 室	三坪につき六〇しよく光一灯	
併 士 控 室	三坪につき百しよく光四灯	
廣島市立矢賀小学校 普通教室	廊下を 使用する	一六坪につき百しよく光四灯

- 一 開催日時 昭和二十九年十二月十六日午前九時三十分
開催場所 廣島市国泰寺町三十九番地
申請者住所 廣島市庁舎内市長公室
- 二 申請者住所 廣島市仁保町青崎八五番地

◎教育委員会事項

廣島市告示第百三十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十九条第一項但書、第二項但書及び第三項但書の規定による建築許可に付いて、同法第五十四条第一項の規定に基き次のように公開による聴聞を行う。
昭和二十九年十二月十二日
廣島市長 浜井信三

- 一 開催日時 昭和二十九年十二月十五日 午前十時
開催場所 廣島市国泰寺町三十九番地
申請者住所 廣島市庁舎内市長公室
- 二 申請者住所 廣島市大手町一丁目六番地
申請者氏名 大成建設株式会社
廣島支店長 可児 毅
- 三 建築場所 廣島市大手町九丁目 二二四番地
- 四 用途概要 自動車車庫、鉄筋コンクリート造平家建、六四平方メートル
- 五 地域 住居地域
- 六 理由 当該建築物は、建築基準法第四十九条第一項(別表第一の項第四号)の建築制限
- 七 開催日時 昭和二十九年十二月十五日 午後二時

廣島市立青崎小学校 総合研究室	廊下を 使用しない	一三三坪につき百しよく光二四灯
併 士 控 室	三、五坪につき百しよく光一灯	
併 士 控 室	一、五坪につき六〇しよく光一灯	
廣島市立段原小学校 仮講堂	廊下を 使用しない	四五坪につき百しよく光一灯
併 士 控 室	一〇坪につき照明なし	
併 士 控 室	二〇坪につき照明なし	
廣島市立仁保小学校 講堂	廊下を 使用しない	一五〇坪につき百しよく光三〇灯
併 士 控 室	八坪につき百しよく光二灯	
併 士 控 室	一四坪につき百しよく光一灯	
廣島市立大河小学校 講堂	廊下を 使用しない	一三五、六坪につき百しよく光二七灯
併 士 控 室	四坪につき百しよく光二灯	
併 士 控 室	二坪につき百しよく光一灯	
廣島市立宇品小学校 講堂	廊下を 使用しない	一二坪につき二百しよく光九灯

便	士	控	室	所	一〇坪につき照明なし
便	士	控	室	廊下を 使用しない	二八、五坪につき百しよく光四灯
便	士	控	室	所	二六、一二五坪につき百しよく光六灯
便	士	控	室	所	一〇坪につき四〇しよく光二灯
同条の二 演壇中、牛田、尾長、青崎、段原、宇品、似島、鞆町、袋町、天満及び大芝の各小学校並びに段原、庚午、中広及び青崎の各中学校の項を次のように改める。					
広島市立牛田小学校	音楽教室				
広島市立尾長小学校	図書館				
広島市立青崎小学校	総合研究室				
広島市立段原小学校	仮講堂				
広島市立宇品小学校	講堂				
広島市立似島小学校	図書室				
広島市立鞆町小学校	音楽教室				
広島市立袋町小学校	普通教室				
広島市立天満小学校	総合教室				
広島市立大芝小学校	総合教室				
広島市立段原中学校	雨天体操場				
広島市立庚午中学校	音楽教室				
広島市立中広中学校	被服教室				
広島市立青崎中学校	音楽教室				

便	士	控	室	所	廊下を使用しない	腰掛二〇脚
便	士	控	室	所	廊下を使用しない	腰掛(一人用)五〇脚
便	士	控	室	所	廊下を使用する	腰掛(一人用)三六脚
便	士	控	室	所	廊下を使用しない	腰掛(三人用)二〇〇脚
便	士	控	室	所	廊下を使用しない	腰掛一〇〇脚
便	士	控	室	所	廊下を使用しない	腰掛七〇脚
便	士	控	室	所	廊下を使用しない	腰掛一〇〇脚
便	士	控	室	所	廊下を使用しない	腰掛五〇人分
便	士	控	室	所	廊下を使用しない	腰掛五〇机二五
便	士	控	室	所	廊下を使用しない	腰掛六四机三一
便	士	控	室	所	廊下を使用しない	腰掛(三人用)九〇脚
便	士	控	室	所	廊下を使用しない	腰掛二〇〇脚
便	士	控	室	所	廊下を使用しない	腰掛三〇脚
便	士	控	室	所	廊下を使用しない	腰掛(二人用)三〇脚
便	士	控	室	所	廊下を使用しない	腰掛六五脚
便	士	控	室	所	廊下を使用しない	腰掛付生徒机六四脚
便	士	控	室	所	廊下を使用しない	小腰掛一〇〇脚
同条の四 弁士控室中、尾長、矢賀、青崎、段原、宇品、鞆町、袋町、中広、広瀬、江波、天満、大芝、古田及び似島学園の各小学校並びに段原、庚午、中広、二葉及び大手町の各中学校の項を次のように改める。						
広島市立尾長小学校	図書館事務室					図書机一 椅子三

便	士	控	室	所	四坪につき百しよく光二灯
便	士	控	室	所	八坪につき百しよく光一灯
便	士	控	室	所	二〇坪につき六〇しよく光四灯
便	士	控	室	所	二〇坪につき六〇しよく光四灯
便	士	控	室	所	五坪につき六〇しよく光一灯
便	士	控	室	所	一九、三坪につき百しよく光三灯
便	士	控	室	所	二八坪につき百しよく光八灯
便	士	控	室	所	一二坪につき四〇しよく光一灯
便	士	控	室	所	三四、八坪につき百しよく光八灯
便	士	控	室	所	三坪につき百しよく光一灯(配線)
便	士	控	室	所	三坪につき百しよく光一灯
便	士	控	室	所	一一坪につき百しよく光二灯
便	士	控	室	所	一一坪につき百しよく光二灯
便	士	控	室	所	七坪につき百しよく光二灯
便	士	控	室	所	二五坪につき六〇しよく光四灯
便	士	控	室	所	八坪につき六〇しよく光一灯
便	士	控	室	所	一〇坪につき照明なし
便	士	控	室	所	四〇坪につき百しよく光十二灯
便	士	控	室	所	二〇坪につき四〇しよく光六灯
便	士	控	室	所	一〇坪につき六〇しよく光二灯
便	士	控	室	所	二〇坪につき百しよく光二灯
便	士	控	室	所	一一坪につき百しよく光二灯
便	士	控	室	所	二坪につき百しよく光二灯
便	士	控	室	所	一五〇坪につき百しよく光二五灯

便	士	控	室	所	廊下を使用しない	二六坪につき照明なし
便	士	控	室	所	廊下を使用しない	一七〇坪につき百しよく光二二灯
便	士	控	室	所	四坪につき百しよく光一灯	
便	士	控	室	所	一三坪につき照明なし	
便	士	控	室	所	二坪につき照明なし	
便	士	控	室	所	一三五坪につき照明なし	
便	士	控	室	所	三三坪につき百しよく光六灯	
便	士	控	室	所	二四坪につき照明なし	
便	士	控	室	所	二〇坪につき百しよく光五灯(配線)	
便	士	控	室	所	二〇坪につき百しよく光二灯	
便	士	控	室	所	二〇坪につき照明なし	
便	士	控	室	所	一四坪につき照明なし	
便	士	控	室	所	二二坪につき六〇しよく光六灯	
便	士	控	室	所	二二坪につき六〇しよく光六灯	
便	士	控	室	所	一〇坪につき六〇しよく光二灯	
便	士	控	室	所	七坪につき六〇しよく光二灯	
便	士	控	室	所	三五坪につき百しよく光一灯	
便	士	控	室	所	一一坪につき百しよく光二灯	
便	士	控	室	所	一九坪につき百しよく光六灯	
便	士	控	室	所	一四、五坪につき百しよく光二灯	
便	士	控	室	所	一九、二五坪につき百しよく光四灯	
便	士	控	室	所	一〇坪につき百しよく光二灯	

広島市立矢賀小学校普通教室をこれに充てる	椅子五
広島市立青崎小学校総合研究室控室をこれに充てる	
広島市立段原小学校仮講堂舞台を仕切つてこれに充てる	
広島市立宇品小学校講堂控室をこれに充てる	椅子五
広島市立磯町小学校音楽室前廊下を仕切つてこれに充てる	
広島市立段原小学校校長室をこれに充てる	
広島市立中島小学校教材準備室をこれに充てる	椅子五
広島市立天満小学校総合教室控室をこれに充てる	
広島市立大芝小学校総合教室控室をこれに充てる	
広島市立古田小学校普通教室をこれに充てる	机一
広島市立段原中学校理科実験室をこれに充てる	卓子一 椅子五
広島市立庚午中学校柔道教室をこれに充てる	柔道畳敷 椅子四
広島市立中広中学校校長室をこれに充てる	
広島市立二葉中学校音楽教室をこれに充てる	腰掛七〇
広島市立大手町中学校校長室をこれに充てる	卓子四 椅子一五
同条の六 便所中、牛田、荒神町、尾長、矢賀、青崎、段原、大河、宇品、白島、中島、江波、大芝及び似鳥学園の各小学校並びに江波、庚午、中広、国泰寺、青崎及び二葉の各中学校の項を次のように改める	
広島市立牛田小学校	校舎の北側
荒神町	講堂の北側
尾長	校舎の南側

広島市立矢賀小学校	校舎の西側
青崎	総合研究室の北及び西側
段原	校舎の北側
大河	講堂内の東側
宇品	講堂の東側
白島	校舎の北側
中島	校舎の西北側
江波	校舎の北側
大芝	校舎の西側
似鳥学園	校舎の東側
江波中学校	校舎の東側
庚午	校舎の西側
中広	南校舎の東側
国泰寺	校舎内の北側
青崎	校舎の南側
二葉	北校舎の北側
同条の七	
1 照明中、荒神町、仁保、大河、楠那、磯町、大芝及び己斐の各小学校並びに段原中学校の項を次のように改め、矢賀、段原、千田、中島及び天満の各小学校を加える。	
広島市立荒神町小学校普通教室	廊下を使用する 二〇坪につき百しよく光二灯
弁士控室	三坪につき百しよく光一灯
広島市立仁保小学校理科教室	廊下を使用する 二七坪につき百しよく光八灯
弁士控室	二七坪につき百しよく光二灯

広島市立大河小学校 作法室	廊下を使用する 二〇坪につき百しよく光四灯
弁士控室	七坪につき百しよく光一灯
広島市立福那小学校 普通教室	廊下を使用しない 二〇坪につき百しよく光二灯
弁士控室	二〇坪につき百しよく光一灯
広島市立磯町小学校 普通教室	廊下を使用しない 二〇坪につき百しよく光一灯
弁士控室	二七、四坪につき百しよく光二灯
広島市立大芝小学校 理科教室	廊下を使用しない 三六坪につき百しよく光一灯
弁士控室	三六坪につき百しよく光一灯
広島市立己斐小学校普通教室	廊下を使用する 二〇坪につき百しよく光一灯
弁士控室	二〇坪につき百しよく光四灯(配線)
広島市立段原中学校 普通教室	廊下を使用する 二〇坪につき百しよく光四灯
弁士控室	一八坪につき百しよく光四灯
広島市立段原小学校 普通教室	廊下を使用しない 二〇坪につき百しよく光一灯
弁士控室	二〇坪につき百しよく光一灯
広島市立宇品小学校 普通教室	廊下を使用する 一八坪につき百しよく光四灯
弁士控室	一八坪につき百しよく光一灯
広島市立千田小学校 普通教室	廊下を使用しない 二〇坪につき百しよく光二灯
弁士控室	二〇坪につき百しよく光二灯
広島市立中島小学校 普通教室	廊下を使用しない 二五坪につき百しよく光二灯(配線)
弁士控室	八坪につき百しよく光一灯
広島市立天満小学校 普通教室	廊下を使用しない 一八坪につき百しよく光三灯

広島市立仁保小学校 理科教室	廊下を使用する 一八坪につき百しよく光三灯
弁士控室	
2 演壇中、仁保、大河、楠那及び大芝の各小学校並びに段原中学校の項を次のように改め、矢賀、段原、宇品、千田、中島及び天満の各小学校を加える。	
広島市立仁保小学校 理科教室	廊下を使用する 一八坪につき百しよく光三灯
大河	作法室
楠那	特別室
大芝	理科教室
段原中学校	普通教室
矢賀小学校	普通教室
段原	普通教室
宇品	普通教室
千田	普通教室
中島	普通教室
天満	普通教室
3 職衆席中荒神町、仁保、大河、楠那、大芝及び己斐の各小学校並びに段原中学校の各項を次のように改め、矢賀、段原、宇品、磯町、千田、中島及び天満各小学校を加える。	
広島市立荒神小学校 普通教室	廊下を使用する 腰掛五五 児童机二八
仁保	理科教室 廊下を使用する 腰掛七二 実験机一二
広島市立大河小学校 作法室	廊下を使用する 長腰掛二〇
楠那	特別室 廊下を使用しない 腰掛(五人掛)一〇 長机九
大河	理科教室 廊下を使用しない 腰掛四〇
己斐	普通教室 廊下を使用する 腰掛五七 児童机二九
段原中学校 普通教室	廊下を使用する 腰掛五五 生徒机五五

段原小学校	仮講堂	四五	四九〇	一、〇九九	一、〇九九
仁保小学校	講堂	二〇	四九〇	一、〇九九	一、〇九九
大河小学校	理科室	二七	四九〇	一、〇九九	一、〇九九
宇品小学校	講堂	一三五、六	四九〇	一、〇九九	一、〇九九
似島小学校	作法室	二〇	四九〇	一、〇九九	一、〇九九
白鳥小学校	講堂	一八	四九〇	一、〇九九	一、〇九九
似島小学校	図書室	二〇	四九〇	一、〇九九	一、〇九九
白鳥小学校	普教	一九、三	四九〇	一、〇九九	一、〇九九
磯町小学校	普教	三四、八	四九〇	一、〇九九	一、〇九九
袋町小学校	普教	一七、四	四九〇	一、〇九九	一、〇九九
牛田小学校	普教	一八	四九〇	一、〇九九	一、〇九九
中島小学校	普教	二一	四九〇	一、〇九九	一、〇九九
中島小学校	普教	二五	四九〇	一、〇九九	一、〇九九
中島小学校	普教	二五	四九〇	一、〇九九	一、〇九九
廣瀬小学校	普教	二五	四九〇	一、〇九九	一、〇九九
廣瀬小学校	普教	四〇	四九〇	一、〇九九	一、〇九九
天満小学校	普教	四〇	四九〇	一、〇九九	一、〇九九
天満小学校	普教	一五〇	四九〇	一、〇九九	一、〇九九
大芝小学校	普教	一八	四九〇	一、〇九九	一、〇九九
大芝小学校	普教	一七〇	四九〇	一、〇九九	一、〇九九

己斐小学校	講堂	二六	四九〇	一、〇九九	一、〇九九
段原中学校	雨天体操場	二〇	四九〇	一、〇九九	一、〇九九
庚午中学校	普教	二三五	四九〇	一、〇九九	一、〇九九
中広中学校	普教	二二、五	四九〇	一、〇九九	一、〇九九
國泰寺中学校	被服室	三五	四九〇	一、〇九九	一、〇九九
青崎中学校	普教	一九	四九〇	一、〇九九	一、〇九九
二葉中学校	音楽室	一九、二五	四九〇	一、〇九九	一、〇九九
二葉中学校	普教	三八、五	四九〇	一、〇九九	一、〇九九

選挙管理委員会事項

左のとおり廣島市選挙管理委員会を招集する。
 昭和二十九年十一月二十九日
 廣島市選挙管理委員会
 委員長 平井 憲太郎

廣島市選挙管理委員会
 委員 井 憲太郎
 一、招集日時 昭和二十九年十二月二日 午後四時
 一、招集場所 廣島市役所
 一、議題
 1 昭和二十九年九月十五日現在で調製した基本選挙人名簿に対する異議の申し立て決定について。
 2 昭和二十九年十一月十七日現在で調製した補充選挙人名簿に対する異議の申し立て決定について。

廣島市東部開票区開票管理者
 皆実町三丁目 丹羽 諦 順
 開票の日時 昭和二十九年十二月八日 午前八時
 開票の場所 廣島市荒神町小学校
 廣島市東部開票区開票告示第一号
 昭和二十九年十二月七日執行の廣島県知事選挙につき
 中部開票区開票の場所及び日時を次の通り定める。
 昭和二十九年十二月二日

廣島市中部開票区開票管理者
 白鳥西中町 加藤 政 夫
 開票の日時 昭和二十九年十二月八日 午前八時
 開票の場所 廣島市中央公民館
 廣島市中部開票区開票告示第一号
 昭和二十九年十二月七日執行の廣島県知事選挙につき
 西部開票区開票の場所及び日時を次の通り定める。
 昭和二十九年十二月二日

廣島市西部開票区開票管理者
 己斐町 徳永 健 三
 開票の日時 昭和二十九年十二月八日 午前八時
 開票の場所 廣島市舟入小学校
 廣島市西部開票区開票告示第一号
 昭和二十九年十二月七日執行の廣島県知事選挙における
 矢賀投票区投票所を左の場所に設置する。
 昭和二十九年十二月二日

廣島市矢賀投票区投票管理者
 矢賀町 住田 春 男
 投票時間 午前七時から午後六時まで
 廣島市矢賀投票区投票告示第一号
 昭和二十九年十二月七日執行の廣島県知事選挙における
 尾長投票区投票所を左の場所に設置する。
 昭和二十九年十二月二日

廣島市尾長投票区投票管理者
 尾長町 奥田 弘
 投票時間 午前七時から午後六時まで
 廣島市尾長投票区投票告示第一号
 昭和二十九年十二月七日執行の廣島県知事選挙における
 愛宕投票区投票所を左の場所に設置する。
 昭和二十九年十二月二日

廣島市愛宕投票区投票管理者
 若草町 岡田 繁
 投票時間 午前七時から午後六時まで
 廣島市愛宕投票区投票告示第一号
 昭和二十九年十二月七日執行の廣島県知事選挙における
 二葉投票区投票所を左の場所に設置する。
 昭和二十九年十二月二日

廣島市二葉投票区投票管理者
 若草町 奥田 一 平
 投票時間 午前七時から午後六時まで
 廣島市二葉投票区投票告示第一号
 昭和二十九年十二月七日執行の廣島県知事選挙における
 荒神投票区投票所を左の場所に設置する。
 昭和二十九年十二月二日

廣島市荒神投票区投票管理者
 西盤屋町 川本 照 男
 投票時間 午前七時から午後六時まで
 廣島市荒神投票区投票告示第一号
 昭和二十九年十二月七日執行の廣島県知事選挙における
 大洲投票区投票所を左の場所に設置する。
 昭和二十九年十二月二日

廣島市大洲投票区投票管理者
 東雲町 渡辺 良 一
 投票時間 午前七時から午後六時まで
 廣島市大洲投票区投票告示第一号
 昭和二十九年十二月七日執行の廣島県知事選挙における
 青崎投票区投票所を左の場所に設置する。
 昭和二十九年十二月二日

廣島市青崎投票区投票管理者
 安芸郡船越町 梶井 政 次
 投票時間 午前七時から午後六時まで
 廣島市青崎投票区投票告示第一号
 昭和二十九年十二月七日執行の廣島県知事選挙における
 向洋投票区投票所を左の場所に設置する。
 昭和二十九年十二月二日

廣島市向洋投票区投票管理者
 安芸郡府中町 石田 貞 夫
 投票時間 午前七時から午後六時まで
 廣島市向洋投票区投票告示第一号
 昭和二十九年十二月七日執行の廣島県知事選挙における
 仁保投票区投票所を左の場所に設置する。
 昭和二十九年十二月二日

廣島市仁保投票区投票管理者
 東雲町 馬場 積
 投票時間 午前七時から午後六時まで
 廣島市仁保投票区投票告示第一号
 昭和二十九年十二月七日執行の廣島県知事選挙における
 淵崎投票区投票所を左の場所に設置する。
 昭和二十九年十二月二日

廣島市淵崎投票区投票管理者
 東雲町 馬場 積
 投票時間 午前七時から午後六時まで
 廣島市淵崎投票区投票告示第一号
 昭和二十九年十二月七日執行の廣島県知事選挙における
 淵崎投票区投票所を左の場所に設置する。
 昭和二十九年十二月二日

廣島市淵崎投票区投票管理者
 東雲町 馬場 積
 投票時間 午前七時から午後六時まで
 廣島市淵崎投票区投票告示第一号
 昭和二十九年十二月七日執行の廣島県知事選挙における
 淵崎投票区投票所を左の場所に設置する。
 昭和二十九年十二月二日

廣島市淵崎投票区投票管理者
 東雲町 馬場 積
 投票時間 午前七時から午後六時まで
 廣島市淵崎投票区投票告示第一号
 昭和二十九年十二月七日執行の廣島県知事選挙における
 淵崎投票区投票所を左の場所に設置する。
 昭和二十九年十二月二日

人口	世帯		区分	増		加		減		差引増	十一月末現在数
	男	女		転入	出生	計	転出	死亡	計		
計	17,471	17,110	十月末現在数	1,103	1	1,104	633	5	628	476	17,587
男	17,471	17,110	十月末現在数	1,103	1	1,104	633	5	628	476	17,587
女	17,110	17,110	十月末現在数	1,103	1	1,104	633	5	628	476	17,587
計	17,471	17,110	十月末現在数	1,103	1	1,104	633	5	628	476	17,587

住民登録人口及び世帯数について

(昭和二十九年十一月末現在)

主事に補する
宮本忠治
山野忠
佐藤蘭市
丹藤公一
浜本亥三郎
技術吏員
中野松枝
高橋直人
広島市事務吏員に任命する
事務吏員
金満昭和
門田高亨
事務吏員
神田元美
坂本美代子
吉本義登
田中勝義
浜田繁士
曾里忠悟
山下忠之
山本毅彦
後藤文彦
技術吏員
竹本毅彦
西保健所長兼務を命ずる
西保健所予防課長事務取扱を命ずる
西保健所予防課長事務取扱を命ずる
社会保険広島市民病院副院長を命ずる
小児科部長兼務を命ずる
技術吏員
河野義夫

社会保険広島市民病院副院長を命ずる
内科部長兼務を命ずる
事務吏員
三好利三郎
喜生園事務長を命ずる
事務吏員
宮本光夫
休職の期間を昭和三十年五月三十一日まで更新する
一般職の職員に給与に関する条例第十三条の二第二項により昭和三十年五月三十一日まで給料扶養手当及び勤務手当のそれぞれ百分の八十を支給する
技術吏員
久保辰二
休職の期間を昭和三十年二月二十八日まで更新する
一般職の職員に給与に関する条例第十三条の二第二項により昭和三十年二月二十八日まで給料及び勤務手当のそれぞれ百分の八十を支給する
(以上十二月一日)
技術吏員
松本正夫
建設局管轄課工事係長を命ずる
技術吏員
丸一輝夫
建設局管轄課計画係長を命ずる
技術吏員
古賀公一
西保健所予防課兼務を命ずる
技術吏員
林和夫
広島市技術吏員に任命する
技術吏員に補する
八級四号給を給する
西保健所予防課勤務を命ずる
(以上十二月十五日)

◎雑報

戸籍上の市勢について (昭和二十九年十一月分)

種別	婚姻		出生		死亡		前年同件数	増減
	件数	最大	件数	最大	件数	最大		
婚姻	37	33	35	33	27	20	35	△
出生	35	33	35	33	27	20	35	△
死亡	27	20	27	20	27	20	27	△

一 市内の出生と死亡から見た増数
男、一四六人 女、一〇〇人 計二五六人
一日平均八、五三人
二 前年右同
男、一二五人 女、一二八人 計二五三人
三 () は、事件発生地から本籍地である本市へ郵送届出たもの
婚姻、離婚、出生、死亡は、三十日分、その他は二十四日分で計算したもの